滿鐵調查資料第百四編

滿蒙要覽

南滿洲鐵道株式會社
庶務部調査課

正誤表

頁	誤	正
五頁七行	三省接内古未開放地	三省接壤内蒙古未開放地
五頁八行	七八四三二	七五三九二
六頁四行	に伍し	に位し
一七頁六行	入にあり	入寇あり
五五頁上欄十二行	出布の	公布の
五五頁上欄二十二行	蒙蘇	蒙藏
八一頁一行	日本	日支
三〇八頁七行	業鑛	鑛業

備考　七〇頁第四項は第二節に附屬するものである。

凡例

一、本書は滿蒙各般事情の現勢概要を紹介するを目的とし、從來發表された本社内外の各種出版物の記事論說に據り作成したものであるが當課の調査報告並に調査時報記事を以て基本とするものである。

二、各般事情の敍述に悉く詳密を極むるは元より斯る小册子の成し能はざる所であるが今後の訂正補足によつて一層內容の整備を期し度い。此に本書に引用せる各種參考資料の筆者に對し厚く謝意を表すると共に深く諸賢の叱正を仰ぐ次第である。

一、編纂擔當者　課員　原　武

昭和四年六月

庶務部調査課


關東州略圖
MAP OF KWANTONG
普蘭店
貔子窩
金州
大連
旅順
柳樹屯
水師營
石河
十三里堡
二十里台
金州驛
登沙河
大沙河
大長山島
小長山島
南三山島
廣鹿島
海洋島
獐子島
西中島
鳳鳴島
交流島
小平島
老虎灘
柏嵐子

滿鐵庶務部調査課

目次


滿蒙略圖
MAP OF MANCHURIA
吉林省
遼寧
黑
朝鮮
記號
國界線
省界線
道界線
租借地界線
萬里長城
長柵
既設鐵道
工事中鐵道
輕便鐵道
首都(北平)
省長所在地
道尹所在地
著名地
礦山
道路

一

滿蒙要覽目次

附　錄

滿蒙要覽

緒言　滿洲の回想

明治廿八年五月八日支那山東省の一角芝罘港の空はまだ雨季には間があるのに暗雲低くむらがつて人の心持を重苦しいものとしたが、空を蔽ひしは雲にあらず、港內に浮ぶ艨艟の空に嘯く煤煙であつた。卽ち當日の日淸媾和條約批准交換に反對する所の露佛獨三國の軍艦が船體を灰色に塗りかへ、黑煙を天に吐いて戰鬪準備既に成れりと威嚇を試みつゝあつたのである。批准交換はともかく終了したが、三國の干涉は遂に日本をして國民の痛憤裡に遼東半島を支那に還付せしむると共に「滿洲」をして國際的意識の舞臺に上らしめたのであつた。次で十年を經過して日露戰役は行はれた。露西亞の東方侵略主義と日本の生存權確保の主張とは遂に滿洲の野に兵火を交へしむるに至り「東を指して翔ける鷲」「黑い雲と暗い月」「赤い夕日と野末の石の下」等の形容句が日本國民の胸奧に陰慘と悲壯とを織りまぜた滿洲感を植付けた。戰後日本國民の凱歌の犧牲者となつた無名戰士の紀念碑も滿洲の丘に野に建てられたが戰士の功績を今日如實に物語るは南北六百九十哩蜿蜒として地に擴る滿鐵線のレールである。爾來二十年間に於る日本の新開地經營は當時の荒野寒村に街路樹の列も美しい大連、奉天長春等の大市街を現出せしめ旅順を櫻の名所に金州を林檎の名產地に變へ關東州と其の接壤地をして

昭和二年現在關東州内に於る年産額
穀類二百二十四萬石
蔬菜六千七百萬斤
果物三百七十四萬斤、
工業製品一億五百萬圓、
漁獲高三百五十萬圓
製鹽高五億萬斤

春種一粒玉蜀、秋收萬夥子、四海無閑地、農夫無餓死（春に下した一粒も秋は垂り穗の幾千倍、いづこも同じ畑つゞき、うれし百姓も太平樂）と内亂の兵火より免れ得る支那農民の歌聲も長閑な鼓腹擊壤の樂土たらしむるに至つた。

然し日本が滿洲開拓にいそしむ間に國際的に歩み來つた道は決して坦々たるものでなかつた。米國鐵道王ハリマンの滿鐵買收計畫、一九〇九年の米國々務卿ノックスの滿洲諸鐵道中立案、錦瑷鐵道建設計畫等米國の經濟的挑戰に絶えず接し石井、ランシング協商、對支借款團に對する滿蒙除外要求、華府會議に於る我全權の聲明等外交々涉に心を勞し次第に露西亞の赤化政策と支那の排外的利權恢復運動に直面するに至つたのである。

昨民國十七年春頃より南方北伐軍の優勢は國民黨の東三省征服の實現可能なるを思はしめたが奉天軍の敗北の結果十二月二十九日より滿蒙の天地には一齊に青天白日旗北風にはためき五色旗は古新聞の様に棄てられ東三省の國民黨化は此に具體化し始めた。斯て東三省政治様式の改造政權の南方移轉に伴ひ國民黨の利權回復政策による滿鐵回收の宣傳、吉會線敷設反對運動、關東州輸出入附加稅課徵運動が擡頭し出したが支那は日本に對する一方、露西亞に對しても頻に利權回收運動を試み來り既に一九二〇年列國がシベリアに協同出兵せるに際し東支鐵道の投資者たる露亞銀行と同鐵道の管理に關する暫定追補契約を締結し更に二四年には東支鐵道讓渡に關する露奉協定を結び、二八年十二月には同鐵道のハルビン電話局を强力を以て回收し今年に入るや同鐵道の郵便局小包稅徵收權を回收し三月には同鐵道經營の獸醫課土地課を解散して支那側に引繼ぐべきを要求する迄に及んだ。然し此に注

意すべきは支那側の直接行動的利權回收運動裡に推移し來れる滿洲の現狀を顧慮する所無きアメリカの支那への投資的進出でありドル帝國主義の濶步である。即ち最近には米支政府間に短波長無線電信網完成の爲め借款契約は成立し、又米の資本により廣東、南京、北平間の郵便輸送をなすべき中國航空公司設立の計畫が具體化されつゝあり將來は奉天經由哈爾賓にも及ぼさるゝ由を傳へられ實現の曉は全支の空を米の資本が縱橫に跳梁するに至る事である。

以上吾人は過去の滿洲を回想し來つて斯の如き國際的環境に逢着せる滿洲に於て日本の生存權主張に基く發展と支那の利權恢復運動とを調和せしめ之を日支共立依存の理想へ近づかしむる方策如何は現下の大問題であることに想到したが、更に以下內蒙古を加へて篇を分ち章を設け其の政治、經濟事情の大要を觀察して見やう。

第一編　地文人文

第一章　地理

第一節　滿蒙の範圍人口南北滿洲の區域

第一項　概說

滿蒙とは滿洲、蒙古の總稱で支那本部の北及東北、北緯三十八度四十五分（金州半島南端）より五十三度三十分（黑龍江右岸）に亘り東經八十八度二十分（科布多西部）より百三十五度二十分（黑龍烏蘇里兩江の合流點）に連る地域を有し、其地形は東西に伸び南北に縮まり東南部は朝鮮に接し東北二方面は露領に連り西は甘肅省及伊犂に境し南部一帶は萬里の長城を以て支那本部に接してゐる。此に含れる地域の中、國民政府の統一前に於ては滿洲は行政上奉天省、吉林省、黑龍江省の三省に分たれ一に東三省と稱し蒙古は外蒙古と內蒙古とよりなり內蒙古は行政上熱河、察哈爾の二特別區域に分たれて居つた。國民政府北平征定後民國十七年九月、右行政區域の中熱河、察哈爾を共々省と爲し十八年三月より奉天省を遼寧省と改稱した。以下本書に所謂滿蒙とは日本に特殊關係ある東北四省（遼寧省、吉林省、黑龍江省、熱河省）を指して云ふことゝし次に其の面積、人口を揭げる。

東三省は面積に於て我國の一倍半、人口に於て我國の三分の一

	面積	人口	一方里人口
イ、遼寧省	一一、八六九方里	一四、四七六、六〇〇人	一、二一九
ロ、吉林省	一五、五八〇	八、五九二、二〇〇	五三七
ハ、黒龍江省	三七、七七五	四、九六五、六〇〇	一三一
計	六五、二二四	二八、〇三四、四〇〇	四四二
ニ、熱河省	一〇、一六八	四、五〇〇、〇〇〇	四一二
(三省接內、古未開放地)	三、〇四〇	?	—
合計(イ、ロ、ハ、ニ)	七八、四三二	三二、五四三、四〇〇	—

故に東三省の面積六萬五千餘方里は我國の全面積四萬三千餘方里の約一倍半に當る。

參考 一、尙東三省の人口に關しては各方面の調査皆其の數字を異にしてゐる、

(關東州を除く)	民國元年國務院統計局調査	昭和二年郵務管理局總局	昭和三年十二月作柄調査に關する滿鐵調査課推定
奉天省	一二、一三三、四〇三	一二、八二四、七七九	
吉林省	五、五八〇、〇三〇	九、二五八、六五五	二八、〇三四、四〇〇
黒龍江省	二、〇二八、七七六		
計	一九、七四二、二〇九	二二、〇八三、四三四	

參考　二、昭和四年毎日年鑑によれば日本内地人口、六〇、五二一、六〇〇（大正十五年十月一日調査）朝鮮人口、一九、一〇三、九〇〇（昭和元年十二月三十一日）臺灣人口、四、二四一、七五九（昭和元年十二月三十一日）

第二項　關東州及南滿鐵道附屬地

前記所謂滿蒙の中我租借地たる關東州は遼東半島の尖端に位し東は黄海に西は渤海に臨み普蘭店の北方長陽寺會附近より貔子窩の東方碧流河附近に至る線以南の土地竝に附近島嶼で東徑百二十一度四分五十七秒より百二十二度三十四分十五秒に至り北緯三十八度四十三分二十秒より三十九度三十三分三十七秒に及んでゐる。

南滿洲鐵道附屬地は大連長春間四百三十八哩、奉天安東間百六十一哩、其他旅順線、營口線、煙臺線、撫旅線、渾楡線、瓢兒屯線等六百九十四哩に渉る鐵道用地及市街用地であつて鐵道沿線の附屬地の境域は洲外に於ては鐵道の兩側を合せ概して六十二米（本線最廣四二六米最狹四二米六七、安奉線最廣三六米一、最狹一六米七六）であつて市街地其他特殊の事情ある地方に於ては廣濶なる境域を有してゐる。

面積人口共に昭和四年一月發行の關東廳要覽に依る

面積	關東州	鐵道附屬地	計（方里）
昭和二年	二二四・四九二	一七・〇〇二	二四一・四九四

人口（昭和三年十二月末）

大正十四年の國勢調査によれば關東州の人口一方里に付て三、四一一人、滿鐵附屬地は一七七六八人

警察署管轄別	戸數					人口				
	內地人	朝鮮人	支那人	外國人	計	內地人	朝鮮人	支那人	外國人	計
關東州	二三、六八〇	二三八	一〇八、〇九一	一四三	一三二、一五三	一〇〇、七八三	一、二六二	七二九、八三三	四九一	八三二、三五八
滿鐵附屬地	三二、二〇七	二、三八九	二〇、八五四	四七三	五五、九二三	九〇、三五〇	一一、〇四五	二一〇、二九一	一、七八八	三一三、四七四
領事館	一、五四六	七、二二三	—	—	八、七六九	五、二四三	三六、九七一	—	—	四二、二一四
總計	四七、四三三	九、八五〇	一二八、九四五	六一六	一九六、八四四	一九六、三七六	四九、二七八	九四〇、一二三	二、二七九	一、一八八、〇四六

第三項　南北滿洲の區域

吾等通俗に南滿といひ、北滿といふも其範圍に關して確然たる者があるのではない。言ふ者も漠然たるのみ、其解釋の區々たる者がある。今其主なる者を擧ぐれば次の如くである。

（一）省の境界に依つて區分せんとするもの

（イ）北滿……黑龍江省（面積　三七、七七五方里）
　　　南滿……遼寧、吉林省（同　二七、八四九方里）

（ロ）北滿……吉林、黑龍江省（同　五三、七五五方里）
　　　南滿……遼寧省（同　一一、八六九方里）

（二）地勢を標準として區分せんとするもの

北流する松花江と、南流する遼河、鴨綠江の各々流域を以つて南北滿洲を區分せんとする者にして其分水嶺は公主嶺附近となり、洮南、長春は北滿に入るであらう。

（三）鐵道の勢力圏に依つて區分せんとするもの

東支鐵道及南滿、吉長、四洮各鐵道の背後地を以て各々南北滿洲に區分せんとする者であつて、換言すれば、日露兩國の勢力圈を以て兩者の區別をなさんとする說にして、今日の如く露國の勢力驅逐せられたる時に於ては其適否を知るに苦む。

（四）貿易系統に依る區分

大連、營口、安東の背後地を南滿としポクラニチナヤ、滿洲里、其他北邊露領貿易市場の背後地を北滿とするものである。

（五）舊日露の勢力圈に依る區分

或は巷間傳ふる所によれば一九〇九年日露間に於て勢力圈に關する秘密協約を結んでゐたとの事であるが之に依れば琿春より鏡泊湖を經て、長棚と松花江の會合點を通じ、嫩江松花江の合流點を過ぎ洮兒河より索岳爾濟山に及ぶ一線を以て南北二分するものであるから中には南北滿洲の標準を之に求むるものである。

要するに此問題は猶未決定の儘に殘されて居ると言ふべきである。

第二節　地　勢

第一項　山　脈

大興安嶺を初め南滿洲の諸山脈、長白山脈等滿洲の山勢は何れも略北東より南西に並んでゐる、此事實は啻に滿洲のみならず東部亞細亞の大勢で日本諸島の造る線も亦同一の現象である。但小丘が上

述の方向と直角に卽ち北西より東南に走つてゐる例も無いとは云へぬ。長春公主嶺間に介在する小丘群の如きは是である。此の小丘群は分水嶺をなし以北の諸水は松花江に集り以南の諸水は悉く遼河又は鴨綠江に注いでゐる。前節の區分法による所謂南北滿洲の境界をなすものである。

第二項　河　流

河川の大なるは黑龍江及其支流たる松花江、嫩江、烏蘇里江、遼河、鴨綠江等あり而して幾多の小流支流が共間に介在してゐる。松花江の上流卽ち嫩江が南流する外は凡て滿洲の河川は共山勢に支配せられ遼河鴨綠江の如く南西に注ぐか松花江の如く北東に走るかを以て原則とし、黑龍江本流の中部が北西より東南に走る如きは小興安嶺の存在と此附近の地體構造上に基く所の例外をなすものである

滿洲の河川の日本と異る點は常に濁流をなす點である。此原因は乾燥少雨、加ふるに酷寒の季節長く溫度の變化による岩石の崩壞作用著しきことである。雨の少い滿洲の地表は著しく多量の粘土塵埃其他の微分子を保有してゐる。それが水量に比して多量に河水に混するが故に河の清む時はない。

湖沼は甚だ少い。平原地方殊に東部內蒙古地方には雨季にのみ出來る淺く且つ形狀不定の所謂一時的湖水が澤山ある。此水が蒸發すると天然曹達が採れる。永久的の湖水には浦鹽斯德の北方にある興凱湖、吉林の東方に於る鏡泊湖、滿洲の北西端、外蒙との境の呼倫池(ダライノール)及び貝爾池(ボイルノール)がある。

第三節　氣　象

氣象上の特異點は(一)寒暖の差劇しきこと(二)乾雨兩季節の差著しきこと(三)一般によく乾燥することにある概說すれば次の如くである。

第一項　氣溫

滿洲は既述の如く北緯約三十九度より五十度に跨つて居り且つ地勢、風位等の關係より氣候は所により大差がある。例へば南滿洲の南端關東州の氣溫は日本の東北、北海道に比すれば遙かに凌ぎ易く夏季農作物の生長期間も長く大豆、高粱等の普通作物以外に果樹、棉花、蔬菜等がよく生育する。然るに長春以北の北滿地方及蒙古方面は夏冬の溫度の差甚だしく盛夏攝氏三十九度に達するに反し冬季は零下三十度以下に降ることが珍しくない。この氣溫年内の振幅は北滿に於て大で蒙古地方は更に烈しい。而して之れを地理的關係より同緯度の他地方に比較すると冬季の氣溫著しく下降する爲年平均氣溫は低くなるが四月の下旬より五月に入り急に氣溫は高くなり六、七、八の三箇月間は內地其の他の同緯度地方に比すれば遙かに高溫である。九月に入り氣溫が下降し下旬には急に寒氣を增し結霜を見る地方が少くない。此の滿洲が夏季に於て氣溫の高いこと、九月に入つて氣溫が下降すること及大氣が乾燥せる爲降霜少なく無霜期間の割合に長いことは農耕上一大天惠で特別の作物を除き多くの作物が滿蒙に豐饒に出來る所以である。

第二項　地中溫度

滿洲は冬季降雪量少きを以て地溫は非常に低下し奉天以北に於ては地下凍結五尺に達することは珍らしくないが、關東州に於ては三尺以上に及ぶことは殆んどないと云つてもよい。又地溫は土壤の種

類或は狀態の如何によつて同一地方でも著しい相違がある。殊に乾燥せる土壤は濕潤なる土壤よりも溫を保有し易いから耕土の排水を計ることは地中溫度を高める所以となる。

第三項　濕　度

滿洲は一體に空氣過乾に失するが如く思惟するが北米の乾燥地方の如く年濕度五十％以下の所はない。卽ち大連に於ける年平均濕度な六十六％、旅順七十一％、奉天六十五％、長春六十七％であるが日本內地の濕氣少き地方に於ける年平均七十％以上に比すれば尙少い。而して滿洲に於て最も乾燥する季節は早春で四月濕度最も少く六月は稍高まり八月に於て最も高い。卽ち作物の生育期間に濕度多きことは作物の生育に對して極めて好影響を及ぼし、更に農作物の收穫期九、十に至り濕度六十％位に低下することは農業經營上好都合である。

第四項　蒸　發　量

滿洲の氣象は日照時數多く又風も多き爲蒸發盛である。日本內地の年蒸發量一、〇〇〇粍內外なるに滿洲に於ては大連一、四七九粍、旅順一、六〇一粍、奉天一、五一〇粍、長春一、二九八粍、鄭家屯一五七五粍等の如く極めて多量である。卽ち滿洲の如き乾燥地農業地帶に於ては自然に乾燥地農法が應用せられ水分逸散防止の方法を實施せられてゐるのは注意すべき事柄である。

第五項　降　水　量

滿洲の年降水量は五百粍乃至七百粍の間にあつて日本內地の一、五〇　粍乃至二、〇〇〇粍以上なるに比すれば約三分の一位に相當して居る。卽ち降水量は一般に少量で世界の亞乾燥地帶若しくは乾燥

満蒙に於る農業従事者の注意を要する點。

地帶の部に屬すべきものである。滿蒙の農法が日本內地農法と其の趣を異にする點の多いのは全くこの雨の少いのに起因するのであつて滿蒙の農事に從事せんとする者の注意すべき點である。而して降雨の分布狀態を地理的に觀れば、東蒙白音太來を界として其の西北一帶は降雨殊に少く、外蒙地方の如きは年降水日數は十數日に過ぎず南滿とは別天地の觀がある叉概して南部地方よりは山岳地方に至ると比較的降雨が多く、北滿洲東支鐵道東部線地方が緯度の高い割合に水稻作の有望なるは之が爲である。

一箇年中の降水分布を見るに降水量最も少き時期は十二月より三月迄の四箇月間で四、五月の播種期にも一般に旱魃が打續き六月下旬より七、八月迄は俗に雨期と稱し降水量最も多く、八月下旬より十月迄の收穫期及調製期には概して乾燥する。卽ち五月初中旬における降雨の多少は作物の播種に密接なる關係を有するを以て其の年の豐凶を左右することが尠くない。春期降雨少く七、八月の交多量なるは小麥栽培にとつて甚だ不利で、特に南滿に於てはこの點より觀て小麥の栽培が適して居ない所以である。

第六項　降霜

植物の休眠期に於ける降霜は別に被害を蒙ることは尠いが、生活機能發動後卽ち新芽伸長時に於ける降霜の被害は特に甚大なるもので農家の最も恐れるはこの晩霜の害である。

滿洲に於ては內地の同緯度地方に比して冬期の氣溫は低いが無霜期間卽ち晩霜と初霜との間が割合に長く農業上甚だ有利である。

第七項　風

風も亦農業に重大なる關係を有するものである。滿洲に於ける風速は大陸氣候の特性を備へ、海洋氣候の各地に比較して小であるが春季三、四、五の三箇月間に於ては强風連日に亘ることがある。年平均は日本各地の風速と略同樣な數値で、其の最大風速に至つては日本內地に比すれば其の半にも達してゐない。農作物の登熟に重要なる七、八月頃は概して風力穩かで日本內地に於て見るが如き二百十日前後によく起る暴風は滿洲に襲來することが殆んど稀である。

次に滿洲に於ける風向は一年中の變化は比較的少く、南滿洲南部に於ける大連旅順に於ては夏季南東風にして冬季は北西風なるも、內陸に進むに從つて一年中の變化は全くなくなり、南滿北部の長春に於ては四季を通じて南西風が最も强く就中三、四、五の三箇月間の風速は最も强く其の方向は西南西で西方に偏して居るのが特性である。

滿蒙に於ける風は一層蒸發を盛にし乾燥を助くる原因となるを以て防風林は滿洲の畑地に必要なる施設である。

第四節　地質

滿洲の地質を見るに北支那及び朝鮮と共に地質學的歷史上亞細亞大陸の東緣をなしてゐた關係からそれ等と極めて相類似してゐるのである、卽ち其特長としては海成層の最も若きものは上部石炭紀の時代のもので其れ以後は海成層を缺き之れに代ふるに石炭及植物化石等を出す陸成層、主に湖其他淡

水の沈積層から成つてゐるのである。

從來の調査の結果によれば南滿洲に於ける地層及岩石の種類は大略次の如く分類せられてゐる。

一、太古代層……………片麻岩、片岩、結晶質石灰岩
二、前寒武利亞紀層………片岩、苦土質石灰岩、粘板岩、硅岩
三、寒武利亞紀層…………苦土質石灰岩、頁岩質石灰岩、硅質砂岩、頁岩
四、奥陶紀層……………苦土質石灰岩、頁岩
五、古期古生層……………苦土質石灰岩、頁岩、片岩、礫岩
六、二疊石炭紀層…………砂岩、頁岩、含化石石灰岩、炭層
七、侏羅紀層……………砂岩、頁岩、礫岩、凝灰岩、炭層
八、第三紀層……………凝灰岩、頁岩、砂岩、油母頁岩
九、第四紀層……………黄土、粘土、砂礫
一〇、古期酸性岩類…………花崗岩、閃長岩、斑岩
一一、古期鹽基性岩類………玢岩、閃綠岩、輝綠岩
一二、新期噴出岩類…………玄武岩、安山岩、石英粗面岩

化石は滿洲に於ては各地より發見せられ其種類も少なくない。三葉蟲、腹足類、頭足類、翼足類等の如き古生代動物化石を初め撫順、煙臺、本溪湖其他炭田に於て石炭に伴はれて發見せらるゝ諸種の植物化石、撫順露天堀から採つた淡水産龜の化石、昌圖附近にて發見せられたる爬蟲類の卵、其他哺

乳類の歯牙骨骸等其種類極めて多く何れも古生物學上の研究材料として又地質時代を決定する上に極めて大切なるものである。

第二章　歴史

第一節　名稱

滿洲なる名稱沿革には其說種々あり定說がない。其中、淸の大祖の尊稱を滿住と云ひ大宗が一六三六年に國號を大淸と改め舊稱金國に代ふるに滿洲と稱せりとの說もある。

蒙古も、其民種の稱號を轉じて其住居の地を蒙古と稱せるものゝ如く唐の時代既に蒙古の稱號があつた。

第二節　民族

民族上より觀察すれば現在滿洲に居住する民族は漢族であつて山東省よりの移住民である、漢族以前の居住民はツングス族で、古くは肅愼、穢貊、扶餘、高句麗、靺鞨、渤海、女眞（金）近くは滿洲民族皆之に屬してゐる。宋の終りより明の始にかけて今日の滿鐵線の東北部に根據地を形成した滿洲人は松花江、長白山以南に於ける女眞の各部を着々として統一し、更に南下して奉天の東、渾河の上流、興京（ホトアラ）に中心地を形成し武力と富力を蓄積した。滿人南下の機運は遂に漢族の北進との衝突を回避するを得せしめなかつた。勝ち誇る滿洲族は長驅北京を衝き大淸國の建設を見るに至つ

たが廣大なる帝國の版圖を統治する爲全滿洲民族を松花江、黒龍江、嫩江、方面の果を餘す所なく支那本土に召集し各地に派遣し又八旗兵の組織の中に收容した。かくて滿洲人の故郷の土地は殆ど無人の土地となつたが滿洲人は滿洲を以て祖先の土地とし神聖視し禁地、封地として此土地に漢族の一歩も入るを禁じたのであつた。然れども漢人は此の禁を犯して此地に移住し來り其勢力の增大するや清廷をして禁地の一部の禁を解いて移住と開墾を許すの止む無きに至らしめ遂には滿洲西部の蒙古民族の土地に迄浸入するに至つた、かくして移住者が土着民の如き現狀を呈することゝなつたのである。

第三節　日滿關係

日本と滿洲との直接の關係を有するに至つたのは渤海建國（西紀七一三年）以後である。之を明治以前以後に大別して觀察する。

第一項　明治以前

我聖武天皇の神龜四年（西紀七二七年）祚榮の子大武藝が寧遠將軍高仁義以下二十四人を我國に遣したのであるが漂流して蝦夷地に至り、仁義等は土人の手に殺され高齊德等八人僅に免れて京師に入り明年正月大極殿で朝賀し國書方物を上たのを日滿直接關係の最初とする。

我朝廷は彼を遇するに、嘗つて高麗の來朝せし例を以てしたのである。爾來或は時に臣名を書するなきを責め（天平勝寶四年）又表文の無禮を問責し（寶龜三年）等の事實はありたるも此の修好は長く續けられたのである。此の修好に於て彼等は毛皮及野生人參等を持ち來り、我國の彩帛、綾絹絲、

眞綿等を購ひ歸つたのである。當時我朝廷では特に渤海語を學習せしめる等相當重きを置かれたのであるが此の修好は北方の特産たる毛皮を得て邦人の生活を奢侈に傾かしめたのみで他に何等の得る所無く、殊に海路險惡で人命を損ふこと多く費用も亦多額に上たのであるが朝廷は國家の體面を重じて修好を續けられたのであつた。醍醐天皇の延長四年（西紀九二六年）契丹の阿保機、渤海の扶餘城を攻め取りて渤海國滅亡するに至て前後二百年に亘つた彼我の交通は全く絶えたのである。

其の後に於て一條天皇の寛仁三年（西紀一〇一九年）に刀伊（朝鮮の東北の女眞）の入にあり、又文永十一年（一二七四年）及弘安四年（一二八一年）の二回に亘つて蒙古の襲來あつて我國は未曾有の危機に面したのであるが、我國民の勇氣と天祐に依つて辛じて此の危機を脱するを得た。この元寇に依て海外の事情に目醒め、且復讐心と冒險心と射利心に驅られた、九州中國の沿海地方の民は倭寇となつて朝鮮半島を手始めに、山東地方から南支那方面まで禰ひ明朝を悩ますこと甚だしかつた。滿洲沿岸もこの襲來を免れなかつたが、永樂十七年（西紀一四一九年）大連の東方六七里の海岸、望海堝で全滅の悲運に接した後は倭寇再び此の遼東の地を襲はなかつたと云ふことである。

その後に於て我國が滿洲と直接の交渉を有したのは秀吉の朝鮮征伐の時であつた。卽ち文祿元年（一五九二年）我驍將加藤清正は雞林八道を席捲して、その北端會寧に於て朝鮮の二王子を虜にした後に豆滿江を渡て兀良哈卽ち今日の東間島地方に侵入して一城を屠つたのである。此の清正が滿洲にまで侵入せる眞意は疑問であつて、一説には清正には深謀あつて彼を以て我國滿蒙政策の先驅者なりと主張してゐるものもある。それは兎に角としても我國知名の人士で滿洲に入つた最初の人であるのは疑

ない。

徳川幕府が鎖國主義を採るに至つてからは實際上の關係は全く絕えた。然し幕末の農政の大家佐藤信淵が、其著「混同秘策」(文政六年、西紀一八二三年)中に於て大いに滿蒙經略を論じ「凡そ他國を經略するのは法は弱くして取り易き處より始むるを道とす。今に當つて世界萬國の中に於て、皇國よりして攻め取り易き土地は支那滿洲より取り易きはなし……故に皇國より滿洲を征するには之を得るの早晚は知るべからずと雖も、終には皇國の有とならんことは必定にして疑無きものなり」と斷じてゐる。もとより一箇の空想に過ぎぬが、幕末の有識者が滿洲に關し相當の知識を有し、且相當注意を拂つてゐることは注目に値する。

之を要する明治以前に於ては我國と滿蒙とは直接の交涉極めて尠く且古代の渤海國との交通を除いては何れも軍事的な殺伐なものゝみであつた。

第二項　明治以後

過去に於て然るが如く明治に入つてからも、朝鮮は我國と緊密な關係にあつたのであるが、滿蒙との直接の關係は全く無かつた。然るに朝鮮問題から明治二十七年、日清戰爭起り、その勝利の結果として割讓された遼東半島を三國の干涉により還付の止む無きに至り、且その直後干涉國の一たる露國が關東州を租借して大いに旅順大連を經營するのを見ては我國民の眼は自ら此等の地方に注がざるを得なかつた。

我國が滿蒙に於て特殊の地位を得特別の利權を以て活動したのは明治三十八年以後であるが、個々

の邦人の滿洲を舞臺とする活動はそれ以前から行はれて居た。日本領事館が當時滿洲唯一の港たる牛莊、(營口)に建設されたのは旣に明治九年であつたが當時は本邦人の來往するもの極めて尠く、明治二十四年牛莊港開港後間もなく三井物產は出張員を派し日本郵船の定期航路開かれたが日清戰爭前に於ては在住者僅に二十四人に過ぎなかつた。明治三十二年橫濱正金銀行來る等あつて稍其の數を增し日露戰爭前には百數人に上た。然し明治三十七年日露戰爭開始せらるゝや領事館も閉鎖し、在留邦人も悉く引揚げたのであるが、同年七月我陸軍が牛莊を占領し軍政を施行するや邦人の渡來するもの多く一時は一萬以上に達したことがあると云ふ。

營口領事館の記錄に依れば明治三十年末の牛莊領事館內の在留邦人は一〇人、同三十一年末には一八人、三十四年末には急增して八十三人に成つてゐる。

日露戰爭の勝利に於て露西亞の權利を繼承し明治四十三年日韓併合を終へて我國を滿洲と直に境を接するに至つて我國と滿蒙とは今日の如き密接なる關係に立つに至つた。

第三章　風俗慣習

第一節　滿洲に於ける日支人交際上の注意

滿洲に於ける特殊なる風俗の詳細は附錄に揭げたる參考書の參照に讓り此には實益を主眼として日支人間の交際に就て知り置く可き彼我習慣の差違の梗概を述べる。

本章第一節は滿鐵調查課編パンフレット「日本人の注意すべき支那交際上の習慣」に據つた。本書は北京に於る旗人間の習慣に就て述べたものであるが滿洲に於る中流以上の支人の習慣も之と大差ない

第一項　挨拶

朝遇ふ時には同じ家の内で遇つた時でもお互に您早起來了（御早う御座います）と云つて挨拶する事は日本と同じであるが、婦人同志では相手が髮を結つて終つたか又は未だ結はないか或は面を洗つて終つたか未だ洗はないかに關係なく您梳上頭了（あなた御髮を結ひましたか）或は您洗了臉了（あなた御顏を洗ひましたか）と挨拶するのであるが、これは日本人には一寸奇妙に聽えることと思ふ、その時相手は梳上了（結ひました）或は還沒哪（まだです）と答へて必ず直ぐ續いて您梳上頭了或は您洗了臉了と云つて挨拶を返す必要がある。

日中又は晩

日中又は晩に遇ふ時日本人は今日は。今晩はと云つて挨拶するが支那には斯樣な言葉がなく、只暫く遇はなかつた時には您好啊と云つて挨拶するが、この言葉を直に日本語の「今日は」と譯するのは當らない支那では唯時間を見計つて、朝には{您吃了點心了／您用了早飯了}（朝飯を召上りましたか）午後と夕方には您吃了飯了（御飯を召上りましたか）と云つて挨拶する。日本人はこの場合變な事を聞くと思ふだらうが支那では是等の言葉は敬意を表する挨拶の言葉である。この場合でも吃了、您吃了麼（食べました、あなたは召上りましたか）還沒哪您吃了麼（まだです、あなたは召上りましたか）或は略して吃了、您哪、還沒哪、您哪と云つても差支へない。「吃了」を「偏過了」と云ふと一層丁寧になる。就寢前には{您請安歇吧／您請歇着吧}（御休みなさい）と云ふが、これは日本と同じである。

初對面の時

何かの集會の場所で知らない人に遇ふ時に主人が紹介して呉れなかつた時には相手に您貴姓（御姓は何と云ひますか）との挨拶は日本と正反對である。日本では自分の姓を先に名のるを禮とするが支那では相手の姓を先に尋ねるを禮とする。この際相手方が賤姓某。您貴姓（私は某と云ふ。貴方の御姓は）と自分の姓を云つて必ず直ぐ相手の姓を聞かねばならぬ。又相手の方が特別に謙遜な人であれば自分の姓を云はずして先請教（先に御姓を承り度い）と云ふ時がある。支那人は一體直接に姓名を呼ぶのは失禮で雅號を呼ぶのであるから姓を聞いた後に您台甫（御雅號は）と云つて雅號を尋ねる。この際自分に雅號があれば草字某某（私の號は某々と云ふ）と自分の雅號を答れば宜い。若し雅號がないなら自分には雅號がない、日本の風俗では姓を呼んでも失禮にならないことを説明すればよい。主人が姓名雅號を紹介して呉れたら、もう互に聞く必要はなくなる。職業や年齢を尋ねるのは日本では失禮になるが支那では初對面の挨拶として尋ねることがある。您恭喜（何處に御勤めですか）您貴庚（御年は）但し現在では年を尋ねない時もあるが年寄に遇ふ時には您高壽（御年は）と聞く方が普通である。注意すべきことは年寄の年を尋ねる時に「您貴庚」と聞くのは失禮になることである。其時相手の年寄が自分の年を答たらこちらは眞不像那麼大歲數您很康健（そんな高年の樣にも御見受けしない大變御健康ですね）と云つて相手の機嫌を取る。女同志の交際では挨拶として相手の年を尋ねることはないが對話中に相手の年を聞くことは差支へない。日本では俸給額を聞くのは失禮となるが支那では挨拶の言葉ではないが時々平氣で相手の俸給額でも夫人の數でも聞くことがある。

訪問の時

人を訪問する際には豫め先方の都合を尋ねて時刻を定めることを以て禮とするが互に懇意である場

合にはそれには及ばぬ。訪問者が從僕を連れて居る場合には從僕を先に走らせて取次人に名刺を通じさせる。名刺を持たない時には名前を告げさせる。すると先方の取次人は客の名刺を持つて主人に來客を告げ正門を開いて客を待つ。客が乘物のまま門を入つて來ると主人側の取次人が恭しく客の名刺を捧げて客を客間に案内する。この時主人が室外に出て迎へるのが禮であるが主人が直ぐ面會出來ない時は客に茶を出して客間に待たす。若し客が大門外迄來ても門番の返事がない時には客は乘物に乘つたままその返事を待つのが普通である。

以上述べたのは對等の禮にして若し客が下のものである場合は自ら乘物を下りて取次人に名刺を出すか或は名前を告げる。主人が面會する迄客を取次人の室（門房、回事處、傳達處）で待たせるのは支那では「落門房」と云つて不名譽に思ふ。主人が室外に出て客を迎へる場合には客が室門（大門に出て迎へる場合には通過する門毎に）に這入る前に主人に請々（どうぞ御先に）と云ひ、主も亦客に「請々」と云つて互に二三遍謙遜して客が先に入室する。但し客が主人の近親卑屬である場合は主人が先に入室する、この場合滑稽な程謙遜な仕方としては主客互に背を推すか又は手を引張る事も時々ある。客が室內に這入つて來た時に主人が椅子に腰を掛けたまま立たないで只點頭して會釋する事は非常に失禮になる。客が這入つて來た時に丁度主人が執務中で手を離せない場合には對不住、這就完、您先請座（濟みません、すぐ濟みますからどうぞ御掛けな下さい）と云へば差支ないが、そのまま默つて居るのは失禮になる。又は主人が「請座」と云はないと客が着座しないのが普通である。主人が素足のままで客と面會するのは失禮になるから日本人は靴下なり足袋なりを穿くことを忘れぬやう注意すべ

きである。

煙草 主人が煙草を進める時に自分が持つて居ますと云つて自分の煙草を出して吸ふのは失禮になるから主人の進めた煙草を吸ふ方がよい。若しその煙草が嫌ひなら二本目からは自分のものを出して吸つても差支がない。又歸るまで始終主人の煙草を隨意に取つて吸ふのは別に差支がない。

日本人が時々客に煙草を進むる前に自分が先に取つて吸ふが、あれは支那人には失禮になる。必ず先づ客に手づから取て進むべきである。主人は客に煙草を進めたら自ら燐寸を擦つて點火してやるのが慇懃な態度であるこの際客は頭を下げてその點火した燐寸を主人から取つて自ら附けねばならぬ。煙草を啣へたまま主人に火を附けさせるやうなことは失禮である。

茶菓 支那では客が來ると直ぐ煙草と茶を必ず出すことになつて居る。客が子供を連れて來ない場合は菓子は出さないことになつて居る。地方ではその子供に祝儀をやることもある。茶は普通の茶を出し、**コーヒー**、紅茶、**ココア**等は出さない。

茶は大概使用人が持つて來るが、若し主人自身で茶を茶碗に注ぐ場合は日本式のやうに先づ自分の茶碗に少し注ぎそれから客の茶碗に少し注ぎ復た自分の茶碗に復た客の茶碗にと循環して注ぐのはいかぬ。支那では必ず客の茶碗に一杯注いで後に自分の茶碗に注ぐのが禮である。酒もその通りである。

主人自ら茶碗を持つて客に進むる場合には客は必ず立つて受けねばならぬ。

日本ではよく茶は溫湯で出して茶碗に半分程注ぐが支那では必ず熱い茶を茶碗の八九分迄注ぐ。日本では茶托を取らないで茶碗のみを取つて飲むが支那では茶碗は茶托と一緒に取つて飲む。蓋碗と云

ふ日本の盞附の飯碗様のものへ茶を入れて出す場合には盞を取らないでそのまゝ飲むのである。日本ではよく主人が自分の特別な茶碗を使用するが支那では普通客と同様なものを使用することになつて居る。昔は主人が客に「請茶」と云つて客に「御歸なさい」の意味を示すことがあつたが現在は殆どそんなことはない。特に外國人に對してそんな失禮なことはない。だから主人から「請茶」と云はれた場合には「御茶を御上りなさい」の意に解して差支ない。

退出

客が歸る時主人が大門迄見送り客が乗物に乗つたのを見屆けて室に這入るのを最も丁寧な禮とする而してその客は門のある所毎に、或は自分が乗物に乗る前に必ず您請回吧（御歸り下さい）您別送了（どうぞ送つて下さるな）と云つて挨拶する、又自分が乗物に乗る時には必ず主人に對不住（失禮致します）或は失禮失禮（失禮致しました）と云つて乗らねばならぬ。大門迄送らなくとも必ず客間の門外迄送らねばならぬ。主人が客室の門を出ないのは甚だ失禮に當る。

日本人は支那人を訪問して退出する際に主人が後から送つて來て居ることにも氣が付かず急ぎ足でさつさと歸つて了ふことがある。訪問の際は入る時もゆつくり歩き主人と並んで歩くやうにしなければならぬ。訪問の際などに最も大切なことは擧止一切謙遜の態度を失はぬ様にすることである。

婦人の訪問

婦人が訪問する場合は男子の場合よりも一層早く從僕を走らせて受付人に名前を告げさせる。婦人は大概名刺を持たせてはやらぬ。早く先方に知らせるのは主人に用意の時間を與へる爲である、蓋し支那の習慣としては婦人の客は例ひ下司の妻或は近親の卑屬でも決して乗物に乗つたまゝ長く待たせるか或は門房に待たせる事は絶對にしない。

客の乘物が門に這入ると主人側の女中等が乘物の前迄迎へに來る。客を主婦用客間或は主婦の內室に案內すると主婦が室門外に出て迎へる、その他禮節は男子と同じである。但し日本では婦人の客に煙草を進めないが支那では必ず進める。又煙草を進めるのは禮である、この場合には煙草を吸はない人でしたら
我不會抽煙、您請歇着吧
我不會抽煙、您別張羅罷
私は煙草を吸ひませんからどうぞ御構ひ下さいますなと云つて斷つても差支ない。男客の場合には滅多に點心を（點心とは簡單な食事にして日本の菓子とは異なる）出さないが、女客が來ると大抵點心を出す主人側が點心或は食事を出したら男客なら何もやらないが女客なら歸りがけに必ず主人側の使用人に賞錢（心付）をやらねばならぬ。賞錢のやり方は一人に何十錢宛とするより寧ろ何元かを一人に渡してこれは汝等にやるものだと云つて分配を賴んだ方が便利である。女客が歸る時に女主人が室門外迄見送つて客が二門を出る迄之を目送し女中等をして客が乘物に乘終るまで見送らせれば宜いので女主人が門迄見送には及ばない男女客を論ぜず食事を出す場合には客の從僕に飯をやるか飯錢をやる必要がある女僕には大抵主人の食べ殘りに少し菜を加へて食はせ客の歸りがけに少し錢をやるが、男僕には飯を食はさずして食事頃に一人何程宛かの飯錢をやり客の歸りがけには錢をやる必要がない。飯錢をやる場合には必ず一人々々に何程か與へるか若くは一人何程宛かの總額を一人に渡して分配を賴む。

回拜（答禮の爲の訪問）

日本人は來訪を受けたのに對して餘り「回拜」を行はないやうであるが支那では「回拜」を行はないことは非常に失禮になつて居る。「回拜」の場合には本人自ら行くのが最も鄭重であるが代理人に名刺を持つて行かせても差支ない。又本人自ら「回拜」に行く際にもその家に上らないで名刺丈け置い

て「回拜」或は「謝步」と云つてそのまま歸つても差支ない。回拜は來訪を受けてから成る可く二日以內に之を行ふものである。回拜は極く親しい間柄で且つ先方の用事の爲に特に訪問を受けた場合の外は必ず爲すのが禮であるから日本人は特に注意を要する。

第二項　宴會

宴會の場合は先づ數日前に請帖及知單（回章）を以て通知する、知單は同日に請待さるべき衆客の連名通知で料理店で招待する場合はその店の者が之を持つて廻る座席の順序は大抵知單の通りである應ずるものは自己の名前の下に「敬陪」「陪」「敬知」と記す。又この時招待を受けた本人が不在でも本人が必ず行くと云ふことが判れば他の客が「代知」と記してもよい。但し第一座の客は特に「敬陪末座」と記して主人及び他の客に對して謙遜の意を表した方がよい。斷はるものは「心領敬謝」、「敬謝」と記するが普通である。知單に記入が終つたら必ず使者に之れを返すのである。知單を出す意味は第一主賓が誰であるかを衆客に知らせ第二にはその中に同席し度くない客があれば斷はることが出來る樣にして宴會場で衝突することを避ける爲めで豫め誰々を呼ぶかを衆客に知らせて置くのである

支那では時々招宴の定刻より一二時間遲れる事があることを特に注意する必要がある。客が揃ふと主人が宴席に導いて主人が先づ手づから杯に酒を注ぎ何某先生と呼んでその席に杯を置く、その時に呼ばれた人は主人及他の客に一讓してその席の側に立ち、かくして順次に客全部の席を定めた後主賓が主人の杯に酒を注ぐ、但し注がないことも多くある。席を定めた後に主人が「請座」と云ふてから客が一緒に席に着く。これを「安席」と稱する。現今では客席に名札を書いて置くことが多いやうに

なつた。
一つの卓は大抵十人であるから客が大勢の時には數卓に別れ、その際に主人が一人である場合は他の卓に一卓宛客の中より主人代理（陪客）を賴む。但し席を定めることは必ず主人自身がやる。又宴會中主人が各卓を巡りて酒等を進めねばならぬ。

日本人が特に注意を要する點

熱茶卽ち溫い料理が出ると主人が箸を取つてその菜を差出し衆客を顧みて「請々」と進む、主賓が箸をつけない間は他の客も亦箸をつけないことになつて居る。
客が滿腹になつた時に箸を兩手（或は片手）に捧げて「熳吃々々」と云つて一拜して卓上に置く時は後の料理に箸を付けなくてもよいが可成主人の面目を施す爲めに終席まで箸を離さず少し宛食べた方がよい。料理の始めと中頃と終りとに熱湯で溫めた手拭を客に出す、客はこれを受け取つて顏や手を拭く。料理が總て出終ると主賓が主人に向ひ用飯吧（飯を下さい）と云ひ滿腹の意味を示す。主賓が何時までも飯を求めないと主人より飯を進めないことになつて居るから宴會は何時までも終ることが出來ない。故に主賓となる人は特に注意を要する。又主人たる人は客全部が食事を終らない内に自分が先に終ることは失禮となる。飯を食べた後に粥を出す、それが濟むと客が全部起立して主人に挨拶して席を離れて別室或は別卓に閑談する。食後閑談に移らないこともあるが客が辭去する時に料理店の場合でも主人が梯子段の下り口迄見送る。二階でない場合は室の外まで見送る。自宅の場合は前節の訪問の場合と同じ。主客互に酒を進める時に酒壺を持つて相手の杯に酒を注ぐのが普通で、杯の獻酬は絕對にしない。主人が客に酒を酌いで呉れたら客は兩手で杯を持ち鄭重な態度で酌いで貰はね

ばならぬ。主人が立つて酌いだら客も立つて受けねばならぬ酒壺其他茶壺のやうな注口のある器物を置く場合注口を客の方に向けておくことは失禮である。主人が自分の箸で料理を客に進むることがある、外國人から見ると可笑しいと思ふが支那では親愛の意味を現はす。この時主人の進めたものを自分の碗又は小皿に受取る、箸で受取ることは失禮になる。日本では二杯目以後飯を盛る時に少し飯を殘して置くが支那では全部食べてから盛つて貰ふことになつて居る。日本では飯の濟んだ後に茶を飯の茶碗に入れて飲むが支那ではこれを可笑しく思ふ。日本では食事中勝手に座席を離ることを失禮とするが支那では主賓以外の忙しい人は宴半ばにして辭去し又は離席するも差支ない。此の場合主人に對しては中座する理由を語り相客に對しては席を去るに臨んで失陪失陪（お先きに失禮します）と挨拶すればよろしい。之に對し相客は席で起立して目送し主人は室外まで送るのである。

日本では主人は自分の箸，茶碗を使用するが支那では自宅で宴會する場合でも客と同様のものを使用することになつて居る。日本で毒見と云つて主人が先に酒を飲み又は菜を食べるが支那では必ず客に先に進める事になつて居る、又酒の注ぎ方は前節の茶の注ぎ方と同じ。客が從僕を連れて來た場合（僕は主人を待て居る）主人から客の從僕に飯錢として一人何程宛かを出さねばならぬ。特別に誰の從僕に澤山やり度い場合以外には大抵地方或は飲食店によりて金額は一定してをるからその料理屋に照例賞錢（心付けは並の通り）と云ひ付ければ料理屋が適當に取計ふのである。

第三項　進　物

支那は繁文縟禮の國であるから進物の場合が中々多い。中にも贈賄的な進物が寧ろ大部分を占める

が今贈賄的のものを略して普通に行ふものを述べやう。

支那人は弔問以外の進物は總て偶數でする。日本人の特に注意すべきは日本では四の數で進物することは絕對ないが支那では四の數を用ゐる場合が最も多い。其次は一對或は二の數及び四の倍數たる八、十六を用ひる。普通には奇數の三、五等を用ひないが一の數なら差支ない。日本では進物を受けた者は大抵返禮を出すが支那では季節即ち年節、五月節、八月節の進物に對しては返禮が必要であるがそれ以外の御祝即ち病氣平癒、誕生日、出產、結婚等の場合及び葬式の場合には返禮を出す必要がない。只先方から貰つたものを一々記載して後に先方に吉凶のある時に前に貰つた進物の價格を斟酌して別の品物を贈ればよい。支那では進物を自分が持つて行くことをしないで大抵使用人に持せてやるからその時使用人に「力錢」或は「車錢」として必ず金錢をやる必要がある。

年節

季節進物として近親者を除いて一般に行ふものは年節、五月節（端午節）及び八月節（仲秋節）の所謂三大節である。年節に行ふものは菓子及び果物を四つ或は八つ赤い色の盒子（盒子とは日本の蓋付の圓い菓子盆の樣なもので直徑一尺餘位ある）に入れる。之を四盒禮或は八盒禮と云ふ。この盒禮以外に牡丹、香橼、佛手柑等の盆栽を贈る。盆栽を贈る場合は必ず對で贈る。例へば佛手箱一對、香橼一對、全部で二對四鉢となる。牡丹なら一對或は四鉢全部牡丹にすることもよくある。

五月節

五月節にも四盒禮八盒禮を贈る。この時の盒の中味の菓子及び果物は大抵粽子(粽)凉糕(糯米を蒸して砂糖を混ぜて冷したもの)櫻桃、桑實又は新しい蓮根を用ゐる。

この節句には盆栽等は贈らないやうである。

八月節

八月節にも四盒禮八盒禮を贈る。中味は果物なら何でも好いが菓子ならは月餅類を用ふ。盆栽を贈る場合には桂花の盆栽を用ふ。これも必ず一對或は四盆を用ふ。三大節の進物を受ける人は必ず持參者に「連盒送」（盒子附で贈る）であるか否かを聞いて若し「不連盒送」であれば中味だけを取つて盒子を返さねばならぬ。但し日本でやるやうに空盒の中に「返し」を入れるには及ばない。

璧謝

支那人間互の贈物は時々貴重過ぎて贈賄のやうに思はれることがあるから主客間の友誼程度を超えて贈物をする場合には主人がその贈物を受取らないことがあるこれを璧謝と云ふ。璧謝には二種ある一は全璧と云ふ、之は全部受取らないことで他は半璧と云ふて贈物中の飲食物或は貴重品でない土產物及贈物者の自筆の書畫及び著書等のみを受取つて他の貴重品を受取らないことである。此場合に注意すべきことは全璧或は半璧の何れの場合にもその使に來た者に力錢を必ずやることである。平素出入する役所又は個人の取次人及び他の使用人には新年、五月節、八月節の時に其一兩日前に適宜の心付を遣はすを例とする。これを年賞又は節賞と云ふ。

年賞、節賞

第四項　祝　賀

御祝の場合は年始祝を除いては大抵主人側から客に通知を出すことを原則とするが時に先方から御祝品を贈られた後でないと主人から先に招待狀を出さないこともある。これは先方に迷惑をかけるからとの遠慮の爲である。客はその通知を受けるか又はその祝日が判ればその日に贈物を持つて行つて祝を述べる。若しその日に行かれないことが豫め判ればその前日に行つて祝をしてもよし又自分が旅行中か或は他の用の爲にその祝日を過ぎた後に初めてその通知を見た場合は「補祝」と云つて祝日の

後日に行つても差支ない。祝に行くべきか否かは主として通知の有無によるが先方が出すべき通知を忘れて出さない場合に對等の交際である場合は人情帳（後に說明する）を調べて同樣の祝の場合例へば自己の誕生日に先方から何か贈つて來て居れば先方の誕生日には通知がなくとも此方は贈物をやる必要がある。又部下は通知を受けなくとも上司の機嫌を取る爲に進物を贈ることがある。之を「趕人情」と云ふ。人情帳とは專ら交際上贈答品を記帳して後日の參考とする。これがない爲に往々失禮することがあるから交際の多い人は是非之を備へる必要がある。その記帳方法は第一事情（例せば誰の誕生日、誰の結婚）第二贈物の名稱個數等を詳しく記帳することが必要である。客自ら進物を持つて行く場合は直接主人に手渡するが使用人が持つて行く場合は主人の帳房（贈物を記入する所）に持つて行くことになつて居る。この際必ずその使用人に力錢（心付）をやらねばならぬ。祝に用ひる進物は種類は違つてもその個數を總計して必ず偶數にする必要がある又主人が客に御馳走を出す時は客の從者に飯錢をやることになつて居る。總て祝を受けた人は祝日後必ず客の家に返禮に行かねばならぬ支那では之を道乏（來て異れた人に對して）又は道謝（贈物を異れた人に對して）と云ふ。道乏、道謝に自ら行くのは普通であるが眼下のものに對しては子弟を代表として行かせても差支がない。喪中の人は總て祝日の前日或は後日に行つて祝意を表し當日に決して行つてはならない。

祝品の數

年始

正月の一日から五日迄男は年始（年拜）に廻る。これは日本と同じである。但しこの五日間に女及び喪中の者は禁足せねばならぬ。又この五日間には喪家に年始に行かないことになつて居る。女及び喪中の者は六日から年始に廻る。又喪家に年始に行くにも六日から後になつて居る。喪家は門に藍色の

聯を張るか又は全く聯がないなら注意すればすぐわかる。蓋し喪家でない家は必ず紅色の聯を張るのである。

年始に行く客は自己の名刺を受付人に出し或は自分の名前を受付人に告げて主人に面會を求めるを普通とするが懇意の間柄でなければ面會を求めないでも差支ない主人が出て來れば互に新喜々々（御年御目出度う）と云ふて客は我給您拜年（私は貴拜に拜年（叩頭して年始を祝すこと）したいと云ひ主人は必ず不敢當（恐入ります）と云つて斷る。もし互に平等で且主人は未だ客の家に年始に行かない場合なら不敢當、我還沒給您拜年去哪（恐入ります、私は未だ御宅に年始に上りませんので失禮致しました）主人から「不敢當」と云つて斷る場合は平等の友人ならもう拜年しないが眼下の者なら默つて正面へ向つて叩頭の禮をする。この場合主人は普通の返禮をするが拜年をする人が近親の卑房である時は返禮しない。新年の挨拶が濟むと着座する前に主人に親があれば客は必ずその親に拜年したいことを主人に告げる。懇意の場合には主人が客を案內して親の室に行くか普通の場合には大抵「不敢當」と云つて斷る。客が着座した後は茶を出すが（地方では茶と菓子を出す）日本のやうに酒は出さないことを普通とする。子供等が拜年に來たときは菓子を出し且つ子供の歸りがけに錢を財布に入れるか又は紅紙に包んでやることになつて居る。主人の子供が出て客に拜年する時にも客はその子供に錢をやる、奉天では主人の子供が出て來なくても客が歸りがけに子供にやる錢として主人に手渡すことがある。年始客の姓名は皆帳簿に記入して五日迄に全部返禮することになつて居る。眼下の所には子弟を代表として返禮させても差支ないが日本人は全然しないこともあるが支那人から見ると失禮

に思ふ。

出産

出産の場合には子供の生後三日目に「洗三」と云つて極く近親の婦人が祝に行くが一般の友人は行く必要がない。子供の生後滿一箇月目を「滿月」と云ひ主人が之を親戚友人に通知する。但し出産の通知を出した人には更に滿月の通知を出さないこともある。この通知を受けた人はその日或は數日前に贈物を持つて祝に行く、贈物としては子供用の帽子、衣服、襪子、壽星、鐲子、八仙人（壽星、八仙人等は金屬製の小さいもので子供の帽子に付けるものである、貴金屬屋で賣つてゐる）この際主人が料理を出して客に御馳走することになつて居る。

誕生日

支那では大抵誕生祝をやる。特に二十歳三十歳何十歳等の誕生日を整生日と云つて仲々盛んに祝ふ。自分の誕生日には自らの名前で客に通知を出さず子供の名義で出すのが普通である。大抵の場合は先方から通知が來なくともその日を覺えて祝に行くのが普通である。だから交際の多い人の家には生辰單と云ふ親戚友人の誕生日の一覽表を作つて置く。祝物としては食料品、物品何でも差支ない。地方によつては男の誕生日に男の使用物以外に女の用物例へば男の衣料一段、女用の衣料一段を贈つて双壽を祝することもある。

主人側では招待狀を出さないで正式にやらぬ場合は來た客に對して御馳走を出さないでも大して差支ない。

正式に招待狀を出して客を呼んで祝壽する場合には主人側で壽堂を設く。壽堂とは或る一室の正面の壁に壽星の像（男の場合）仙女の像（女の場合）を掛けその像の前に卓を置く、卓上には料理及び燭臺を列べる。燭臺には必ず紅色の蠟燭に點火する。卓前には紅色の拜褥（叩頭の禮をする時に地上

に敷く布團）を敷く。客が來れば主人は壽堂に案內して客はその像に向つて御辭儀をし主人は必ず客の側で客に返禮する。客の御辭儀が濟むと主人は客御に向つて一禮をして客に謝する、正式の場合は主人側が必ず客を饗宴せねばならぬ。

結婚

結婚の場合は嫁（嫁をやる）及び娶（嫁を貰ふ）により多少異るがその共通的に注意すべきことは主人側は早く通知書を出さねばならぬことである。二三日前に出すことは失禮になる。嫁をやる家の主人は男家から贈つた過禮（過禮とは結婚一個月前に男家から女家に衣服、裝飾品、豚、羊、鵞、酒、

嫁の實家

饅首を贈る儀式である）物の中の豚、羊、鵞、酒、饅首等を親戚に分贈し且つ結婚日を通知する。友人には過禮物を分贈しないが大抵その頃から通知を出す。その通知書の名義人は戶主、親或は親近の親戚の名義で出す、本人の名で出すことはない。客が通知書を受取れば喜幛を贈る以外に結婚する女に贈る女の用品、化粧品、衣服、裝飾品を贈る之を添箱禮と云ふ。その贈る期日は結婚日以前に屆けるを要する。蓋し添箱禮は結婚する女に贈るものであるから箱に入れる暇を與へる爲に早く屆けねばならぬ結婚日に祝に行く時は何等進物を持つて行く必要はない。但し份金の金錢或は酒席券等を當日に持つて行つてもよい。主人側ではこの日家の人丈では客の招待に手不足だから豫め陪客（主人の代理人）を頼んで置いて主人を助けて貰つて客を招待する。來客には必ず饗宴を出す要がある。客は主人から送妝、及び送親を頼まれた場合（送妝とは女の嫁入道具を男家に屆けることである。これは男家から嫁を迎ふる駕籠が來る前にやる。男家はこの嫁入道具が來てから嫁を迎ふる駕籠を出すのである。又送親とは嫁の乘る駕籠を送ることである）。送妝送親に頼まれた人は本當に嫁入道具或は嫁の駕

籠の後について送るには及ばないので車等に乘つて男家に先に行つて嫁入道具或は駕籠の來るのを待つのが普通である。嫁入道具或は駕籠が男家についたら送粧客又は送親客は女家に無事安着を告げる意味で一旦女家に歸る。しかし送親者が男家から其の儘自分の家に歸ることがある。男家では女家の送親客送粧客を接待する爲に陪客數人を賴んで接待する。これ等の客には煙草、茶は出すが酒肴は出さないことになつて居る。送粧者及び送親者及びこれ等の客を接待する陪客は必ず偶數の人數を要する。その賴む方法は口頭で當日賴むので豫め賴むで置く必要はない、賴まれた人は多忙であれば斷つても差支はない。

嫁を娶る家

嫁を貰ふ家でも早く客に通知を出すものである。その名義人は戶主、親或は本人でも差支ない。

通知を受けた客は進物を添箱の樣に早く屆ける必要はない。喜幛をやる場合はそれを掛ける暇を與へる爲に二三日前に贈つた方がよい。酒席劵或は份金は喜幛と一緒に贈つても又當日持つて行つてもよい。最も客の注意を要することは若し花嫁がその日に分大小（支那では花嫁が來たら直ぐ床の上に坐らせる、之を坐財と云ふ。坐財の時間は數分間乃至一時間とする。坐財後花婿花嫁は揃つて家の人に御辭儀する。之を分大小と云ふ。昔は坐財は一日かかるから分大小の時には只家族に對してやつて後に新夫婦をつれて近親者の家に行つて御辭儀するが近頃は大抵坐財は數分間で濟まして直ぐ當日に分大小をやるから近親者のみに對して御辭儀をし他の友達を放つておく譯には行かないから分大小の時に家に居る友達に對して御辭儀する）をやる場合に尙其座に居殘れる客は拜禮を用意する必要がある拜禮とは新夫婦の拜辭儀を受ける時新夫婦に贈る贈物にして大抵男女用の衣料一端宛或は化粧品、

靴、靴下をやる。但し禮拜を受けない人は拜禮を贈る必要はない。結婚者の親の友人なら新夫婦の禮拜を受けても宜いが花婿の友人であつたら必ず斷はるので受けてはいけない。

主人側は必ず客を饗應することは前節と同様である。

第五項　弔問

家族の一人が死んだ時は直ちに親戚友人に通知することを要する。特に親が死んだ場合は必ず親戚友人に對し一人も洩れなく之を通知する必要がある。通知洩れとなつた人に對し失禮に當るから特に注意せねばならぬ。但し十歳以下の者死んだ場合は幼喪と稱し極めて近親なる者以外には通知を出さない。

通知の方法は二回に之を行ひ、先づ第一に出す通知は報喪條と云つて極めて簡單なるものであつてその様式は次の如くである。

> 某宅某人於某月某日某時壽終
> 某胡同某宅門房ロ回

この喪剖條は家族の死んだ場合に極く近い親戚友人に通知するものであつて直ちに出さねばならない。而してこの報喪條を受けた人は直ちに喪家に赴いて吊問すればよいので贈物としては何も持つて行かないのが普通である。次は正式の通知であつて訃聞或は訃告と云ふ。訃聞には死んだ人の官等及び生年月日並に死亡の年月日を書いて之を印刷に附し或は死んだ人の生年月日及び死亡の年月日のみ

を書いたものもある。北京式の訃聞には大抵經單を附るものである經單の樣式は

經		
九月十一日	禪經	
九月十二日	禪經	
九月十三日	禪經	送庫
九月十四日	道經	
九月十五日	道經	
九月十六日	道經	送庫
九月十七日	番經	
九月十八日	番經	
九月十九日	番經	伴宿
九月二十日某時	發引	

訃聞經單は接三（死んでから三日目）後に出すものである。

弔問者から喪家に對する贈物として、極近親者は遺族に精進料理を贈ることがあるが、その數は必ず奇數なることを特に注意せねばならない。其他遺族に贈る物はすべて奇數であつて死んだ人の靈前に供獻するものは偶數とするのである。極く近親者以外の人は遺族に贈物をするに及ばない。死んだ人に供獻する物は紙製桌子、紙製盆栽（皆四つ宛）紙製人形（四つ或は八つ）花環（一つでも一對でもよい）鮮花、幛子等である。贈る時期は出棺前なら何時でも差支ないが可成早い方が宜い。金錢をやる時にはこれを左記のやうな藍色箋の黄色封筒に入れて召使に持參させるか或は自ら喪主に手渡しても宜い。

	（黃色）
冥　○○元	（藍色）

弔問者が弔問に行く時に祭席（死んだ人に供獻する食物）を供せんとすれば當日豫め喪家に之を屆けて置く。弔問者は祭席か棺の前に列べられてから棺に向つて禮をする。祭席を供獻しない弔問者は直ぐ棺へ向いて禮をする。何れも禮が濟めば喪主の前に行つて一言の挨拶をする。この場合に特別の用事がない限り喪主とは長く話さない方がよい。喪主に對する挨拶が濟めば棚（庭に設けられた弔問者控席）內に退いて隨意に他の客と談話をしても差支ない。喪家の遺族等は自ら弔問者を接待せず大抵は近い親戚が接待の役に當る。假に喪家に於て客に對して失禮があつても弔問者は喪家に對する同情を以て決して怒つてはいけない。如何なる人から靈前に供物を贈つて來ても喪家で之れを斷はるといふことはない。支那の俗諺に「有錢不辭靈前弔」といふのは之れである。

喪家で弔問者の召使に必ず力錢若くは飯錢を與へることは前節の祝の場合と同じである。

人が死んでから三日目には如何に貧乏な人でも必ず接三の式を行ひこの日には僧を招いて經を讀んでもらひ且つ夕飯後に送三の式を行ふ。送三とは死んだ人に金錢や車馬を與へる意味で紙製の車馬及冥錠（紙製の金銀貨）を入れた紙製の箱を燒くことである。卽ちこれ等の紙で作つたものを道路の眞中に置いて多くの僧侶の讀經の裡に喪主等が叩頭を爲し、之に火をつけて燒くことである。送三の式

を終つた晩には多くの僧侶をして更に施餓鬼を行はしめる。此禮を放焔口と云ふ。近親者は毎日喪家に來つて手傳したり弔問者を接待したりするが一般弔問者は極く近い友人を除く外接三の日には必ず來なければならないが其後の送庫の日には弔問は一二回缺けても差支がない。弔問客は必ず喪家の受付に自分の名前を告げるのである。此の場合に祭席を供へた客であればその祭席を靈前に供した後に客を靈前に導き祭席を供しない弔問客ならば直に靈前に於て禮をなし、禮を終つてから喪主等に一言の挨拶を爲して棚内に退く。食時の時刻になると喪家の近親者が來つて弔問者を招いて食膳をすすめる。弔問者は送三の式には喪主等の後或は行列に隨つて歩き、路に於て喪主等が前記紙製の供物を燒き終れば自己の乘物に乘つて各自家に歸るのが普通であるが、極く近しい者は更らに喪家に赴き晩の施餓鬼の席に列る人もある。

送庫

接三後三日目毎に送庫の式を行ふのが普通であるが中流以下の家庭では發引の前日に一回のみ行ふものもある。其の時刻は夕飯前である。

送庫の式は則ち死んだ人の着物類を奇數を撰んで風呂敷に包み、板に載せて之を棺前に供する式であつて、僧侶の讀經裡に右の風呂敷包みを載せた板を捧持して玄關を出て（其の板は雇人二人をして捧持させる）喪主等之に續き僧侶は讀經しつつ喪主等の兩側を歩き、親戚友人は喪主等の後に隨ひ豫め道路の眞中に置きたる紙製の樓庫の前に至りて右の風呂敷包みを載せた板を其の上に置き喪主等は樓庫に向つて叩頭し、僧侶の讀經裡に之れに點火して式を終るものであつて、死んだ人に金錢衣服を送るの意味である。送庫の式に於て弔問者の行ふべきことは送三の式に於けると同じであるが、送庫

は夕飯前に行ふものであるから弔問者は大抵樓庫に點火すれば直ちに自宅に歸るのである。稀には更に喪家に赴いて夕飯をする人もある。

伴宿

伴宿は出棺の前の日の晩に行ふものであつて、又此の日は送庫の日に當るから送庫後一定の時刻に近親者及び遺族等が棺の前に禮を爲して告別する意味である而してこの日弔問者は大抵送庫後直ちに歸宅し伴宿に參加する人は遺族及び近親者のみであつて其の以外の弔問者は殆ど參加しないから此の式に就ては此處に詳述しない。

發引

發引とは出棺式のことである。即ち一定の時刻に於て出棺し、遺族の男子は棺の前を歩行し、遺族の女子は乘物にて棺の後に隨つて墓地に至る。若し喪家が遠隔の地方の人であつて、死んだ地方に自已の墓地を有しないときは棺を寺に預けるか或は一定の地面に假埋葬をする。此の場合には棺を其の寺或は其の地面に運んで行く日をも同じく發引日と稱する。極く近親者は此の日の出棺時刻の前に喪家に赴きて手傳をするが、一般の會葬者は途中で棺の來るのを待つものが多く、大抵は棺が城門を出づるまで之を送るだけであるが、極く眤懇なる者は墓地或は寺まで送る。而して其の眤懇の男子の會葬者は大抵歩行し、城門を出でたる後乘物に乘りて先に墓地に赴きて棺の來着を待つのである。此の場合に注意すべきことは自已の乘物が同じ道で棺を越えて前進するは禮を失するものであるから必ず之を避けて他の道を行かねばならない。女子の會葬者は皆乘物に乘つて遺族の女子の後に續き、同じく城門或は墓畓迄送るのであるが、女子の會葬者は大抵極く近しいもののみであるから殆ど皆墓地まで行くものである。父の死んだ場合其の子は百日間（第一喪服期間）は外出しないことになつて居る

からこの百日間は弔問者に對しても御禮廻りを爲さず、百日後に初めて御禮廻りをする。之を謝孝と稱する。此の外百日祭、週年祭、三週年祭等あるが、是等は主催者側の通知に接したる場合に於て適宜に金錢又は祭席を御供物として贈れば足り、其の他の儀禮に至りては前述の各場合に於けると大差がないから玆に詳述しないことにする。

第六項　服裝其他

支那の風習も革命を境にして餘程變化した爲め今では支那人の間でも禮服は難問題である南方と北方、都會と田舍で多大の相違があるものと思はねばならぬ、故に外國人は儀禮の際は勿論、平素交際の場合でも少し儀式ばる際には支那式禮裝をせぬ方が無難である。殊に言語や風習に精通して居ない人が服裝だけ支那風にするのは自ら窮地に立つ場合を起し易いから注意すべきである。

洋式の服裝ならば無難であるが、日本服の場合は必ず脚部や足を露はさぬ樣に注意せねばならぬ。支那の風習では身體の上半身を露はすことも失禮であるが下半身は一層嚴重に注意して露はしてはならぬことになつて居るから小兒でない限りは男女の別なく之を嚴守せねばならぬ。其他のことは大體日本式にしても間違はない、只だ支那は冬季には室內を餘り煖かにせぬから、日本式に七十何度にも煖めた室內では支那人の客は熱過ぎるかも知れぬから必ず上衣を取る樣に主人側たる日本人は挨拶をするが可い。又日本人は支那家屋で寒さを感ずる場合は交際の程度と儀禮の程度を見て外套を着用し度いと申出でてから着用してもよい、斯かることは素直に申出るのは差支ないと思ふ、只だ其の態度

が慇懃を缺いでならぬことは勿論である。

物の價格を尋ねること

日本では普通相手の衣服又は裝飾品等の値段を尋ねることは失禮とされて居るが支那では平氣で之を尋ねる。時には何の必要もないのに只だ相手の御機嫌を取る意味で之を尋ね、相手がその値段は何程であると答へたなら、大概は非常に「お安くお買ひでした」等と相手の買ひ方の上手なことを褒めるのが普通である。

未知の奧樣に挨拶する必要がないこと

日本では偶々其の人の夫人とは一面識もない場合でも其の人に對して「奧樣に宜しく」と挨拶するのが普通である。支那では未知の人妻に對して「宜しく」等と云ふと之を變な意味に取るから此の「奧樣へ宜しく」と云ふ言葉は使はぬ方がよい。支那人に對しては其の人の夫人をよく識つて居る場合でも奧樣に宜しくと云はなくても差支ない。其他婦女に關する談話は日本では失禮にならない事でも之を避けた方が安全である。例へば先方の姉妹の有無及びそれらの年齢などは尋ねない方がよい。

手紙に名を書かないこと

日本では手紙や招待狀等の宛名には必ず姓名を全部記入するが支那では名を書くのは失禮であるから、若し其の人の號を知らない時は姓のみを書いた方が宜い。例へは姓は白、名は居易、號は樂天なる人に手紙や招待狀等を出す時には白居易先生と書くのはよくない。

白樂天先生又は白先生

と書くのがよい。而して其の人の號を知らない爲め姓のみを書く場合に間違ひの恐があるときは

白印居易先生

と書くのである。然し普通にはかかる場合には其の人の職名例へは白社長とか白省長とか白課長とかと書くのであるから名を書く場合は殆どない。

酒に醉つても亂暴しないこと

日本人が酒に醉つて少々の亂暴、不行儀をした位の人に對しては、酒に醉つたからと云つて大抵問題にしないが、支那ではかかる人を「酗酒鬧事」と云つて德行のない人として輕侮する。

支那帽子を冠つてゐる時には室内で脫帽しない

支那古來の習慣は「脫帽露頂」を不作法なるものとし室内でも脫帽しないものであるから支那人が支那帽子を冠つてゐる時には室内で脫帽しないのは却つて禮儀である。

夫婦に對する自他稱呼

日本では自分の夫を呼ぶ場合と他人の夫を呼ぶ場合と又自分の妻を呼ぶ場合と他人の妻を呼ぶ場合とに於て其稱呼を區別し、例へば自分の妻を呼ぶ場合に直接其妻に對しては其名を呼び、他人に對しては「家內」と稱し、自分の夫を呼ぶ場合に直接其夫に對して「あなた」と呼び他人に對しては「たく」又は「主人」と稱し若くは姓を呼び、決して其の稱呼を混同することがない。然るに支那に於ては他人の妻を「太太」と呼ぶと同じく自分の妻に向ても「太太」と呼び他人に對しても亦自分の妻を「太太」と稱し、又他人の夫を「老爺」と呼ぶに同じく自分の夫に向ても「老爺」と呼び他人に對して

も亦自分の夫を「老爺」と稱し、必ずしも其稱呼を區別しない。自分の妻を「太太」と呼び他人の妻に對しても同じく「太太」と呼ぶが如きは日本人に取りては一寸變に聞えるけれども、此は支那の習慣であつて禮に違ふものではない。

第七項　下級勞働者使用に就ての注意

以上は主として中流以上の支那人との交際上の注意であるが、支那人は一般に非常に「面子」を重んずる。日本の所謂「顏を立てる」に該當し、自己の人格を相手に認めて貰ふことである。故に下級勞働者を使用する場合でも其の注意が肝要である。卽ち長幼、男女の別にする待遇に手心を加へて長の面子、男の面子を立てる樣にして行かなければならぬ。階級意識に基かざる爭働爭議はかゝる卑近な事を忽にする所より發生する。

第二節　蒙古に於る年中行事

蒙古人の風俗習慣も漢人の移住に伴ひ雜居地方は漸次之と同化しつゝあるが、雜居せざる地方は固有の風俗慣習を維持してゐる。此には年中行事の大略を揭げる。

一月　一日　交拜、四省の諸神、祭佛を拜す。五日、廻禮。八日、祭星。一村一部落の共同祭禮で、ラマ僧の讀經を以て式を行ふ。十六日、打花瞼。家族間にて墨と油とを交ぜたものを塗り合つて興ずる。撤供。正月以來佛前に供へてあつたものを撤する。

二月　一日　打鬼式。ラマ寺にて行ふ。悪鬼を殺して太平を祈る儀式。二十二日、釋尊涅槃會。

四月、五月　八日　灌佛會。五月十三日、旗鄂博祭。石を堆く積んだものを祭る。天然物崇拜の儀式で數部落共同にて行ひ主祭者旗の王爺は天地山川の諸神に全旗衆人の保佐と牲畜の安全とを祈る。十五日、村落鄂博祭、村にて土の堆積物を祭る。

六月、七月　十四、十五日、兩日供養。七月十五日、盂蘭盆供養。六、七月の間各部落にてはラマ僧を請して太平經を讀む。此時家畜の懷胎してゐるものにラマ僧は紅布をつけて殺すことを止めさせる。

十月、十二月　二十五日ラマ教祖宗喀巴供養。十二月二十四日、打鬼。三十日越年の儀式。

蒙古人は專ら陰曆を使用し儀式は多くはラマ僧を中心として行ふ。

第四章　宗　教

第一節　在來の宗教

第一項　佛　教

佛教の滿洲に弘通するに至つたのは高麗の時西域の僧を招聘したに始まるが其後渤海、遼、金の時代に至つては佛寺を建立し僧侶を厚遇した幾多の宗派中臨濟禪宗は共多くを占めてゐるやうである。

第二項　道　教

道教は本來老子の哲學人生觀より出たものであるが末流に至つては佛教に倣つて種々の偶像を祀り教門を設け居るのみならず今や純然たる民衆の宗教となり俗間信仰の中心となつた。我滿洲にある諸

宗派中最勢力あるは龍門派と稱せらるゝものである。道教入滿の年代は正確に知ることは出來ないが凡そ山東人の移住と共に移植されたものと推測される。道教の寺院は通常觀と稱せられ又、廟とも呼ばる、觀中に祀るものは玉皇を主とし老子を之に配し其他に天宮、地宮、水宮の三宮を祀り更に關帝には娘々、佛爺、龍王、火神、馬王、牛王、財神、藥王、神農、狐仙等を配祀する。從つて道觀中には一見宛も諸偶像の百貨店を思はしむるものがある。道教の僧侶に相當するものは道士と稱し道觀内に居住するを常とする。道士には二種あり、淸居道士は剃髮して妻子を有せず且つ廟内に住し伙居道士は僧院生活をなさず俗人の生活職業を營みつゝ喪事讀經を職とする者で通常五味道士と稱せらる。之等の道士の中、有德の宗教家と稱するに値する者は極めて少い。

共他に儒教、回々教、喇嘛教がある。喇嘛教は蒙古に於て最信仰される。

第二節　近來傳道扶植されたるもの

第一項　宗　教　別

右に屬するものは支那人在來の宗教に屬する佛教、道教、儒教、回々教の如き宗教を除きて日本人の信仰を主とし之に近年歐米諸國より傳來せる基督教に對する支那人の信仰を加ふるものにして極めて複雜多岐である。

日本人の宗教施設たる寺院、教會、布教所等は所在に設立せられ其の發端は主として日露戰爭の從軍布教に始まる。之を分類するときは、(一)從軍布教に依るもの、(二)租借後內地より進んで布教者

を派遣したるもの、(三)在留邦人が葬式法要等の如き宗教上の必要なる事項を行ふ爲に教務所を設けたるものとに三別するを得。逐年設立の數加はり現在に於ける教派は殆ど漏らす所なく神道、佛教、基督教の各宗教に渉つてゐる。其の宗派別左の如し。

神　道——天理教、金光教、大社教、黑住教、實行教、神理教、御嶽教、產靈教

佛　教——眞宗(本派、大谷派、興正寺派)眞言宗(高野山派、醍醐派)淨土宗(鎭西派、知恩院派)、日蓮宗(元一致派、本門法華宗、顯本法華宗)曹洞宗、臨濟宗

基督教——日本基督教、組合基督教會、福音ルーテル、天主教、聖公會、メソヂスト教會、カトリツク教、救世軍、ミカリー教會、ホーリネス、其の他

社寺教會廟宇數　　昭和二年末現在

種別		關東州	滿鐵附屬地	領事館管內	計
神社		一〇	三一	一	四二
寺院教會廟宇等	神道	二四	二六	—	五〇
	佛教	一二五	八一	一一五	三二一
	基督教	二一	一五	七	四三
	道教	八六	八	五六	一五〇
	回教	三	二	一七	二二
	儒教	七	二	八	一七
	喇嘛教	—	—	六	六
計		二六六	一三四	二〇九	六〇九

第二編　法　政

第一章　行　政

第一節　日本側制度

第一項　關　東　州

日本側制度としては關東州及び鐵道附屬地、領事館警察行政と三大別せらる。

一、關東州の行政は關東廳によつて行はれる。關東廳及所屬官署表は次の如くである。

關東廳及所屬官署表

（昭和四年五月一日現在）

關東廳

- 長官官房
  - 秘書、文書、外事課
  - 審議室
- 內務局 ― 地方、學務、殖產（權度所園苗）、土木課
- 警務局 ― 警務、保安、衞生課
- 財務部 ― 經理、財務課
- 民政署 ― 支署
  - 小學校（州內）
  - 公學堂（州內）
  - 青年訓練所
- 警察署
- 高等法院 ― 地方法院
- 高等法院檢察局 ― 地方法院檢察局
- 郵便局
  - 出張所
  - 電信取扱所
  - 電話取扱所

關東廳現行制度は大正八年四月勅令第九四號大正十三年十二月二十五日勅令第四三九號昭和四年六月八月勅令第百六十號に依る。

關東長官の主要職權

一、關東州の管轄

二、南滿洲に於る鐵道線路の警務上の取締

三、滿鐵の業務監督

四、諸般政務の統轄（拓務大臣の監督を受く涉外事務に關しては外務大臣の監督を受く）

五、職權又は特別の委任に依る廳令の發布。

六、關東軍司令官に對する兵力使用の請求（管轄區域の安寧秩序の保持又は鐵道

線路の警護の爲必要あるとき）

昭和四年六月十日
勅令第百五十二號
拓務省官制

第一條　拓務大臣は朝鮮總督府、台灣總督府、關東廳、樺太廳及び南洋廳に關する事務を統理し南滿洲鐵道株式會社及び東洋拓殖株式會社の事務を監督す
拓務大臣は渉外事項に關するものを除くのほか移植民に關する事務及び海外拓殖事業の指道奬勵に關する事務を管理す
拓務大臣は前項の事務につき外務大臣を經由し領事官を指揮監督す

昭和二年度市經費決算
旅順　一〇八、二五六圓
大連　一、〇六六、五六三圓

及所屬官署

- 遞信局
  - 電信局
  - 電話局
  - 郵便所
- 專賣局
- 刑務所
  - 刑務支所
- 海務局
  - 支局
- 工科大學
- 中學校
- 高等女學校
- 師範學堂
- 大連商業學堂
- 金州農業學堂
- 警察官練習所
- 觀測所
  - 支所
- 旅順醫院
- 婦人醫院
- 療病院
- 農事試驗場
- 蠶業試驗場
- 種畜場
- 種馬所
- 水産試驗場
- 取引所
- 博物館
- 臨時土地調査部
- 體育研究所

更に關東州は地方行政に於て自治制度を採用してゐる。自治制度は市制及び會制の二種で州内行政區畫を二市六十九會に分ち會の下には街又は屯がある。市制は大正十三年八月一日より施行せられ旅順、大連に施かれてゐる。市の事業は公衆衛生、教育施設、魚菜市場、公園、屠物、火葬場、墓地、

職業紹介所、市營質舖等を行ひ、市の財政は戸別割、關東州地方税附加税及特別税の三種がある。會は大正十四年六月公布の勅令關東州會制に依り九月より施行されてゐる。會の事業は、教育を主とし勸業、警備、土木、衛生、地方改良、救護、屠獸場、市場等を經營し會の財政は戸別割、反別割及特別税によりて主として行はれる。

昭和二年度會經費決算
八七六、一七二圓

第二項　滿鐵附屬地

(イ)　附屬地の沿革

南滿洲鐵道附屬地帶は一千八百九十六年露國及淸國間に締結せられたる東淸鐵道條約第六條中に鐵道會社は敷地に付き絕對且獨占の行政權を有すと爲し猶東淸鐵道會社條約第八條は鐵道附屬地內部の行政及警察は會社に專屬し淸國官憲の關與せざる範圍なりとすと規定した。又同條約第五條には淸國政府は一切の攻擊に對して鐵道及其從業員の安全を確保する方法を講ずべしとあつて鐵道沿線內部の事は會社に讓り沿線以外の鐵道附屬地若くは鐵道從業員に加ふる危害を防止することを認められ玆に所謂附屬地の觀念が生じたのである。其後露國は一千八百九十八年旅順、大連租借條約及旅順、大連租借に關する追加條約に依り關東州を租借し其期間を調印の日より二十五箇年間とした。然るに日露戰爭の結果明治三十八年九月五日亞米加合衆國ポーツマスに於て日露講和條約締結せられ其第五條に於て露西亞帝國政府の承認を以て旅順口、大連竝其附近の領土及領水の租借權及該租借權に關聯し又は其一部を組成する一切の權利、特權を日本帝國政府に移轉讓渡す露西亞帝國政府は又前記租借權が其の效力を及ぼす地域に於ける一切の公共營造物及財產を日本政府に移轉讓渡すと爲し其第六條には

露西亞帝國政府は長春（寛城子）旅順間の鐵道及其の一切の支線竝に同地方に於て之に附屬する一切の權利、特產財產及同地方に於て該鐵道に屬し又は其の利益の爲に經營せらるゝ一切の炭礦を補償を受くることなく且清國政府の承認を以て日本帝國政府に移轉讓渡すべきことを約すと規定し同條約守備兵の數は一「キロメートル」每に十五名を超過することを得ず而して日本國及露西亞國軍司令官は前記最大數以內に於て實際の必要に顧み之に使用せらるべき守備兵の數を雙方の合意を以て成るべく少數に限定すべき旨を締約した。而して南滿洲鐵道附屬地は右條約第六條に所謂鐵道に附屬する一切の權利及特殊に屬するものであることは明かである。超えて明治三十八年十二月二十二日締結せられたる滿洲に關する日淸間條約第一條に於て淸國政府は露西亞が日露講和條約第五條及第六條により日本國に對して爲したる一切の讓渡を承諾す、第二條日本國政府は淸露兩國間に締結せられたる租借地竝鐵道敷設に關する原條約に照し努めて遵行すべきことを承諾す將來何等かの案件の生じたる場合には隨時淸國政府と協議の上之を定むべしと爲し又同日締結せられたる日淸善後協約第六條に於て淸國政府は安東縣奉天間に敷設せる軍用鐵道を日本國政府に於て商工業の貨物運搬用に改め引繼ぎ經營することを承諾する旨を協約し其他安奉線使用存續期間及引繼ぎに關する評價方法並に南滿洲鐵道と淸國各鐵道との接續業務、南滿洲鐵道に要する諸般の材料に對し各種の稅金及釐金を免ずべき旨等の協約を爲し其他明治四十年六月十三日締結したる滿洲に於ける日露鐵道接續業務に關する假條約追加條款附屬議定書明治四十四年十一月二日締結したる國境列車直通運轉に關する日淸協約等の條約を經て大正四年五月二十五日南滿洲及東部內蒙古に關する日支新條約第一條に依り旅順、大連の租借期限竝

安奉線

に南滿洲鐵道及安奉線鐵道に關する期限を何れも九十九箇年に延長すべきことを約した。其他該條約に於ては其第二條に於て各種商工業上の建物を建設する爲又は農業を經營する爲必要なる土地の商租、第三條に日本人は南滿洲に於て自由に居住往來する權、第四條に東部內蒙古に於て日本人合辦に依り農工業を經營する權等を締結し因て以て我國及我臣民の權利は確定せられたるものである。

要するに附屬地の權利は始め露國に於て之を有し東淸鐵道會社に屬せしめ日露戰爭の結果日本は露國の權利を承繼し、日淸條約に依り支那は此承繼を承諾し、後更めて日支間の條約に依り其權利存續期限を九十九箇年に延長し今日に及んだものである。然し附屬地の關係は南滿洲鐵道本線長春以南軌道敷地沿線一帶及各停車場、其附近鐵道從業員の居住及商人の來住營業を爲す一定區劃の土地であつて安奉線に附帶地の關係はない。安奉線は我軍隊が敷設したる軍用鐵道を商業用と爲し使用することを支那に於て承諾したるもので軌道敷設地、停車場、竝に鐵橋護岸工事に必要なる土域及砂石採取場竝に給水用地其他の所要地域は明治四十二年十一月五日附安奉鐵道購地章程に依り買收したものである。

（ロ）附屬地と南滿洲鐵道株式會社との關係

南滿洲鐵道株式會社は明治三十九年六月勅令第一四二號南滿洲鐵道株式會社設立に關する件第一條に依り設立せられ第十三條に依り政府は會社の事業に關し監督上必要なる命令を發布することを得、關東軍司令官は會社の業務にして軍事に關するものに付き必要なる指示を爲すことを得とし第十四條

に依り會社の決議又は役員の行爲にして法律命令若は會社の目的に違反し又は公益を害し又は監督官廳の命じたる事項を執行せざるときは政府は其決議を取消し又は役員を解職することを得とし其第十六條に於て本令に別段の定なきものは商法及附屬法令の規定を適用すと爲し該勅令に依り設立せられたるものである。而して政府は右第十三條に基き命令を發し其命令書第一條に日清條約附屬協約に依り左の鐵道運輸業を營むべき旨を命じた。卽ち大連長春間の鐵道、南關嶺旅順間の鐵道、大房身柳樹屯間の鐵道、大石橋營口間の鐵道、煙臺炭礦間の鐵道、蘇家屯撫順間の鐵道、奉天安東間の鐵道、第三條に沿道市場の停車場に旅客の宿泊、糧食及貨物の遞送に必要なる諸般の設備を命ぜられた。鐵道がヤマトホテルを經營したのは本條に依りたるものである。又第四條に鐵道の便益の爲左の附帶事業を營むことを得せしめた。一、鑛業竝撫順及煙臺の炭礦採掘　二、水道業　三、電氣業　四、主要なる鐵道貨物委託販賣業　五、倉庫業　六、鐵道附屬地に於る土地及家屋の經營　七、其他政府の許可を受けた營業等之である。以上は會社の事業として當然附屬地に於ても之を經營することが出來る而して其第五條に鐵道及附屬事業の用地內に於る土地教育衞生上に關し必要な設備をなすことを命ぜられ第六條に於て前條の經費を支出する爲政府の認可を得て鐵道及附屬事業の用地內の居留民に對して手數料を徵し其他必要な費用の分賦をなすことを得せしめた。

是によつて見れば南滿洲鐵道株式會社は略內地に於る地方自治團體と同様な權限を有し其事務に關し諸般の規定を定め附屬地住民に對し一種の公法上の權利を有するものと云ふべきである。故に此點より觀察すれば滿鐵は單純な營利會社を以て目すべきものでは無い。猶政府は前述勅令を以て南滿洲

鐵道株式會社を設立せしめ政府自も其出資者となり同勅令第三條に依り露國より讓渡された鐵道共附屬財產及炭礦を以て其出資に充當したのである。鐵道附屬地が鐵道と附屬する財產であることは勿論であるから附屬地は政府の出資として南滿洲鐵道株式會社の財產となつたことも明である。而して附屬地は前述の如く條約に基き國家が取得したものを滿鐵は國家より出資として取得したものなるを以て所有權と同樣なる物權を得たものと云ふを得べく滿鐵が沿線各地に於て電氣業、倉庫業、土木、敎育、衞生上必要な施設を爲し必要な費用の分賦を爲すは以上の關係に基くのである。(附屬地に於る滿鐵經營に就ては滿鐵編參照)

第三項　領事館警察行政

關東州外に於る南滿駐在領事官は關東廳事務官を兼任し州外警察署長を監督してゐる。署長の職務は州內と同樣である。

領事館管內警察署所在地。
營口、遼陽、奉天鐵嶺、長春、安東
此外領事館分館に外務省直屬兼關東廳の警察官が駐在してゐる。

第二節　支那側制度

第一項　省、市、縣の管轄

東北四省各に中央政府の任命したる省政府委員を置き、此の中より更に主席を指定し省政府委員會の決議を執行せしめてゐる。省政府には秘書處、民政廳、財政廳、敎育廳、建設廳、農鑛廳、工商廳を設けてゐる。

省政府主席
奉天省　翟文選
吉林省　張作相
黑龍江省　萬福麟
熱河省　湯玉麟

市は省政府に直隷して縣の行政範圍に入らない。市には市長を置く。省政府より國民政府に申請して

下記は國民政府の縣組織法なるも現在は過渡期なるを以て、未だ縣知事を稱するもの及び省制定の暫行條例による縣政を布いてゐる所もある。國民政府内政部は民國十八年四月命令を出し六月迄に政府出布の縣組織法による縣政を布くべきを東北四省に對して命じた。

民國十八年二月現在政務委員會委員
委員長　張學良
委　員　十二名

旗は日本の昔の藩の如きもの旗には旗民の遊牧地なる旗地がある。

民國十八年四月現在
蒙蘇委員會委員
委員長　閻錫山
副委員長趙戴文

之を任命する。市政府には財政局、土地局、社會局、工務局、公安局を設けてある。市の財政は土地税、土地增價税、房捐、營業税、牌照税、碼頭税、廣告税、市公產收入、市營業收入、其他諸命に依り時宜に徵收する税捐によつて行ふ。

縣は易幟以前の固有の區域を管轄し縣政府は省政府の指揮監督の下に全縣の行政を處理し地方の自治事務を監督する。縣は三等に分たれ、各縣に省政府の任命せる縣長あつて縣政を總理し縣長を主席とする縣政會議によりて重要な事項を審議する。縣の下に區、村、果の自治團體がある。

從來の道は廢され從つて道尹なる者は存在せず道尹の職務は專ら交涉員によつて取扱はれ、交涉員は行政院の外交部に直屬してゐる。

現在各省の行政は政治分會の變態とも云ふべき東北政務委員會の容喙干涉を受けてゐる。

第二項　蒙古人

東北四省内に哲里木盟（十八旗）卓索圖盟（六旗）昭烏達盟（十二旗）がある。旗は行政區劃の單位で省長の監督の下に自治を許され部落の酋長とも稱すべき札薩克、之を統轄し利害關係の密接なる各旗が結合して盟と成るのである。

札薩克は各旗の行政首腦者で旗民の管轄、行政、司法の權を有し租賦を課する權を有してゐる。東三省易幟後民國十八年二月七日蒙藏委員會組織法公布され該委員會は行政院に屬し蒙藏行政事項、蒙藏各種の興革事項の事務を掌ることゝなつた。

第三項　東支鐵道沿線の行政

東支鐵道敷設後沿線の行政は露國の治下にあつたが一九二〇年九月司法權を支那側に回收したるを以て該鐵道附屬地を東省特別區と稱し哈爾濱市に高等法院、地方法院を設け、次で漸次に行政權、敎育權等を回收し來り民國十六年七月二十一日張大元帥令による東省特別區行政長官公署の官制が公布された。易幟後も其組織を改めず今日に及んでゐる。

第二章　司　法

第一節　一、日本側制度

關東州に於る現行制度は三審制度を採用してゐる。現行制度の基礎は明治四十一年九月勅令第二百十三號、關東州裁判事務取扱令に依るのである。

第一項　司法機關

關東州に於るもの（法院は關東長官に直屬する）

一、地方法院　第一審として內地に於る區裁判所及地方裁判所の事務管轄に屬する事件並に滿洲駐在領事館の爲したる豫審事件及國交上の必要より外務大臣の指定したる刑事々件に付て裁判權を有する。裁判は單獨判官に依るを原則とし特定事件は判官三人の合議によつて行ふ。

二、高等法院覆審部　地方法院及滿洲駐在領事館の爲したる裁判に對する控訴に付て、及び上告部の權限に屬する者を除いた地方法院及滿洲駐在領事館の行つた裁判に對する抗告に付て裁判權を有す

民國十八年五月現在
東省特約區行政長官　張景惠

關東州裁判事務取扱令は數次の改正あり、最近には大正十五年勅令第三〇〇號によつて行はる。

第一條に於て、民事刑事及非訟事件に關する事項に就て依る可き法令を列擧してある。故に如何なる法令が關東州に於て行はれ居るか、又は或法が關東州に於て現行であるか否かを知らんとせば先づ該取扱令を參照するを要する。又、裁判は原則として內地法令を以て準

據法則となく支那人に關して例外を設けてある(第二、第三條、第三章)

昭和四年五月現在
昭和二年現在
判官十一人、檢察官三人、辯護士三十七人

行政警察に就ては本篇第一章參照

昭和二年度在刑務所總延人員
旅順二六三、〇五二人
大連五三、五九〇

る。

三、高等法院上告部　地方法院又は高等法院覆審部の裁判に對する上告竝高等法院覆審部及地方法院の行つた上告棄却の決定に對する抗告事件竝に裁判所構成法に定めた大審院の特別權限に屬する職務を行ふ。

四、檢察局　高等法院及地方法院に附置してある。檢察官長が檢察事務を統轄する。

、民政署　管轄區域內に於る民事爭訟調停登記公證の事件を取扱ふ。

六、民政支署　其の管轄區域內に於る民事爭訟調停、登記、公證事件及司法警察事務の外卽決事竝執達事務を管掌する。

七、警察署　司法警察事務の外卽決事件及執達事務を掌る。關東州內にては大正八年勅令第二七四號の關東州犯罪卽決例に依り附屬地にては明治四十年關東都督府令第二十五號拘留科料處分規則に依る。

第二項　刑務所

旅順に刑務所、大連に刑務支所がある。該所は高等法院及地方法院の判決に係る受刑者の刑を執行し、繫屬中の刑事被告人を拘禁し、滿洲に於る帝國領事裁判に於て判決した三箇月以上の懲役又禁錮四の刑の執行囑託を受けてゐる。支那人監外作業の場合には特に足鎖を使用してゐる。

第三項　司法警察

大正十一年犯罪事件處理規定を定め檢査事務の統一を圖り又施設を改善し來り昭和二年の檢擧率は

七七・六％に達し内地に比し寧ろ好成績を示すに至つた。

第二節　支那側制度（奉天省に就て詳述する）

第一項　概說、法院編制法と新式裁判所

支那に於ける司法制度は、前清末葉以來支那政府によつて着々改善せられつゝあるところなるが、支那政府をしてかく司法制度の改善に鋭意せしめたる直接の原因は一九二〇年の英支通商條約竝に一九〇三年の米支及日支通商條約に於て、英米日各國が支那法典の狀態其の運用の方法其他の情況にして、治外法權の撤去を現實に充分保證し得るに至らば、其の治外法權を撤廢するに躊躇せざるべき旨を聲明したのに因る。かくて支那政府は其の司法制度を改善し泰西諸國及日本の司法制度と一致せしめむがために鋭意法律の修訂に從事すると同時に、裁判制度の改革に努力した。即ち一九〇七年には高等以下各級審判廳試辦章程を公布し、一九〇九年には法院編制法を公布した。所謂新式法院なるものは、以上二種の法令に依據して設立せられたるものである。

支那に於ける新式法院の種類及其數を示せば左の如くである。

大理院一及同級の總檢察廳一	北京に設く
高等審判廳及同級の高等檢察廳	二十三
高等審判分廳及同級の高等檢察分廳	二十六
地方審判廳及同級の地方檢察廳	六十六

第二項　奉天省に於る制度

(イ)　國民政府統一前

新式法院

奉天にては民國以來其の裁判制度の改善に特に意を用ひ、新式法院の設置せられたもの高等審檢廳一、高等審檢分廳一、地方審檢廳十一及地方分庭四あり、之を其の他各省に對比すれば其の新式法院の最多數なる點に於て、裁判制度の比較的進歩せる地方と云へる。

縣司法公署

右新式法院に對し過渡時代の法院とも見るべきものに縣司法公署がある。縣司法公署は縣司法公署組織章程に基き、未だ法院を設けざる縣に於て、其縣事衙門內に附設せられたるものにして、全國を通じて僅か四十六箇所あるに過ぎず。而も其の中十四箇所は奉天省內に在る。

縣知事衙門

新式法院竝に縣司法公署の設置なき各縣の司法事務は總て縣知事に於て之を取扱ふ(修正縣知事兼理司法事務暫行條例の規定に據る)縣知事衙門は新式法院設立以前に於ては支那に於ける唯一の法院であつたが、現在に於ても司法事務を兼理する縣知事衙門は其の數約一千八百に達し、事實上支那に於ける最大部分の訴訟事件は、尙此の種舊式法院の處理するところである。

奉天に於ては新式法院竝に縣司法公署の比較的多數なる結果として、縣知事衙門に於て司法事務を兼理するもの比較的少く奉天全省五十六縣中其の約半數卽ち二十七縣を占むるに過ぎない。

各級審判廳管轄一覽表

一、初級管轄事件

第一審	控訴審	上告審
地方分庭（一人）	地方廳（三人）	高等廳（三人或は五人）
地方廳（一人）	地方廳（三人）	
縣司法公署（一人）	地方廳（三人）／高等分廳附設ノ地方庭（三人）	
兼理縣知事衙門（一人）	高等分廳附設ノ地方庭（三人）	高等分廳（三人）
高等分廳附設の地方庭（三人）	高等分廳附設ノ地方庭（三人）	高等廳（三人）

二、地方管轄事件

第一審	控訴審	上告審
地方分庭（一人）	高等廳（三人）	大理院（五人）
地方廳（一人或は三人）	高等廳（三人）	大理院（五人）
縣司法公署（一人）	高等廳（三人）／高等分廳（三人）	大理院（五人）
兼理司法縣知事（一人）	高等分廳（三人）	大理院（五人）
高等分廳附設の地方庭（一人或は三人）	高等分廳（三人）	大理院（五人）

三、高等管轄事件

第一審	上訴審
高等廳（三人）	大理院（五人）
高等分廳（三人）	大理院（五人）

（ロ）國民政府統一後

以上は國民黨の東三省平定前に於る制度であるが統一後も暫准援用從前施行之各種實體法訴訟法及其他一切法令文（十六年八月十二日國民政府令）の東三省に於る實施により依然其機關は運用されてゐる。然し同時に裁撤檢察機關並改定法院名稱（十六年八月十六日國民政府令）の實施により從來の

審判廳を法院と改め、高等審判廳は高等法院とし檢察廳の名稱は廢して在來の檢察官を各法院に配置して檢察の職を行はしむることゝなり、既に其實行を見てゐる。又從來の大理院なる名稱は廢され南京の最高法院が其裁判を取扱ふことゝなり上告に對する過渡的手段として最高法院東北分院の設置を見たが此は近く閉院さるゝことになつてゐる。(國民政府公報民國十八年二月第一〇四號所載最高法院分院廢止の件參照)

第三項 東省特別區の裁判制度

東省特別區とは東支鐵道附屬地に對し、支那側に於て名けたる名稱であるから、一般から見れば即ち東支鐵道(哈爾濱を中心とし西滿洲里東綏芬河南長春に至る沿線)附屬地の別名であるとも云ひ得る。其の特別區と云へる所以は此地方は元來黑龍江省及吉林省の兩省に分屬して居たのであるが、鐵道附屬地なるものが設けられた爲め、一時其行政司法等の各權が露國によりて行使せられ其後法權を回收したが依然鐵道附屬地たることを失はざるが故に、專ら訴訟上の便利を圖る目的を以て之を吉黑兩省に歸屬せしめず、東省特別區域と定めたるものである。

東省特別區に現在の如き支那の裁判制度を設くるに至りたるは、民國九年九月二十三日露國公使の待遇停止後司法部より露國法院回收を提議し、閣議を通過し司法次長張一鵬を東支鐵道沿線に派遣して視察調査せしめ、嗣いで殷汝熊を東支鐵道附屬地に於ける露國の法院引繼準備主任に任命せるに始まり、同時に東省特別區法院編制條例、特殊司法官選任章程及外國諮議等任免章程の公布を見ることとなつたのである。

東省特別區の裁判制度は右の東省特別區法院編制條例（民國九年十月三十一日敎令第二號公布）が其の基礎であるが故に該條例を見れば特別區の裁判制度の大體を知ることが出來る。而して該條例は十三箇條より成れるが今其の要點を列擧すれば、

一、東省特別區域內の哈爾濱に高等審判廳及地方審判廳各一を設け東鐵沿線に地方分庭若干處を置く

二、高等審判廳、地方審判廳分廷內に各檢察所（檢事局）を設け、檢察官一名乃至三名を配置し其の審判に對しては各獨立して其の職務を行ふ

三、高等地方各審判廳及地方分廷に對しては司法部より適宜外國人を諮議及調査員に任命して配屬せしむることを得

四、地方審判廳內に簡易廷を附設し地方分廷と同じく初級（區裁判所）管轄の第一審案件を審理せしむ

五、地方審判廳は同廳の管轄に屬する東鐵沿線に於ける案件に對して巡回裁判制度を用ゆることを得

六、地方分廷或は簡易廷の判決に服せざる者は地方審判廳に上訴するを得、地方審判廳の判決に服せざる者は高等審判廳に控訴するを得、高等審判廳第二審の判決に服せざる者は法律上の見解を異にするものに限り大理院に上告することを得

七、東省特別區法院に於ける外國人の訴訟案件に關しては外國辯護士の出廷を許すことを得

八、本條例に規定せざるものは法院編制法及其他法令の規定を適用す
　右に依り特別區と稱すれども別に制定せられたる法律を施行するにあらずして、支那國內一般に行はるゝ法令を適用し登記其他の非訟事件も取扱つて居る(但し登記法は民國十四年一月一日より施行)のであるが、唯其の異なる點は外國人に關する訴訟事件に就ては外國辯護士の出廷を許す規定があり、殊に注意に値すべきは外國人を以て諮議又は調査員(實は顧問の如きもの)なるものを任命して高等地方兩審判廳及び必要ある時は地方分廷にも之を配置して其職務を執らしむとの規定あることと是れである、而して其の諮議或は調査員は曾て外國の法官に任ぜられたる者又は外國の辯護士に前任或は現任せる者の中より司法部に於て之を選任するのである。其の權限に就ては東省特別區法院外國人諮議調査員任免及執務章程に(一)諮議調査員は其配置せられたる地方の高等或は地方審判廳長又は地方分廷判事の監督を受く(二)法院或は檢察官より案件に就き諮詢せられたる時は意見を陳述すべし(三)隨時案件に關する書類を査閱することを得(四)審判廳長或は分廷判事が必要と認めたるときは口頭辯論の時法廷に臨ましむることを得、出廷せる諮議或は調査員は當事者、證人或は鑑定人に對して質問を發することを得(五)法院は案件に關し判決前口頭辯論の時出廷せる諮議或は調査員に對して意見を諮詢することを得、又合議制法院評議の時も出席せしむることを得、此場合諮議或は調査員の意見は關係書類に添付することを要す(六)外國人を逮捕或は拘留せるときは速に諮議或は調査員に通知することを要す、諮議或は調査員に於て違法と認めたるときは意見を陳述することを得(七)諮議或は調査員は外國人拘禁の看守所及監獄を親しく視察することを得(八)諮議或は調査員は刑事案件

に就き知悉せる事情を檢察官に報告することを得（九）判事及檢察官の廻避に關する規定は諸議或は調査員にも之を適用す等の規定がある。

其巡廻裁判制度採用に就ては前記の如く東省特別區域法院編制條例第七條は地方審判廳は鐵道沿線管轄の地方案件に對し巡廻裁判制度を用ゆることを得、巡廻裁判章程は別に之を定むと規定しあるも十年五月十三日公布せる「變通東省特別區域地方分廷事務管轄範圍文」（司法部呈准）に大要左の如く記してある、曰く

東鐵沿線地方分廷は現在已に成立せるもの六箇處あり、而して其第一第二第三の各地方分廷は皆哈爾濱に設け第四分廷は橫道河子に第五分廷は海拉爾に第六分廷は滿洲里に各設置せられ、該各地方分廷は東省特別區域法院編制條例第六條の規定に依り其事物の管轄は簡易廷と相同しとあるを以て地方審判廳管轄の案件は之を受理する能はざることゝなり居れり、然るに各該地方分廷の位置は遠近同じからず、且つ管轄區域にも廣狹の別あり、其第一第二第三分廷の如きは皆哈爾濱に在るを以て該區域內に於ける地方管轄案件に關しては自ら哈爾濱特別區域地方審判廳に於て直接之を受理し何等不便の點なきも、第四第五第六の各分廷は哈爾濱を距ること甚だ遠し、露國法院當時は巡廻裁判制を用ひ居たる爲め別に不便を感ぜざりしも、其の支那に回收後未だ此制定を設けず、若し此制度を設くるとするも各國の長處を參酌して制定せざる可からざるを以て尙ほ多數の時日を要すべきに因り、愈々之を制定して採用するに至るまでの間、橫道河子、海拉爾、滿洲里三箇處の訴訟當事人をして地方管轄の案件に關しては全部哈爾濱に赴きて告訴せしむることゝするが如きは、訴訟

一審理に不便多きのみならず又其距離も遠く地方在留民の苦痛を察し訴訟を重んずる所以にあらざるなり、故に暫定辦法として巡廻裁判制度施行以前に在りては第四第五第六の各地方分廷に於て地方管轄の第一審案件に對し均しく其受理を許し、初級第二審案件に關しては從來の如く哈爾濱特別區域地方審判廳に於て受理せしむることゝせば、東省特別區法院編制條例の趣旨にも背馳するに至らず、且つ訴訟進行の上に好結果を齎らすべきを以て右の如く地方分廷事務管轄の範圍を變更せんことを請ひ裁可を經たり。

第三節　領事裁判權及適用法規

第一項　領事裁判權の沿革

日本が支那に於て裁判權を有するに至つたのは明治二十八年四月十七日締結の日清通商航海條約に於て認められたるに依る。『第二十條に於て淸國に在る日本國臣民の身體財産に關する裁判管轄權は當該日本國官吏に專屬す、日本國臣民或は一切の他國臣民又は人民より日本國臣民並に其財産に係る訴訟は總て淸國官吏の干渉を受くることなく右官吏に於て審理判決すべし、第二十一條淸國官吏又は臣民が淸國に在る日本國臣民に對し又は其財産に關し民事訴訟を起すときは日本國官吏に於て之を審理判決すべし、淸國臣民に對し又は其財産に關し淸國に在る日本國官吏或は臣民より起す所の民事訴訟は總て淸國官吏に於て之を審理判決すべし、第二十二條淸國に於て犯罪の被告となりたる日本國臣民

は日本國の法律に依り日本國官吏之を審理し其有罪を認めたるときは之を處罰すべし、清國に在る日本臣民に對し犯罪の被告となりたる清國臣民は清國の法律に依り清國官吏之を審理し其有罪と認めたるときは之を處罰すべし』と規定されてある。玆に日本國官吏とあるは領事を指したるもので右の如く日清通商航海條約に於ては所謂被告主義に依り民事刑事の裁判權を認めたのである。而して南滿洲及東部内蒙古に關する日支新條約『第五條に於ては民刑訴訟は日本國臣民被告たる場合には日本國領事館に於て又支那國民被告たる場合には支那國官吏に於て之を審理し互に員を派し臨席傍聽せしむることを得但し土地に關する日本國臣民及支那國民間の民事訴訟は支那國の法律及地方習慣に依り兩國より員を派し共同審判すべし、將來同地方の司法制度完全に改良せらるゝときは日本國臣民に關する一切の民刑訴訟は完全に支那國法廷審判に歸すべし』と定められた。依て外務省は大正四年七月省令を以て支那に於ける在日本帝國領事館管轄區域を定めたが其中には南滿洲鐵道沿線各領事館の管轄區域を包含せしめた。此領事館の管轄區域は其領事館の職務權限の及ぶ範圍を定めたものであることは勿論で職務權限の内には裁判事務を包含するから又自ら裁判管轄區域であると云ひ得られる。

第二項 領事裁判適用法規

領事官の遵守すべき法則に付いては明治三十二年三月法律第七十號領事官の職務に關する制限中に規定するところにして大體下の原則に從ふものである。

一、條約中特に領事官の權限に屬せしめたる事項に關しては法律に牴觸せざる範圍に於て命令を以て

制限し得らるゝものとする。從て命令を以て制限したる場合は其制限に從ふべく制限なき場合は條約又は法律に從ひ事を處理すべきものとする。又權限に屬せしめた事項に付き條約又は法律に規定のないものは命令を以て必要なる規定を設くることが出來る。

二、領事官は法令及條約の規定に從ひ職務を行ふべきは當然である。其他國際法に基因する慣例又は駐在地特別の慣例に從ふことが出來る。而して國家の權利利益を保護する爲め慣例に依り難き場合に於ては命令を以て特別の規程を設くるを得べく外國に於ける施行期日を定めない法律に付ては命令を以て其施行期日を定むることが出來る。

三、領事裁判權を行ふことを得る領事官は法令、條約及慣例に牴觸せざる範圍に於て地方裁判所及區裁判所の職務を行ふもので民刑訴訟事件及非訟事件に關する事務並に各種登記事務を行ふものとする。但し輕罪の裁判に付きては豫審を須ゐず又重罪の公判を爲すことを得ざらしめた。又領事官の豫審をした重罪公判は長崎地方裁判所の管轄とし、領事官のした地方裁判所の權限に屬する事項の裁判に對する控訴又は抗告は長崎控訴院の管轄とし區裁判所の權限に屬する事項の裁判に對する控訴又は抗告は長崎地方裁判所の管轄とする。然るに我滿洲に於ては關東廳法院設立と同時に明治四十一年四月法律第五十二號滿洲に於ける領事裁判に關する件を以て右長崎控訴院及長崎地方裁判所の管轄を變更し滿洲に於ける領事官の豫審を爲したる重罪の公判は關東廳地方法院の管轄とし又其他の領事裁判及領事の豫審を經たる關東廳地方法院の爲したる裁判の上訴に付きては關東廳高等法院の管轄とした。而して領事官の管轄に屬する刑事事件にして國交上必要ある

ときは外務大臣は前者に付ては領事官の管轄を禁ずる命令を發し、司法大臣は事件の重罪輕罪の區別に依り長崎控訴院又は長崎地方裁判所に管轄指定の申請を檢事をして爲さしむるものとし後者に付ては領事をして裁判せしめずして直ちに關東廳地方法院をして裁判せしむることゝした。素より領事裁判は地方裁判所の管轄に屬する事件と雖も單獨にて審理裁判するものである。檢事の職務を取扱ふ者が刑事事件に付き豫審を求め領事官も亦豫審事件として處理したるに之を輕罪と思料した場合に於ては豫審終結決定を爲すに及ばず直ちに自ら審理裁判すべきである。然るに豫審終結決定を爲し長崎地方裁判所又は關東廳地方裁判所に付すとせば嚴格に論ずれば長崎地方裁判所又は關東廳地方法院は管轄權無き事件を審理することゝなり又豫審終結決定を以て自己領事館の公判に付し而も自ら審理裁判するとせば刑事訴訟法第二十四條第八號に牴觸することとなる。

四、領事官は領事館員又は警察官をして檢事、裁判所書記又は執達吏の職務を行はしめ裁判所書記又は執達吏の職務を行はしむべき館員又は警察官なきときは其管轄區域に在留する帝國臣民中より選任し臨時其職務を行はしむることが出來る。又訴訟代理人、辯護人たらんとする者は領事官の許可を得ることを要する。

五、領事官に對しては通常裁判所に於ける忌避又は回避の規定は適用せらるゝことがない。

玆に領事官と稱するは名譽領事にあらざる領事及其代理を謂ふもので以上の如く領事官は日本法令條約、國際法に基因する慣例又は駐在地特別の慣例に從ふべく或は日本法律に牴觸せざる範圍の命令

に從ひ之が適用を爲し裁判すべきである。從て日本民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法及各其附屬法は皆之を適用することが出來る。唯だ前示一乃至五の法則と調和して之が適用を爲すべく又性質上適用不可能のものあるは當然である、例へば不動產登記法中土地に關する事項、地上權に關する件、建物保護に關する件、立木に關する件、借地借家法等屬地的立法に關する法律(利息制限法に付ては議論あり)等が領事裁判區域に行はれざるは立法の目的に徵して明である。

註 領事裁判に於て準據すべき內地法規の種類及範圍は之を明確にし在留臣民をして其遵守すべき所を迷はしめざるを要す、現時に於ては新に立法せられたる各種法規の領事裁判區域に實施せらるゝ時期に付ては疑なき能はず、又領事裁判區域を獨立の法域と爲さゞる爲め種々の不便あり且つ領事裁判區域を共通法の適用地域と爲さゞりし爲め法律適用に付き內地、朝鮮、臺灣、關東州と適用に付き甚しき不合理の場合を生ず、目下奉天、天津、青島、上海の各領事館には司法領事を置き內地に於て判事の經驗ある者をして裁判事務を處理せしむるも其他は然らず。

第三項 附屬地と領事裁判

領事裁判は前述の如く內地の法規に遵ひ被告主義に依り民刑事件を審理裁判すべきを原則とする。領事裁判の管轄區域たる附屬地に於ける民事又は刑事に於ける刑法犯に付き內地法律を適用すべきことと勿論であるが民事刑事法規中屬地的法規に付いては直ちに外國たる附屬地又は其他の管轄區域に發生したる事件に之を適用することは出來ない。問題は附屬地內に於ける關東廳の警察法規或は前述附屬地外に適用せらるゝ領事館令違反事件に付き審理裁判するを得べきや否やである。日淸通商航海條約が領事裁判を認めたる字句に依れば日本國の法律に依り日本國官吏之を審理裁判する旨を規定してゐる。甲說は館令又は附屬地に於ける警察法規は法律に非らず殊に警察法規の淵源は勅令なるを以て

之を法律に依りたるものと謂ひ難しとし、乙說は條約に日本國の法律に依りとあるは日本の法規又は法則に依りと解すべく從て領事館令亦一種の法則にして關東廳の警察法規亦日本の警察法規なり故に領事裁判に於て是を適用するを得べきは當然なりと謂はざるべからず。唯だ性質は同一なるも刑法犯以外取締法又は警察犯處罰令等に於て附屬地と附屬地外とにて連續犯的に犯行ありたる場合に於ては直ちに刑法第五十五條を以て律する能はざるべし、何となれば附屬地外は內地法律刑法を共淵源とし附屬地內の警察法規は關東州勅令刑法を共淵源とすればなり。從て斯る場合に於ては判決主文は各別個とし事實及法の適用も亦別個にするを要すべしと說いて居る。甲說の解釋は餘りに字句に拘泥してゐる。

第四項　監獄

(イ)　概　說

一、支那に於ける監獄制度は、既に前淸末より所謂新式監獄の設立を開始し、漸次に改善の機運に向ひつゝあつたものであるが、民國元年司法部の成立以來、支那政府は監獄制度に對して益々之が改善の爲に努力するところあつた。斯して民國以前に於ける約千七百の監獄は殆んど全部省城及縣城に設置せられたる舊式監獄であつたが、民國元年以後に於ては北京及各省城竝に三百人乃至一千人の四人を有する各重要都市には悉く新式監獄を設立す可きものと定め、是より現在に至る迄既に新式監獄の設立せられたるもの七十四を算するに至つた。

然れ共所謂舊式監獄なるものゝ數は、今尙千六百餘の多數を示し、唯其の中僅かに多少の改良を加

へたるものあるに過ぎない。全體としての支那の監獄制度は宛かも其の裁判制度に相應して不完全であると云はざるを得ない。各地方に於ける新舊監獄の比較表を示せば左の如くである。

省區	新式監獄	舊式監獄	新舊合計
北京	三	—	三
京兆	二	一八	二〇
直隷	四	一一六	一二〇
奉天	一四	四二	五六
吉林	三	三三	三六
黒龍江	一	三七	三八
山東	六	一〇六	一一二
河南	二	一〇七	一〇九
山西	五	七二	七七
江蘇	四	五六	六〇
安徽	四	五七	六一
江西	二	七九	八一
浙江	一	七四	七五
福建	三	六二	六五
湖北	三	六七	七〇
湖南	—	七五	七五

陝西	六	｜	六
甘肅	二	六六	六八
新疆	｜	四〇	四〇
四川	一	一四五	一四六
廣東	｜	九四	九四
廣西	二	七五	七七
雲南	一	九五	九六
貴州	二	七九	八一
熱河	｜	一四	一四
綏遠	一	七	八
察哈爾	一	六	七
東省特別區	一	｜	一
總計	七四	一六二二	一六九六

二、卽ち以上に由つて之を觀れば、支那に於ける新式監獄の設置數は奉天省に於て最も多く全數七十四の內十四卽ち約二割を占めてゐる。蓋し奉天省に於ては、新式法院が其他の諸省に比較し就中最も普及せられて居り、從つて新式監獄の設置せられたるもの多數なるが故である。斯の如く奉天省に於ては新式監獄の最も多數に設置せられたる結果として各縣城に設けられたる舊式の監獄は其の數比較的尠く、舊監と新監との比率（舊監三に對し新監一）に至つては其の高率なる事遙かに其他の諸省の比でない。奉天省に於ける新式監獄の所在地及收容人員は次の如くである。

	所在地	收容人數
第一監獄	瀋陽	一、〇〇〇
第二監獄	遼陽	五〇〇
第三監獄	鐵嶺	四〇〇
第四監獄	營口	四〇〇
第五監獄	昌圖	三〇〇
第六監獄	錦縣	一〇〇
第七監獄	安東	二〇〇
第八監獄	海龍	一〇〇
第九監獄	洮南	一〇〇
第十監獄	遼源	五〇〇
第十一監獄	西安	一〇〇
第十二監獄	瓦房店	三〇〇
第十三監獄	新民	三〇〇
第十四監獄	興京	三〇〇
第十五監獄	撫順	二五〇

三、支那の監獄制度に於ては新式監獄を除くの外、各法院に看守所を附設して刑事未決犯人及民事被告人を羈押（勾留）又は管收（留置）し、未だ看守所に在りては監獄中の一部を之に代用することを得るものとする。

看守所に關しては民國二年三月三日公布、同年三月十日修正、同三年八月十三日再修正の看守所暫行規則がある。之に據れば看守所は地方檢察廳檢察長之を監督し（第二條）、看守所の被告人に對する待遇は一般人民と同樣なる事を要すと規定する。（第三條）

各縣附屬の舊式看守所に關しては民國八年五月十一日公布の各縣監獄看守所規則がある。其の規定に據れば刑律に依りて判決を爲し有罪を確定したる犯人は監獄に之を監禁し、刑事被告人にして羈押す可きものは看守所に之を管收す可きものとし（第二、三條）、男女監獄看守所は嚴重に之を隔離させる。（第四條）

奉天全省改良新監報告に據れば、奉天省に於ては各新式看守所は仍ほ新監の內部に之を附設するが而も其の分界を嚴重にし且兩者の職權を明瞭に區劃したと云ふ。（同書序言）。竝に奉天省に於ては新式監獄の擴張及び充實を俟つて各縣舊式監獄の囚人を悉く新式監獄に移送し、因て以て舊監を一後に撤廢し、改めて看守所と爲す計畫を立て、民國十二年以來着々之が實行に努めてゐると云ふことである。（同上）

四、監獄行政及監獄看守所の職員　支那に於ける監獄は司法院に於て之を監督す。各高等檢察長は司法部より委任を受け、各該區域內の各監獄を監督す（監獄官制第一條）。而して政府の特別委任を受け司法、行政の監督權を有する各省長に於ても亦之を監督す。

新監獄及分監の設置、舊監獄の存廢は司法部に於て之を定む（第三條）。竝に司法部は各監獄を監督する爲臨時吏員を派遣して、視察せしむることを得（第二條）。各新式監獄の典獄長は司法部及該管

轄高等檢察長の監督を受けて監獄事務を掌理し、所屬職員を指揮督率す(第六條)。典獄長は各種の報告を提出し、該管轄高等檢察長を經て司法部に一括報告し、又は臨時に直接司法部に報告することを得（第七條)。

新式監獄には典獄長の外看守長三人技士一人を置く(第四條)。尙前記職員の外男女看守、敎誨師、醫士、藥劑士を置く事を得。其の定員は各典獄長に於て斟酌し、各該管轄高等檢察長を經由して、司法部に之が審定を申請す(第五條)。看守長は典獄長の指揮を受け監獄處務規則に依り警備敎育作業衞生用度及其他の庶務を分擔掌理し、男女看守を指揮監督し(第九條)、技士は上長の指揮を受け監獄の技術事務に從事するものとす(第十二條)。

看守所は地方檢察廳檢察長に於て之を監督し、其の所長は所屬職員を督率して該所の事務を掌理す(看守所暫行規則第二、四條)。醫士は所長又は所官の指揮を受け、衞生事務及被告人の治療事務を處理し(同上第五條)、所丁長は上官の指揮を受け男女所丁を管理し該所の事務を處理す(第六條)。

(ロ)　奉天省の監獄

1　第　一　監　獄

一、奉天省に於ける監獄制度に於ては全省五十六縣を十五區に區劃し、各區に新式監獄一箇處を設置する。之等新監の名稱及所在地は前述の如くである。而して奉天省に於ける是等の新式監獄中省城に所在する奉天第一監獄は其の設備內容最も完備充實せるもので、啻に奉天省に於ける最優良の監獄たるに止らず、亦支那全國を通じて第一流に屬する模範的監獄なるが故に茲に奉天全省改良新監

報告（民國十四年十二月）に據り、其の組織及管理の概要を述ぶれば次の如くである。

二、奉天第一監獄は奉天省城内西南隅に位置す。

（一） 收容人數 雜居監々房には各房に五人宛、分房監々房には各房に一人宛、合計既決犯一千二百餘人、未決犯三百餘人を收容することを得。現在收容せるもの既決犯一千三百五十餘人、未決犯三百七十餘人。

（二） 經費

(1)經常費 毎年度經費奉大洋五萬二千九百五十六元、追加經費三千六百元、毎年人數超過の爲囚糧費豫算外支出一萬四千四十元、合計經常費七萬五百九十六元。

(2) 作業費 工業資本小洋八萬三千七百七十九元餘、毎年豫定純利大洋三萬元。

（三） 內部組織

(1)職員定員 典獄長一人、看守長兼科長三人、教誨師一人、教師一人、醫士二人、看守長及候補看守長八人、以上職員合計十六名を置き、外に主任看守八名、看守九十五名、警備看守二十名女主任看守一名、女看守一名がある。

(2)職務 典獄長は全監の事務を掌理し、看守長兼第一科長は文書書類經費及犯人の出入を辨理し、看守長兼第二科長は戒護に關する一切の事務を擔任し、看守長兼第三科長は作業事務を辨理し、教誨師兼教務所長は專ら教誨を行ひ、教師は幼年犯を教育し、醫士兼醫務所長及醫士は均しく犯人の病症を治療し、看守長及候補看守長は名簿及統計、會計、庶務並に戒護事務を分

擔する。

(四) 戒護及管理

(1)戒　護　看守の勤務を晝勤と晝夜輪番勤との二種に分ち、夫々分別擔當せしむ。典獄長及第一第三兩科看守長は戒護事務を擔任せざるを以て刀又は銃を携帶するの必要が無いが第二科看守長以下は銃又は刀を携帶する。

(2)管　理

(イ)收監　新に入監する者に關しては執行書判決書其他適法の文書を具備するのでなければ收監することが出來ない。

(ロ)身體檢査　新收監者の身體は之を檢査し、其の特徵を調査する事を要する。

(ハ)面會　在監者は其の家族とのみ接見する事を許すを原則とする。拘役囚の接見は十日毎に一回とし、徒刑囚は毎月一回とし、其の接見時間三十分を超ゆる事が出來ない。

(ニ)信書　在監者は其の家族とのみ信書を發受することを許す。但し特別の理由ありたるときは家族以外の者とも信書を發受する事を得。發受する書信は監獄長官之を檢閲する。

(ホ)賞罰　賞罰は監獄長官之を行ふ。奬賞は之を尋常奬賞と異常奬賞とに分ち、一定の行爲ありたる者に對し一定の賞遇又は賞金を與へ、在監者監獄規則に違反したるときは所定の徵罰に處する事を得る。

(ヘ)保管　在監者の物品は檢査して之を保管し、保管物品は釋放の際還附する。

（ト）釋放　釋放せらるゝ者若し異鄕人にして歸るべき家なきときは各工場に紹介して、工人に充當し又衣類を有しない時は必要の衣類を酌量給與する。

（チ）假釋　本監獄に於ては開設以來民國十二年九月迄に假釋人合計十四名である、悉く假釋管理規則に依り、各該假釋者居住地の警察署に監視させたが、未だ規則を犯し假釋を取消されたる者無く、又假出獄後犯罪を犯した者もない。

（五）作　業

(1)種　類　工場合計十二科、釀造、製醋、紡織、銅鐵、竹木、刷印、靴鞋、縫紉、漂染、雜作、床毯、香油、以上の各科中釀造科を最と爲し、紡織、銅鐵兩科之に次ぐ。

(2)人　數　合計約五百名

(3)時　間　夏期に於ては午前八時半より同十一時迄午後二時より同五時迄、冬期に於ては午前八時半より十二時迄午後一時より三時迄。

(4)資　本　現在工業資本小洋八萬三千七百七十九元餘あるが到底充分なりと謂ふを得ず、尠く共十七八萬元を要する。

(5)賞與金　作業に從事する者には其の成績を斟酌して各別に賞與金を給する。但し賞與金額は普通工賃の十分の三を超ゆる事が出來ない。

（六）　敎誨及敎育

(1)敎　誨　敎誨を分つて一般敎誨特別敎誨の二種とし前者は毎日敎誨堂に於て一律に之を行ひ、

後者は犯人の性質を考慮し工場又は監房内に於て適宜に之を行ふ。

(2)教　育　本監獄内に於ては年齢の制限なく、存監者に一律に教育を施す。是を普通教育と爲す幼年犯に對しては幼年教育を施すものとする。

（七）衛生及給養

(1)醫　藥　病監内に醫務所を設け、中國人及西洋人の醫士各一員を置く、別に藥室一箇所を設け中國及西洋の藥品を備ふ。

(2)診　斷　診斷は健康診斷と病者診斷とす。前者には入監診斷と出監診斷とあり、後者は毎日之を行ふ。

(3)食　料　食料は高粱米を以て主要食品とする。

(4)衣　服　衣服費豫算八百名、各人に付大洋四元とす。四人用の蒲團、枕、鞋等に關しては豫算がない。皆工業項目中より融通支辨する。

2　其他の新式監獄

一、第二監獄以下の新式監獄の組織竝に管理方法も亦大體に於て前記第一監獄のそれと相同じである唯其の規模の大小竝に内容充實の程度に差異あるのみ。各監獄の作業に就ても亦夫々其の科目及種類を異にす。前顯奉天全省改良新監報告（民國十四年十二月）に據り、奉天第二監獄以下各新式監獄の概略を述ぶれば次の如くである。

監獄名	所在地	收容人數	經費		內部組織	
			經常費	作業費	典獄長	監守長
第二監獄	遼陽	四三〇	一七、八三九	一七、二二四	一	二
第三監獄	鐵嶺	五〇二	一三、五二二	一三、〇〇〇	一	二
第四監獄	營口	一八〇	二一、四三三	三二、二一六	一	二
第五監獄	昌圖	三〇〇	一五、一四四	二二、一八五	一	一
第六監獄	錦縣	三七九	一四、五二四	一四、二二六	一	二
第七監獄	安東	四一八	一六、一〇九	一一、〇〇〇	一	一
第八監獄	海龍	二九四	一一、四八六	八、五七〇	一	二
第九監獄	洮南	三五〇	八、〇二三	一、五〇〇	一	一
第十監獄	遼源	三〇〇	一五、五七八	四、〇〇〇	一	一
第十一監獄	西安	三〇〇	一〇、八八二	五、〇〇〇	一	二
第十二監獄	瓦房店	三五八	一三、一八八	六、〇〇〇	一	一
第十三監獄	新民	五五二	一二、七八〇	四、九九九	一	一
第十四監獄	興京	三四四	一三、八六〇	六、三九七	一	一
第十五監獄	撫順	二五一	一一、一六〇	一五、七九三	一	二

第三章　滿蒙に關する日本外交關係（日本權益の條約上に於る根據）

第一節　日露戰爭に於る勝利の結果露國より繼承したる權益

條約、契約等に現はれたる滿蒙に於る日本の權益客體別。
一、領土、土地に關するもの
關東州租借權
中立地帶に關する權利
滿鐵附屬地行政權
南滿洲土地商租權
南滿洲居住往來權
圖們江北朝鮮人居住に關する權利等
二、鐵道に關するもの
滿鐵經營權
滿鐵併行線禁止權
安奉鐵道經營權
鐵道線路保護駐兵權
吉長鐵道委任經營權
新奉鐵道借款權
吉會鐵道借款權

イ、日露媾和條約（一九〇五年九月五日調印）

第五條　露西亞帝國政府は清國政府の承諾を以て旅順港、大連竝に其附近の領土及領水の租借權及該租借權に關聯し又は其一部を組織する一切の權利、特權及讓與を日本帝國政府に移轉讓渡す。（以下略）

第六條　露西亞帝國政府は長春（寬城子）旅順港間の鐵道及其一切の支線竝同地方に於て之に附屬する一切の權利、特權及財産同地方に於て該鐵道に屬し又は其利益の爲に經營せらるゝ一切の炭坑を補償を受くること無く且清國政府の承認を以て日本帝國政府に移轉讓渡すべきを約す。

ロ、滿洲善後條約及附屬協約（一九〇五年十二月二十三日調印）

第一條　清國政府は露國が日露媾和條約第五條及第六條に依り日本國に對して爲したる一切の讓渡を承諾す。

ハ、右二條約に基き日本の取得せる權利、利益の中、前記租借權鐵道經營權以外の重要なるものは次の如くである。

鐵道附屬地行政權。（東淸鐵道建設及經營に關する契約第六條）

開吉（開原、吉林）鐵道借款權
長洮（長春、洮南）鐵道借款權
四洮（四平街、洮南）鐵道借款權等
三、鑛山森林に關するもの
南滿洲鑛山試掘採掘權
撫順煙臺炭礦採掘權
吉黑兩省森林金鑛借款契約による權利
安奉鐵道沿線及び滿鐵幹線沿線に鑛山採掘合辦權
本溪湖煤鐵公司合辦權
鴨綠江右岸採木合辦權等
四、關税に關するもの
大連港關税免除に關する權利
大連海關設置に關する特權

滿鐵併行線敷設禁止の權利。（善後條約附屬秘密議定書）
安奉鐵道經營權。（善後協約第六條）
滿鐵材料免税の利益。（同協約第八條）
鴨綠江岸採木合辦權。（同協約第十條）
滿韓國境貿易に關する最惠國の待遇。（同協約第十一條）
大連港關税免除權（露支遼東半島租借條約第六條。明治四十五年五月三十日調印、大連海關設置及內水航行に關する日支協定）
鐵道守備兵駐在權。（同協約附屬協定第二條）
滿洲中立地帶に關する權利（遼島半島租借條約第五條、遼島半島租借中立地域境界確定に關する追加協定）

第二節　右以後に日本が滿洲間島東部內蒙古に關し有する權益

イ、新奉及吉長鐵道に關する協約（一九〇七年四月十五日調印一九〇八年一月十二日續約調印）

ロ、滿洲協約（一九〇九年九月四日調印）

第一條　新民屯、法庫門間の鐵道敷設に就て商議を受くる利益

第二條　大石橋、營口間を滿鐵の支線となす事の承認

第三條　撫順及煙臺兩炭礦採掘權、採炭税率、輸出税率に就ての利益

第四條　安奉鐵道沿線及滿鐵沿線の鑛務（撫順、煙臺を除く）に關する合辦權

間島に關する協約（一九〇九年九月四日調印）

安東陸境關稅輕減に關する特權等

第五條　圖們江北墾地に於る朝鮮人居住權

第六條　圖們江北雜居區域內に於る朝鮮人の土地家屋に就て保護を受くるの權利

本溪湖煤鐵合辦契約（一九一〇年五月二十二日）

滿蒙四鐵道覺書（一九一一年九月廿四日調印）

A開原、海龍、吉林間。B長春洮南間。C洮南熱河間。D洮南熱河間の一地點より海港に至る間。の鐵道建設に就て日本資本家より借款するに關する利益。（但C、Dは華府會議に於て日本は之を新借款國に讓渡するを聲明した）

商租權の法律上の性質に就ては第三節參照。

八、南滿洲及東部內蒙古に關する日支條約（所謂廿一箇條條約―一九一五年五月廿五日調印）

第一條　旅順大連の租借期限、滿鐵、安奉鐵道の期限を九十九箇年に延長す。

第二條　日本國臣民は南滿洲に於て各種商工業の建物を建設する爲又は農業を經營する爲必要なる土地を商租するを得。

第三條　日本國臣民は南滿洲に於て自由に居住往來し各種の商工業其他の業務に從事することを得

第六條　支那國政府は成るべく速に外國人の居住貿易の爲自ら進みて東部內蒙古に於ける適當なる諸都市を開放すべきことを約す

第七條　吉長鐵道に關する諸協約竝に契約改訂の件

附屬公文　南滿洲に於る鑛山試掘又は採掘允可に關する件

同　滿蒙に於ける鐵道に關する件

同 南滿洲に於る政治、財政、軍事等顧問傭聘の件

ニ、華府會議に於る日本對滿蒙既得權利の變更

一、日本は南滿洲及東部內蒙古に於る鐵道敷設の爲の借款、右地域に於る課稅を擔保とする借款に關し特に日本資本家に與へられたる優先權を最近の組織に係る國際借款團の共同事業に提供すべし。(但書略)

二、日本は南滿洲に於る政治、財政軍事若は警察に付日本人顧問若は教官の傭聘を爲さしむべき日支取極による日本の有する優先權を主張するの意なし。

三、日本は千九百十五年の日支條約及交換公文の署名に際し日本政府最初の提案中の第五項は他日の交涉に讓るべしとの趣旨を以て議事錄中に留めたる日本の留保は之を撤回すべし。

ホ、安奉線輸出入減稅の協約(一九〇五年の善後協約第十一條に關聯す一九一三年)

ヘ、吉長鐵道委任協約(一九一七年十月)

ト、吉黑兩省林鑛借款契約(一九一八年八月二日民國政府對滙業銀行)

第三節 商租權とは如何なるものか

商租權とは大正四年の日支條約たる所謂二十一箇條條約、詳しく云へば「南滿洲及東部內蒙古に關する條約」に依つて認められたる權利である。卽ち同條約の第二條に

「日本國臣民は南滿洲に於て各種商工業上の建物を建設する爲又は農業を經營する爲必要なる土地

を商租することを得」

とあるのがそれである。これに依つて見れば、商租權とは土地に關する權利であるといふことは明瞭であるが、然らば土地をどうする權利かといへば、これには先づ商租といふ文字から吟味して見る必要がある。

「商」とは「商量」の義で、人民同志がお互に相談して決めるといふ意味である。之を法律上の言葉で表せば自由契約といふことになる。次に「租」とは勿論「租借」である。即ち商租とは「自由契約に依る租借」を意味する。

商租の字義に關しては大體以上で略々明瞭であるが、次に問題となるのは、この權利の法律上の意義である、既に租借であるが故に所有權でないといふことは判るが、日本民法の所謂永小作權とか地上權とか云ふやうな用益物權であるか、それとも賃借權といふやうな債權に過ぎないかといふ點が問題である。之に關しては條約に何等規定がなく、只一つ條約附屬の交換公文に

「………第二條に記載せる商租の文字には三十箇年迄の長き期限附にて且無條件にて更新し得べき租借を含むものと了解致候」

とあるのみである故に此の交換公文は商租權の性質を解く唯一の鍵である。次に少しく此の點を吟味して見よう。

商租權は前述の如く自由契約に依つて成立する土地の租借權であるが、普通の借地權の如く三年や五年の短期のものでは何にもならぬ、出來ることなら土地の所有權と云ひ度い所であるが、それが得

られぬとすれば切めて長期のものにし度い、それも期限が來て有無を云はせず返還させられるやうなものでは困るといふ所から、この交換公文が出來たわけである。卽ち此の公文の趣旨は第二條では單に商租と云ふ文字を用ゐてはゐるけれども、其の中には三十年迄の永い期限を附して、而も其の期限が來ても直樣取上げられるやうなものではなく無條件で更新し得べき租借も含まれるといふことを互に了解して置かう」と云ふのである。之に依て見ると商租には二つの種類があることが判る。卽ち

（一） 三十年迄の永い期限を附し、且つ無條件更新の出來る租借權

（二） 無條件更新の出來ぬもの、但し期限は當事者の合意で決定するもの

商租に二つの種類があることは交換公文の表面に表はれた上述の如き意義から推論し得ることは當然であるが、中には商租とは前述の（一）に擧げた權利だけで（二）の如き無條件更新の出來ぬものは商租權の中に含まれないと考へてゐる人もあるやうであるから、次に二つの點から此の誤解を解いて置く。

一つは條約締結當時の事情である。當時日支兩國政府の間に往復せられた公文書に依ると、第二條の文句が最初は「日本國民は……土地の賃借權又は其所有權を取得することを得」となつてゐる。然るに支那側では土地の所有權を與へることはどうしても肯じなかつたので、日本政府も讓步して日本全權に對し次の如く訓令した。

「暫租又は永租とするか、或は永き期限附且無條件にて更新し得べき明なる了解の下に商租の文字を用ふるも可なり」

それで結局條約文に「日本國臣民は……土地を暫租又は永租することを得」とする代りに、條約文では單に「……土地を商租することを得」とし、交換公文で前記の如く「三十年期限且無條件更新の租權を含むことを互に了解して置く」といふ形式を執つたのである。之に依つて見れば斯くの如き了解附の商租に依て暫租及永租を得ると同一效果を收めむとしたものと見ることが出來る。卽ち商租には二つの種類―永租及暫租と同じ內容のものがあることが推測出來るのである。

商租に二つの種類あるといふもう一つの論據は恁うである。三十年期限且無條件更新の商租權は非常に强い權利で、殆んど所有權に等しいことは後述の如くであるが、斯る强力な權利を認める以上、それよりも遙かに弱い第二種の權利―賃借權の如きもの―を認めないといふ理由はない。故に之は當然認められたるものと解することが出來る（法律解釋上之を勿論解釋といふ―例へば自動車の通行を許可してある廣い道路は假令明文がなくとも人力車の通行は勿論許可せられるものと解するが如きである）然らば之を何といふかと云へば、支那では國內法で一般外國人に對して概括的に私權の享有を許可してゐる規定がないから（日本民法第二條には「外國人は法令又は條約に禁止ある場合を除く外私權を享有す」と規定してゐるが、支那には斯る規定がない）外國人の有し得べき權利は一々條約に依て認めて貰ふより外ないのであるが、日本人が南滿洲に於て土地に關して取得し得る權利は商租權以外にないのであるから、之れ亦商租權であるといふより外ない。

商租權に二つの種類あることは以上に依て明瞭になつたが、（今之を便宜上長期の商租と短期の商租と稱する）次には此の二種の商租は如何なる內容を有してゐるかを說明しやう。

（一）　長期の商租

(1)　三十年迄の期限を附す。

期限は交換公文に依れば三十年迄となつてゐる。三十年以下ならば何年でも良いわけであるが、苟も無條件更新といふ如き永久を豫想したるものが一年二年といふ短期の期限を附するが如きことはあり得ないことで、之を實例に就て見ると皆三十年となつてゐる。立法論としては必ず三十年の期限を附すべしとするに若くはない。而して短期の商租との區別の標準が此の期限に依て明瞭になるやう例へば短期の商租は二十五年以下であるけれ共三十年とすればこれは長期の商租であると一見して判別出來るやうにすべきであつたと思ふ。

(2)　期限が到來すれば無條件にて更新し得る。

これは最も議論の存する點であるが、先づ支那側の云ふところを聞くに「期限が來て支那人の出租人が續租を希望しない時は自由に停租することが出來るが、若し當事者雙方で更新を希望するならば最初の商租契約締結と同様の手續に依て更に契約の更新をしなければならぬ」（商租須知第四條及解釋）といつてゐる。若し交換公文の意味が支那側の云ふ通り當事者の合意に依る更新が許されるといふだけの意味ならば、わざわざ斯の如き事を規定する必要がないことになる。何となれば更新とは實は新なる契約の締結であつて只その內容が前契約と同一であるといふに過ぎないから、既に商租契約を認めてゐる以上、更新を認めるといふことは當然の事理であつて敢て交換公文を待つまでもない。交換公文が斯る自明の理を態々規定する筈はない。之は支那側が此の交換公文を有名無實のものたら

しめむとして捏造したる詭辯に過ぎない。

然らば無條件更新の眞の意義如何。それは期限が來たら自働的に更新されることを意味するに外ならない。換言すれば、その場合相手方の支那人が更新を希望するかしないかに關らず、また更新契約締結等の手續も要せず、勿論更に代價を支拂ふこともなしに、當然商租契約は更新され商租權は其儘存續するといふのである。故に長期の商租は一旦契約を締結したら期限が來ても自働的に更新されて何回でも繰り返され、恰も無限の距離を一尺二尺と切るやうに、三十年づつで繰り返され永久に存續することゝなる。而して支那人出租人は單に虛有權を有するに過ぎぬことゝなる。

中には此の解釋を以て餘りに日本に好都合なものとして危ぶむ人もあるかも知れぬが、支那に於ける外國人の土地租借權の如何なるものであるかを見る時は敢て怪しむに足らぬことを知るであらう。外國人が一般支那に於て土地を有し得るのは開市場（條約又は支那政府の自由意志に依て、外人の居住來往通商の爲に開放したる町市）に限られてゐる（只例外として耶蘇敎宣敎師は開市場以外の土地所謂內地に於ても土地を有し得る）此等開市場に於ける外國人の土地に對する權利は條約文面上は租借權であつて所有權は認められてゐない。併し其の租借權は永久租借權であつて殆ど所有權と異らぬ。一例を擧ぐれば上海に於ける外國人の土地永租權である。（工藤敏次郎氏稿「上海に於ける土地永租權に就て」參照）又杭州及蘇州に於ける日本居留地である。この取極書は「三十年期限無條件更新の」前例とも思はるゝが故に左に其の條文を揭げて見る。

杭州日本居留地取極書、（明治二十九年九月二十七日）

第七條　地劵の效力は三十年を以て期限となす、期滿の後地劵を書換へ借繼ぐことを得べし……而して三十年毎に地劵書換の例は永く施行するものとす……此時借地人は重ねて借地料を納むるに及ばざるものとす……

蘇州日本居留地取極書、（明治三十年三月五日）

第八條　借地劵は三十年を以て期限と爲すも滿期後之を書換へ引繼ぎ租借することを得以後永遠三十箇年毎に之を書換ゆるを例とす……

其の他の開市場に於ても外國人の有する借地權は永租權であつて所有權と殆ど異らぬものであるが大正四年の日支條約は南滿洲一帶を以て開市場と同一性質のものたらしめむとして締結されたものであることは、第二條に於て商租權を承認し第三條に於て居住來往の自由及一般業務に從事するの自由を承認したることとに依り明かである。故に商租權も開市場に於ける永租權の如く殆ど所有權と異らぬ性質を有し得べきは推測に難くない。

(3)　長期の商租は用益物權である。

長期の商租が物權的效力を有するものであるといふことは殆んど疑の餘地がない。即ち單に當事者間のみならず第三者にも對抗し得る權利であり、直接「物」―土地―に對する支配權であることは云ふまでもない。只支那に於ては登記制度が今尙完全に實施されてゐないから公示の方法に於て缺くる所がある。故に商租に關する特別の登記制度を設けて權利を確保する必要がある。次に商租權の內容とするところは土地の使用收益である。また商租權の處分は固より自由であつて官憲その他の干涉を

受くべき筋合ではない。只問題は之を支那人に讓渡したる場合である。この場合支那人が完全なる土地の所有權を獲得するやう支那國內法で規定せしめる事は必要である。日本では外國人に土地の所有權を禁じてゐた時代には永代借地權を認めてゐたが、この永代借地權を日本人が取得したる場合には地劵の抹消を受けその土地の所有權を取得することゝした(明治三十四年勅令第百七十九號、帝國臣民又ハ法人永代借地權ヲ取得シタル場合ニ關スル件)

(二) 短期の商租

短期の商租は無條件更新を認めぬ商租である。然し期限が來て兩方の當事者が合意の上更新することは勿論差支ない。只長期の商租の如く自働的に更新するものではない。

之は日本民法上の賃借權や支那慣習法上の普通租又は曹租等と同樣のものである。所謂「土地を借りる」といふ位の權利であつて勿論債權であるが之も登記に依て第三者に對抗し得べきものたらしめる必要がある。又權利の讓渡、轉貸、質入等を可能ならしむる必要がある。但それには地主の承諾を條件とするのが一般の立法例である。此等の詳細は他日商租細則でも制定しやうとする時には大いに考慮を要する點であらう。

現在に於ては短期の商租は殆んど問題になつてゐないし、中には之は商租權ではないといふ意見を持つてゐる人もある位である。併し在滿朝鮮人の問題を考へると、之は重要なる權利である。彼等は大多數農業特に水田事業に從事してゐるが、その土地に對する權利は頗る薄弱である。これは當然短期の商租として保護さるべきものであるが故に短期の商租の內容を確定して支那人地主から彼等の權

利を保護することは方に急務と稱すべきであらう。

以上に於て大體商租權とは如何なるものかといふ概念を申述べた心算であるが、次に少しく商租權の實施狀況等に就て記述して見やう。

大正四年五月二十五日の日支條約第二條は支那國政府に於て諸般の準備を整ふる必要上條約の調印後三箇月間その實施を延期することに兩國全權の間に了解が出來た（附屬交換公文辛號）然るに支那政府は其の間六月二十二日大總統令を以て懲辦國賊條例を發布したが、それに依れば「私に外國人と契約を締結し本國々家の權利を阻害したるものは賣國罪を以て論じ死刑に處する」といふのである、眞逆商租契約を締結したるものは死刑に處すとも云へないから、斯る漠然たる文字を使つたものと思はれるが、一方に於て商租權許可の條約を結びながら、他方に於て人民を威嚇して其の實施を不能に終らしめやうと云ふのが支那の常套手段である。又これほど非道いものではないが、商租權實施の邪魔物は例の商租須知である。

これは全文十四條から成る內務部の訓令で、奉吉兩省の官吏に秘密に頒布したものであるが、全章これ悉く牽强附會の詭辯といふも過言でないほど商租權の內容を薄弱ならしめむと努力したる怪文字である。其の後の支那官憲の商租に對する取扱方は大體この商租須知に依つたものである。その外奉天省長や各縣知事等の訓令が隨分出てゐるが、それは商租禁止の命令か或は許可するとしても極く貧弱なる權利とするに役立つもののみである。而して締約三箇月後に實施を豫想された商租細則も十數年後の今日尙目鼻がつかない、剩へ支那政府は華府會議に於て二十一箇條々約廢棄の提案を爲したが

それが採用されなかつたので大正十二年三月には日本政府に向て廢棄の通告を寄せて來た。之に對して日本政府が卽時に反對の通告を發したことは勿論である。

猶「治外法權と引換へに商租權を解決すべし」と云ふやうな言を屢々耳にするのであるが、これは頗る可笑しな話である。日本人が支那で治外法權の特典を與へられたのは支那の裁判制度が不完全な爲めであつて商租權を得られないからではない。故に商租權とは全く別箇の問題である。

支那では二十一箇條々約を以て日本が國際道義を無視して締結したる如く宣傳し、每年五月には國辱記念日として今なほ騷ぎ立てゝゐる。この逆宣傳は又日本人にも效果を與へて、內心密かに商租權を以て不當の要求の如く意識してゐる人もあるやうであるが、之は全く支那の逆宣傳に依て起された錯覺である。外國人に對して土地の所有權を禁止するといふ慣習は領土權と土地所有權とを混同してゐた時代の遺物であつて、公法私法の區別が明瞭にされた今日この主義を奉ずるものはない、故に現時世界の文明國にして此の主義を完全に行つてゐる國は皆無である。各國は或は內外人平等に、或は相互主義により、或は又許可主義特許主義等に依り何れも完全なる土地の所有權を認めてゐる。只香港、澳門その他狹少なる地方に於ては所有權こそ認めぬが、永租權を認めて所有權と同一の效果を與へてゐる。其の間に在つて獨り支那のみが此の大勢に逆行し門扉を固く鎖してゐる次第である。若し國辱といふならば斯る非文明的狀態をこそ云ふべきである。

土地を得られぬといふことは今や在滿邦人の齊しく惱みとする所である。日支親善を如何に高唱しても口先だけでは何も得られない。眞の日支親善は、日本人が此の土地に定着し、共同して滿蒙開發

大正十五年七月陸軍召集令及同施行細則改正せられ關東州及南滿洲鐵道附屬地に於ける平戰兩時の召集及簡閲點呼は總て其居住地を內地に於ける本籍地と見做し當然居住地に於て召集する事となつた

憲兵は南滿洲にありて關東長官の指揮を受くる時は行政警察及司法警察事務に服する（憲兵條例第二條）

に當ることに依て初めて得られるのである。商租權は方に日支親善滿蒙開發の鍵關たるを失はぬ。

第四章　軍　事

第一節　軍備機關

第一項　日本側

イ、陸軍に關しては滿洲に駐屯する陸軍々隊は駐剳師團、獨立守備隊、旅順重砲兵大隊及關東憲兵隊である。駐剳師團は日露戰役に於る野戰軍中より戰後一箇師團を駐屯せしめ爾後二箇年毎に交代服務し師團司令部を遼陽に各部隊を關東州及滿鐵沿線の各主要都市に分置してある。

ロ、海軍は旅順に輕巡洋艦一隻、驅逐艦隊一隊（二等驅逐艦四隻）及海軍電信所を有する。

第二項　支那側

イ、陸軍

南京政府樹立最初の編遣會議は民國十八年一月一日より南京に於て開催し出席委員は蔣介石、馮玉祥、閻錫山、李宗仁、李濟琛、何應欽、譚延闓、胡漢民、戴天仇、蔡元培、王寵惠、孫科、王正廷、宋子文、王伯群、王樹常（奉天）參加した。數次の會議を經て全國を六編遣區に分ち全國常備軍兵數は最高八十萬となすに決定した。東北四省は第五區に編入され所屬各部隊を整理して步兵七箇師乃至八箇師、砲兵二團、騎兵二旅、工兵二團を存置するに決定し、是により東北邊防軍總司令たる張學良

東北邊防軍司令署の組織
參謀處
秘書處
副官處
軍務處
軍需處
軍法處
軍醫處
電務處
承啓官處

は約十二萬の兵權を握ることゝなつた。同年四月九日より東北邊防司令官公署に於て幹部會を開き東北陸軍を二十箇師とし五月一日より實施する事に決定し同時に夫々師長任命を發表した。

ロ、海　軍

海軍は東北艦隊と稱し松、黑兩江江防艦隊及海防艦隊に分れ前者砲艦八隻を有し哈爾濱を根據地とし後者は假裝巡洋艦三隻より成り葫蘆島を根據地としてゐる。

第二節　滿洲治安維持の聲明

北伐軍の鋭鋒北軍を脅し京津の地危く、戰禍更に滿洲に及ばん事を恐れ日本は民國十七年五月十九日支那南北政府に對し芳澤公使、矢田總領事を通じて日本の態度に付き大要次の如き覺書を發した。

「和平統一の支那を見ることは帝國の熱望する所である。而して滿洲の治安維持は帝國の重視する所であつて戰禍滿洲に及ばんとする場合には滿洲治安維持の爲に帝國政府は適當にして且つ有效なる處置を取らざるを得ないであらう」

第五章　東三省政局の變遷

清代に於ては滿洲を盛京、吉林、黑龍江の三省に分けたが滿洲は清室發祥の地たると、滿洲人、移住民、蒙古人等を在住者の中に含んだので特殊の行政制度を採り軍事制度に重きを置き盛京省は軍民兩政、吉林省は軍政兼民政、黑龍江省は軍政のみを布いた。日露戰爭後徐世昌の建白によりて光緒三

十三年四月（明治四十二年）東三省新官制の制定成り軍政制度を撤廢し民政を施行し滿洲統治の中樞機關として東三省總督を任命し長官とし奉天、吉林、黒龍江の三省に各巡撫を置いて次官とし總督の事務を輔佐せしめた。清朝老大木の仆るゝが如く滅んで世は民國となるや元年三月（明治四十五年）從來の東三省總督に東三省都督と改稱して三省を統制し吉、黒兩省巡撫亦均しく都督と改稱されたが次で七月東三省都督は奉天都督となり三省都督の地位權限は同等と爲り、奉、吉、黒共に獨立せる省として中央に直屬するに至つた。元年八月東蒙古獨立運動あり事遂に成らず鎭撫するや翌二年一月より軍政民政分離を實行し都督は省內の軍事を總攬し民政長を行政長官となした。翌三年五月民政長を巡按使六月都督を將軍と改稱した。

張作霖の擡頭

大總統袁世凱の帝制を施かんとするや時の奉天將軍段芝貴は袁の密旨を含んで頻に奉省の武將を懷柔した。然るに袁の野望空しく段芝貴も失脚するに至り第二十七師長として虎視眈々奉省の實權を握るべく機を窺つてゐた張作霖は盛武將軍として五年四月二十日新任され二十三日は代理巡按使の兼務をも命ぜらるゝに至つた。五年七月六日には北京政府の三度目の地方官制改正あり各將軍を一律に督軍、各省巡按使を又省長と改稱した。張作霖は卽ち奉天督軍兼奉天省長となつたのである。以後の東三省政局變遷史は宛然張作霖の勢力消長史である。五年八月には復辟を旗幟として、蒙古軍四千五百を率ゐて南下し來つた名將巴布札巴を林西城外に討つて回天の雄圖を破り、同年十一月には王永江を全省警務處長兼省會警察廳長に起用して馮德麟、湯玉麟の奉天軍界に於る勢力を剷滅せしめ、張勳の復辟運動を援助せし爲、北京政府より督軍を免ぜられたる孟恩遠が十月二十二日獨立を宣言するや張は

奉天軍閥の基礎

政府と吉林省間に調停斡旋の勞を執り恩を吉林に施すを怠らず、六年黑龍江省新任督軍鮑貴卿が勢威振はざるを見るや吳俊陞をして二十九師の一部を率ゐて北上、鮑を援助せしめ黑龍江督軍懷柔策に效を奏した。七年二月支那政府が秦皇島にて購入武器の引渡を受けつゝあるを知るや南方討伐奉軍先發隊の名を藉りて該地に兵を出し大小砲、機關銃其他約三萬餘挺の軍器を横奪し該武器を依て新兵を募集し混成旅の編成に着手し後年奉天大軍閥の基礎を築いた。斯て南征奉天軍の入關、段內閣擁立、奉軍混成旅約五萬の南下、七年秋の和議に基く撤退等に作霖の聲望益々加はり七年九月五日北京國務會議は彼を推して東三省巡閱使に特任し、官制、權限に就て何等發表を見なかつたが實質的に清朝時代に於る東三省總督制の復活で東三省兵馬の權は彼によつて總攬さるゝに至つた。八年七月、寬城子事件あり、同月張作霖は吉林督軍孟恩遠を逐ひ、鮑貴卿をして後任を受けしめた、作霖の威望は遂に民國十年三月張は日本の後援によりて復辟を斷行するとの謠言を生ましむる程の隆盛さを示し支那政府は四月三日復辟謠言取締令を發布し日本外務省も同月五日帝國の嚴正なる態度に就て中外に聲明する所があつた。九年一月民國政府は四年十一月に許可せる呼倫貝爾地方の自治を取消し十年三月の大總統令は張の股肱の臣吳俊陞は黑龍江督軍兼省長に任じ、四月には張を蒙疆經略使に任じて西北の邊境を固めしむるや、張は是に東三省巡閱使と蒙疆經略使との二顯職を併せ得て、天下に號令するの日は近き將來にありと畫策し始めた。

第一奉直戰

十年十二月張入閣して梁士詒內閣を組織せしめたる所吳佩孚一派は之に反感を持ち十一年四月十五日には奉直戰爭を誘發するに至つた。戰、奉軍に利あらず五月奉軍は關內に敗退し、北京政府は五月

十日張作霖の奉天督軍兼省長、東三省巡閲使蒙彊經略使の職を免じた。此に於て五月二十六日張は孫烈臣（吉林督軍兼省長）呉俊陞と連名にて東三省自治を聲明し各省督軍に通電を發し七月十六日東三省議會聯合會の推戴の形式にて東三省保安總司令に就任した。

同年十二月八日、奉天省長公署通令により東支鐵道に沿ふ特別區の行政、外交、司法軍警等機關は均しく護路軍總司令兼東省特別區行政長官の監督制に服すべき（同長官の辦事條例第　條）を公布し外邊の守を固くし、次で東三省各地の自治團體より地方名望家を推擧せしめ十三年五月四日、三百八十七名の鄕老を奉天に集めて、訟爭の息止、實業の振興、治安の維持、風俗の改善、官府の協助に就て官民意志の疏通を計り陽に保境安民を聲明し陰に中央進出の機を窺つた。恰もよし十三年九月江蘇督軍齊燮元對浙江督軍盧永祥との開戰あり、張は直に盧永祥援助を聲明し戰局波及する所第二奉直戰の開戰となり直隷第三軍馮玉祥の背反によつて呉佩孚は沒落の運命を荷ひたるに反し張は幸運の寵兒となつて、入京し段臨時執政府を樹立して十四年一月十二日奉天に凱旋した。十三年十二月十日執政令を以て各省巡閲使を均しく廢止する旨公布されたるも東三省一切の軍事は鎭威上將軍の指揮に依るべしとの但書あり之により東三省保安總司令部は鎭威上將軍公署と改稱し、猶同時に東三省督軍制を廢して軍政長官を督辦制とする執政令も出された。斯て戰勝の餘威は奉天派をして江蘇、安徽をも略取し、上海迄も其勢力範圍に置かしめ、十四年直隷に李景林、山東に張宗昌、江蘇に楊宇霆、安徽には姜登選、督辦の地位に蟠居するに至つた。然れども江蘇を逐はれし孫傳芳の蹶起、奉國（國民軍馮玉祥統率す）兩軍の衝突より奉軍は關內に撤退を餘儀なくさるゝに至り郭松齡の謀反に張の生命を脅

第二奉直戰

され此に再び保境安民を唱へざるを得なかつた。

十五年春には陣容一新三度び兵を關内に進め張宗昌、李景林の直魯聯軍をして天津を奪回せしめ、先に四川に逃れたる呉佩孚と結び國民軍を北京、南口、張家口に追ひ十一月には張は天津に赴いて自ら安國軍總司令に任じ十二月北京に入り十六年六月十八日大元帥制を定めて共位に就き馮玉祥、蔣介石、閻錫山の聯合軍と戰ふこと一年、張は運命の絶頂に在つたのである。大勢彼に利あらず中華平定の志を遂げず十七年六月四日歸奉の途次、瀋陽城内、列車爆破の難に遭ひ風雲兒一生の幕を閉ぢ同車せる黑龍江督軍呉俊陞も張に殉じて斃れた。同月十七日張學良は大元帥府令を以て奉天督辦に就任七月三日東三省聯合省議會は學良を東四省保安總司令に推戴し四日之に就任した。三省内外共に多事なる現況に處すべく、東三省保安總司令部の組織變更あり同司令部は三省の軍事最高機關の名に於て實は民政其他百般の政務を決定する機關たらしむることゝし總司令部を軍事秘書、參議の三縣に分ち各廳を四處、一處を四科とした。同日蔣介石、馮玉祥、閻錫山、譚延闓、蔣作賓、白崇禧、李烈鈞、何健等對南方領袖に對して和平通電を發した。十九日東三省保安委員會成立、八月二日東北臨時保安會の大綱發表、七月三十日には同委員會より東北各省區臨時保安公約第二條に曰く「東北各省區の主權は人民全體に屬す」とあるは南方の近代的共和思想の浸潤と大衆を無視するを得ざる時代相の片影の顯現である。呼倫貝爾の反亂、直魯軍（張宗昌）と南軍（白崇禧）との衝突等の邊疆に事件ある裡に東三省内部には南北妥協、易幟旗、保境安民等の謠言頻であつたが大勢は、南方の政治的東三省解決策功を奏する情勢に進み、十月十五日張學良正式に國民政府委員を受諾し、年末十二月二十九日には

東三省に青天白日旗の掲揚を見、同日國民政府は次の如く命令を發して省政府委員を任命した。

『東北邊防軍總司令張學良、同副司令張作相、同副司令萬福麟、奉天省政府主席翟文選、吉林省政府主席張作相、熱河省政府主席湯玉麟、黑龍江省政府主席常蔭槐』

明けて民國十八年劈頭楊宇霆、常蔭槐は內亂を謀る行爲ありとの名の下に處刑し銃殺の事件があつた。（一月十一日）一方保安委員會は九日解散され東北政務委員會の成立を見（九日）十四日共の任命を見た。

第三編　産　業

總說

一、三大物產

滿蒙の各種物產の中、大宗をなすものは、大豆、鹽、石炭の三者である。最近三箇年間に於る輸出數量は左の如くである。

	大豆	鹽	石炭
大正十四年	二七、八二二、七八五石	三三七、六一二、七五九斤	三、五六四、一九二英噸
同　十五年	三〇、六六三、〇三五	三二四、六四〇、八三一	三、七三七、七〇一
昭和　二年	三〇、一七八、二八〇	二六四、八二九、七五七	七、一二四、九七六

大豆は大連、營口、安東及浦鹽の輸出統計の合計にして豆粕は大豆に換算した。即ち豆粕一枚に要する大豆を四九・五斤とし又大豆一噸を六石九斗六升とした。鹽は關東州鹽輸移出額、石炭は南北滿洲の總輸出額である。

二、滿蒙各種物產輸出統計表

次に滿蒙物產の最近三箇年間に於ける輸出高を見るに次の如くである。

	大正十四年	昭和元年	昭和二年
農産物	二八九、一二〇、九一二円	二三三、八〇〇、四九八円	二五九、八六二、五〇九円
工産物	二二〇、三八〇、二五八	二二五、四八八、〇九七	一九八、一五八、五二六
鑛産物	五八、九八五、六四一	六四、五八一、二三〇	六一、二二九、三四〇
畜産物	一二、四三五、三四五	一一、五五五、九〇九	一〇、二〇六、五五二
林産物	八、〇五七、〇二八	八、四四七、一六五	九、四八四、六四六
水産物	四、九八四、四二五	三、五一四、六六〇	三、九八七、二八五

備考　南滿三港、哈爾濱、璦琿、琿春、龍井村、滿洲里、綏芬河の合計高を海關兩（大正十四年二・〇四圓、昭和元年一・五八圓、同二年一・四四圓）を圓に換算せり。

滿蒙物産日本向輸出現勢

	大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和二年度滿洲總輸出額に對し	昭和二年度日本總輸入額に對し
農産物	六〇、九一五、九四六円	三七、二一〇、五七三円	三三、〇三五、七七九円	一三・〇%	三九%
工産物	一五一、一四六、三七三	一五四、九一六、〇七八	一三九、七九四、三四四	七〇・五	二五・一
鑛産物	二七、〇四五、九三四	三三、九七六、三〇三	三三、〇四七、六四四	五三・五	一三・九
畜産物	二、一八三、四七七	二、〇四七、九六四	一、八五八、四八一	一八・二	一・四
水産物	一、六四〇、〇六〇	一、一〇六、七九九	八二〇、九四四	二〇・六	二三・二
林産物	一一三、四二八	九三、三三九	五一、六六一	〇・五	〇・一

更に之が品種別につき見るに次の如くである

昭和二年度重要品南北滿洲輸移出額

	全滿總輸移出額	同上百分率	日本向輸出の同上に對する百分率	朝鮮向輸出の同上に對する百分率
大豆	九八、〇六八、一七〇（海關兩）	二五・六二	一五・〇〇	〇・五八
豆粕	八四、九五八、八二四	二二・二〇	四四・四五	六・三二
石炭	三五、二六五、七〇八	九・二一	四五・〇五	九・七五
豆油	三二、九二八、七三九	八・六〇	〇・〇三	〇・〇三
粟	三一、三九七、九七八	八・二〇	二・〇五	九〇・七八
高粱	一八、八一四、九五七	四・九二	三・〇三	一・五四
其他穀物	一八、七〇八、〇三四	四・八九	三七・九一	四・五一
鐵及同製品	六、一五〇、三九九	一・六一	八四・九一	五・九五
木材及竹等	六、一一二、七五七	一・六〇	〇・五八	六九・九二
其他	五〇、三五〇、二五〇	一三・一五	四〇・六〇	
總計	三八二、七五五、八一六	一〇〇・〇〇		

備考（璦琿、琿春龍井村輸出を除く）

又之を滿洲よりの仕向國別に見るに左の如くである。

昭和二年度全滿洲輸出國別表

仕向國	輸出額	同上百分率
日本	一五五、四二六、二九五（海關兩）	三八・〇九
支那	一一三、九〇六、四七三	二七・九三

露西亞	六六、九九八、二六七	一六・四二
北米合衆國	一〇、三三八、三八一	二・五三
和蘭	一六、四三五、三三二	四・〇二
英吉利	一二、八六三、九五五	三・一五
其他諸國	三二、〇六七、四七六	七・八六
計	四〇八、〇三六、一七九	一〇〇・〇〇

即ち滿洲總輸出額の三八%を日本國が需要し、大豆、豆粕及石炭の半數は日本向にして鐵類は九割以上が日本向になつてゐる。

翻つて日本が各國より輸入する金額上より見る時は、鑛產物及水產物の何れも二割以上の外案外小額である。之は一に滿洲より輸入するものが金額の貴からざる品種を含むとはいへまだ〱滿蒙より供給を期待し得べきであるまいか。

三、投資上より見たる日滿關係

（イ）日本の投資日本か滿蒙の開發に任じてから左の如く約十四億圓といふ巨額の資金を投下して財力を充實させた。

満洲に於ける日本の投資現勢

括弧内の數字は總計を一〇〇とする割合

形式別		金額	内譯	
A 借款による投資額		一七一、六九一、一九六（一二）	鐵道（運輸）	一〇二、〇〇九、九四五
			鑛林	六〇、五六二、〇七二
			電氣	一、一五四、九五八
			其他	七、九六四、二二一
B 法人企業による投資額	A 日本商業準據會社　1 滿蒙本據會社	九一一、七五七、七八八（六五）	運輸業	六六三、四七三、六六四
			工業	七一、四二六、六〇一
			金融信託業	四六、三四三、八〇四
			商業	四〇、二九三、九八一
			電氣瓦斯業	三五、五七〇、六四六
			銀行業	二〇、五八七、六〇三
			其他業	三四、〇六一、四八九
	A 日本商業準據會社　2 滿蒙外本據會社	一八七、三七三、六六五（一三）	商業	二一、二六九、七五〇
			運輸業	一一、四〇五、〇〇〇
			工業	一六、九六六、四九六
			銀行業	八六、一一七、〇一三
			金融業	五一、二九〇、四〇六
			保險業	三二五、〇〇〇
	B 非日本商法準據會社	三六、二二〇、四七六（三）	鑛業	一一、六五〇、〇〇〇
			森林伐採業	一八、九〇三、〇〇〇
			運輸業	五、〇九五、五六四
			電氣業	五五六、九一二
			其他	一五、〇〇〇
小計		一、一三五、三五一、九二九（八一）		
C 個人企業による投資額		九四、九九一、五六〇（七）	農林業	四、四〇七、八二二
			商業	五六、一八九、二五六
			工業	一七、二二七、五〇八
			其他	一七、一六六、九七四

總計	1,四〇二,〇三四,六八五 （一〇〇）

之を日本かその領土たる臺灣（約三億五千五百萬圓）、朝鮮（約八億四百萬圓）に投じた資金に比較すれば遙かに之等を凌駕し又以て日本が如何に滿洲の經濟發達に力めたかを窺ふに足るのである。

次に滿蒙開拓の爲めに必要なる金融機關に就ても、日本は明治三十二年（一八九九年）當時の滿洲第一の貿易港であつた牛莊に横濱正金銀行の支店を設置したのを嚆矢として日露戰役は逐年增加し來り、滿洲の經濟界を發展せしめた。一九二七年現在の業態は本店數一七、支店數五二で資本金三五、四七五、〇〇〇圓、拂込金一五、〇八二、二八七圓、預金は金一四〇、〇六二、二六八圓、銀三〇、七九二、三〇六圓、洋六、三五七、〇五三圓で貸出は金二三三、三八二、一四〇圓、銀八、〇一五、七〇六圓、洋一、四六二、四一八圓に達する。支那側銀行と均しく日露戰爭後に於ける開發に伴ふて起つたか、その多くは紙幣發行權を有してゐる。

滿洲に於ける日本側銀行本支店出張所數（金融に就ては第六篇第三章參照）

	本店	支店出張所	計
一九〇八	二	九	一一
一九一三	一〇	二二	三二
一九一八	二二	三八	六〇

一九二三	二一	六三	八三
一九二七	一六	五二	六八

（ロ）日支合辦事業　明治三十八年十二月軍政の下に我大倉組と支那人との合同によつて本溪湖煤鐵有限公司の事業を開始したのを嚆矢とするが次の表に示す如く現在資本金五十萬圓以上の者七十を算へ得る。

滿洲の合辦事業一覽表　（資本金五十萬圓以上）

名稱	所在地	資本額（千円）
合辦鑛業		
本溪湖煤鐵有限公司	本溪湖炭鐵鑛	七,〇〇〇
弓張嶺鐵鑛無限公司	弓張嶺以下三鐵鑛	一,〇〇〇
錦西煤鑛有限公司	大窰溝龍尾把	三,〇〇〇
天寶山銀銅鑛	延吉縣	五〇〇
合辦木材事業		
豐材股份有限公司	長春	五,〇〇〇
興林造紙股份有限公司	吉林	五,〇〇〇
華森製材公司	同	二,〇〇〇
當寧股份有限公司	同	一,〇〇〇

下記の所謂る日支合辦は國籍を異にせる者の間の協同企業である。協同企業とは「協同する者甲乙が共同して事業を經營する意思を以て各資本額の一部を分擔醵出し組合又は會社を創設し其事業の經營に關して甲乙各之に干與するの權利を有する協同組織を云ふ。

種類

一、形式的合辦

條約國內法規竝に定款等に於て明示せらるゝもの例、鴨綠江採木公司

二、實質的合辦　定款に明示なきもの
正隆銀行、營口水道電氣株式會社等

三、必要的合辦　條約又は中國法令により或事業は合辦たるを要すと外國人に對して定められたるもの

四、不必要的合辦　便宜上合辦とするもの

合辦と借款、借款は一方の事業に一方が資金を融通するもので損益の分權をなさず即ち共同企業でない。たゞ外國人之を管理し或は外國技師の使用に於て合辦事業と外觀の似る場合もあることを注意すべきである。

黃泉採木有限公司	吉林	四、〇〇〇
中東海林實業公司	哈爾濱	三、〇〇〇
中東製材股份有限公司	同	五〇〇
滿鮮杭木株式會社	同	三、〇〇〇
鴨綠江採木公司	安東	北洋銀 三、〇〇〇千元
鴨綠江製材無限公司	同	一、〇〇〇千円
哈爾濱製材株式會社	哈爾濱	五〇〇
札免採木公司	同	大洋銀 六、〇〇〇千元

合辦銀行

		千円
正隆銀行	大連	一二、〇〇〇
滿洲銀行	同	一〇、〇〇〇
東華銀行	瓦房店	三、〇〇〇
振興銀行	營口	一、一七五
南滿銀行	鞍山	一、五〇〇
協成銀行	安東	一、〇〇〇
日華銀行	鐵嶺	五〇〇
哈爾濱銀行	哈爾濱	二、〇〇〇

開原銀行	開原	一,〇〇〇
合辦取引所竝取引所信託株式會社		
哈爾濱取引所	哈爾済	一〇,〇〇〇
大連錢鈔信託株式會社	大連	五,〇〇〇
大連取引所信託株式會社	同	一五,〇〇〇
株式會社大連株式商品取引所	同	一〇,〇〇〇
奉天取引所信託株式會社	奉天	三,五〇〇
開原取引所信託株式會社	開原	二,〇〇〇
四平街取引所信託株式會社	四平街	五〇〇
公主嶺取引所信託株式會社	公主嶺	五〇〇
長春取引所信託株式會社	長春	一,〇〇〇
日華證券信託株式會社	大連	五,〇〇〇
其他の諸合辦會社		
東亞土木企業株式會社	大連	五,〇〇〇
株式會社日華油坊	小崗子	一,〇〇〇
南滿建物株式會社	大連	一,〇〇〇
大連商品信託株式會社	同	一,〇〇〇

東洋倉庫建物株式會社	大連	五〇〇
大連火災海上保險株式會社	同	二、〇〇〇
株式會社大連車夫合宿所	同	五〇〇
日華興業株式會社	同	二、〇〇〇
日華特產株式會社	同	一、〇〇〇
南滿洲倉庫建物株式會社	同	五、〇〇〇
雙合棧糧業株式會社	同	一、〇〇〇
宏濟證劵株式會社	同	三、〇〇〇
滿洲起業株式會社	同	一、〇〇〇
第二滿洲肥料株式會社	同	一、五〇〇
遼陽製氷株式會社	同	一、〇〇〇
滿洲運輸株式會社	同	一〇、〇〇〇
東亞圖書株式會社	同	五〇〇
華東信託株式會社	同	一、五〇〇
金福鐵路公司	同	四、〇〇〇
滿洲物產株式會社	營口	一、〇〇〇
營口水道電氣株式會社	同	二、〇〇〇

滿蒙毛織株式會社	奉天	三、〇〇〇
東省實業株式會社	同	三、〇〇〇
南滿洲製糖株式會社	同	一〇、〇〇〇
溪城鐵路公所	本溪湖	五四〇
亞細亞製粉株式會社	開原	一、〇〇〇
滿洲製粉株式會社	鐵嶺	五、七五〇
興發公司	錢家店	四、〇〇〇
長春運輸株式會社	長春	五〇〇
中日合辦三國鐵道公司	吉林	二、〇〇〇
哈爾濱競馬場	哈爾濱	一、〇〇〇
北滿電氣株式會社	同	一、二〇〇
哈爾濱建物株式會社	同	二、〇〇〇
北滿興業株式會社	同	二、〇〇〇
東亞商業株式會社	同	五〇〇

四、滿洲度量衡制度

支那には數度の權度法の制定を見たが實際上は慣習の制度が行はれてゐる之を州內外に分つて述べる。

度量衡比較表

英噸	米噸	瓲	布度	斤	粁	哩	里	露里	支里
1	1.120	1.01606	62.031	* 1,693	1	0.62137	0.25463	0.93738	1.73611
0.89286	1	0.9027	55.384	1,512	1.60931	1	0.40979	1.50857	2.79400
0.9842	1.102	1	61.000	1.667	3.92727	2.4430	1	3.68134	6.81817
0.01611	0.018	0.016	1	27	1.06680	0.6626	0.27164	1	1.85208
0.000591	0.00066	0.0006	0.0366	1	0.57600	0.3579	0.14667	0.53993	1

(イ) 關東州內

(1) 州內の慣習に依る區別

關東州內の如く日支人の居住者多き地方に於て直接是等支那人と相接して諸種の商取引を營んで居る實業方面の者は相當注意を拂つて居るのであらうが直接屹緊な關係もなく日常支那人から必需品購入の立場にのみある一般居住者には兎角其の觀念が閑却され易い傾きがある、一方支那商人側に於ては此の機に乘じて巧みに適當の度量衡を使用し且つ日日變動發生する貨幣價値の差額に不斷の注意を拂ひ所謂「對我生財」を標榜し專ら利益の收得に汲々としてをる。

今關東州內各地に於ける度量衡に就て列記して見ると次の様になる。

（一）度に就て

大連に於ても支那一般各地方に行はるゝ如く綢緞布帛雲齋大幅木綿、裁縫匠、製靴業者の用ふるものは裁尺である。

裁尺は元來三種官尺の一で之を鈔尺とも稱へ大明時代では段疋、織造の尺であつた當時官尺の一なる營造尺と比較すると裁尺の七寸五分は營造尺の八寸に相當する然し現今では裁尺の九寸は營造尺の一尺に相當するが是は時代の變化に伴つて斯くなつたものであると思はれる。大連で用ふる裁尺一尺は我が曲尺一尺一寸四分に當る、又支那產の小巾の布類及び建築工藝用には營造尺が用ひられる、營造尺は又官尺或は魯班尺などと唱へられ關東州內では普通蘇尺と云はれてをる、是は大明以來の名稱で清朝に及んでからも此の制度を襲用して居る。營造尺は元工部で製作したもので元來一定のもので

一平方米＝〇・三〇二五坪
一坪＝三・三〇五七九平方米
滿鐵會社ニ於テハ商慣習ニ從ヒ一、六六〇斤ヲ以テ一英噸トス

あるけれ共現今地方に依りて多少の差違が生じてをる。

此の外木匠の用ふるものに木尺と云ふのがあるが是は木匠が營造尺に準じて作成したものである、木尺の一尺は我が一尺〇五六に相當する、又拐尺は主として木匠用である營造尺と單位を同じくしてをる。是は我邦の曲尺と同形であるが長枝及び裏面に目盛がない點とが異つてをる。主として短枝の方を用ふるものの如く其の目盛りも短枝の方が精密で骨又は象牙などを嵌入してあるものもある、長枝は長さ二尺以下で幅五分厚さ一分である短枝は幅も厚さも共に五分宛である。大連に於ける拐尺の一尺は平均我一尺〇三分である。

此の外五尺桿子、丈尺繩子、大尺などが用ひられてをる、五尺桿子、丈尺繩子などは家屋築造の場合か或は木材の測定又は土地の丈量に用ひ、大尺は一名布尺とも呼ばれ裁尺の一種で支那製木綿の大尺布を度るのに用ふるものであるが滿洲各地ては之を布尺として用ひてをる。大連に於ける大尺一尺は我邦の一尺六寸八八に相當する。

尙關東州內各地に於ける尺度を我邦の尺度と比較すると次の様になる。

地名	裁尺(鈔尺)	營造尺(籐尺)	拐尺	五尺桿子	大尺
大連	尺 一・一四〇〇	尺 一・〇三三二	尺 一・〇三六九	尺 一・一四〇〇	尺 一・六八八〇
金州	一・一三一一	一・〇二四三	一・〇四三七	—	—
三十里堡	一・一三〇〇	—	—	—	—
旅順	一・一五二五	一・〇三三〇	一・〇四〇八	—	—
貔子窩	一・一四一三	—	一・〇六一六	—	一・六九七〇

小崗子	一・一四九〇	一・〇四一〇	―	―	―
普蘭店	一・一四〇〇	一・八四〇〇	―	―	一・八四〇〇

又距離を測定する場合には五尺桿子や丈尺縄子などを使用する測地の尺度は營造尺と同じである、之が丈量には歩弓尺（長さ五尺）を用ふる、縄子は我邦の間縄と同じで其の一弓を表はすので其の部分に目標を附け一弓、二弓と數へて二十弓迄ある。

距離の測量には里を單位とする一里は三百六十歩で一歩は前記歩弓尺の長さ五尺を普通としてをる之を我國の里程に換算すると我五町十五間となる、然し日常支那の一里は我が約六町に相當するものとして計算をしてをる。

地積の丈量計算は順治十年制定の丈量規定によると畝を單位とする一畝は廣さ一歩縱二百四十歩を以てするのである又旗地は縄を單位とし四十二畝を一縄としてをる。

(二)　量に就て

量器は其の量る品物に依つて或は方形のものを用ひ或は圓鐫形のものを用ふる。卽ち穀物類は多くは方形器で酒油の如き液を量るには油胡蘆や油提、酒提と稱する楕圓形或は圓鐫形のものを用ふる尤も酒の類は多くは衡に基づく斤量の呼稱を用ふるのが普通である。量器の種類には官斗、市斗、囤斗、併斗、斛管子等があるが是等は專ら穀物類の斗量に使用される。

官斗は元來戸部制定の制度に據つたもので方形官斗と不正方形官斗との區別がある方形官斗は概ね椵木製で口緣側面、底面等は鐵片を以て包み鋲で之を固着さしてある、專ら堅牢を期する爲めである

方形官斗の方邊は八寸五分から九寸一分、深さ五寸一分から五寸六分木の厚さは一分である。

又上下不正方形の官斗は上口寛に底面が狹いもの（大口斗）と上口小に底面の寛なるもの（小口斗）との二種類ある、何れも其構造に至つては四隅は只木で切り合はせてある其の切り合はせた部分に厚い菱形の鋲を打ち着けてある。上口緣弦共に鐵片で覆ひ側面に製作の時干支や所持者の姓名官斗の字印を刻んである。底邊八寸五分深さ九寸二分より九寸六分、木の厚さは五分であるが其の構造は極めて拙劣である。官斗と雖も地方に依り異つて居つて一樣でない、關東州內では多く小口斗を使用して居る。

今州內に於ける官斗及私斗一斗の容量を我邦の容量に換算して見ると夫々次の樣になる。

（イ）官斗

地名	容量
大連	—
金州	斗 一•四〇八〇
三十里堡	一•六五〇四
旅順	一•六一七〇
貔子窩	一•六一六五
小崗子	一•六七八〇
夏家河子	一•六五〇二

普蘭店		一・六八〇五

（ロ）市斗（私斗）

市斗は一名私斗とも唱へ商民が官斗を模倣して作製したもので從て各地各樣一定して居ない是は各市街地にあつて多くは其の地名の頭文字を採つて之に冠してあるが、日常主として雜穀類の賣買に使用され其の種類には一斗、五升、一升、五合の數種があり、一斗量は小口斗で五升、一升などは大口斗である。

今市斗の一斗、五升及び一升を夫々我邦の數量に換算すると、

			斗
大連	一斗	（日本）	一・七五三
	五升	同	・九五六
	一升	同	・一八〇
金州	一斗	同	一・六三七
	五升	同	・七九九
	一升	同	・一六一
三十里堡	一斗	同	一・六二〇
	五升	同	・八〇二
	一升	同	・一五三
	一斗	同	一・五四二

旅順	五升	同	・八三八
	一升	同	・二五一
貔子窩	一斗	同	一・五九三
	五升	同	・九〇六
	一升	同	・一六四
小崗子	一斗	同	一・六七五
	五升	同	一・〇〇三
	一升	同	・一六八
夏家河子	一斗	同	一・六八〇
	五升	同	一・〇〇〇
	一升	同	・一七八
普蘭店	一斗	同	一・五八〇
	五升	同	・八一二
	一升	同	・一三五

（八） 囘斗及倆斗

囘斗及倆斗は從來貔子窩稅關で穀類輸出入の爲めに使用したる檢査上の標準量器である。四隅及び底面を完全に切組みたる小口斗で接合せ目には鐵片を打着けてある右と左の兩側に取手がある表面に

は較準囤斗、裏面には作製の年月干支、及び所有者名を記入してある。

倆斗は其の表面に奉關税斛と記してある現在囤斗は買桝に倆斗は賣桝に使用してをる。

囤斗の一斗は我が一斗七升に倆斗の一斗は同じく一斗六升六合に相當する。

（ニ）柳條斗

柳條斗は柳條を以て作つたもので一見籠の樣な體裁をして居る是は各村落で穀物類の斗量に使用するもので勿論一般的のものでない、唯農家で便宜上使用するに過ぎない。

又金州附近に於ては油類、酒類の如き液體を量るに油胡盧及び油提酒提と稱するものを使用してをるが然し之は純然たる桝ではなくして桝に類似したものである。即ち油胡盧は木製の獨樂形のもので中央及び上下に細孔がある之を通して二尺許りの細き竹を嵌めてをる木製部の上面に油を出入させる半月形の穴がある。各種共に獨樂形内部は空洞となつてをる。油胡盧は專ら油類の賣買に用ふるもので一提、半提、四兩、二兩、一兩、半兩入の六種類があるが勿論桝でなく一提何斤と云ふ計算で使用してをる從て其の容積も地方に依つて區々で一定の標準はない。

今金州地方に於ける油胡盧の二三に付て比較して見ると

油胡盧	一提	五•四六〇斤又は五•五六〇斤
同	半提	三•三二〇又は三•二六三
同	四兩	一•五〇四又は一•一一二

又油提、酒提は何れも圓筒形にして縱柄を附したるもの多く我が「鐵葉」桝に類似して居る酒提の

材料は錫を用いてをる。油提は專ら油類の賣買に酒提は主として燒酒類の賣買に使用して居る其の容量に至つては何れも同一であると稱へては居るが是は或る一地方的には首肯されない譯でもないが各地方別に彼是比較して見ると明らかに多少の相違が存してをる。只其の把手の長短に至つては酒提は一般に短かくて二寸乃至三寸程であるが油提に至つては約二尺の木製の柄が付けられてある。是は油と云ふ厄介なもの取扱ふ關係上自然此くしたものと思はれる。

今金州地方に於けるものに就て記述して見ると

金州酒提	一提	三合・九勺三又は四合・八勺
同	四兩	〇・八七五又は〇・七五二
同油提	一提	〇・八四五
同	一兩	〇・一八五又は〇・二六〇

油提及び酒提は單に關東州內のみで使用されるばかりでなく州外各地に於て何れも使用されて居るが然し其の容量は一定して居ない。關東州內のものは主として木製で油の出入する穴は新月形のものが多いが又圓形のものもある、而して其の木の厚さも一分位のもあり一分五厘位のもある豆油小賣計量の際に最も普通に使用されてをる。酒提は何れも錫製で丈夫に出來て居る是は州內、州外何れも同じ樣な構造であるが地方に依つて其の計量單位が異なつてをる。州內金州附近に於ては一提、四兩二兩等の區分があるが州外に在つては一提、半提、一斤、半斤、四兩、二兩等の六種に分けて居る所もある。一提を量るものが最大で半提、一斤、半斤四兩二兩と第次第に小さくなるに從つてその柄も

又短小となり二兩を量るものに至つては深さ二寸柄は一寸位である。酒提は各地とも主として燒酒を量るのに使用されてをる。

遼陽地方に於ては燒酒や油を量るに一提桝、半提桝、一斤桝、(半斤桝)と稱するものを使用して居るが勿論完全なものでなく便宜桝と云ふに過ぎない之を我が目方に換算して見ると

一提桝	二十八兩	我が六合	
半提桝	十四兩	同三合	
一斤桝	七兩	同七十匁	
半斤桝	三兩五分	同三十五匁	

と云ふ樣になる。又同地で豆油を量るには一斤桝、半斤桝などを使用してをるが是又前記のものと同樣である而して

一斤桝	十六兩	我が百六十匁
半斤桝	八兩	同八十匁

と云ふ樣になる。

(三) 衡に就て

衡器も州外他地方に於けるものと同樣種々あつて一定して居ない、其の稱呼としては大概左の樣な七種あつて官秤と市秤とに區別されてをる。

秤の計る重量は次の如く分けられる。

稱呼（支那量）		我斤量に換算すると
擔	百斤	一六貫一二七八
斤	十六兩	一六一・二七八匁
兩	十錢	一〇・〇八〇匁
錢	十分	一・〇〇八
分	十厘	・一〇〇
厘	十毛	・〇一〇
毛		・〇〇一

官秤は旗衙門城守防尉の規定製造に係るもので秤戸税を徴して秤戸に皆付ける秤戸は賣買兩者の爲めに貨物を量り又は賣買に關して諸種の斡旋をして手數料を徴する又一面官秤の轉租と唱へて三十吊乃至五十吊の使用料を徴收して他に轉租することがある。官秤は百斤以上五百斤迄の貨物を秤るのに用ひられる。

市秤は勿論官秤に準據したもので左の如き種類と使用區分がある。

種類	秤量貨物名稱
漕平、漕平戥子	金銀の如き貴重品を秤量する
市平、市平戥子	藥物類を秤量する
絲秤	絲類を秤量する

蘇　秤　　　　　　　　石炭、薪炭、木柴類を秤量する

蘇秤には官用の印を押捺してあるが他の種類の衡器に比較すると疑作のものが多いのである。市秤は一般市中商人が使用し市斗の樣に地名を冠らせ奉天では之を瀋平と云ひ金州では金平と云つて居る然し州內各地方に於て現在行はれてをる衡器は其の實際に至つては何等統一が無い。今支那の一斤を我目方に換算して表示すると次の如く相違がある。

（地　名）	（支那一斤を我目方に換算）
大　連	一四二•〇〇 匁
旅　順	一五三•三二
金　州	一四〇•〇〇
貔子窩	一四三•〇〇
普蘭店	一四八•〇〇

吾人が換算する場合には支那斤百斤を日本斤として計算すれば大差なきものとされて居る。

(2)　製作檢査竝に賦稅關係

關東州內に於ける度量衡に關する製作、檢査、竝に課稅の關係に就ては他地方に於けると同じく夫夫官頒のものに準じて作成し較準烙印を請ふべきことになつてをる苟くも較準烙印を請ふには正當のものでなければならない之れが爲めには一定の課稅をされるのである。

然し此の規定は何れの時代に於ても嚴格に行はれたことがない、從て所謂官斗官秤等の外は區々で

ある。

又民間作製に係るものに至つては地方に依り一定せず全然區々で較勘烙印を請ふのではなく自由である大連西崗街に德廣號、興盛德と云ふ二軒の度量衡器の製造店がある何れも山東省の者である又金州城內では桝を專門に製造して居るが其の技は衡器製造の技術に較べると甚だ拙劣である。從て斯る度量衡に對しては勿論稅賦の關係は起り得ない。

但し關東州內に於ける邦人間には我邦の度量衡の行はるゝは勿論であるが特產品の如き日支兩國人間に於て大口に取引される場合にも我邦の量衡器が專ら使用されて居る。卽ち關東州內に在つては大正十三年一月關東廳令を以て暫定的取締法が公布され同年三月一日から度量衡取締規則を施行して居る。是は關東州及び南滿洲鐵道株式會社の鐵道附屬地內に居住する邦人を相手として取引を營んで居る支那商人が一般特產物の如き大口取引を行ふ場合に使用されて居るのである。

從來州內及沿線各地方で販賣或は使用中のものは內地に於ける當該官廳の檢査を經たものは殆んど稀で單に形式的に輸出の檢査を受けたるもの若くは不合格品として品位劣等なるものゝみ多く臺秤桿秤等の組立及び修理の如きに至つては全然無知識の店員之を爲し又組立たる儘內地より直接輸入するを以て輸送中狂ひを生ずるを免れず再び之が加工を爲すに非らざれば完全なるものと云ふこと能はざるに拘はらず單に新品なるの故を以て完全なるものとして販賣し又は購入使用するものが多い故に正確を期することの困難なるは理の當然である。

二　大正十三年關東廳が施行した度量衡檢査成績及種類別成績を摘錄すると次表の樣になる（關東廳施政

二十年史）

檢査區域		檢査人員	度器 檢査總個數	度器 内不合格個數	量器 檢査總個數	量器 内不合格個數	衡器 檢査總個數	衡器 内不合格個數	合計 檢査總個數	合計 内不合格個數	合計 百中不合
大連市	信濃町市場	八九人	二	一	六二	四	二七三	四五	三三七	五〇	一四・八
	山縣通市場	三六	一	—	九六	三	五九	七	一五六	一二	七・七
	小崗子市場	二七	—	—	—	—	七四	二一	七四	二一	二八・四
	沙河口市場	一九	—	—	三九	—	四五	七	八四	七	八・三
	行商人	六五五	—	—	—	—	八五六	二〇一	八五六	二〇一	二三・五
	其他一般	一、六四〇	三七四	六六	一、五八〇	三三	三、三三二	四七一	五、二八六	七五九	一五・三
	計	二、四六六	三七七	六七	一、七七七	三三	四、六三九	七五二	六、七九三	一、〇五〇	一五・五
旅順市		四二九	七九	一五	三三二	六二	八二七	一六二	一、二三八	二三八	一九・四
合計		二、八九五	四五六	八二	二、〇九九	二九三	五、四六六	九一三	八、〇二一	一、二八八	一六・一

度量衡器種類別檢査成績表

度器 種類	檢査個數	内不合格個數	不合格割字
直尺	一三	一九	一・七
鯨尺	二七八	五二	一・八
疊尺	八	一	一・三

量器 種類	檢査個數	内不合格個數	不合格割合
圓壔形桝	三六	一	〇・四
木製方形桝	一、八〇四	二六八	一・四
斗概	一九九	二四	一・二

衡器 種類		檢査個數	内不合格個數	不合格割合
木製杆秤	二〇〆以上	一七二	二九	一・七
	二〇〆以下	二、八〇九	四八三	一・七
金骨製杆秤		六六	五	〇・八

巻尺	一九	五	二·六
引掛尺	一	一	一〇·〇
曲尺	三六	五	一·三
計	四五六	八二	一·八
計	二·〇九九	二九三	一·四
上皿桿秤	五四六	一四六	二·七
臺秤	五六六	一八七	三·四
天秤	二一	一五	一·四
分銅	一、一九六	四七	〇·四
自動秤	二	七	五·〇
計	五、四六六	九一三	一·七

（ロ） 關東州外（主として南滿洲鐵道沿線地方）に於ける度量衡

(1) 沿線地方の慣習に依る區別

關東州外主として滿鐵沿線諸地方に於て實際に使用せらるゝ度量衡も連絡統一されてゐない。度に種々あり或は職業に依りて同一でない、又之を製造し修理する場合にも其の製造者は注文者の希望に應じて適宜に長短輕重を按排すると云ふ始末である從て狡猾な商人になると自己の取引する相手や場所或は取扱ふ物品等に依つて其都度使用する量衡器を異にし專ら自己の利益を計ることに腐心してをるのである。

從つて同一體樣の量衡器にしても甲地の一斗は我が一斗五升に一斤は百五十五匁に當り又乙地の一斗は我一斗三升に一斤は百六十五匁に相當すると云つた樣に同じ一斗一斤でも甲地と乙地とで此の如き差違が生じて來る土地の丈量などに至つては同一單位稱呼なるに拘はらず廣きあり狹きありて一定して居らない專ら地方々々の慣習に依つて都合のよい取引が實際に行はれて居るのである。

度の制度などに就いて彼是唱へられては居るが殆んど表面上形式的のものである、從つて其の種類には或は官尺あり或は拐尺、蘇尺、木尺あり又或は布尺あり五尺桿子、紅尺、木京尺、京裁尺、老裁尺等があつて夫々獨自に使用されてをるに徵しても明かである。

度の作製檢査に關しては官頒の尺に依つて量衡器と同樣烙印を請ふことに規定はして居るが實際其の手續を履むものは全然なく民間で隨意に製造するので從て課稅關係が起らない。

我國では酒、醬油、油等の樣な液體を量るのには桝を使つて居るが支那では桝は用ひない目方である。之も其都度一々秤で量る譯でなく酒の如き夫々油胡蘆や油提、酒提と稱する桝代用のものを使用して居る其の一杯が器の大小に依つて一斤とか半斤とか又一兩とか二兩とかと云ふ樣に目方を定めて居る然し元より不完全なもので勿論地方に依つて形狀其他に差異がある又安東地方では酒や油類の大口取引の際には鑵（鐵葉製）を單位として居る一鑵は日本桝で先づ九升である。

支那で桝を用ひて斗量するのは穀物類に限つておる是は十進法に依るので次の樣な種類のものがある。

イ　斛管子

是は箭とも稱へられ從來量の標準器として斛又は管子と云ふものがあつたが現今は使用されて居ない。

斛と管子とを比較すると管子は殆んど斛の半分に相當する而して此の斛或は管子の數に依つて各地の一斗量の標準を定めるのである然し其の標準は各地共皆夫々異つてをる關東都督府編纂

各地の一斗量の標準を定めるのである

滿洲一般誌に依ると、

地名	準數	地名	斛數
大連	五五・五	鐵嶺	二二・〇
旅順	五二・〇	金縣	二八・〇
金州	五六・〇	山海關	二五・〇
貔子窩	五六・八	遼源	二五・五
昌圖	二五・五	新民府	二五・〇
營口	二二・五	錦州	二五・〇
遼陽	二〇・五	芝罘	五二・七
開原	二三・〇		
奉天	二〇・〇		

此の如く一斗の斛數或は管子の數は地方に及ぶに從つて多くなつて居る樣である又鐵道附屬地內で使用されてをる桝よりも田舍の桝は一般に大きい樣である。

ロ 官斗（公斗）、私斗（市斗）

官斗或は公斗とは主として牙店牙紀の用ふる桝で五升と一斗の二種になつてをる是は財政廳或は其の所轄官署又は其の委任を受けた商務總會の檢査烙印を受けた桝で之を受けないものを私斗とも市斗とも又は自用斗とも云ふのである。

官斗でさへも地方によつて自ら大小があつて同一でない、隨て私斗に至つては尙更のことであ

る私斗は地方の官斗に比較すると稍大きい。

ハ　售粮斗

五升桝で瀋陽縣、撫順線等に行はれるもので其の容積は官斗と同じであるが斗帖稅が官斗の半分である官斗は賣買の何れにも使用されるが此斗は賣渡丈に使用されるのである俗に所謂賣桝である。

ニ　雙印斗、單印斗

是は公主嶺、四平街、郭家店等で稱へらるゝもので（公主嶺、郭家店では五升に四平街では一斗に用ふ）前者卽ち雙印斗は較準毎に烙印二箇を捺し單印斗には一箇を捺すのである、而して雙印斗は官斗であるが單印斗は其の使用の性質に於ては售粮斗と同一である。

ホ　正斗、副斗（帮斗）

正斗たる官斗一箇については無稅で副斗（遼陽、大石橋、營口）一箇或は二箇（鐵嶺）使用される而して副斗の容量は正斗と異なる所はない。

ヘ　河運斗

是は鐵嶺で行はれるもので同地には公斗事務所と云ふ農商民の組合があつて公斗を保管して居る而して農民が各鄉村から粮穀を運搬して來る時は公斗事務所から斗量夫を派遣して斗量させるから官斗の必要はない樣ではあるが同地方では一旦買入れた粮穀を水運に依つて以前は馬蜂溝から積出す際の斗量用として皆此の官斗を所持して居つたのである、此の官斗を河運斗と云

ふので其の容積は五升である現今馬蜂溝の水運を利用するものは事實に於て殆んどない。

ト　河載斗及地載斗

一斗桝で營口で行はるゝものである河載斗は各地方から營口に這入つて來る粮穀を量るに用ゐ地載斗は販賣の際にのみ用ゐられるもので何れも官斗である而して河載斗は其の容量に於て地載斗よりも二合大である。

チ　會斗

是は遼陽で行はれる粮行會で檢査の上實費で分配をする粮穀小賣店で賣渡の時にのみ使用するもので課税されない。

リ　賣債斗及買債斗

賣債斗は賣桝で賣却の際に使用するのである。又買債斗は買桝で買入の時に使用するのである、此は賣債斗に比較すると稍々大きいと謂はれてをる。

ヌ　鹽官斗

灘斗とも稱へ鹽を量るのに使用された小口式の一斗桝であるが民國二年十二月鹽税條例實施後斗量を廢して斤量に依ることゝなつたので今は用ゐられて居ない。

ル　容器の大小及形狀に依る區別

容器の大小に依つて區別すると一斗桝、五升桝、一升桝、五合桝と云ふのがある一升桝や五合

桝などは中央に斗梁を設けて其の半量を五合、或は二合五勺などとして量つて居るが元より正當のものでなく單なる便法に出でたものに過ぎない、各地共使用されて居るが一種の箱である從つて各糧穀店で自由に作製してをる。

大清會典の戸部量には一斛、一斗、一升の三種類があるが附屬地竝に其附近地方では、一斛(五斗)桝は使用して居らない。

大石橋、營口、四平街等では一斗桝を用ふるが其他は五を桝を標準としてをる。

又形狀の上から區別すると正方形のものや、小口斗と云ふて上口小で下底の大きなもの、大口斗と稱へて上口大で下底の小なるものゝ三種類がある。

會典に據ると正方形の桝は一斗桝の二種類に限られてをるが開原、鐵嶺、奉天、撫順、遼陽等の地方に於ける官斗と稱する五升桝には正方形のものが多い。

小口斗の桝は一斗或は五升のものに多くて小桝にはない。

大口斗は康熙四十三年に其の使用を禁止されたが滿蒙地方では猶多く使用されてをる。

尙前述せる如く南滿洲鐵道沿線で官斗官秤を實際に使用せる所は鐵嶺と遼陽とである鐵嶺には公斗事務所と云ふのがある俗に公斗局又は公斗行と稱へ農產物取引の際に斗量の公平を期するために農商民が合議の上設立したものである。

凡そ糧穀の斗量に當り其の正確を期することは極めて困難な事で賣渡の際の斗量と買入の際の斗量とでは必らず多少の差異あるを免れない大豆なら一斗に就て五合及高粱ならば同じく四合と云つた樣

に量り出し量り込みをすると云ふことがある是は斗量する者の手加減一つである而して粮穀取引の場合に賣買人雙方の利害は常に相反する關係上兎角斗量側の位置を希望するのである。

民國二年一月に奉天省度支勸業道が出した店斗取締規則を見ると買賣兩者が如何に量者の位置に立たんとしたかが窺はれる。

鐵嶺の公斗事務所には公斗（五升桝）六十面を所有してをるが是は年一回粮穀收納時卽ち秋期斗帖の交換に際し稅捐局の檢査を受けて較準烙印をする賣買兩者間に粮穀類の賣買取引が決定し斗量を請ふ者のある時は公斗事務所は斗夫を派遣して斗量をさせる。

地方農民が粮穀を馬軍に積載して粮棧又は粮穀市場に來た時には粮棧は自己の構內に搬入せしめた馬車積又は市場に運搬して來た粮穀の內から二升乃至三升を見本として市場に携帶して買主に示し相談の結果契約が成立した時は積載せる現物を買主の方に廻送し同時に公斗事務所に斗量を依賴する公斗事務所では直ちに所內の斗量夫に命じて公斗を以て其の現物を斗量させるのである。

斗夫は斗量の際每車に五升或は一斗（是は五升桝を用ふる時は五升、一斗桝を用ふる時は一斗）未滿の端數の生じた場合には斗夫の收入とする。店斗取締規則に遵へば此の端數を敢て斗夫に遣る必要はないのであるが斯くては買主は却つて思はざる不利を招く懼れある而已ならず買主の爲め兎角有利に斗量せざるを以て殆んど習慣的に是等の端數は斗夫に與へて買主に都合のよい斗量をさせてをる從つて斗夫は自然買主に買收された樣な形になつておるのである。

然し其の所用の桝は元より公斗事務所保管のものであるから粮棧では自己の爲めに利益を計る餘地

が與へられて居らない且つ斗夫は直接賣買に關係なく只斗量のみに從事する故先づ公平な斗量が行はれる譯で制度としては寧ろ進步してゐるとの說もある。遼陽では財政廳から數を限定して官斗を貸下げ一年一個に付大洋二十元を徵して其の貸與權を世襲的にして居る官斗の數は現今約百箇に達してをる、右の如く官斗の貸下を受けた者は更らに之を轉貸して一年一箇に對し大洋七八十元を徵してをる。是れ官斗所有者の特權とも見られるので其の所有者でなければ糧穀賣買の際斗量することが出來ないからである斗夫は次表の樣な手數料を取つてをる。

手數料表（關東廳施政二十年史）

品名	貨車一車の支那桝數量	斗量手數料 百石に付	斗量手數料 貨車一車に付	仲買手數料 百石に付	仲買手數料 貨車一車に付	貨車一車に付手數料合計
大豆	一八〇石	賣方支出 10·00円	同上 一八·〇〇円	賣方 一〇·〇〇 買方 一八·〇〇	賣方 一八·〇〇 買方 三二·〇〇	賣方 三六·〇〇 買方 三二·〇〇
高粱	一八〇	同 10·00	一八·〇〇	賣方 一〇·〇〇 買方 一八·〇〇	賣方 一八·〇〇 買方 三二·〇〇	賣方 三六·〇〇 買方 三二·〇〇
粟	一六〇	同 10·00	一六·〇〇	賣方 一〇·〇〇 買方 一八·〇〇	賣方 一六·〇〇 買方 二八·八〇	賣方 三二·〇〇 買方 二八·八〇
豆粕	一、一〇〇	—	經記料手數料 七·〇〇	— —	— —	委託者の負擔 九·〇〇

開原地方に於て使用する桝も官斗で每年一回秋期に斗帖の交換と共に檢査を遂げて烙印する開原の鐵道附屬地內で使用されるものは開原地方事務所で定めた標準に基いて作製檢查をなし捺印の上糧店

の希望者には實費で給附する。

此の桝は方形で容積は五升入である外面の總ての稜邊及び上緣邊は薄鐵板で包み鋲釘を打付けてある俗に之を官斗又は公斗と稱へ大正二年以來使用してをる、開原には鐵嶺の樣に公斗事務所がない斗量の際には賣買何れの時に於ても牙紀又は粮店或は粮米舖の傭人が斗量するから粮店は常に有利であると謂ひ得る譯である同地方に於ける斗量夫の熟練せる者は一斗に付いて約一升二三合は量り出し又は量り込み得ると謂はれて居る。

凡そ日常商業經營者が度量衡を用ひて諸種の貨物の數量を計算する場合に其の計量法の如何は直接當事者に利害關係を及ぼするものであるが然し其の正確公平を期すると云ふことは寧ろ至難の事である。

特に量衡の二器に至つては所謂量者の手加減に依つて輕重多少を或る程度迄左右せしむることは左迄困難でないとされてをる從つて度量衡を用ひて物を計量する時は常に量者に有利で被量者に不利である。

吉林、長春其他奉天或は開原、鐵嶺方面に於ける糧店其他で實際の秤量法に就て見たが夫々皆相異つてをる。

取扱ふ品物に依ると甲地と乙地とでは非常な開らきの生ずる所もある是は使用する秤量器に不完全な點のあるのは勿論であらふが其の上更らに手加減をするから斯くなるものと思はれる。

附屬地沿線の内　鐵嶺には官秤局と云ふのがあつて七桿の官秤を保管してある之は牙紀と稱へて專

ら仲買業をする卽ち貨物賣買の周旋或は靛青、棉花、蔴、煙草、果物等課税を要する物品の賣買が成立して其の秤量を依頼して來た時には之を秤量してやる。

鐵嶺の外遼陽、奉天等に官秤局があつて鐵嶺と同じく牙紀を營んで居る同局には官秤四十三稈所有して居る共の掛目は鐵嶺も遼陽と同じく共に二百斤乃至三百斤掛のものである。

(2) 糧穀を秤量する慣習

滿洲地方に於ける一般支那人間では穀物の取引相場は其の地方の一斗を單位として行はれるけれ共元より量器の大小は一定して居ない又海外に輸出する場合には噸又は擔等の斤量を標準とするから附屬地內では其の地內では其の地の一斗を支那秤で秤量して幾斤と定めて取引する樣になつた。

今鐵道沿線各主要地の糧穀一斗の斤量を列記すると次の樣になる。

各地斤量小表

地名	大豆	大豆	高粱	粟（小米）	米（粳子）	小麥
	支那斤	日本斤	日本斤	日本斤	日本斤	日本斤
普蘭店	四〇・〇	三七・〇	—	—	—	—
瓦房店	四〇・〇	三七・〇	三七・〇	四一・〇	—	—
蓋平	三六・〇	三三・〇	三三・〇	三七・〇	三七・〇	—
海城	三五・〇	三二・〇	三二・〇	三五・〇	三五・〇	—
遼陽	三〇・〇	二七・〇	二八・〇	三〇・〇	三〇・〇	—
蘇家屯	三〇・〇	二九・〇	—	—	—	—

四平街	四一・〇	三八・〇	三九・〇	四三・〇	四三・〇	三九・〇
范家屯	四二・〇	三八・五	三八・五	四〇・〇	—	四〇・五
撫順	三三・〇	二九・〇	—	三一・〇	—	—
奉天	二九・〇	二七・〇	二八・〇	三一・〇	三一・〇	二八・〇
鐵嶺	三〇・〇	二七・〇	二八・〇	三二・〇	三一・五	三一・五
開原	三四・〇	三一・〇	三二・〇	三五・〇	三二・〇	三二・〇
昌圖	三八・〇	三五・〇	三五・〇	三九・〇	三六・〇	三六・〇
雙廟子	四〇・〇	三七・〇	三八・五	四二・〇	—	—
公主嶺	四三・〇	三八・五	四〇・〇	四二・〇	三八・〇	三八・〇
長春	三九・〇	三五・五	三六・〇	三七・〇	三五・五	三五・五
郭家店	—	—	三九・〇	四〇・〇	—	—
安東	三九・〇	三六・〇	三五・〇	四〇・〇	—	—

尙取引所では左記斤量に依ることになつて居る。（但支那桝一斗に對する我が斤量である）

地方別／種別	長春	公主嶺	四平街	開原 馬車積	開原 火車積
大豆	斤 三五・五〇〇	斤 三八・〇〇〇	斤 三八・〇〇〇	斤 三三・〇〇〇	斤 三一・〇〇〇
小麥	三五・〇〇〇	—	—	—	三二・〇〇〇
高粱	三五・〇〇〇	—	三八・〇〇〇	三四・〇〇〇	三一・〇〇〇
米高粱	—	三八・〇〇〇	—	—	—

査高粱	―	三七・五〇〇	―	―	―
包米	三五・〇〇〇	―	―	―	―
蕎麦	二七・〇〇〇	―	―	―	―
麻子	二七・〇〇〇	―	―	―	二三・〇〇〇
芝麻	二七・〇〇〇	―	―	―	二五・〇〇〇
大麦	二七・〇〇〇	―	―	―	―
蘇子	二五・〇〇〇	―	―	―	二二・〇〇〇
吉豆	四〇・〇〇〇	―	―	―	―
粳米豆	―	―	―	―	三四・〇〇〇
小米	四〇・〇〇〇	―	―	―	三五・〇〇〇
小豆	四〇・〇〇〇	―	―	―	三五・〇〇〇
元米	三九・〇〇〇	―	―	―	―
大米	四二・〇〇〇	―	―	―	―
汽車一車					
大豆	四九・三五〇	四九・〇二〇	四九・〇二〇	―	四九・一三五
高粱	四九・三五〇	―	四九・〇二〇	―	―
米高粱	―	四九・二八〇	―	―	―
査高粱	―	四九・二七五	―	―	―

第一章 農業 （本編第八章第七節參照）

第一節 滿洲既耕地面積增加表 （單位町步）

年度	遼寧省	吉林省	黑龍江省	合計	指數
一九〇八年	四、一三五、六〇〇	二、八一七、三六〇	一、一〇四、八四〇	八、〇四七、八〇〇	一〇〇
一九一三年	四、三八八、四〇〇	三、四〇八、八四〇	一、六〇二、〇〇〇	九、三九九、二四〇	一一八
一九一八年	四、六五一、二〇〇	四、〇〇〇、三二〇	二、〇九九、一六〇	一〇、七五〇、六八〇	一三四
一九二三年	四、九一四、〇〇〇	四、五九一、八〇〇	二、五九六、三二〇	一二、一〇二、一二〇	一五〇
一九二八年	五、〇八九、七〇〇	四、七八七、三〇〇	三、七六九、九〇〇	一三、六四六、九〇〇	一六九

可耕地既耕地の全面積より見れば滿蒙全面積の中二十二パーセントは農業地となり得る。農業地の中六一パーセントが現在耕地。日本の耕地面積は全地積に對して約十三パセント。

滿洲の經濟は農業の上に布置してゐる、農業は爾餘の産業の上に卓立して住民の主業となり、これに基いて工業も貿易も活動してゐるのか滿洲の經濟的特質である。滿洲は「大豆の國」とも稱せられ滿洲の主要農産物たる大豆、高粱、玉蜀黍等の中でも特に大豆は豆油、豆粕の油房工業を起し、對外貿易品の主要部分を占めて居る。今滿洲の耕地面積は約一千三百萬町步であるが、之より生ずる農産物は金額に換算して概算十三億圓、現在三千萬の人口の食糧となり猶多量の過剩を生じ、境外に輸移出し得る大豆外六種の特産品のみにても概算三千二百萬石に達してゐる、しかも此廣大なる農地の開發と生産の增加は近々三十年以内に行はれたものであつて、倘此の外に約一千二百萬町步の未墾地か

殘されてゐる。滿洲に於ける主要農產物の種類と收穫高を示せは左の通りである。

第二節　滿洲主要農產物

第一項　年產額

品種	昭和三年作付面積(町歩)	昭和三年豫想收穫量(石)
高粱	二、九二三、一〇四	三六、〇三〇、三六〇
大豆	三、七六五、二八〇	三七、七二四、二〇〇
玉蜀黍	九九〇、七七二	一三、三七一、六七〇
粟	二、一八九、六八七	二八、四九一、〇六〇
小麥	一、三二七、七〇一	一一、一三五、七九〇
大豆以外の豆類	四一七、九三三	三三四、八四〇

昭和元年生產額
三三、三〇三千石
二年
三四、一〇〇千石
三年
三七、七二四千石
世界產額五千六百萬石の六割六分を占める。

(イ)大豆　滿洲產大豆は大別して黃豆、靑豆、黑豆となすが、猶二百餘種に細分する事が出來る。最も普通なのは黃豆で、元豆とも稱し含油量多く食用、搾油用何れにもよろしい。最近之が肥料として日本內地の需要を喚起し以來驚くべき數字的發達を來した。將來化學の進步につれて豆油の需要激增するに於て大豆の價値は益々加はるであらう。滿洲大豆の年產額は約三千七百萬石と推測されるが、尙每年增殖を見、擴張の餘地も充分である。

原料大豆の昭和三年度南滿三港よりの輸出總額は百十三萬米噸、六千三百萬兩、昭和元年度のそれ

日本に於ける大豆生產高三百三十萬石消費高七百八十萬石。不足高四百五十萬石の補充は滿洲に仰いでゐる

北鮮地方農民が滿洲粟を移入して食糧とし、高價なる米を販賣輸移出するの傾向は內地への米の供給を增す點に於て注目さるる所である。

日本に於ては大麥

は八十六萬米噸、四千七百萬兩にして、尙昭和二年度には東支鐵道により烏蘇里線を以て輸出されたもの七十五萬米噸で、結局全滿洲からの輸出總額は約百九十萬米噸（八百九十萬石）に達した、其の內の一半は日本に向けられてゐる。

(ロ)高粱　高粱は大別して糯及粳の二とし、粳は更に品種が多い。我が國に於ける米と同じく北支那地方の主食料品であるから、其の作付は最も多く、年產額三千六百萬石と稱せられる。用途は食用の外家畜の飼料、高粱酒の原料となり、更に其の稈は燃料、建築材料、アンペラの製造材料となり又パルプの原料にも利用される。昭和三年に於ける南滿三港の輸移出總額は約四十八萬米噸、千七百〇九萬兩にして其過半は支那諸港へ移出せられて居る。

(ハ)粟　粟もなか〳〵品種が多い。高粱と並んで重要な食料品であり、又黃酒の原料ともなる。藁は牛馬の粗飼料として缺くべからざるものであり、糠は豚の飼料として重寶がられる。大豆と共に隨處に栽培せられ其の年產額は二千八百萬石と註せらる。昭和二年に於ける南滿三港の輸移出總額は約四十萬米噸、二千九百九十五萬兩に達し朝鮮に輸出せらるゝもの其過半を占めて居る。

(ニ)玉蜀黍　包米と通稱する、黃包米、紅包米、老來鑛の三種を主とし、主に南滿の南部及北滿の一部に栽培せられ、また重要なる食料品である。北滿では燒酒の原料となり、莖は燃料とし、葉は牛の飼料とする。年產額約一千三百萬石にして昭和二年の南滿三港の輸移出は十萬八千米噸、四百萬兩、支那への移出を主とする。

(ホ)小麥　小麥は叙上の各農產物に亞ぐもので、製粉業は油坊と共に滿蒙に於ける重要工業である。

裸麥は殆ど自給自足なるも小麥は約五百五十一萬石の不足を示してゐる現在では滿洲よりの供給は滿洲自身入超狀態にあるを以てあまり期待出來ない。

我國は米は最近五ヶ年平均九百七十七萬石の不足である。此の不足を臺灣、朝鮮と外國より仰いでゐる、滿蒙の可耕水田面積は將來の日本への供給に就て着目すべきものである。

北滿を主産地とし年産額千百萬石と稱せられて居る。黑龍江省の開拓と共に將來を期待せられて居るが、然し現在にては殆ど輸出能力を有つて居ない。

（ヘ）米　米は支那農民にとつては貴重な食料である。陸稻籾約百六十萬石、水稻籾約百五十萬石の生産がある。水稻は本社の農事試驗場成績に徵しても甚だ有望で、殆ど移住鮮人に依つて作付せられ其の面積は年々急激に增加しつゝある。現在の水田は僅に五萬町步に過ぎないが、將來の可耕水田面積は五十萬町步乃至百萬町步と推測せられてゐる。

此の他普通作物には、小豆、吉豆、黍、蕎麥、燕麥、稗、馬鈴薯等がある。

（ト）特用作物　特用作物には大麻（線麻）、苘（青麻）、煙草（菸）、胡麻（芝麻）、蓖麻（大麻子）、荏（蘇子）西瓜の種子等がある。線麻及青麻は年産四千萬斤に達し、煙草は吉林省を主とし年約五千萬斤を産するが、其の需要は甚だ多く別に九百萬兩の輸入をなしてゐる。猶新しい農作物としては製糖原料たる甜菜栽培の有望なる事分明し、亞麻の栽培も有望と目せられ、紡績事業の發達に伴ひ、滿洲の南半部には棉の栽培も有利とせられる。關東州から奉天附近迄は果樹の栽培も亦將來あるものであつて、苹果、梨、葡萄等は近年優良種の普及に伴つて見るべきものが尠くない。

第二項　耕作法

滿洲の農法は一見極めて粗放の樣であるが、氣候風土に適應發達した巧妙なものである。耕作には牛、馬、騾等一二頭宛使役して犂丈を用ひ、輥子、耙耮等を以て整地する事は歐米の風と似巧妙に家畜を利用し、人力を節すること我國の方法とは大いに異るものがある。肥料は主として家畜糞、人糞

を肥土に混積せる土糞であつて普通三年に一回施用し化學肥料は未だ知られて居ない。穀物は穗を刈り採り家畜を利用して脫穀し、市場に出す時は麻袋若くは木綿袋に入れ馬車で搬出するを常とする。精白、製粉等にも家畜を使用する。病蟲害は歲により相當多いが土人は天災と同一視して何等の驅除豫防法を講ずることがない。幸に氣候の自然的驅除がある爲大流行を見ないのである。

第三項 經營法

之は自作、小作の外、分益小作法、請負法等に分ち得る。大、中、小農の區別は南北によつて差があるが、大農には百町步以上を一戶で自作するものがあり、中農は二三十町步―五十町步、小農は五六町步―二十町步にして二三町步位の小農も尠くない。猶滿洲には農業勞働者といふ一階級がある。此の多くは山東及直隷方面から農業其他の勞働に從事する爲め出稼ぎに來るもので、一箇年の出稼數は年平均六十萬人と稱せられ、之に避難民を加へて夥しき數に上る。（第八章勞働事情參照）

第四項 農業施設

農業に對する施設としては支那側に於ては、奉天、吉林、齊々哈爾に農事試驗場が置かれてあるが滿鐵は公主嶺と熊岳城とに巨費を投じて農事試驗場を設けてゐる。公主嶺試驗場では普通農作物の試驗の外、甜菜、煙草、亞麻等の新作等の栽培を研究し、傍ら大豆の品種改良には特に努力し同じく畜產科では羊の改良試驗を行つて居る。又熊岳城では、繭蠶、果樹、園藏、林業の試驗をしてゐる。猶鳳凰城得利寺には煙草の試作場を設け、鄭家屯其の他にも小規模の試作場を置いてゐる。之等は皆將來益々滿洲農界の爲めに貢獻するものとして期待せられてゐる。

第二章　畜產業

第一節　家畜の種類

農林省の調査によれば日本に於る肉類の消費量は一人一箇年平均六五八匁、英國人一人一五貫七八〇匁、米國人一九貫七八八匁。

我國牛肉の需要は年に約四十萬頭其內約四割を海外に仰ぐ昭和二年南滿三港より日本向輸出牛肉は一萬三千頭價格十九萬海關兩で供給地として多少の價値を滿蒙に認め得る。

滿洲の農家では、牛、馬、驢等の役畜を少くも三四頭有せざるはなく、豚、鷄を飼はざるはない。支那人は家畜を愛することと必ずしも邦人に勝るものではないが、之を馴致同化する技能に於ては邦人の及ぶ處ではない。蒙古人に至つては元來遊牧の民であるから家畜は其の生活の唯一の資料である。即ち彼等は衣食住の爲め、牛、馬、羊等を牧し、其未開地方にあるものは今も尚牧草を追ふて移動するのである。今滿蒙の家畜につき簡單に述べると、

(イ)馬　滿蒙の地は良駿を出す自然の產馬地である、其の產馬は全部蒙古系であつて、體高四尺二寸五分、體長四尺六寸、體重七十貫を平均とする。體軀矮小であるが各部の均整良好である。體質は極めて强健であつて粗飼粗管理に堪へ持久力に富み、普通側對歩をするものが乘用に、其の他のものが輓用に使はれて居る。本社最近の調査によれば、滿蒙に於ける馬匹の頭數は約二百五十萬頭で、奉天省七十五萬頭、吉林省五十萬頭、黑龍江省五十一萬頭、東部內蒙古八十一萬頭である。

(ロ)騾　騾は牝馬と牡驢の交配によつて產する雜種で、歐洲及支那に於ては古くより知られてゐたが、我國には全く之を見ない。騾の體軀は交配種の大小によつて異るが、槪ね馬よりも大形である。夫れは騾の蓄殖に用ゐる驢が大驢と稱するもので、四尺五六寸から五尺餘の體高を持つて居

滿鐵沿線の取引價格

騾、最高三百圓、最低六十圓、普通百四百十圓內外である。

驢、小型種平均最高三十五圓、最低十圓普通二十圓內外。

牛、肉牛平均最高百圓最低三十五圓普通六十圓內外

るからである。騾は耕作運搬に使用せられ、堅忍よく重役に服し、役用期間長く、粗飼少食加之粗管理に堪へ、價額も馬より高い。其の頭數は奉天省二十萬頭、吉林省二十三萬頭、黑龍江省十二萬頭、東部內蒙古七萬頭、計六十二萬頭と註せられて居る。

(ハ)驢　普通に飼養するは小驢である。體高三尺位であるが、體質強健で粗食に堪へ、力量、體軀に比して割合に大なるが爲、農耕用のみならず家內勞働及駄用として適當である。滿洲に五十萬頭、蒙古に十萬頭と推測せられる。

(ニ)牛　牛は朝鮮牛系統、山東牛系統、滿洲牛系統及蒙古牛系統であるが、前二者は其の數尠く大部分は蒙古牛と滿洲牛である。支那人は力役の爲に、蒙古人は乳を取る爲に飼養し、肉は副產物として居る。滿蒙の牛は後軀の發育不良であつて各種經濟的能力は劣るけれども、堅忍從順にして粗飼粗管理に堪へ、力役用として必要である。體量は最大百四十貫、普通八十貫位で從つて肉量が少く、且つ肉味は朝鮮牛、山東牛に及ばず。乳量も甚尠少であるから馬と共に將來改良の餘地がある。牛畜頭數は奉天省五十八萬頭、吉林省九萬頭、黑龍江省二十一萬頭、東部內蒙古百十二萬頭、計二百萬頭と報告せられて居る。東蒙には牛皮の產出も尠くないが、皮質の惡いのと牛蠅の寄生の爲に主要部に多數孔損があるのを缺點とする。

(ホ)駱駝　駱駝は蒙古に產するのみである。雙峯種で體五尺五寸餘を普通とする。寒氣に抗する力強く力役、騎乘に適するが爲に蒙古に於ける重要なる旅行機關である。頭數約四千。

(ヘ)緬羊及山羊　共に蒙古種であつて、從來は肉用及毛皮用として飼育せられ、羊毛及絨毛は副產

日本の羊毛輸入は昭和二年度に於て七十九萬擔約一億圓餘に上るが滿蒙產は品質上より供給地として現在直に認め難い、然し滿鐵はアメリカより種羊を入れて改良試驗に好成績を得たので計畫通りゆけば二十箇年後には滿蒙に於る二百萬頭の緬羊を一通り改良し得る。

物として取り扱はれて居た。緬羊の體量は牝が七八貫から十貫、牡が最大十五貫位で、養分を貯藏する脂肪尾を持つて居るのが特徵である。山羊は緬羊より小さい。產毛量は甚だ少く、緬羊の毛量は一頭三封度を超えず、毛質亦不良であるから從來我國では顧みる者なく、大部分米國へ輸出せられて居た。山羊の絨毛は品質良好であるが、產毛量は一封度餘にすぎぬ。何れも近年我國毛織工業の發達に從つて日本向輸出を見るに至つた。牧羊は南滿洲の支那人は山羊を本位とし、蒙古に於ける蒙古人は緬羊を本位とするが、共に皆多少の混牧をして居る。支那人は副業的に飼育するのみであるが、家畜を以て生活資料の供給者とし唯一の財產としてゐる蒙古人にとつては其重要なるものである、羊毛及絨毛の產額より其の頭數を推測するに奉天省四十萬頭、吉林省十萬頭、黑龍江省六萬頭、東蒙二百萬頭、計二百五十六萬頭である。近年羊毛輸出の途開けてより保守的な蒙古人及支那人の間にも緬羊改良の經濟的に有利なるを感ずる者あるに至つた。

(ト)豚　豚肉は支那人の最も重用する處で、農家は肥料と畜產收入を目的とし、每戶必ず數頭多きは十數頭を養つて子豚の生產をなし、其糞は肥料とする。頭數甚だ多く奉天省三百五十五萬頭、吉林省百二十五萬頭、黑龍江省四十九萬頭、東部內蒙古百萬頭、計六百二十九萬頭と稱せられる滿洲豚には大型種と云ふ二箇年半で三十五貫位になるものと、小型種と云ふ一箇年で十八貫位になるものと、中型種と云ふ中間のものと三種ある。何れも頗る多產種であつて一腹十頭乃至二十頭を產む。其の鬃毛は粗剛で長く刷子用として優良であつて大部分大阪へ輸出せられる。

第二節　家畜管理法

滿洲では役牛馬騾は粗末なる小屋又は庭內露天に繋ぎ、飼料は一般に粟稈を主とし、包米稈、麥稈野草、豆稈莢を與へ、濃厚飼料として高粱、豆粕、皴等を混へる。蒙古人は元より厩舍を造らず殆ど放牧のみである。支那人も縱し厩舍を造るも特に秣草を與ふることがない。豚は農家では晝間は放牧し夜は豚舍に入れ粟糠を煮て朝夕與へる。羊は滿洲では晝間は放牧し夜は棚又は小屋に入れる。冬は貯へた野草を與ふることもあるが多くは冬も放牧する。蒙古人の牧羊は夏は旱魃を患へて牧草を追ひ低地に移り、冬は積雪を恐れ胡砂吹く風なき高丘を覓めて其の居を移すのである。其の皮を以て衣とし其の乳肉を以て食となし其の毛氈を以て屋を包む等彼等の衣食住は一に羊群に依らねばならぬのである。

第三節　畜產物及加工製品輸出高

皮革及毛皮　加工工場の整備したのがない。支那人は在來の燻煙鞣法、皮硝鞣法、張乾鞣法等で作業し蒙古地方の土人は牛乳鞣法で製革して居るに過ぎず現況として大部分を生皮の儘歐米、天津方面に輸移出せられて居る狀態である。

毛皮類は狗皮、猫皮、兎皮、貂皮、狐皮、狸皮、水獺皮、灰鼠皮、鼬皮、旱獺皮、山猫皮、狢皮、山狸皮、狼皮等主なるもので黑龍江省吉林省の北方產を最良として居る。試に昭和二年中に於ける輸出高を示せば左の如きである。

昭和二年度滿蒙產獸毛皮輸出數量金額　（昭和三年十一月調）

種別	大連、營口、安東三港 數量	大連、營口、安東三港 價格	哈爾賓 數量	哈爾賓 價格	滿洲里 數量	滿洲里 價格	合計 數量	合計 價格
馬皮	擔 七、七二八	元 四二五、〇四〇	擔 一、九〇六	元 一〇四、八三〇	擔 —	元 —	擔 九、六三八	元 五二九、八七〇
牛皮	七四六	三五、九五〇	三六七	二七、五三五	—	—	一、一一三	八三、四七五
狗皮	枚 二八三、六六〇	二、二六九、二八〇	枚 二三、八三三	一九〇、六六四	枚 一、一三〇	九、二四八	枚 三〇五、六四九	二、四六九、一九二
山羊皮	二八、二八四	八四、八五三	—	—	—	—	二八、二四八	八四、八五三
羔子皮	四五、六四六	五九、三三九	九三二	一、一九七	—	—	四六、五六七	六〇、五三七
山羊絨皮（モフロン、イミテーシヨン）	四二、三一三	一六、八二五	—	—	—	—	四二、三一三	一六、九二五
緬羊皮	一〇、五〇六	一八、九一〇	三五、七五三	六四、三五五	—	—	四六、二五九	八三、二六五
貂皮	二、二九七	一八三、七六〇	—	—	二、五三八	二〇三、〇四〇	四、八三五	三八六、八〇〇
仔山羊皮	二三、八四〇	一九、〇七三	一〇〇	八〇	—	—	二三、九四〇	一九、一五三
貛皮	二、五八七	一〇、三四八	—	—	一三九	五五六	二、七二六	一〇、九〇四
臭猫皮	六、六〇〇	六六、〇〇〇	—	—	四、五六六	四五、六六〇	一一、一六六	一一一、六六〇
黒貂皮	一、六七三	三三四、四〇〇	—	—	—	—	一、六七三	三三四、四〇〇
水獺皮	一、三七八	一三、四〇三	—	—	—	—	一、三七八	一三、四〇三
狼皮	五三九	二一、五六〇	五、七九〇	二三一、六〇〇	六、二六三	二五〇、五三〇	一三、五九二	五〇三、六八〇
猫皮	三四、四六四	一三七、八五六	四、七九八	一九、一九二	—	—	三九、二六二	一五七、〇四八
狐皮	五、一八八	二〇七、五三〇	八、五三三	二四〇、九三〇	一三、三六三	五三四、五三〇	二七、〇七三	一、〇八二、九六〇
兎皮	一三七、〇七三	四一、一三一	二四、四七八	七、三四三	—	—	一六一、五五一	四八、四六四
旱獺皮（タルバカン）	—	—	五三、〇一三	二六五、〇六〇	二五、七〇九	一三八、五四五	七八、七二二	三九三、六〇五

香鼠皮	五、五一〇	二〇、三八七	—	—	一九、七八五	七三、二〇四	二五、二九五	九三、五九一
浣熊皮	八、八六八	四四、三四〇	二、六六八	一三、三四〇	二、六五〇	一三、二五〇	一四、一八六	七〇、九四〇
栗鼠皮	二六、七五一	六六、八七七	二八五、五三七	七一三、三一七	九九七、二七五	二、四九三、一八七	一、三〇九、三五三	三、二七三、三八一
元皮（鼬皮）	一〇六、九〇〇	一、〇六九、〇〇〇	二三七、九二九	二、三七九、二九〇	二五五、二七六	二、五五二、七六〇	六〇〇、一〇五	六、〇〇一、〇五〇
其他皮	二九二、九八七	六〇、一七〇	二七二、〇六三	二五三、九三一	二六七、二三四	二六七、二三四	八三一、二七四	五八一、三三五
合計	—	五、三三五、一〇九	—	四、六一三、六三〇	—	六、五七一、七六五	—	一六、四〇九、四六三

備考　價格は時價により概算せり
狗皮羊皮は褥子其他に加工せるものを推定算出換算計上し置けり

毛及毛製品　滿洲に於ける羊毛の出廻高約二百萬斤にして其大半は東部內蒙古である。羊毛の品質概して粗惡で之が改良增殖は將來有望なる事業にして滿鐵會社に於ても前述（緬羊項參照）之が實現に努力して居る。

其他豚毛約百萬斤主として刷子其他用として優良にして海外に相當の輸出をみ、又馬毛九十萬斤、駱駝毛三十萬斤牛毛若干等を產する。

滿蒙に於ける毛製品として主なるものは主として土民の生活必要品にして毡子（支蒙人用敷物）毡帽子（支蒙人帽子）毡鞋（同上靴）毡襪子、氈子等である、尙大正七年奉天に滿蒙毛織會社（日支合辦）設立せられ羅紗、毛布、毛絲各種の製品を出して居る將來を囑目せらるゝ事業の一である。

肉及肉製品　滿洲に於ける獸肉は廣く一般に食用として用ひられて居るが慣習上或は宗教上から各種類によつて忌禁するものがある。一般に滿洲に於ける支那人は豚肉を重用し牛肉は比較的用ひない

之に反して回々教徒は豚肉を用ひず、羊肉牛肉を用ひる、蒙古に於ては羊肉を主とし牛肉之に亞ぎ豚肉は殆んど用ひられない。鷄肉及鷄卵は廣く用ひられて居る。今滿蒙に於ける家畜の屠殺概數を擧ぐれば左の通りである。

	滿洲	東部內蒙古	計
牛	六二、〇〇〇頭	二二〇、〇〇〇頭	二八二、〇〇〇頭
羊	九三、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五九三、〇〇〇
豚	二六、四五、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	二、七八五、〇〇〇

最近日本內地に輸出せられつゝある肉用牛は一箇年約一萬五千頭に上り內約八割は枝肉として仕向けられて居る。

肉類の加工業は滿洲の如き原料が豐富安價で勞銀の低廉なる所には有望なる事業の一であるが目下は奉天、大連等に日本人經營の小規模のハム製造場と東支鐵道沿線に於て露國人の經營する小工場があるのみである。

獸骨　獸骨は價格極めて低廉の爲重要視せられないが支那全土に於て年々生產する獸骨は莫大なるものがあり現に市場に出廻るものは其一部に過ぎないが尙一箇年十萬噸に達し其過半は天津、上海、漢口、大連其他に於て蒸製骨粉に加工せられ肥料として消費せられる。右の內滿洲方面に出廻るものは約二萬餘噸にして九千噸は大連に於て蒸製骨粉に加工し他は原料のまゝ日本內地に仕向けられて居る。

又當地滿蒙殖產會社に於ては骨粉製造に伴ひ中央試驗所に於て研究完成の方法に依つて極めて優良なる膠を製出して居る。

將來之が利用工業の發達に伴ひ原料獸骨の出廻りも增加すべく有望なる事業の一つである。

乳及乳製品　元來支那人は乳及乳製品を餘り好まないが蒙古人に至つては日常牛乳を以つて黃油(牛酪)奶豆腐(乾酪)奶皮子、奶子酒等に種々の飮食物を作つて使用して居る。而して純粹の乳牛は關東州及滿鐵附屬地に於ける日本人竝に東支鐵道沿線の露人に依つて飼育せらるゝに過ぎない。

畜產取引市場　滿蒙畜產物の主要なる市場は奉天、天津、哈爾賓、鄭家屯、赤峰、張家口、錦州、長春、海拉爾等にして內奉天、長春、天津等は消費市場として重要なるものである。玆に昭和元年度に於ける主要畜產物の輸移出額を摘錄すれば左の如くである。

主要畜產物輸移出額表（昭和元年度）

	大連		營口		安東		哈爾濱關管內		合計	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
家畜	八、七九八頭	八四、四二〇兩	六、六一三兩	八六、五七七兩	七〇八頭	一七、一九四兩	四、二八三頭	一七〇、八六八兩	二〇、四〇二頭	三五九、〇五九兩
家禽	八三、七九六羽	六、〇〇八	—	—	一六一羽	二四	三一八羽	一〇一	八四、二七五羽	六、一三三
獸骨	二一、七二〇擔	四一七、三一三	三、三四三擔	六、三三一	一、一五四擔	一、九三四	—	—	二六、二一七円	四二五、五七八
皮革	—	一、一六一、一七二	—	二九、一四四	—	一六六、二七三	—	一、九八〇、八〇五	—	三、三三七、三九四
羊毛	八、三八一	二九三、二七五	三、四四二	七三、六九三	三五	四、〇七四	一六、一六二擔	六二一、二四六	二八、〇二〇	九八二、二八八

豚毛	六、八一三	一、〇八二、四七四	二、三六七	五三七、一三二	四二四	三六、八二八	—	—	九、六二四	一、六二三、四三三
其他毛	九、五六三	三六八、三五八	二、〇六八	一三九、七六〇	一三〇	七、〇三四	五三二	四五、六六六	一二、二九三	五六〇、八一八
角牙	九〇八	二、七四九	—	二、五六〇	—	—	—	—	九〇八	五、三〇九
獸脂	一、五九九	一九、九九八	—	—	三	五二	一、二四五	一六、〇八六	二、九四七	三九、一三五
鶏卵	千個 三〇二	三、六三二	千個 三	八二	千個 五	七八	千個 三五四	八、二〇五	千個 六六四	八、九九七

備考　右表は本社調査課北支那貿易年報による
　　　昭和元年海關兩一兩は日貨一五八圓に當る

右表に示す如く畜産物の內輸移出額の大なるものは皮革を第一とし豚毛、羊毛之に亞ぎ他は僅少である。而して仕向地の主なるものは皮革にあつては歐米諸國向大部分を占め、羊毛は支那本土向が大部分で、豚毛は支那本土向過半を占め合衆國向が之に亞ぐ。

此の外蒙古方面より北京に移出せられる羊、天津に移出せられる牛及直隸其の他關裡に移出せられる馬の數量は甚だ大である。

第三章　林　業

第一節　森　林

第一項　森林の分布と樹種竝に混淆割合

滿蒙の森林としては松花江、牡丹江及豆滿江上流地一帶の地域竝に鴨綠江及渾河上流の一圓地、東

支鐵道東部線の海林地方及吉林省三姓地方のものを其の尤とする。蒙古では唯興安嶺山脈中に見るべき森林があるけれども未だ全部の調査はなし遂げられて居ない。樹種は既に知られたもの約三百餘種であるが、其の內有用樹種として多く見らるゝものは二十種內外である。就中針葉樹ではテウセンマツ、テウセンモミ、テウセンタウヒ、エゾマツ、ダフリカ、カラマツ、テウセンカラマツ、タウシラベ等、潤葉樹ではカウライミゾナラ、モンゴリカシハ、アムールシナノキ、マンシユウシナノキ、オニメグスリ、マンシユウカヘデ、ヤチダモ、イタヤカヘデ、ハルニレ、キハダ、マンシユウクルミ、テウセンヤマナラシ、ドロノキ、シラカンバ等である。是等の混淆歩合は、元來が天然林であるから勿論一定しないが、針葉樹四割、潤葉樹六割と見て大差がない。各樹種中ではテウセンマツが針葉樹中の過半を占め、モミタウヒ類が三割、其の他は鮮少である。潤葉樹ではナラ、カシハ類、シナノキ類ハルニレ、ヤチダモ、ヤマナラシ、ドロノキ等大宗をなして約七割を占め、クルミ、キハダ等も尠くない。黑龍江省の西部大興安嶺の森林はカラマツ類、オウシウアカマツ及シラカンバ類を主とし、此の他優良樹種は殆どない。

第二項　面積及蓄積

充分なる調査がないので不明であるが、各方面の調査を綜合するときは、滿洲に於ける主要森林面積と其の蓄積は凡そ左の如くである。

(イ) 鴨綠江流域右岸竝渾河流域は六十六萬八千町歩、三億四千七百六十五萬五千石で、一町歩平均五百二十石。

（ロ）松花江、牡丹江及豆滿江等上流々域地方は本社調査の結果、毎町蓄積三百石以下の散生地を除き、森林面積百九十六萬四千町歩、材積十三億一千五百五十一萬九千石。一町歩平均六百七十石である。

（ハ）東支鐵道東部線沿線は二百四十三萬五千町歩、九億二千四百六十九萬六千石と報告せられ、即ち一町歩平均三百八十石である。

（ニ）三姓地方は約五百二十九萬一千町歩、材積二十六億一千八百六十萬二千石、一町歩四百九十五石である。

（ホ）興安嶺の森林は主として東支鐵道西部沿線にあるものゝ代表であつて、其の調査された範圍では約二百四十一萬二千町歩、三億六千萬石である。是は單に日露支人が伐採權を獲得した面積であつて、其の半分强は無立木地なるにより、事實森林面積に對する一町歩當蓄積は五百石内外である。

第二節　木材事業

現今滿蒙の木材事業を約言すれば針葉樹の伐採利用であつて、建築材料として天津方面に輸送せられるもにが多いが、枕木、電柱、棺材として地方的消費量も亦尠くない。濶葉樹は枕木、杭木、薪炭として利用する外未だ多くの工藝的利用を見ない。木材市場は吉林、安東の産出市場を第一とし、哈爾濱、長春、奉天、大連等の消費市場之に亞ぐ。吉林及安東は古來南滿に於ける木材の集散地であつ

木材の現在供給數量、
鴨綠江材百三十萬石—二百二十萬石
吉林材五十萬石—百万石
間島及琿春材二十萬石—五十萬石

北滿材
百三十萬石―百七十萬石
合計三百三十萬石―五百四十萬石

て、日支人が各種の組織の下に伐木事業を營んで來たが、最近各個分立の弊を悟り、合同事業を晝するに至つた。運搬法は吉林及鴨綠江材は水運により、北滿材は陸運である。北滿材は主として二十一尺物、吉林材は皮付丸太の二十四尺物、鴨綠江材は丸太の兩側面を削つた十六尺乃至二十四尺物の流送材である。事業の性質上採木を營むものは形式的乃至實質的に日支合辦のものが多く、安東の鴨綠江採木公司、長春の豐材公司、吉林の共榮起業株式會社、哈爾賓の札免採木公司、中東海林實業公司慶雲製材公司等は其の主なるものである。其の他木材關係會社に至つては、鴨綠江製材無限公司、鴨綠江製紙會社、鮮滿杭木株式會社、三井物產等優に數十を算し、個人經營のものも尠くない。

森林行政に關する關東廳規則明治四十一年八月發布關東州造林獎勵規則大正二年五月發布林野保度取締規則大正七年。山林監規則の設置あり。大連正四箇旅順五箇金州一箇。

第三節　森林行政

滿蒙の支那側森林行政は、林務局があつて種々の法令規則を發布して居るが、未だ殆ど林政の實なく、山火、濫伐相踵ぎ、森林の荒廢は年一年と烈しくなる。關東州内は別として南滿鐵道沿線に於ては、夙に荒廢して山に一木をも留めない狀態は、甚だ遺憾なことであつて、是が爲に苦しむものは單に支那人のみではない。唯最近支那官民に於て所々に造林を實行するものがあると聞く。又滿鐵に於ても是等支那人に對しては無償で苗木を頒與する等大に滿蒙の將來の爲に圖つて居る。

昭和二年度柞蠶繭輸移出額
大連 二十五萬三千兩
安東 十萬二千兩

第四章 蠶業

第一節 家蠶

家蠶は關東州に於て明治四十一年關東都督府農事試驗場に於て日本蠶種を輸入し飼育試驗をなし有利なるを認めしを嚆矢とする、關東廳の調査によれば昭和二年度に於ては、

	關東州內	州外附屬地
桑園段別	二八三町	六〇町
家蠶收繭高（春）	二八八石	―
（秋）	三五五石	四七石

第二節 野蠶

野蠶（柞蠶）は約百年前に起り近年に於て柞蠶繭は滿洲物產中重要なるもの〻一となつた。其の飼育範圍は遼寧省遼河以東各地とし遼東半島を最とする。著名なる產地は蓋平、岫巖、寬甸、安東の各縣とし鳳城、海城、莊河の各縣之に亞ぎ其他遼陽、鐵嶺、昌圖、復州、金州等の各縣何れも多少の產出がある。

柞蠶繭の生產額に就ては統計に據るべきものなく不明であるが遼寧省の生產額平均二十三萬籠（七十六億粒）九百八十萬元內外、內安東附近は七萬籠三百萬元內外と稱せられる。集散市場の主なるも

のは安東と蓋平で前者は七萬籠、後者は四萬籠内外、之に亞で海城、黃土坎、松樹等七千籠内外の集散を見る。

第五章　水產業

第一節　漁業

水產業に就て特筆すべきものは少い。漁業に海產と河川湖產に分つて其漁獲高を見るに左の如くである。

黃海岸	二、八一二千斤	三五一、一五〇圓
渤海岸		一、〇〇七、〇〇〇圓
關東州	六、二六二千貫	三、五一四、一一四圓

其他鴨綠江、遼河、渾河等の南滿諸川よりする約六十萬貫、松花江、牡丹江、嫩江及呼蘭河等の北滿諸川よりの約百二、三十萬貫及び湖沼よりの若干の漁獲があるが滿蒙三千萬の人口の需給に應じ難い

第二節　鹽業

關東州の鹽は滿蒙の三大物產の一として大豆、石炭と共に着目すべき所のものである。鹽田は旅順大連、金州、普蘭店、貔子窩を主たるものとし、全面積は約七千町歩、大正十五年に年には五億萬斤を生產したが昭和二年度の生產額は約三億二千四百萬斤同三度年四億一千四百萬斤にして販路は日本

關東廳の調査によれば昭和二年度柞蠶繭收穫高州內約四百四十七萬石

滿洲は一六三方里に就て一里の海岸線、日本は三、五方里に就て一里の海岸線。

水產の試驗調查竝水產業指導奬勵の爲大連虎虎灘に關東廳水產試驗場がある。

水產業の改良、發達を圖る目的の爲に公法人たる關東州水產會があり事務所は關東廳內にある。

内地、朝鮮に對する輸出、州内移出其他合計二億六千斤の巨額なるも年々生産過剰にて昭和二年に於ける持越高は四億四千三百萬斤である。

猶、將來の製鹽高を豫想すれば次の如くである。

既成鹽田全部熟成後の生産見込	五九三、〇四五、〇〇〇斤
將來開設適地全部鹽田完成後の生産見込	九〇〇、〇〇〇、〇〇〇斤
總　計	一、四九三、〇四五、〇〇〇斤

第六章　工　業

一　油房業　油房とは大豆より豆粕及豆油を製造する工場の謂で滿洲に於ける斯業の創始は約百年前である。

滿洲に於ける油房工業發達の歴史を按ずるに大豆の産出と支那人の油に對する需要とに源を發し豆粕の肥料として利用せらるゝに及び販路を擴張し更に豆油の食料以外工業原料に供せらるゝに至り益發達を促したり而して之が發達に大なる動機を與へたるは日清、日露及歐洲の三大戰役にして以て今日の隆盛を見るに至れるものなり。近時油房工業は稍不振の狀態に陷りつゝあるを以て之が局面轉換に關しては現今識者間に其の對策を研究中である。

滿洲に於ける昭和二年五月末油坊の總數は關東州内及滿鐵沿線各地を通じて約四百四十七箇所とす(此の内五分の一は大連に在り)其年産額豆粕約五千萬餘枚豆油二億五千萬斤に達し尙此の外撒粕三千

我國に於ける鹽の生産高は昭和二年度約十億三千萬斤で人口一人當り生産高十六斤を示し而も消費量は一人當り二十斤内外である。現在の不足額五億萬斤の供給は、臺灣關東州其他外國に仰ぎ居るも關東州が將來十五億萬斤を産し得るは大なる資源をなすものである。

關東州、鐵道附屬地、領事館管轄内に於て。

昭和三年

各種工場總數　一〇五七

資本額圓　二四九、三八七、四三〇

生產價額　一五九、四〇五、七一四

(油房)大連に於ける生産額は一億一百萬圓で全生産額

の四一%を占める工業調査機關としては滿鐵地質調査所、調査課產業係商工課。關東廳、內務局、商業會議所。

昭和三年度州內生產額

綿絲		一二、八九七、五五〇封度
綿布		四四六、六〇〇反
		三八三、九四二疋
	計	九、四四三、二七一円
柞蠶絲		四二四、三〇八斤
	計	八八五、一二四円

三百萬斤を算す（撒粕は大連に於てのみ生產せらる）

之を地方別に見れば大連は總產額の約五割を占め營口及安東は約一割弱に相當し其の他各地に分布生產される。

一　油脂工業　滿洲の豐富なる大豆油を原料として硬化油を製造し自給策を圖ると同時に將來は大豆油を原油の儘輸出することを減ぜむとする目的より大正五年滿鐵會社の主唱に依り資本金百萬圓を以て大連油脂工業株式會社を設立した。製造能力は年額三百六十萬斤であるが關稅の爲に內地へは其の三分の一乃至二分の一を販賣するのみである。

二　綿絲布業　滿洲に於ける棉花も近年錦州、遼陽方面に漸次作付反別增加し來り品質亦優秀にして殊に遼陽の如き滿洲唯一の棉花產地となつた。關東州內に在りては關東廳並滿鐵會社保護獎勵の下に滿洲棉花栽培協會成立し米國陸地棉の栽培を獎勵して居る。

滿洲に於ける紡績工業は大正十年頃奉天に支那人經營の紡紗廠（一〇、四八〇錘）の創立せられたるを先驅とし大正十二年遼陽に滿洲紡績株式會社（三一、三六〇錘）大正十三年には關東州內金州に內外棉花株式會社分工場（二四、〇〇〇錘）大正十四年には大連近郊周水子に福紡績株式會社分工場（一七、六六四錘）の設立を見た。而して右三會社は何れも邦人の經營にして以上四箇工場の總錘數八萬三千五百四錘に達し各事業の擴張に全力を傾注し居れるを以て此の趨勢よりせば將來滿洲も亦紡績工業地として相當の發展を見るに至るであらう。

現在に在りては滿洲の工場は原棉を南支及印度に仰ぐので此點に於て南支方面及日本內地紡績業者

麻袋	四、七三〇、五三七枚
麻絲	一、五二一、五三三封度
大麻布	一、三八四、七四一碼
麻繩	三九、一〇四斤
計	二、三三三、七三三円
製粉	四、二八四、四八五袋
計	一三、〇〇二、七七三円
煙草	五〇ボール 八五、一四〇
	一、〇九六、七三〇斤
	二八、六七九、三〇〇本
計	五、七二二、七四二円

に比し頗る不利益なる立場にあるも需要地の廣汎、勞銀の低廉關稅及運賃の鮮少等の關係に於て頗る有利なる地位にあるを以て原棉に於て失ふ處は生產品に於て得る處があり又前記の如く滿洲に於ても漸次原棉の生產增加を來すべく將來土產棉を利用する時期到來すれば南支方面の紡績業者は元より原棉の全部を外國に仰げる日本紡績業者に比して頗る優越なる地位を占むるに至るべく而も現在の生產高は全滿洲の需要に比すれば頗る微々たるものにして大部分は今猶上海並日本より供給を受けつゝある狀態なるを以て今後滿洲に於ける紡績業の發展には充分の餘裕がある。

三　柞蠶絲　柞蠶絲は滿洲重要輸出品の一で歐洲戰爭勃發後歐米絹織物の生產額減少し頓に絹紬の需要增加せる爲我機業家中輸出絹紬の製織に從事する者續出し之に刺戟せられ滿洲柞蠶界は著く發展し柞蠶絲の輸出激增するに至れり而して本邦機業家は歐洲戰後柞蠶絲利用の知識發達し又經濟的にも原絲買付の便利生產費の低廉等歐米同業者に比し有利の地位を獲得するに至つた。安東富士瓦斯貿易會社は代表的工場である。

柞蠶絲の原料たる野蠶は滿洲到る處の山野に產出し其の主要產地は奉天以南の滿鐵沿線及安奉沿線にして此の兩地方に於ける生產額は四一、八五〇、〇〇〇斤、二〇、九二五、〇〇〇圓。

四　製麻業　今日滿洲に於ける麻の產地は松花江流域を最とし亞で鴨綠江、渾河、太子河の流域地方とする。而して是等地方より產する麻は每年四、五千萬斤の多量に及んでゐる。

滿洲に於ける麻製品は麻袋を主とし帆布、綱、麻袋ロ縫絲及玉卷絲等にして麻袋は大豆、高粱等特產物の容器として輸送上缺くべからず尙近時セメント樽代用として使用せられ麻袋の需要頗る廣く目

下會社組織に依り製麻業に從事せるは滿洲製麻株式會社及奉天製麻株式會社の二である。

五　毛織物業　滿蒙の地は到る處羊毛を產し現時滿蒙牧羊の總數約二百五十萬頭と推算せられ羊毛の年產額約五百萬斤と稱せらる。

滿蒙毛織株式會社は資本金三百萬圓現在年產額三十萬碼の能力を以て操業して居る。滿洲に於ける毛織工業は低廉なる原毛、勞力、燃料の點に於て內地同業者の追隨を許さざるものあり從て內地輸出の如きも相當の成績を擧げつゝあるが大正十三年毛織物關稅引上に依り大なる障碍を來した。然し原料の輸入上又は支那朝鮮露領各方面への販路擴張上諸種の利便がある故滿洲に於ける斯業の前途は蓋し有望である。

六　製粉業　製粉業は北滿地方に於て最も盛にして其の理由とする處は小麥の生產豐富なるに依るも其の隆盛を促進したるは露國の滿洲進出當時北滿に駐屯したる多數の露國軍隊及在留民の需要に應ぜぬが爲千九百年哈爾濱に一製粉會社設立せられたるによる。歐洲大戰勃發後現在は南北滿洲を通じ既成機械製粉工場六十有餘、年額約一千五百萬袋の生產能力を有し優に全滿洲の需要を充して尙剩りある程度に達してゐる。

南滿洲に於ける模範的工場の稱あるは滿洲製粉株式會社（資本金五百七十萬圓）で一箇年製粉能力約六百萬袋である。

七　釀造業

イ　清酒　當業者は滿洲に於ける清酒釀造業の比較的有望なるに著眼し斯業に著手するもの漸次增

加の傾向を示したるも原料を朝鮮又は內地に仰ぐの必要あり殊に氣候不順で水質も亦內地酒造地方に及ばざれば優良品の產出不可能で一般の嗜好を喚起するに至らず、著しき發展もなく年々內地より輸入せらるゝ量頗る多く當地の產額は需要高の三割に過ぎない。

ロ　高粱酒　高粱酒は焼鍋と稱する焼酎釀造場に於て製造せられ黄酒、清酒（支那酒）と共に支那人の嗜好に適し需要最も盛である。焼鍋は南北滿洲を通じ各地に散在し特に吉林省西部地方に夥しく其の產額に就ては統計の徵すべきものなきも大正十三年末關東州及滿鐵附屬地內工場は二十七箇所（內日本人經營七、支那人經營二〇）生產額七萬五十八萬五千餘斤價額百五十萬三千餘圓に達するを以て見れば滿洲全體の產額は相當多額に上るであらう。

ハ　醬油釀造業　支那には舊來清醬と稱する固有の醬油あり農家は各戶之を製造して自家用に供するが一般的には其の消費額大ならず支那人は食料の調味には多く鹽を用ゐ來つた。近年漸く日本醬油は支那人間に愛好せられ其の消費額頓に增加した。滿洲は原料たる大豆、小麥及鹽に富み石炭亦廉なるを以て醬油釀造には寔に有利にして開業者漸次增加しつゝある。

八　製糖業　大正五年十二月奉天に資本金一千萬圓の南滿製糖株式會社を設立し同年十二月工場の設備完成するに及び直に製造を開始した。而して創業當時の生產高は僅に二十萬擔に過ぎざりしが漸次販路を擴張し遂に既設工場のみにては製造能力の不足を訴ふるに至り大正十一年鐵嶺に第二工場を設立し現今年額約三十萬擔內外の製造販賣を行ふに至つた。材料は甜菜である。

九　精米業　在住邦人の增加と共に米の需要益增加し又滿洲米の產額も年々增加しつゝあり從て精

昭和三年度關東廳管內生產額

支那酒		八七八、四四〇斤
焼酒		三三、七八石
黄酒		三〇、四五〇円
	計	一、九七六、四六〇円
精米		一九四、四九六石
	計	四、六四八、一九七円
石鹸		一四四、六六六打
	計	一五七、六七一円

米工場の數も著く增加し現今に於ては大連、撫順、安東を始め各都市に於て三十有餘の工場を算するに至つた。

一〇　煙草製造業　煙草は滿洲各地到る處に栽培せらるゝも主產地は奉天省の東部及吉林省一帶で現時奉天省及吉林省の產出年額は五千萬斤以上と稱せられる。明治三十九年十月邦人煙草業者が一團となりて我專賣局の特許を受け資本金一百萬圓を以て東亞煙草株式會社を設立し滿洲の開發に著手したり之れ邦人經營の代表的煙草工場である。(現在資本金一千萬圓)猶現在はロバート及チユリンの二商會南洋煙草公司、中俄煙公司、大安煙公司、哈爾濱ロバート煙公司、華北煙公司あり各社競ひて廉價販賣と製品の改良を爲したる結果顯著なる發達を遂げ最近年額實に七十六億本の販賣高を見るに至れり而して其の販賣高の大部分は英米煙である。

一一　製藥業及火藥製造業　滿洲に於ける製藥工業は曹達、甘草エキス、硫酸クレオソート、ナフタリン等にして曹達工業は關東州產鹽を原料とし電氣分解法に依り曹達灰を製造するものと東蒙古の天然曹達を精製するものとの二樣がある。

曹達工業の原料たる關東州鹽に就きて見るに今後產鹽見込高は約六億斤を得らるゝ豫想で之を以てすれば優に十萬噸以上の曹達原料を得らるべきを以て將來斯業の發達は期して待つべきものがある。

甘草エキスは蒙古產甘草を選別し一部は原形の儘他はエキスとして製造輸出せらる大連、赤峰及鄭家屯に甘草エキス製造工場あり製品は專ら日本內地に輸出せらる。

クレオソート及ナフタリンは撫順炭礦モンド瓦斯工場の副產物にしてクレオソートは年產額約三千

扞を生產する。

火藥は大正八年滿洲礦山藥株式會社が安東に設立せられてより年々二十萬圓以上の生產を爲しつゝあり從來滿洲に於て使用し來りたる鑛山用爆發藥は總て外國製の輸入品にして輸送運賃及手數等幾多の不便あり然るに之を滿洲に於て製造せむか須要原料の內硫黃、智利硝石の二品の外は總て滿洲に於て供給せられ勞銀亦低廉其の他有利の點少くない。

一二　石鹼及製蠟業　在滿邦人は年と共に其の數を增加し又近時支那人の生活程度向上に伴ひ石鹼の需要增加し日本內地より輸入するもの年額約六十萬圓に達してゐる。

滿洲に於て現在石鹼を製造する工場は大連三、旅順一、奉天一にして年產額約三十萬圓を生產し滿洲各地山東及露國市場に供給してゐる。

蠟燭は滿洲產豆油を原料とする外北米及南洋より原料を輸入して製造するもので大連、奉天、牛莊等に工場を存するも何れも生產額大でない。

一三　塗料及染料製造業　滿洲に於ける塗料は概ね鑛物質硬化塗料及豆油を原料とするものにしてマグネシヤ粉末、スタツコマンチユリア硅石粉及トラスト、ペイントの類主として大連及旅順に於て製造せられ孰れも其の效用を一般に認められ將來益需要增加の傾向がある。

、又膠は其の原料たる獸皮の產出豐富なるが爲相當額の生產あり而して其の生產地は獸皮類集散の關係上奉天、錦州、赤峰、哈爾濱等に在り其の生產額は地方需要を充す程度にして輸出は極めて少量である。

煉瓦	六五、一九五、一七〇箇	
耐火煉瓦	二、二一〇、六八一	
	四、四八六瓲	
空洞煉瓦	三九、九三〇箇	
裝飾煉瓦	四六、六五〇箇	
計		一、三六八、〇六一円
銑鐵	二三〇、八四九瓲	
計		九、七八八、七九四円
製材	一、三三二、八〇三石	
計		九、七八八、七九四円

邦人にして膠を製造するものは滿蒙殖產株式會社奉天工場一箇所にして他は全部支那人の經營である。

染料　支那人は其の衣服類の染料として多量の藍を需要し古來北部滿洲地方に產出する藍支那產藍及槐樹末或は楓葉染料等の使用を爲し來れるも一度獨逸染料の滿洲侵入以來其の價格の低廉にして使用法便利なるが爲一般に歡迎せられ在來のものは忽ち驅逐せらるゝに至つたが歐洲大戰勃發後獨逸品の輸入杜絕の結果日本品及米國品之に代つた。現在資本金二百萬圓の大和染料製布株式會社が南北滿洲に大なる勢力を有するに至つた。

一四　製鐵業　南滿洲の鐵鑛は鞍山を主なるものとし其の附近は十一鐵鑛區を算へる。鑛量は約三億噸にして此の鐵鑛より一億噸の鐵を生產し得られる。之に次ぐは日支合辦本溪湖煤鐵公司所屬廟兒溝鐵山で、鑛量二百乃至三百萬噸である此の外弓張嶺、八盤嶺、干西溝等の鑛區あり相當鑛量を有するも交通の便備はらざる爲大に利用せらるゝに至らない。鞍山製鐵所に就ては滿鐵篇參照。

一五　機械器具製造業　日露戰役後邦人の手に依り海陸の運輸、交通、鑛山の開發、工業の振興等各種の文化的施設を行ふに及び工業用機械器具、鐵道軌道用車輛竝附屬機械器具其の他土木用、建築用、採掘用、船舶用等各種の機械器具或は附屬品又は部分品等の需要頓に增加し其の結果として副產的に之が製造又は修理を行ふ工場の設立を見るに至つた。

一六　製材業　滿洲に於ける木材の產地は主として鴨綠江及第二松花江流域の森林地帶にして其の伐木は凡て江を流下し前者は安東後者は吉林に陸上げせられ此の地に於て製材し又は原木の儘滿洲朝

セメント	九〇三、九一六樽	
計	四、一六七、一四〇円	
燐寸	二、七八〇俵	
	五、一〇五、二〇〇打	
計	一九四、三二七円	
紙	三〇、三三七噸	
	三七、五一七〆	
計	一、八一九、三一一円	
硝子		
板硝子	三五、九〇一箱	
硝子製品	七、二六一、九九九箇	
計	二、四三九、七六四円	

鮮一帶は勿論北支那又は遠く上海及日本等へ輸出される。而して木材産出量は年により一定せざるも最近數年間の統計に依れば平均年額鴨綠江方面約二百萬尺締第二松花江方面六七十萬尺締である。從つて製材業は木材集散の關係上安東を中心として發達した。其の他吉林、長春、大連等に製材業を經營するものあるも是等は多く其の地方の需要を充たすに過ぎず從つて工場の規模狹小である。

邦人製材業は二十八工場あり此の中代表的のものは鴨綠江製材無限公司にして同公司は大正四年十月日支合辦鴨綠江採木公司と大倉氏との合辦にて創立せられたるものである。

一七　煉瓦及瓦　滿洲は煉瓦の原料たる粘土に富み且各種事業年々企畫せられ工場其の他土木建築の增加著きものあり又支那人間にも日本煉瓦及瓦の需要漸增の趨勢にあれば本業の如き文化の發達に伴れ多忙なる事業となるのであらう。

南滿に於ける著名なる煉瓦、瓦工場は營口煉瓦會社工場、大連煉瓦合資會社、遼陽林洋行工場、撫順煉瓦工場等で小工場を合すれば總數四十六工場に達し其の製造年額百萬圓を算する。

一八　セメント及石灰製造業　滿洲殊に關東州附近にはセメントの原料たる石灰石及粘土頗る豐富にして且勞銀低廉なるを以て當然本業の興るべき素質がある。工場としては小野田セメント株式會社奉天石灰株式會社がある。

珪白セメントは其の原料たる苦灰石が大連、旅順、金州に豐富で大正十四年三月大連ドロマイト工業合資會社あり製品の品質優良にして普通白色ボーランドセメントと同樣に使用せられ各種人造石其の他化粧工事の材料に適してゐる。

石灰の原料たる石灰石は關東州を始め滿洲各地に產し石灰製造業は本溪湖に於ける奉天石灰セメント株式會社を筆頭に大連、金州、本溪湖等にあつて年產額十萬噸以上に達してゐる。

一九　陶磁器及硝子製造業　陶磁器事業の發達充分ならず唯從來水甕類の奉天、撫順、長春、本溪湖等に於て稍多量の生產を見るのみである。其の他邦人の陶磁器製造は大正十四年七月滿鐵より分離したる大連窯業株式會社に於て支那人向製品を製作しつゝあるも現時硬質陶器の支那人向需要は殆んど中流以上に限られ從つて其の需要額大でない。

硝子製造は滿鐵窯業試驗場に硝子工場を設置し大正七年二月作業を開始し大正八年十二月に至つて從來研究の標的たりし獨墺品を凌駕する優秀なる試驗品を得て當初の目的たる曹達硝子の品質改善に成功し其の試驗品は世界の市場たる南支、南洋印度、濠洲等に輸出試賣するに至つた。亦硬質硝子も試驗研究の結果獨墺品に匹敵するものを製出し得るに至りしを以て大正十四年大連窯業株式會社として滿鐵より分離せしめた。製品の種類は

(一)　曹達硝子　輸出向コツプ及食器類、地方向カツプ及食器類、燈火用器具、建築用器具

(二)　クリスタル硝子　フリント、クリスタル食卓用器、ボヘミアム、クリスタル食卓用器、ハーフクリスタル食卓用器

(三)　硬質硝子　本硬質化學用器、本硬質醫化學用器、本硬質汽罐用ゲージ類、本硬質炭坑ホヤ半硬質各種ホヤ及魔法壜類

(四)　特殊硝子　電信電話用硝子、汽車汽船用信號燈レンズ

次に板硝子の製造に就ても滿鐵は約九十萬圓を投じ米國よりフリンク式窓硝子製造装置一式を購入し沙河口に大正十四年四月工場建設に著手し同年九月竣工該工場は旭硝子製造會社と共同出資となし資本金三百萬圓（全額拂込）の昌光硝子製造株式會社を組織し同年十月一日製造を開始した。而して同工場は一箇年約三十萬箱の製造能力を有してゐる。

二〇 皮革工業 未だ支那人の家内工業たるの域を脱せず獸皮の多くは生皮の儘輸出せられる。奉天は主要集散地で大連港より輸出せらるゝもの最も多い。

第七章 鑛業

（滿蒙資源館要覽、同館發行、に據る）

各種鑛產物竝に採取施設

滿蒙に包藏せられる重要鑛物の內金屬鑛物に屬するものは日本內地の如く必ずしも多種類ではないが豐富なる鐵鑛床の盤居、無數の金及砂金產地の散在は夙に世人の知る所である、而して近世工業の基調をなす非金屬鑛物に至つては石炭を初め油母頁岩、菱苦土鑛、苦灰石石灰岩、耐火粘土、滑石、硅石等品質の良好なるものが極めて豐富に埋藏されてある。以下各種鑛產物の現況を概述すれば次の如きである。

金及石金 滿洲に於て金及砂金は共に前淸時代から普く探鑛試掘せられ其產地として知られたるところ實に數百を數へ得るも槪して鑛床の規模狹少にして大なる鑛業の價値あるものは甚だ尠ない、現

時は僅に土民が農耕の餘暇に極めて原始的な方法を以つて採金を行ふを見るに過ぎないが、玆に比較的鑛床の規模大なるものとして著名となつて居る産地を擧ぐれば、松花江東源流域地方に於ける夾皮溝、鴨綠江上流通化附近の大廟溝、五鳳樓、北山城子の南東なる香爐碗子、滿鐵沿線鐵嶺驛の東方柴河堡等である。

北滿黑龍江畔に於ける砂金地の雄大なるは古來世上に喧傳せられたるところであり近き將來交通及治安の整備を見る曉には名實共に世界的産金地となるに至るであらう。

鐵鑛 鐵鑛は滿洲鑛産物中最も重要なるものゝ一であつて其産地は遼寧省遼陽縣下鞍山、弓張嶺一帶、本溪縣下廟兒溝等を初めとし其他鴨綠江東北部沿岸、安奉線沿線竝に關東州等に散在して居る品質は概して良好とは稱し難いが其埋藏量に至つては極めて莫大であつて石炭及其他の原料の豐富と相俟つて滿洲は將來世界に於ける製鐵事業の一中心地たるを期待することが出來る、玆に現山稼行中に屬する鐵山の概況を記せば次の如きである。

鞍山鐵鑛 鞍山鐵鑛は遼寧省遼陽縣に屬し滿鐵鞍山製鐵所の原料鑛石として、日支合辦鞍山鐵鑛振興公司に依つて採掘せられて居る。鑛床は鞍山製鐵所を中心として半徑約十五粁の半圓形内に點在し櫻桃園、王家堡子、關門山、大孤山、東鞍山、西鞍山等の鑛區があり、現在、主として大孤山鐵山の採掘に力を致して居る。地質は主として前寒武利亞紀に屬する變成岩より成り鐵鑛は赤鐵石英片岩、磁鐵鑛及赤鐵鑛等で其鐵鑛埋藏量は確定鑛量のみでも三億噸以上と稱せられて居る。然し品質は概して鐵分四〇%内外の所謂貧鑛多く富鑛と稱せらるゝものは其一局部を占めて居るに過ぎない滿鐵會社

我國は現在鋼材約八十萬瓲銑鐵二十五乃三十萬瓲の不足を告げ然も逐年五萬瓲乃至六萬瓲需要激增の趨勢にある。

に於ては本鑛石利用の爲め種々研究の結果特殊の還元焙燒選鑛法を發明し之に依つて鑛石の品位を人工的に昂め製鐵の原料に供することに成功し今日鞍山製鐵所の原料鑛石として莫大に使用せられて居る。

廟兒溝鐵鑛　廟兒溝鐵鑛は遼寧省本溪縣に屬し安奉線南坟驛の東方五哩に位し中日合辦本溪湖煤鐵公司製鐵所の原料鑛石として同公司の手に依つて採掘せられて居る。

鑛床は前寒武利亞紀に屬する片岩中に層狀を成して介在し主として磁鐵鑛である鑛量は可なり豐富にして現時主として富鑛部を採掘し製鐵の原料に供して居る。

製　鐵　滿洲に埋藏せらるゝ鐵鑛の莫大なるは前述の通りで之が製鐵業も極めて古くから行はれ塞馬集、堿廠、通化、杉松崗等の土法製鐵は相當世に知られ尙又大正七、八年所謂世界戰亂に依る好景時代には各地に小製鐵業簇出し一時盛觀を呈したが其後の不況に、共に其影を沒し今日作業中に屬するは鞍山、本溪湖の二大製鐵所に過ぎない。

鞍山製鐵所　滿鐵の經營に係る出銑百萬噸の計畫を以て大正六年五月建設に着手し大正八年四月第一鎔鑛爐に火入れを行ひ作業を開始したが其後市況其他に依つて最初の計畫を變更し、現狀を保持し今日に至つた。原料鑛石は前記せる如く所謂鞍山鐵鑛にして同所の發明に係る特殊の還元焙燒法に依り人工的に富鑛として原料に供し現在年額二十萬噸の出銑をなしつゝある、其銑鐵種別竝に標準分析を表示すれば左の如きである。

種別	成分／記號	炭素	硅素	滿俺	燐	硫黄	銅
特一號銑	白×	自三·二〇 至四·〇〇	自三·五〇 至四·〇〇	自〇·一五 至〇·三〇	〇·三以下	〇·〇一以下	〇
一號銑	白｜	自三·二〇 至四·〇〇	自二·五〇 至三·五〇	自〇·一五 至〇·三〇	〇·三以下	〇·〇三以下	〇
二號銑	赤｜	自二·八〇 至三·五〇	自二·〇〇 至三·〇〇	自〇·一五 至〇·三〇	〇·三以下	〇·〇四以下	〇
三號銑	黄｜	自二·八〇 至三·五〇	自二·〇〇 至三·〇〇	自〇·一五 至〇·三〇	〇·三以下	〇·〇八以下	〇
ベセマー銑	青｜	自二·八〇 至三·五〇	自二·〇〇 至二·五〇	自〇·一五 至〇·一五	〇·三以下	〇·〇三以下	〇
平爐銑	黑｜	自二·八〇 至三·五〇	自二·〇〇以下	自〇·一五 至〇·三〇	〇·三以下	〇·〇五以下	〇

而して同製鐵所に於ては斯業最近の情勢に鑑み、昭和三、四兩年度に出銑總額二十八萬噸となす計畫のもとに目下着々工事を進捗せしめて居る。卽ち之が完成の曉に於ける製品並に副產物の生產高を比較表示すれば大體左の如きである。

品名	現在	完成後	品名	現在	完成後
銑鐵	二〇〇,〇〇〇噸	二八〇,〇〇〇噸	ベンゾール	二,六二五立竏	二,六二五立竏
選鑛	三一〇,〇〇〇	四四〇,〇〇〇	ナフタリン	五三〇噸	五三〇噸
骸炭	二三〇,〇〇〇	三一六,〇〇〇	硫酸	五,七〇〇	七,九〇〇

硫安	四、三三〇	六、〇〇〇	耐火煉瓦	五、〇〇〇	七、三〇〇

本溪湖製鐵所　中日合辦本溪湖煤鐵公司の經營に係り明治四十四年十月開設せられ漸次擴張を行ひ現在年額十二萬噸の出銑能力を有するが目下の市況に依り生産の制限を行ひ約五萬噸の出銑を行ひつつある、同所銑鐵の標準分析表を示せば左の如きである。

種別＼成分	全炭素	硅素	滿俺	燐	硫黄	銅
低燐銑	三・〇〇以上	一・〇〇以上	〇・五〇以上	〇・二五以下	〇・〇一五以下	痕跡
特一號銑	同	三・〇〇以上	〇・二五	〇・〇七	〇・〇一以下	同
一號銑	同	二・五〇以上	同	同	〇・〇三以下	同
二號銑	同	二・〇〇以上	同	同	〇・〇五以下	同
三號銑	同	一・五〇以上	同	同	〇・〇八以下	同
特製銑	滿俺〇・八〇乃至一・〇〇にして他の成分は普通銑と同樣					

鐵　鑛　滿洲の銅鑛は槪ね石灰岩が古期鹽基性噴出岩による接觸鑛床或は交代鑛床を成して現出するが何れも鑛床の規模は狹小の樣である。間島の天寶山銅鑛は相當世に知られた處であるが旣に數年以前休止し亦吉林省盤石銅山も支那人の企業として一時名を擧げたるも永續せず其他安東縣の西南方銅鑛嶺、本溪湖の東、馬鹿溝も嘗ては採掘せられたることあるも間もなく休止して現在顧られない狀態となつて居る。

鉛　鑛　鉛鑛は鑛脈或は鑛塊として現出し其產地と知られた所十數箇所以上に及ぶも共に鑛床の狀態不規則であつて膨縮斷續常ならず大企業に適するものが乏しい、奉天省鳳城縣下卽ち安奉線通遠堡驛の西方青城子は稍大規模に採掘せられたる鉛鑛山である、鑛床は結晶質石灰岩中に胚胎せる裂罅充塡鑛床にして品質良好とせられ大正十三年に於て鉛鑛二千六百餘噸、山元精煉に依る粗鉛九百五十噸を得、活況を呈したが最近不況の爲採掘を中止し探鑛のみを繼續して居る。

硫化鐵鑛　硫化鐵鑛は屢々發見せらるゝことあるが鑛床の規模概して大きくない、安奉線通遠堡附近の林家臺竝に草河口附近の楊木溝の硫化鐵鑛は目下は探鑛中であるが以前採掘せられた事があり共鑛石は撫順炭礦硫酸工場の原料として供給せられて居る。

石　炭　石炭は滿洲鑛產物中の第一位に推さるべきものであつて、撫順、本溪湖、煙臺、大疙瘩、新邱等の大炭田を初め其數實に數十を算する。

昭和二年度に於ける各地方別主要炭坑の推定埋藏量及出炭量

地方別	炭礦	埋藏量（百萬噸）	出炭量（噸）
滿鐵本線	煙臺	四〇・〇	一四三、〇〇〇
	尾明山・攀盛堡	二・〇	六八、五〇〇
	大疙疸	三二・〇	一二二、〇〇〇
	復州	七・二	一三五、〇〇〇
	其他	二〇・〇	
	計	一〇一・二	四六八、三〇〇
安奉線	本溪湖	一二〇・〇	四〇三、七二七
	牛心臺	一五・〇	七四、五〇〇
	其他	八〇・〇	二〇、〇〇〇
	計	二一五・〇	四九八、二二七

昭和三年滿洲石炭輸出狀況は、撫順炭は三百四十萬噸で昭和二年と大差無く煙臺炭約三千噸にして半減し本溪湖炭九千噸にして之亦前年と大差無い。輸出仕向地は日本を主として南支那地方に次いでゐる。

產出額	昭和二年
撫順炭	六、八三九、八七〇
煙臺炭	一四三、〇〇〇

本溪湖炭　四〇三、七三七
昭和三年
撫順炭　六、六四〇、〇七三
煙臺炭　一六三、九〇〇
本溪湖炭　三九八、〇〇〇
我國の石炭存在量は約八十億萬噸にして經濟的可能採掘埋藏量は三十億萬噸と稱せられ年に約三千百萬噸を生產し今後百年しか採掘を續けられぬと云はれてゐる輸出入各二百萬噸がある。將來の日本石炭供給問題に關して撫順炭に着目すべきである。猶、世界の全炭量は七兆三千九百七十五億噸である。(京大齊藤博士調)

撫順線	撫順	九一五・七	六、八三九、八七〇
	阿金溝	一〇・〇	五〇、〇〇〇
	瓢兒屯	一・〇	一三、〇〇〇
	其他	八〇・〇	二〇、〇〇〇
	計	一、〇〇六・七	六、九二二、八七〇
京奉線	新邱	一、一一〇・〇	五〇、〇〇〇
	北票	二〇・〇	三六〇、〇〇〇
	八道濠	七・〇	六〇、〇〇〇
	其他	六〇・〇	
	計	一、一九七・〇	四七〇、〇〇〇
吉長吉敦線	火石嶺	二・〇	一〇二、〇〇〇
	蛟河	二・〇	二、〇〇〇
	老頭溝	一五・〇	二五、〇〇〇
	其他	六〇・〇	一五、〇〇〇
	計	七九・〇	一四四、〇〇〇
北滿東支線	穆稜	五・〇	一六九、三〇〇
	密山	四〇・〇	
	札來諾兒	二〇〇・〇	一六〇、〇〇〇
	鶴立崗	二〇・〇	七八、七〇〇
	其他	一〇〇・〇	六〇、〇〇〇
	計	三六五・〇	四六八、〇〇〇
合計		二九六三・九	八、九七一、五九七

茲に重要なる炭田の概況を述ぶれば次の如くである。

撫順炭田　撫順炭田は遼寧省撫順縣に屬し奉天の東約二十哩、大連を距る二百七十哩の地點にある地質時代は第三紀漸新世に屬し主要炭層の厚さ平均四十米、最も厚き部分は百三十米に及ぶ、其埋藏確定量實に十億噸と稱せられて居る。炭質は瀝青炭にして弱粘結性を有し其特長とするところは揮發

分多くして灰分少なく窒素量一般に多量にして粘結性に乏しい點であるが炭田の東部に於ける石炭は比較的粘結性を持ち骸炭製造に使用せられる。從つて撫順炭は蒸氣用、瓦斯用、製陶用、骸炭用、家事用等何れの方面にも使用せられて居る。

本炭田の採掘權は日露戰爭に依り露西亞から繼承して明治四十年以來滿鐵會社の經營するところであり繼承の當時にあつては一日の出炭僅々三百噸の狀態であつたが其後急激なる設備の完成に加ふるに大規模の露天掘の開始に依て今日の出炭一日二萬餘噸、年額七百四十一萬噸以上に達する盛況にして年額一千萬噸突破も極めて最近に實現せらるゝ情勢にある。

本溪湖炭田　本溪湖炭田は遼寧省本溪縣に屬し安奉線本溪湖驛直前に位し、奉天より四十七哩、安東より百二十四哩の地點にある。地質時代は二疊石炭紀に屬し主要炭層八枚其厚さ合計十三米内外である、炭質は高度瀝靑炭にして粘結性極めて强く、骸炭製造の原料として最適のものである。其埋藏量一億餘噸に達し、中日合辦本溪湖煤鐵公司の經營に係る。現時の出炭量一日約千五百噸年額五十萬噸にして撫順炭礦に亞ぐ大炭坑である。

煙臺炭田　煙臺炭田は遼寧省遼陽縣に屬し滿鐵本線煙臺驛の東方九哩、支線を以つて本線と連絡する。地質時代は二疊石炭紀に屬し其埋藏量は四千萬噸と計算せられて居る。現在稼行中のものは炭層總數十數層の內三層にして出炭量年額約十萬噸である。

其他の炭田　前記の外本溪湖の東方に田師付溝、牛心臺炭田、開原の北東に大疙瘩及杉松崗炭田、普蘭店の西方に五湖嘴炭田、又瓦房店附近に於ける炸子窰炭田等は共石炭の乾餾製品に重要なるものである。

石炭の乾餾製品

- 石炭
  - 高溫乾餾
    - 瓦斯
    - 瓦斯液アムモニア
    - コールタール（芳香族炭化水素）
      - 輕油
        - ベンゾール
        - トルオール
        - キシロール
        - 溶劑ナフサ
        - ピリヂン
      - 中油
        - 石炭酸
        - ナフタリン
      - 重油
        - ナフタリン
        - クレゾール
        - クレオソート油
      - アンスラシン油
        - アンスラシン
        - アンスラシン油
    - コークス
  - 低溫乾餾
    - 瓦斯
    - アムモニア
    - ウルタール（脂肪族炭化水素）
      - ピッチ
      - 瓦斯及コークス
      - 輕油　ガソリン
      - 重油　燃料鑛性重油
      - フエノール（キシレノール クレゾール）
      - パラフイン
    - コーライト

又遼西には大窰溝及暖地塘炭田あり、更に熱河區域には新邱及岳家溝炭田がある就中新邱炭田は共埋藏量並に炭質に於て大疙瘩炭田と共に其將來を大いに囑望せられて居る。尙又最近開通する吉敦鐵道沿線には奶子山炭坑東支鐵道東部線方面には密山並に穆稜の二炭田があり且つ黑龍江省の札賚諾爾鶴立崗の炭田等は何れも北滿に於ける重要な炭田である。

滿洲產石炭に就ては滿鐵中央試驗所其他に於て常に愼重なる試驗研究を怠らざる所であるが特に撫順炭は揮發分實に三十五%內外に達し粘結性比較的少く低溫乾餾に對し最も適當なるものと稱すべく之が試驗研究により發表せられた成績の一班を示せば前表の如きである。

油母頁岩 油母頁岩は撫順炭田に於て主要炭層を被覆し百二十米乃至七十米の厚層をなして賦存するものにして其鑛量は同炭田全區域にて五十四億噸と計算せられ同炭礦の露天掘炭計畫に基き餘儀なき排除を要する油母頁岩の量のみにても優に二億一千萬噸に達するとせられて居る。品質は其層位の如何に依つて含油量を異にして少なきは一%多きは十四%にして平均六%內外とせられ必ずしも良質とは稱し難いが尙全區域の鑛量に對し假に四%重油採收率をみても約二億萬噸、露天掘區域より排除處分する分にても五百萬噸以上の重油を埋藏して居るものと云ふべく、實に斯の如く油母頁岩の集約的賦存は世界に其例を見ぬところである。

本岩利用に就いては滿鐵中央試驗所及撫順炭礦研究所に於て既に早くより凡ゆる方面から調査研究を行ひ之が利用の途を完成したるが更に大正十四年撫順獨特の內熱式乾餾法を案出し最も經濟的重油抽出の確信を得爾來三箇年大規模の工業的試驗を施行したる結果事業經營の事に決定し昭和三年一月資金八百五十萬圓の豫算を以て油母頁岩一日四千噸年額百三十六萬噸處理の製油工場を撫順に建設することゝし直に之が準備を開始するに至つた工場の完成は大體昭和四年七月の見込にて同工場作業開始に依り年額五萬四千噸の重油と共に副產物として一萬八千噸の硫安、九千四百噸のパラフィン及五千噸のピッチ、コークス等の生產をみるべく尙採油後の油母頁岩殘滓は炭礦坑內充塡材料に好適にし

て共處分は極めて有效なる使途を持つてゐる。

玆に撫順産油母頁岩の利用を示せば左表の如くである。

- 油母頁岩
  - 瓦斯
  - 原油
    - ガソリン
    - 燈油
    - 瓦斯油及燃料油
    - 減磨油
    - パラフィン
  - アムモニア ＋ 硫酸 → 硫酸アムモニウム
  - 廢頁岩 ＋ 石灰岩 → 坑内充塡用材料 人造石及セメント

菱苦土鑛　滿洲に於ける菱苦土鑛は其鑛床の雄大なる點に於て世界に比類なきものと稱せられて居る。産地は滿鐵本線、大平山、大石橋、分水、海城各驛の東方一帶に廣大なる地域を占め其主なる産地名を擧ぐれば左の如くである。

産地名	距離
官馬山	大石橋驛の東約五粁
牛心山	太平山驛の北東約二粁
白虎山	大石橋驛の南約六粁
聖水寺	大石橋驛東々北約八粁
滑石嶺	大石橋驛の南東約二〇粁

麻岫	大石橋驛の東南約二四粁

菱苦土鑛賦存の狀態は常に苦灰石と互層し、或は扁豆狀をなして苦灰石中に挾有せられ、厚さ二米乃至二百米の厚層をなして存在し其埋藏量は平地以上の分のみでも數億噸を下る事なく其實在數量に至つては驚くべき多量に達する、品質は粗粒結晶質にして白、淡褐、淡紅或は灰色を呈し又黑色の縞狀を呈して居るものもあり共に極めて良質に屬す。

菱苦土鑛の用途は製鋼用鹽基性爐材料として最も必要なるのみならず利用の範圍極めて廣く其鑛量と其品質を以てせば將來滿洲に於ける大工業の一なるべしと信ず、今利用の概要を示せば左の如くである。

菱苦土鑛
- 炭酸瓦斯
  - 其他化學工業用
  - 清涼飲料水製造
- 熔燒マグネシヤ
  - 耐火材料
  - マグネシヤ煉瓦
    - 製鋼用平爐の築造
    - 電氣爐の內張
- 食鹽・鹽化加里・鹽化アンモン・熔燒マグネシヤ
  - マグネシヤ鹽類製造原料
  - 保溫材料
  - 炭酸苦土
    - 醫藥
    - 齒磨粉、化粧品混合用
    - ゴム充塡用
  - 硫酸苦土
    - 醫藥
    - 人造絹絲工業
  - 金屬マグネシウム
    - 閃光用、夜間寫眞光彈
    - 金屬並に合金の脫酸淸淨
    - 輕合金の飛行機、自動車等の構成材料

而して滿鐵中央試驗所に於て本鑛石の利用を研究し既に完成したるものを摘錄すれば次の如くである。

鹽酸瓦斯 ── マグネシヤセメント ─┬─ 耐火用セメント人造大理石、裝飾用人造石
鋸屑
顏料
　└─ リグノイト ─┬─ 裝飾用
　　　　　　　　└─ 床張壁塗材料

リグノイド　床張材料としてリノリウム代用に應用せられ建築方面に著しく需用せられつゝあるもので、既に大正七年九月より當地南滿鑛業株式會社の經營に移され同社に依つて製造發賣せられて居る。

金屬マグネシウム　比重極めて小なるを以て輕合金を作り著しく合金の抗張力、伸延力を增す特性あるが故に航空機自動車等の材料に適し又金屬竝に合金の脫酸清淨、光彈或は夜間寫眞の照明又は發火劑と爲す外醫藥及化學試驗用として他の金屬に遙かに勝る性質を持つて居る。

硫酸マグネシウム　醫藥用として重要なる以外、近時人造絹絲製造工業に缺くべからざるものとして多量に使用せらる。

炭酸マグネシウム　齒磨の純原料醫藥以外に護謨混加料として多量に消費せらる。

輕燒マグネサイト　最近頓に利用法を研究せられ著しく需要を增加せるものであつて前記リグノイト、金屬マグネシウム、マグネシヤ鹽類等の製造原料は孰も之に依るものである。

白色煅性マグネシア　特殊の考案に依つて簡單に純白品を得られ床張、壁塗料、或は人造石の主要材料となる。

煉瓦　製鋼爐、電氣爐の內張として缺くべからざるものにして耐火度は千八百度以上である。現在滿洲の菱苦土鑛採掘高は年數萬噸にしてその內約半數は原石のまゝ日本內地各工場に輸送せられ其他は當地南滿鑛業株式會社、葦津工業公司の工場に於て前記諸製品に加工され發賣されて居る。而して他日、本鑛石が金屬マグネシウムの工場製產の原料たり得る場合は極めて重要なる地位を占むるに至るものである。

滑石　滿洲產滑石は日本內地消費量の殆ど全部を供給する點に於て滿洲產鑛物中重要なるものゝ一である。產地は蓋平より海城に至る滿鐵本線に沿ひ北東より南西に延亘する山地の一帶に散在するものにして主なる產地を擧ぐれば左の如きである。

產地名	距離
聖水寺	大石橋の東方十二粁
大嶺	分水驛の東方十二粁
宋家堡子	海城縣の南方二十一粁
買家堡子	海城驛の南方二十一粁
窨子峪	海城の南方山道二十三粁
麻峪	海城の南方二十八粁
馬家堡子	海城の東々南約二十六粁
楊家甸子	同

滑石鑛床規模は概して大きくは無いが附近一帶に普く分布して居る、現時は主として支那人の手に於て採掘せられて居る。色澤は淡黃、淡褐或は青灰色を呈し白色乳白色のもの亦尠からず品質良好のものは伊太利産に比して遜色なしと云はれて居る。昭和二年中に於ける稼行鑛區十一箇所、其出鑛高約二萬五千噸にして大部分は日本人の手を經て原石のまゝ日本内地に輸送せられ一部は滿洲タルク製粉株式會社及滿洲鑛業株式會社工場にて製品とせられ販賣輸送せられて居る。

滑石の利用は其固有の特質を應用するものであつて既に早くから醫藥其他に應用せられて居たものであるが近世各種の工業の發達につれ之が利用の途を研究せられ益々用途を擴張して今日極めて重要なる工業原料鑛物の一となつた、今其用途の一班を概述すれば次の如きである。

製紙工業用　洋紙類の光澤付與、サイズ保存竝に重量增加の添加劑として缺くべからざるものであり且つ滑石の色素吸收性を利用して色付級に使用するときは日光に對する充分なる耐久性を持つものである。

製絲工業用　經絲糊として使用するときは絲を柔とし且つ表面の羽毛を納め機織に便とし一面又重量を增加せしめる。

織物工業用　仕上糊に混入し目付劑としての機能を發揮せしめると共に白色の黃色化を防止し一面又脫脂劑として使用する。

化粧用比較的良質のものは化粧料として多量に應用せられ一般白粉、石鹼、歯磨を初め各種の化粧料には多量に使用せられて居るものである。

護謨工業用　輓近護謨工業の發達につれ滑石利用の途を增加したるものと云ふべく卽ち型作に際して內面の塗附料として多量に使用せられる。

其他　以上の外其耐火性を利用して焙燒爐の火床に用ひ或は瓦斯の火口、汽罐の被覆物としての保溫劑等に使用せられ且滑石の吸收性を利用して絹布の汚點除去、色鉛筆の心の混和、或は之が滑性を利用して機關の滑料、減磨料、ペンキ又は特殊エナメルの配合劑として使用せられ尙又石筆、印材、裝飾石材、彫刻材料としても多量に使用せられる等極めて廣範圍に亘つて利用消費せらるゝものである。

耐火粘土　滿洲に於ける耐火粘土は二疊石炭紀夾炭層の一部をなし一般に石炭の直下に於て發見せられて居る、卽ち二疊石炭紀の炭田と認められる煙臺炭礦、復縣五湖嘴炭坑には何れも耐火粘土を產する。品質は日本內地產に比して遙に優良なるもので耐火度大約ゼーゲル錐三十三番以上に達し中には三十五番以上に該當するものもある。其埋藏量は極めて莫大であつて供給に困難を來す事は殆どない、現狀に於ては煙臺耐火粘土は專ら滿鐵鞍山製鐵所の耐火材料として採掘使用せられ、復縣五湖嘴耐火粘土は中日合辦復州磁土公司に依つて採掘せられ一般の需要に應じて居る。昭和二年中に於ける出鑛當約四萬噸に登り其多くは八幡製鐵所其他日本內地の重要工場向として輸送せられて居るが滿洲に於ても耐火材料として使用せられる高は相當の數量に達する。

當社中央試驗所にては旣に是等窯業原料の極めて豐富なる點に着目し之が利用硏究の爲、半工業的試驗を施行して成功し現に大連窯業株式會社に依つて優良なる耐火煉瓦を各方面に供給しつゝある。

尚又陶磁器に至つては從來其最下級品たる唐山、博山方面からの供給を俟ち其他は擧げて南支、日本及歐洲から輸入に依つたが之又中央試驗所研究の完成に依り大正九年大華窯業公司の設立を見、支那人向陶器を初め邦人向食器類電氣用品等多種類の生產をなしつゝある。其他支那美術古陶器の科學的製作は小森陶磁器研究所に依つて一般に紹介せられる處であり、且安奉線本溪湖、關東州石河其他に於て支那人の經營する水甕其他支那人家庭用品の製造も可なり盛んにして附近の需要に止まらず遠く營口、天津方面迄も搬出せられて居る狀態である。

重晶石螢石　重晶石螢石は概ね片麻岩或は花崗岩中に脈狀をなして現出する。

重晶石は關東州普蘭店附近に無數の小鑛床散在するも概して細脈にして一箇所に於て多量を求むることは困難である、嘗て數年前普蘭店に同地方產重晶石を原料とするバリウム工場の設立をみたるも幾許も無く閉鎖して今日に及んで居る。

螢石は奉天省蓋平縣下破臺子、瓦房峪、靠山塞、沙崗臺竝に關東州內上隨家屯其他を產地として相當採掘せられたる事あり今後需要增加の曉には相當開發せらるゝものである、現時は採掘中に屬するものなく僅かに註文に應じて小規模の出鑛をなす狀態である。

苦灰石　滿洲に廣く分布する石灰岩は不純物として概して苦土を含有しその多きは二十%以上に達し苦灰石に漸移して居る、從つて苦灰石の分布は可なり廣範圍に亙つて居るものである。未だ全部の調査を終つては居ないが關東州竝に奉天省海城、蓋平兩縣下のみ埋藏せらるゝ數量にても頗る莫大である。

現在にては交通運輸の關係上主として關東州内海猫島及其附近の海岸ものが採掘せられ原石のまゝ八幡製鐵所を初め日本內地各工場に輸送せらるゝものにして昭和二年中の發送高約五萬噸に達して居る。其他大連に於て南滿鑛業株式會社、大連ドロマイト合資會社の工場にて加工し水性塗料或は壁塗料等の製品として建築方面の需要に應じつゝある。卽ちスタツコマンチユリア、大連プラスチン、改良漆喰大連ドロマイト各號等の商品名に依つて販賣せらるゝものがそれである。

硅石 關東州大連及旅順附近に於ける硅石は品質佳良にして優良なるダイナスの原料となり得るものが尠くない。

ダイナス煉瓦製造は既に中央試驗所に於ける試驗研究の完成を經て現に大連窯業株式會社工場にて一箇年生產能力一萬二千噸の設備をなし夫々優良品を供給しつゝある。

又片麻岩或は花崗岩中の石英脈は其鑛量必ずしも豐富とは云へないが品質雪白にして純良なるを以て優良なる硝子原料として推稱せられて居る。

硝子製造 滿洲に於ける硝子製造は硅石を初め其他の原料共に低廉にして且つ燃料、工賃等遙に日本內地に比して有利なる立場にあり加ふるに廣大にして將來ある消費地と對照して極めて有望なる事業である。(第六章參照)

石灰岩 石灰岩の分布は關東州のみでも極めて廣區域に亙つて發達して居る。其採掘施行共に容易なるを以て盛んに採掘せられ大連築港を初め土木、建築方面に普く利用せられて居る。而して其成分純粹なるものは比較的僅少であるとせられて居るが大連郊外周水子には小野田セメント會社分工場が

あり年額七十五萬樽のセメント製品の原料とせられ且安奉線火連塞、本溪湖等の石灰岩は夫々鞍山、本溪湖製鐵所の原料に使用せられ且安奉線通達堡產のものは安東に搬出せられ同地製紙工場の原料に供せられて居る。其他石灰製造を初め各種の窯業原料として消費せらるゝ石灰岩の數量は誠に尠くない。

大理石石版石　關東州內三十里堡、金州、十三里臺及復縣金家城子等に於て渦卷狀石灰岩、蠕虫狀石灰岩が賦存する、淡紅色乃至淡黃赤色、或は時として暗灰色を呈し渦卷狀又は蠕虫狀の模樣を現し之を大理石として加工するときは極めて風雅なる模樣竝に色澤を出し裝飾用石材として賞用せられて居る。

石版石は最近の發見にかゝり其產地とせらるゝは復縣民家屯附近を主とする、淡靑綠色を呈し石理極めて緻密にして、硬度四・五、比重二・七を示し之を加工石版石として使用するときは印書極めて明瞭にし獨逸產に遜色なく且つ價格其他の點に於ても必然安價となるべく滿洲產石版石は其將來を期待せらるゝ處である。

石材　滿洲に於ける石材は日本內地の如く多種類ではないが花崗岩、片麻岩及石灰岩を最多として砂岩、粘板岩、硅岩其他の水成岩が使用せられて居る、特に奉天以北にあつては閃綠岩、安山岩、玄武岩、粗面岩等も有用なる石材とせられて居る（是滿洲の地質は概して古期水成岩の發達多く日本內地の如く新期噴岩の分布少なきに依るものであり、一面亦石材の使用が未だ洽かざるに依るものである）今其產地の主なるものを擧ぐれば次の如くである。

第八章　勞働事情

勞働事情に關する調査は近年着手され漸く成果を擧げつゝあるが未だ研究資料に乏しい憾がある。

第一節　從業者の割合並に勞働條件

第一項　從業者（勞働者を含む）割合

大正十三年末關東廳が關東州、附屬地、領事館管轄地域に於る各從業者に就て調査した所に依れば農業に於て九割、水産業は九割八分、鑛業は八割二分、商業は七割二分迄支那人の占むる所であり比較的高級なる工業及交通業に於ても夫々六割五分及六割二分迄は支那人の占むる所となつてゐる。此の數字はかなり古くなつてゐるが今年に至る迄の五年間に於て大差を生じたとは思はれない。

第二項　能率及勞働時間

各種事業家の通説として支那人工場勞働者の能率に普通日本内地勞働者の六、七割に當る。勞働時間日本人經營の工場にては各業に於て日本の勞働時間より約一時間長く、支那人經營の工場にては滿洲日本人經營の立場より約一時間半長い。

第三項　南滿洲勞銀表（金圓建）

一、左記數字は調査課編滿洲經濟統計月報昭和四年一月分上卷に依つたものである。旅順、大連、營口、遼陽、奉天、安東、鐵嶺、開原、長春に於る調査を内容とする。

二、勞銀は日給額を示す（但農夫は日、月、年給別とする）
三、農夫の日傭及月傭の者に食事自辨とし年給は食事雇主持。
四、指數は大正十四年一月を一〇〇とする。

		最高	最低	平均	指數
大工職	日人	四・五〇	二・七〇	三・五三	一〇一・四
	支人	二・〇〇	八〇	一・二九	一〇二・三
左官職	日人	六・〇〇	三・〇〇	三・九一	一〇四・〇
	支人	二・八〇	八〇	一・五六	一〇〇・〇
疊職	日人	四・二〇	二・八〇	三・四八	—
	支人	二・四〇	・九〇	一・五三	—
經師職	日人	四・〇〇	二・〇〇	三・二九	一〇三・五
	支人	二・四〇	・八〇	一・二七	八四・七
硝子職	日人	四・〇〇	二・〇〇	三・一九	九六・七
	支人	一・八〇	・六〇	一・二一	一〇六・一
洋服裁縫師	日人	四・一〇	二・〇〇	三・一三	九九・一
	支人	三・五〇	・八〇	一・九〇	一〇二・二
靴工職	日人	三・五〇	一・五〇	二・六一	九三・二
	支人	二・〇〇	・五〇	一・一九	九二・二
煉瓦積職	日人	四・〇〇	二・七〇	三・四二	九六・一
	支人	二・〇〇	・八〇	一・一九	八七・五

活版職	日人	四・〇〇	一・〇〇	二・七二	一一二・四
	支人	二・五〇	・五〇	一・一九	一〇四・四
雜役夫	日人	二・五〇	一・〇〇	一・九一	一〇〇・〇
	支人	・八〇	・三〇	・五四	一〇三・八
苦力	支人	・八〇	・四〇	・五四	一一二・五
荷車及手押車	支人	一・七〇	・五〇	一・〇五	九六・三
人力車	支人	二・五〇	・四〇	一・五二	九七・四
荷馬車(支)	一頭	四・〇〇	一・五〇	二・七三	一〇五・四
	二頭	四・五〇	二・〇〇	三・五〇	一〇〇・六
客馬車	一頭	四・〇〇	一・五〇	二・七八	九二・四
	二頭	四・五〇	一・八〇	三・二三	七八・八
農夫	朝鮮人　日	一・四〇	・四〇	・八〇	九六・九
	朝鮮人　月	二一・〇〇	一〇・〇〇	一五・〇九	―
	朝鮮人　年	二三五・〇〇	七〇・〇〇	一・四九	―
	支那人　日	・七〇	・三六	・四九	六五・三
	支那人　月	一五・〇〇	四・〇〇	一〇・三三	―
	支那人　年	一八〇・〇〇	六〇・〇〇	一二五・〇〇	―

第四項　滿鐵關係工場勞働者生計費(大正十四年―十五年調査)

種別	單身者 金額	單身者 百分比	家族四人以下（平均數三七一人） 金額	家族四人以下（平均數三七一人） 百分比	家族六人以下（平均數五五二人） 金額	家族六人以下（平均數五五二人） 百分比	家族七人以上（平均數八一一人） 金額	家族七人以上（平均數八一一人） 百分比	平均（家族數五七三人） 金額	平均（家族數五七三人） 百分比
被服費	円 四・二〇	三一・八%	円 五・〇一	一九・〇%	円 六・二三	一八・四五%	円 五・九一	一五・五九%	円 五・八八	一七・六五%
食費	六・六〇	五〇・〇	一五・五五	五三・五	一八・三三	五四・二八	二三・三三	六〇・二九	一八・七三	五六・二三
居住費	―	―	〇・六二	二・一	〇・五〇	一・四八	〇・九〇	二・四三	〇・六九	二・〇七
光熱費	〇・三〇	二・三	三・一〇	一〇・七	三・七八	一一・二〇	三・八四	一〇・三七	三・五九	一〇・七八
其他	二・一〇	一五・九	四・二八	一四・七	四・九三	一四・五九	四・〇六	一〇・九六	四・四二	一三・二七
合計	一三・二〇	一〇〇・〇	二九・〇六	一〇〇・〇	三三・七七	一〇〇・〇〇	三七・〇四	一〇〇・〇〇	三三・三一	一〇〇・〇〇
收支差引高	四・三六	―	△一・七六	―	〇・八五	―	五・五八	―	四・五〇	―

註　住居費の極めて少額なるは家賃の支出なきもののみ計上せるが爲で家賃は普通單身者は一圓内外、家族四人内外のものは約三元である。
△印のあるは差引不足額を表す。

第二節　勞働爭議（本節は調査時報第八卷第一號に據る）

第一項　件數

過去十箇年間に於ける南滿洲の勞働爭議數は大體左の如くである。

摘要 / 年次	件數 實數	件數 %	參加人員 日本人	參加人員 華人	參加人員 計	一件當爭議 人員數	一件當爭議 日數	一件當り日數	延人員	備考
大正五年	五	一〇〇	七〇	一,二二〇	一,二九〇	二五八	一五	三・〇	一九,三五〇	日本人の部は全部朝鮮人
同六年	五	一〇〇	四〇	九七九	一,〇一九	二〇四	七	一・四	七,一三三	
大正七年	二〇	四〇〇	一,〇六四	四,九一一	五,九七五	二九九	五五	二・八	三三八,五七〇	人員不明二件 日數不明一件
同八年	五五	一,一〇〇	一,二八二	一〇,〇五四	一一,三三六	二〇六	一七五	三・一	一,九八三,八〇〇	日數不明六件 人員不明三件
同九年	一八	三六〇	一,六三四	一,九九五	三,六二九	二〇二	二八〇	一五・六	一,〇一六,一二〇	人員不明二件、日本人中鮮人七人を含む
同十年	七	一四〇	三七	九二二	九五九	一三七	一二	一・七	一一,五〇八	日數不明一件
同十一年	二五	五〇〇	一八	四,〇〇三	四,〇二一	一六一	九三	三・七	三七三,九五三	日數不明一件
同十二年	二七	五四〇	四六	四,一三一	四,一七七	一五五	八〇	三・〇	二三,四一六	人員不明四件 日數不明三件
同十三年	二九	五八〇	一二六	五,一三〇	五,二五六	一八一	一二八	四・四	六七二,七六八	日本人中朝鮮人九七人を含む
同十四年	五九	一,一八〇	—	八,八八九	八,八八九	一五一	二二五	三・八	二,〇〇〇,〇二五	日數不明二件
合計	二五〇	—	四,三一七	四二,二三四	四六,五五一	一,九五四	一,〇七〇	四三・五	六,四四六,六四三	
年平均	二五	—	四三一・七	四,二二三・四	四,六五二	一九五・四	一〇七	四・三	六四四,六六四・三	

次に各年毎の月別勞働爭議數を示すと左表の通りである。

年別 / 月別	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	合計
一月	—	—	二	—	二	一	—	二	—	一	八
二月	—	—	—	—	三	—	一	一	—	一	六

三月	一	|	一	二	|	一	二	二	二	三	一四
四月	|	|	一	|	一	|	|	一〇	二	八	一二
五月	一	|	|	三	四	一	|	五	四	九	一二
六月	|	一	四	六	一	|	四	三	七	一六	四三
七月	|	|	二	六	四	|	五	一	二	七	二四
八月	一	三	二	二二	一	一	二	|	一	三	二六
九月	一	一	五	三	二	二	四	|	五	|	一二
十月	|	|	一	八	|	一	四	一	四	一	一〇
十一月	|	|	|	三	|	|	一	|	二	三	九
十二月	一	|	二	|	|	|	|	一	|	七	一一
合計	五	五	一〇	五三	一八	七	二五	二六	一九	五九	二四七

註　月の不明のもの大正八年に二件　同十二年に一件

争議の分布状態は左表の通りである。

地方別＼年別	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	合計	%
大連	二	一	一〇	二四	四	一	四	六	三	九	六四	二五・六
奉天	|	|	一	六	三	二	四	二	九	八	三五	一四・〇
撫順	一	二	一	三	|	|	二	四	二	一〇	二五	一〇・〇
本溪湖	一	|	|	九	四	|	一	|	一	六	一八	七・二

營口	—	—	—	四	—	—	三	二	三	四	一八	七・二
鞍山	—	一	三	二	—	一	二	三	二	—	一七	六・八
長春	—	—	一	一	—	—	四	一	—	一	一三	四・八
遼陽	—	—	二	一	一	—	一	一	二	三	一一	四・四
安東	一	—	—	二	—	一	一	二	二	三	一一	四・四
鐵嶺	—	—	—	—	—	—	二	一	三	四	一〇	四・〇
旅順	—	—	一	一	二	—	一	一	—	一	七	二・八
開原	—	—	—	二	一	—	—	一	—	二	六	二・四
公主嶺	—	一	一	—	—	—	—	一	二	一	五	二・〇
四平街	—	—	—	—	一	二	—	—	—	—	三	一・五
普蘭店	—	—	—	—	一	—	—	—	—	一	二	〇・八
大石橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一	〇・四
貔子窩	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	一	〇・四
沙河鎮驛	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	一	〇・四
煙臺	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一	〇・四
金州	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	一	〇・四
范家屯	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一	〇・四
合計	五	五	三〇	五五	一八	七	二五	二七	二九	五九	二五〇	一〇〇・〇

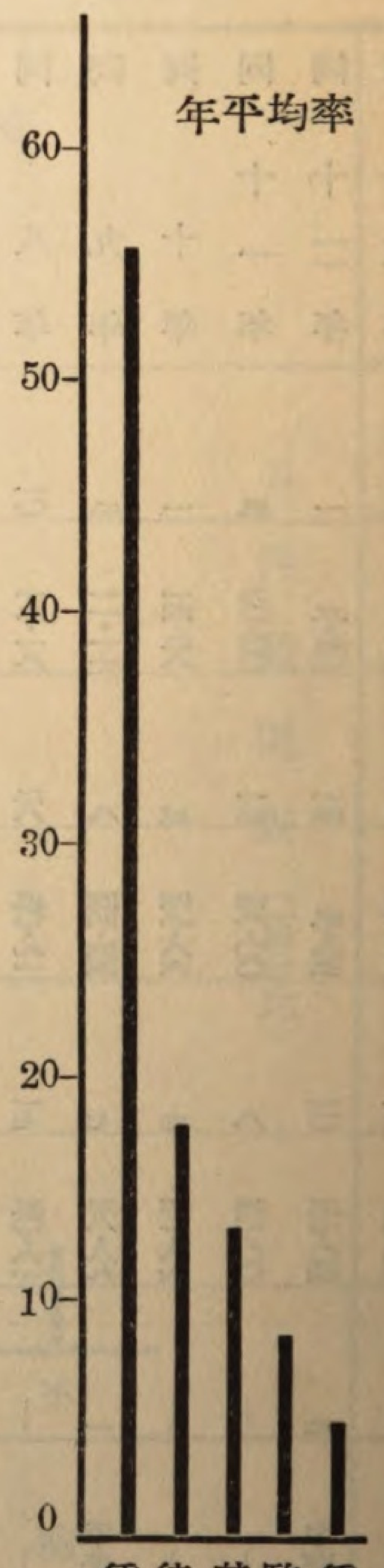
第二項　爭議の原因

爭議の原因を便宜上、賃銀增額要求、賃銀減額反對、待遇改善要求、監督其他排斥、及其他の部の五項目に區分した。其他の部とは記錄上原因の不明なるものを斯く稱するに過ぎぬ。然して待遇改善と賃銀增額とを含む要求は便宜待遇改善要求の部に編入した。從つて賃銀增額要求の部は實際件數よりは減少して居るものと見て良からう。扨て過去十箇年間に於ける原因別爭議は左表の通りである。

A　件數統計

年次 \ 原因 \ 實數及%	賃銀增額要求 件數	賃銀增額要求 %	賃銀減額反對 件數	賃銀減額反對 %	待遇改善要求 件數	待遇改善要求 %	監督者其他排斥 件數	監督者其他排斥 %	其他 件數	其他 %	合計 件數	合計 %
大正五年	二	四〇・〇〇	—	—	—	—	—	—	三	六〇・〇〇	五	一〇〇
同六年	四	八〇・〇〇	—	—	—	—	—	—	一	二〇・〇〇	五	一〇〇
同七年	一六	八〇・〇〇	—	—	三	一五・〇〇	一	五・〇〇	—	—	二〇	一〇〇
同八年	四三	七八・一八	一	一・九二	四	七・二七	二	三・六四	五	九・〇九	五五	一〇〇
同九年	一二	六六・六七	一	五・五五	—	—	三	一六・六七	二	一一・一一	一八	一〇〇
同十年	一	一四・二八	—	—	四	五七・一四	一	一四・二九	一	一四・二九	七	一〇〇
同十一年	八	三二・〇〇	二	八・〇〇	四	一六・〇〇	五	二〇・〇〇	六	二四・〇〇	二五	一〇〇
同十二年	一〇	三七・〇四	四	一四・八一	八	二九・六三	一	三・七一	四	一四・八一	二七	一〇〇
同十三年	一四	四八・二八	一	三・四五	一〇	三四・四八	—	—	四	一三・七九	二九	一〇〇
同十四年	二九	四九・一五	三	五・〇九	一二	二〇・三四	八	一三・五六	七	一一・八六	五九	一〇〇
合計	一三九	五五・六〇	一二	四・八〇	四五	一八・〇〇	二一	八・四〇	三三	一三・二〇	二五〇	一〇〇
年平均	一三・九	五五・六〇	一・二	四・八〇	四・五	一八・〇〇	二・一	八・四〇	三・三	一三・二〇	二五・〇	一〇〇

B 件數圖表（百分比）



扨て十箇年に於ける原因中最も多數を占むるものは賃銀增額要求の百三十九件で年平均一三・九件を數へ總件數の過半數卽ち五五・六%を占めて居る。然るに待遇改善要求に至つては四五件にして年平均四・五件卽ち該件數の一八%に當るに過ぎない。大體に於て勞働者の要求が未だ幼稚なる事は明らかに看取し得る。待遇改善要求の中にても時間延長反對賃銀支拂期日に關するもの位ゐが主たるもので他は些細なる事項に過ぎない。如斯して勿論他の高尙なる生活上の要求等は其の片鱗だに窺ひ得ない。

此れを各年次に就て見るに好況時代には賃銀增額要求が七年に於て一六件（同年に於ける總件數中八〇%）八年に於て四三件（前同樣にて七八・一八%）九年に於て一二件（前同樣にて六六・六七%）を示し、各年度に於ける總件數の過半數を占めて居るが、不況時代には半數に滿たない。尙ほ詳言すれば、大正七年より九年迄の賃銀增額要求に關する總件數七一件にて年平均二三・六件なるに大正十年より大正十四年迄の賃銀增額要求に關する總件數は、六十二件にて年平均一〇・三件に當り兩者を

百分比にすれば六九・六%對三〇・四%となつて前者は後者に倍加して居る事が判る。

賃銀要求は一般的に賃銀率低き結果と見る事は或は妥當を缺ぐやも知れないが、唯一言明言し得る事は華工の場合に於ては金票對銀票の相場關係に依る事多き事實を見逃してはならない。

第三項　爭議の結果

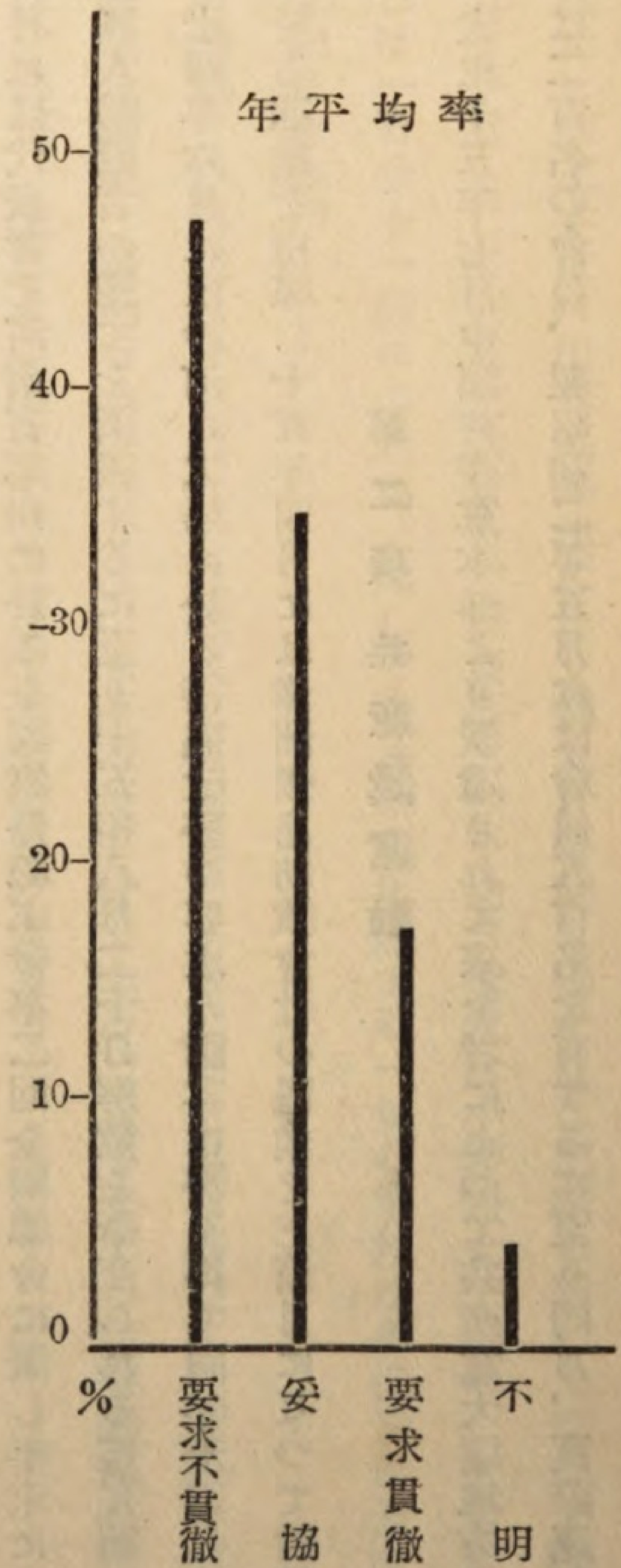
過去十箇年間に於ける爭議の結果は左表の通りである。

A　件數統計

年次＼結果＼實數及%	要求貫徹		要求不貫徹		妥協		不明		合計	
	件數	%	件數	%	件數	%	件數	%	件數	%
大正五年	—	—	五	一〇〇・〇〇	—	—	—	—	五	100
同六年	三	六〇・〇〇	一	二〇・〇〇	一	二〇・〇〇	—	—	五	100
同七年	三	一五・〇〇	九	四五・〇〇	八	四〇・〇〇	—	—	二〇	100
同八年	一〇	一八・一八	二八	五〇・九一	一七	三〇・九一	—	—	五五	100
同九年	二	一一・一一	八	四四・四四	七	三八・八九	一	五・五六	一八	100
同十年	一	一四・二八	三	四二・八六	三	四二・八六	—	—	七	100
同十一年	五	二〇・〇〇	一二	四八・〇〇	八	三二・〇〇	—	—	二五	100
同十二年	一	三・七〇	一四	五一・八五	一〇	三七・〇四	二	七・四一	二七	100
同十三年	五	一七・二四	一四	四八・二八	一〇	三四・四八	—	—	二九	100
同十四年	一一	一八・六四	二四	四〇・六八	二一	三五・五九	三	五・〇九	五九	100

合計	四一	一六・四〇	二八	四七・二〇	八五	二四・〇〇	六	二・四〇	二五〇	100
年平均	四・一	一六・四〇	二・八	四七・二〇	八・五	二四・〇〇	〇・六	二・四〇	二五・〇	100

B　件數圖表（百分比）



右表に依れば過去十箇年間に於ける總件數二百五十中に、原因不貫徹のもの百十八件にて全件數の約四十七%に當り、此に次いで妥協が三十%になつて居る此の妥協も其の殆ど全部は要求の些細なる一部貫徹か又は勞働者側に不利な妥協である。大體に於て好況不況兩時代を通じ不貫徹の率が等しい妥協は此を勞働者側の成功、不成功何れとも見難い場合が多いから、此を計算に入れぬ事とし貫徹を成功不貫徹を不成功とし兩者を對比するに前者は四十一件にて二十六%となり後者は百十八件にて七十四%となり不成功率は成功率の約三倍を占めてゐる。

第三節　勞働組合

第一項　大連中華工學會

大正十二年末滿鐵沙河口工場中國人職工の一部より夜學の開設と會員相互の互助救濟とを目的とする穩健なる大連中華工學會が組織されたが翌十三年には組織を擴張し滿洲船渠會社、大連機械製作所小野田セメント會社、福島紡績會社、大連窯業會社、大連電氣會社其他の各工場を包容し大正十四年二月には代表者を河南省鄭州に於る全國鐵路總工會第二回全國總會に派し年末には大連一帶に於ける中國人勞働者の總てを網羅するに至り十五年八月二十日解散を命ぜられる迄存續した。

十四年六月には沙河口工場に於る待遇改善の要求の認容に勢を得て同年十二月には大連機械製作所に於る罷業を指導し十五年四月には滿洲福島紡績會社の罷業を三箇月に亙つて指導した。

第二項　共產黨運動

大正十五年七月中國共產黨本部より派遣されて來た者によつて共產黨大連地方委員會組織され九月には二百名の會員、翌昭和二年五月には會員五百名を有するに至り同月、實際運動に入り奉天製麻會社の職工を指導して同盟罷業を行はしめたが七月末一味五十四名の大檢擧によりて該運動も終熄した

第三項　郵務工會の成立

昭和四年二月には哈爾濱（會員四百名）に、三月には長春（會員三百名）と奉天（會員三百名）に郵務管理局從業員を會員とする三大郵務工會が成立された。

第四節　撫順炭礦に於る中國人勞働者に對する施設

使役法竝給與　炭礦業務に從事する中國人の總數は約四萬五千人にして年額支拂工賃約金八百萬圓に達する。而して滿洲在來の把頭制度を打破し炭礦特有の制度を設け、卽把頭が勞働者の頭をハネルを防止し華工本位に出來高拂法により個人計算個人拂をなし把頭に對しては部下稼働工賃の千分の百十五を手當として別途支給する。採炭華工の平均日收入は小洋銀七十錢にして食費は炭礦直營炊事によれば一日金十一錢にて賄ふ。而して之等華工に關する一切の業務は各採炭所及庶務課に勞務係を置き統制させる。

取締法　戸籍法なき中國人の取締は尤も困難とする處で之が取締には指紋法を應用してゐる。

募集及配屬　勞働者の大部分は山東直隷省出身である。之等華工の招來業務の爲靑島、芝罘、濟南天津、錦州、凌源及朝陽の七箇所に招工公所を設置する。

扶助共濟　公傷者に對しては入院治療費は勿論日給者は日給全額請負者は一定の日額を支給す。私症病者に對しても共濟會を設置し醫療費、死者の埋葬費、退職資金等を支給し且つ入院中及病氣休業中は一定の手當を支給する。

教養工廠　公傷癈疾者は本廠に收容し技術を修得せしめ生活の途を與ふ。目下支那靴、麻繩及箒の三科に分つ。

華工歡樂園　撫順市西部に二萬五千餘坪の土地と十萬餘圓を投じ中央に老君廟を建立し之を中心と

して總ゆる娯樂機關を設け炭礦中央部の大慰安場たらしめてゐる。又各社宅區域に於ては時々芝居活動寫眞等を無料公開し慰安に力めてゐる。

第五節　過去數年間に於ける滿洲支那移民の定着力（調査時報昭和三年十二月號に據る）

滿洲に於ける所謂山東直隸苦力及其の家族の移住に付ては最近各方面の注意を喚起し次第に其の統計的觀察が廣く行はれる樣になつた。其處で過去數年間に於ける滿洲支那移民の定着力が如何程になつて居るか、此の點を表示して見る。

先づ每年度の移民入滿數を其の經由地別に左に表示する。

年次 入滿數 經由地	大正十二年度 實數	%	同十三年度 實數	%	同十四年度 實數	%	同十五年度 實數	%	昭和二年度 實數	%	同三年度上半期 實數	%	合計 實數	%
大連	一七二,〇一四	五〇・三	一六七,二六〇	四三・五	二一四,一六一	四五・三	三〇二,三二一	五三・三	五九九,四五三	五八・七	三三五,七七六	五八・五	一,七九〇,八四〇	五三・三
營口	七三,〇一六	二一・四	七〇,〇三一	一八・二	六五,〇九二	一三・八	九二,五六八	一六・三	一五三,七七一	一五・〇	六一,四三三	一〇・七	五一五,八九〇	一五・三
安東	不明	—	不明	—	五五,一三一	一一・六	五四,八四四	九・七	七八,八七九	七・七	二五,九九〇	四・五	二一四,八四四	六・四
奉天	九六,六〇八	二八・三	一四七,五〇三	三八・三	一三八,五九四	二九・三	一一七,〇八二	二〇・七	一八九,八四〇	一八・六	一五〇,九〇〇	二六・九	八四〇,五二七	二五・〇
合計	三四一,六三八	一〇〇	三八四,七四〇	一〇〇	四七二,九七八	一〇〇	五六六,七三五	一〇〇	一,〇二一,九四三	一〇〇	五七四,〇八八	一〇〇	三,三六一,一〇一	一〇〇
前年度に對する増減數	—	—	(+)四三,〇九二	一二・六	(+)八〇,二四八	二二・九	(+)九三,七四七	一九・八	(+)四五五,二一七	八〇・三	—	—	—	—

右表に於て先づ注意すべき點は年々入滿數が増加し昭和二年度に至り八〇％餘の大激増を示したる

事である。各經由地別の合計數に付て見れば大連が過半數を占め第二位の奉天を遙かに超過して居る事を知つて置かねばならぬ。然して總計に於て、過去五箇年半に支那移民の滿洲渡來數約三百四十萬人なる事を知らば、彼等の旺盛なる移住力に一驚を喫するであらう。斯くて一箇年の平均移住數は約六十萬人となつて居る。最後に奉天經由の移民數は昭和二年度以降は判明して居るが、以前は不明な爲め、便宜上奉天驛發奧地出稼苦力數を採用した。採用の理由としては、左記の事項を擧げ得る。

一箇年平均移住數

一、京奉線經由移民の入滿數は(一)京奉線奉天驛下車數(二)皇姑屯驛下車數又(三)徒步入滿數の合計を計上すべきものである。然るに後二者の實數は不明で推定數と雖も甚だ不確實である。因つて止むなく奉天驛下車數丈けを確實に知るのみであるが、此の數字と奉天驛發奧地出稼苦力數とを比較するに、前者の方が可成りに多數である。卽ち後者の方は(一)京奉線奉天驛下車數(二)皇姑屯驛下車數及(三)徒步入滿數の大部分を含み(勿論奉天及皇姑屯に下車して撫順及奉天城內及其附近に散逸する數も相當にはあるが)乍ら、確定的入滿數よりは可成り少數と言ふ現象を呈するのである。故に此の汽車に依る出稼苦力數を入滿數と見做す事は實數より少數であつても決して多數でないから大體許され得べき方法と考へるのである。

每年の移民離滿數

次に**每年の移民離滿數**を其の經由地別に左に表示する。

經由地＼離滿數＼年次	大正十二年度 實數	大正十二年度 %	同十三年度 實數	同十三年度 %	同十四年度 實數	同十四年度 %	同十五年度 實數	同十五年度 %	昭和二年度 實數	昭和二年度 %	同三年度上半期 實數	同三年度上半期 %	合計 實數	合計 %
大連	一三三、四七四	五〇・九	一一三、二四九	五六・六	一〇三、九六一	四三・三	一三六、五四七	四三・二	一四一、八五九	四一・五	六六、一二四	四二・一	六八三・二三四	四五・五

營口	安東	奉天	合計	前年度に對する増減高
五三、七〇九	不明	六四、三八二	二四〇、五六五	―
二二・三	―	二六・八	一〇〇	―
四八、九八七	不明	三七、八二〇	二〇〇、〇四六	(−)四〇、五一九
二四・五	―	一八・九	一〇〇	一六・八
四九、〇〇三	三六、四九一	四九、二九一	二三七、七四六	(+)三六、七〇〇
二〇・六	一五・四	二〇・七	一〇〇	一八・八
六一、八四二	二九、四七三	九五、八三三	三二三、六九四	(+)八五、九四八
一九・一	九・一	二九・六	一〇〇	三六・一
六三、四六三	二九、九〇六	一〇七、三七一	三四一、五九九	(+)一七、九〇五
一八・三	八・八	三一・四	一〇〇	―
二一、三七〇	一一、二五三	五八、三四三	一五七、〇九九	―
一三・六	七・二	三七・一	一〇〇	―
二九七、三七四	一〇七、一三三	四一三、〇三九	一、五〇〇、七四九	―
一九・八	七・二	二七・五	一〇〇	―

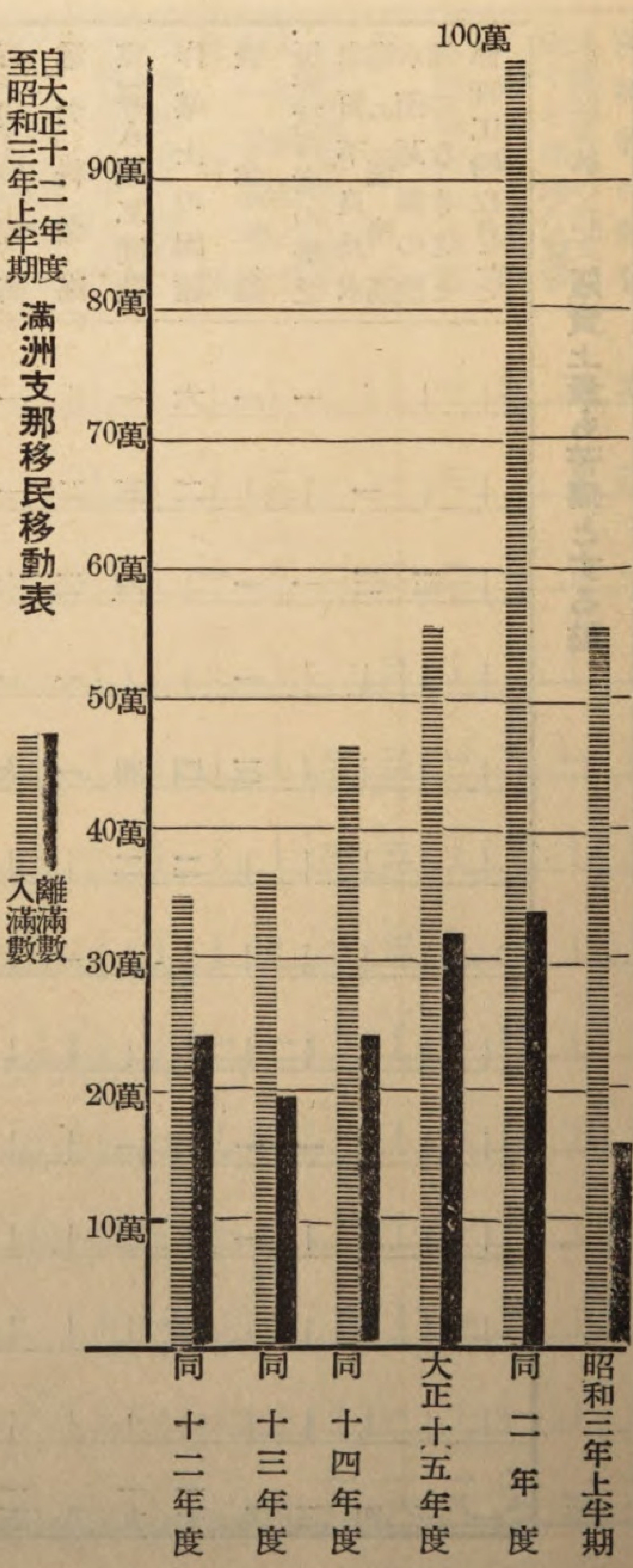
前表に付ては先づ離滿數の增減高に注意する必要がある。大正十五年度の增加高の可成り大なるに引き代へ昭和二年度の夫は非常なる減少であつて、然かも同年度の入滿數激增傾向と對比する時、移民の定着率が如何に大なるかを窺ひ知るであらう。入滿之部と一々對比するに、總じて入滿數の增加率は年々可成り高くなる一方であるが、離滿數の夫は年々言ふに足りない様である。

以上の結果我々は左表の如く過去數年間に於ける滿洲支那移民の定着力を計上し得るのである。詳細なる統計等に付ては後ちに纒めて發表する機會があるであらう。

年次＼移動	入滿者數	離滿者數	差引	定着率
大正十二年度	三四一、六三八	二四〇、五六五	一〇一、〇七三	二九・五八%
同十三年度	三八四、七三〇	二〇〇、〇四六	一八四、六八四	四八・〇〇%
同十四年度	四七二、九七八	二三七、七四六	二三五、二三二	四九、七三%
同十五年度	五六六、七二五	三二三、六九四	二四三、〇三一	四二・八八%
昭和二年度	一、〇二一、九四二	三四一、五九九	六八〇、三四三	六六・五五%
同三年度上半期	五七四、〇八八	一五七、〇九九	四一六、八八九	七二・六三%
合計	三、三六二、一〇一	一、五〇〇、七四九	一、八六一、三五二	五五・三六%

右表に於て先づ過去五箇年半の間に、約百八十萬人の移民が滿洲に定着せる事實を知る。卽ち一年

平均約三十四萬人に當つて居る。各年次の差引數は卽ち當該年度に於ける移民の定著數を意味し、該數を入滿者數にて除せるものが各年次の定著率となる譯である。五箇年半の合計に於ける定着率は五五・三九％となり。入滿者數の過半數が大體滿洲に安住の地を求め得たものと見て良い。



自大正十二年度至昭和三年上半期 滿洲支那移民移動表

第六節 在滿邦人工場主の希望

昭和二年末、滿鐵調査課は南滿洲の各種邦人工場三百餘に對し種々なる項目に該當する回答を乞ふたが百七十一の工場より回答があつた。其中百六十五工場の回答に基いて「パンフレット第四十一號」續南滿工業事情を編み昭和三年二月印刷に付したが其中在滿邦人工業の生産、販賣に當つて苦痛とす

る所並に其發展の爲に工業家の希望する諸點に就ての表を抄出し次に掲げる。

生產上最も苦痛とする點

苦痛別＼業別	鐵工業	染織工業	化學工業	油坊業	窯業	製材業	飲食物業	製粉精米業	釀造業	印刷業	製靴鞄製造業	雜業	計
原料難	六	一	五	二	五	七	三	四	三	三	一	二	四二
石炭の割高	一	一	六	一	六	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一五
電力料金高	｜	二	三	一	一	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜	八
支那人職工問題	一	五	四	｜	四	二	｜	｜	一	二	｜	｜	一九
作業上の困難	六	二	｜	｜	四	二	｜	｜	二	｜	｜	一	一七
資金難	一	｜	一	一	三	｜	｜	｜	一	一	｜	｜	八
優秀技術者の缺乏	一	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜	一	｜	｜	｜	三
水質不良及水道の價格高	｜	一	三	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	四
水道瓦斯の設備のなきこと	｜	｜	三	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	三
修理工場なきこと	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜	一

販賣上最も苦痛とする點

苦痛別＼業別	鐵工業	染織工業	化學工業	油坊業	窯業	製材業	飲食物業	製粉精米業	釀造業	印刷業	製靴鞄製造業	雜業	計
販路の狹小	一	一	｜	｜	一	｜	｜	二	｜	一	｜	二	八
生產過剩	｜	｜	一	｜	一	｜	｜	一	一	｜	｜	一	五

業別	鐵工業	染織工業	化學工業	油坊業	窯業	製材業	飲食物業	製粉精米業	釀造業	印刷業	製靴鞄業	雜業	計
同業者との競爭	一	|	二	|	五	一	一	|	一	五	|	一	一八
日本商品との競爭	一	|	|	二	三	|	一	|	二	|	|	|	九
外國商品との競爭	三	一	二	|	|	|	一	|	|	|	一	|	八
需要者の無智	五	三	一	|	|	|	|	|	|	二	|	|	一一
滿鐵關東廳の註文に對する無理な競爭	二	|	|	|	一	|	|	|	|	|	|	|	三
代金回收の困難	五	|	一	|	八	|	一	四	四	一	二	一	二七
支那通貨の暴落	一	三	二	|	一	|	二	二	五	一	一	|	一八
運賃高	|	一	二	三	三	三	三	|	|	|	|	一	一六
內地朝鮮關稅の不利	|	一	二	|	三	三	一	|	|	|	|	|	一〇
支那稅制の不統一及稅率高	|	二	|	|	|	|	|	一	二	|	|	|	五
資金難	|	|	一	|	|	|	|	一	|	|	|	|	二
消費組合の存在又は之に納入不可能	|	|	|	|	|	|	|	|	一	|	一	|	二
支那人を相手とすること拙劣	|	|	|	|	|	|	|	|	|	一	|	|	一
滿鐵其他大會社の支店が現地購買せざること	|	|	|	|	|	|	|	|	|	二	|	|	二
製品價格の變動常なきこと	|	二	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	二

滿洲工業振興の爲に希望さる﹅點

希望別＼業別	鐵工業	染織工業	化學工業	油坊業	窯業	製材業	飲食物業	製粉精米業	釀造業	印刷業	製靴鞄業	雜業	計
金融難の緩和	一	|	七	三	四	二	一	二	二	一	|	|	二三

滿洲製品の愛用	五	一	｜	一	一	｜	｜	｜	二	｜	｜	｜	一〇
滿鐵、關東廳等の滿洲產品愛用	二	一	三	｜	二	一	｜	｜	｜	一	｜	一	一一
滿鐵消費組合納入許可及現地購買	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	二	｜	二	五
石炭電力の値下	三	二	六	二	四	｜	二	｜	｜	｜	｜	一	二〇
運賃の低減	一	｜	二	一	二	二	一	一	一	｜	｜	｜	一一
特惠關稅の擴張	二	｜	｜	一	一	三	｜	一	一	｜	｜	一	一〇
滿鐵關東廳等の援助	二	二	三	一	｜	｜	一	一	｜	｜	｜	｜	一〇
稅金の輕減	一	｜	二	｜	｜	｜	｜	二	四	｜	｜	｜	九
惡ブローカーの撲滅及共同販賣	｜	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜	一	四	｜	一	七
事業家の努力	一	｜	三	｜	｜	｜	一	｜	｜	一	｜	｜	六
調查其他に關する機關の設立及改革	一	｜	三	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	｜	｜	五
支那側に對する要望	｜	二	｜	｜	｜	一	｜	七	三	｜	｜	｜	一三
現金賣とすること	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	一	｜	｜	二
大資本經營	一	｜	｜	｜	｜	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜	二
建築法及其他法令の改正	二	｜	二	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	｜	｜	五
其他	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜	一

第七節　農業植民地として見たる滿蒙（調査課パンフレット第八號に據る）（本編第一章參照）

滿蒙に於ける可耕地面積の推定、約二千餘萬町歩で、既墾地面積は滿洲に一千三百萬町歩、東部內蒙古に於て百五十萬町歩、可耕未墾地は尙六百萬町歩を殘して居る。殊に、黑龍江省に於ては、可耕

地面積の六、七割を未開の儘に殘して居る。現在年々開墾せらるゝ面積は約二十萬町歩以上といふ。若し此速度を以て開墾が進むとするならば、可耕未開墾地を開拓するに猶三十箇年を要するであらう

然らば此の廣大なる未墾地の開拓に邦人が貢献し得るや否やといふに、現在滿蒙に於ける土地に關する日本人の權利が甚だ不確實である。土地に基礎を置く農業經營に於て、其の根柢の不確實は此企業の成功の障礙となるのである。併し、滿洲の土地に對する、日本人の權利は、大正四年五月二十五日の日支條約に於て、南滿洲土地に對する商租權が認められて居るのである。土地商租とは、三十箇年迄の長期限附で、且つ無條件で、更新し得べき租借である。又、東部內蒙古に於ては、支那國民と合辦で農業及附隨工業を經營し得るのである。然るに、該條約締結後に細則の締結なく支那側として は自國の領土內に、日本人をして所有權に等しき商租を成さしむることを成可く避けんが爲めに、日支間に細則なきに乘じて、商租須知なるものを制定して、商租の意義を頗る狹義に解釋し、又支那人にして日本人に土地を商租せしむる者に、種々壓迫を加へ、且つ民國九年十二月二十五日商租稅則を制定して過當なる商租稅を徵收する等事實上、日本人が南滿洲に於て土地商租をなし難い狀態に至つて居るのである。

商租權の法律上の性質に就ては第二編第三章第一節參照

土地の權利右の如くなるも、將來商租權の正當なる解決がつきたるものとして、或は又關東州內に於て邦人は支那農民と果して相拮抗して農業經營に成功し得るであらうか。

其の一年の生計費を見るに、支那農民一人當左の如きものであつて、邦人移住民が之と拮抗するには非常な覺悟を要する。

		食料費	衣料費	住居費	光熱費	雜費	合計
自作農	小農	四四・八三〇円	七・〇六八円	五・一〇六円	四・〇四五円	三・五〇〇円	六四・五四九円
	中農	四三・〇六八	一二・二二六	六・四三六	一一・一八〇	四・〇〇〇	七六・九一〇
	大農	四九・七四四	九・八六七	八・九九五	一一・六一八	四・五〇〇	八四・七二四
	平均	四五・八八一	九・七二三	六・八四二	八・九四八	四・〇〇〇	七五・三九四
小作農	小農	三四・四三四	四・三七八	四・四五四	八・三〇六	三・五〇〇	五四・九七二
	中農	二六・一二八	一〇・八六八	五・一五九	一三・一〇六	四・〇〇〇	五八・二五一
	平均	三〇・二七六	七・六二三	四・八〇六	一〇・一五六	三・七五〇	五六・六一一

下記數字の詳細に就ては調査課編調査報告書第十三卷「滿洲農家の生産と消費」を參照されたい

且つ、其の體力に於て到底支那農民に敵すべくもない上に、氣候、風土を異にするを以て日本農業を直に此地に移し難く多くのハンデイキヤツプが附せられねばならない。從つて、支那農民と同樣の經營法に依つて、同樣の收益を擧げるに於ては、到底此地に於ける農業經營は、日本人には引合はないのは當然である。況や近時の山東移民の大洪水の波がおしよせて來てゐる。（前節參照）

故に、在來農業に勝るの收益を擧ぐるが如き農業經營を行ふことに依つて其の生活費を補ひ、機械力に依つて體力を償はねばならない。此點に於て農業の科學的經營法に依る外はない。或は又、特殊の技工を必要とする果樹栽培の如きも推賞さるべきものであらう。從つて、農業移住者が若し可能であるならば農業的學識と經驗ある者にして、若干の資金を用意する者でなければならない。此點は亞米利加邊の日本移民と其の趣を異にしなければならない點である。滿鐵會社に於ても計畫の農事會社は一百姓の招來でなくて若干の資力と知識ある農業移民計畫である。

第四編　商　事

第一章　商　業

滿洲各地の商業組織は主要都市及貿易港を除くの外は新舊混淆し未開墾地帶殊に蒙古方面には今尙隊商撥子制度による物々交換行はれ其他所謂市を建てる制度も現存してゐる。滿洲に於る主要なる企業經營は比較的資力大なるものは邦人の手によつて行はれるものが多いが個人殊に小商人は支那人に及ばない觀がある。是は支那人間には商業市場組織及び同業組合制度發達し一種の統制を保ち勤勉且つ生活簡易にて忍耐強く些少の利益にも勞力を惜しまない事に依るのである。

一般商況は大正七、八年の好況時に幾多企業會社の簇出亂立を見たが九年以來の不況により事業の不振、金融の梗塞は一般經濟界をして沈滯せしめ遂に整理時代を劃出し諸會社商店は鋭意經營の緊縮乃至合併を敢行し極力之が整理と救濟に努めた結果、漸次新生命を開き眞面目な經營に向ひつゝあるは喜ぶべき現象である。

第一節　日本側商業施設

第一項　商工業會議所

邦人商工及商業會議所は大連、奉天、安東、營口、長春、哈爾賓、鐵嶺の七箇所で其他の沿線附屬地には略ぼ商業會議所と同樣な機關を有する邦人實業會がある。滿洲沿線に於る外人商業會議所とし

投資より見たる日滿關係に就ては産業篇總說參照。

昭和二年末全滿日本人側會社

株式	三七二社
合資	六六〇
合名	七五
計	一、一〇七

拂込資本金（又は出資額）（圓）

株式	五四七、一六七、三三七
合資	三九、一四一、三七一
合名	六、八五三、三〇〇
計	五九三、一六二、〇〇八

滿洲輸入組合の設立。昭和三年八月設立さる。目的は本邦商品の滿洲輸入增進竝に在滿邦商の振興を計るを主眼とし（一）組合員に對する仕入資金の融通（二）商店經營竝商慣習の改善（三）仕入の斡旋委託販賣の仲介販路の擴張（四）運賃諸掛の低減（五）其他前記各項に附帶する事業。一口五十圓。總加入口數二四、八八四。總貸附金額約百六十三萬二千圓。

關東廳都市金融組合。昭和三年五月二十五日勅令第八十九號關東州及南滿洲鐵道附屬地金融組合令公布せらる。之によりて各地に着々組合の設立を見てゐる、業務は組合員に對する資金の貸付と組合員の預金である

滿洲海產物貿易組合設立。昭和三年八月一日將來は全滿洲會員を募る可く現在は大連當業者間の統一機關である。

て大連及營口に英國商業會議所ある外、哈爾賓には佛、獨、米、英等の商業會議所を有し相當の活動をしてゐる。

第二項 組合

滿洲には未だ產業組合法の施行無き爲此法規による組合は無いが同業者相倚り同業組合を組織し昭和二年末に於て組合數二七六全員數八〇、七九五名に達する。

滿鐵消費組合は大正十四年四月一日より會社より分離し自治的組織となつた。昭和元年度末組合員二萬五千人、運用資金百五十萬圓。又昭和三年度には各地に輸入組合の設立を見、八月二日には滿洲輸入組合聯合會が創立された。

市場。昭和二年末に於て市場數二四、出店數五二二、其賣上額八、六八八、〇三八圓に達し大連のが最完備してゐる。

第三項 取引所

官營—大連、開原、長春、四平街、公主嶺、奉天

民營—大連株式商品取引所、安東取引所。

第四項 保險事業

日露戰爭前に於ては天津條約により營口（牛莊）開埠の結果英國商人によりて貿易等の保險代理業兼營され專ら海上保險を營んだが次で積荷の陸揚後の危險を慮り海上及火災の危險保險を爲したのが共濫觴である。支那側保險公司の主たる者は遼寧省に七箇を算へ得る。

官營取引物件。
大豆、豆粕、豆油、高粱、金票、銀票。
民營
大連—株式、綿絲布、麻袋、
安東—株券、鎭平銀

昭和二年末日本側保險業。(圓)
保險業者　四七一
契約高口數　一〇五、七九七
契約金高　四九、六二六、四三七

保險に關する日本側監督法令に就て關東州內外に分ては次の如くである。

(イ)　關東州內

(一)　本州に保險會社を設置する場合

明治四十一年勅令第二百十三號に基く保險業法大正二年關東都督府令第一號に依る大正元年農商務省令第二十九號保險業法施行規則

(二)　內地保險會社及外國保險業者にして內地主務官廳の免許を得たるものが關東州に支店又は代理店を設けて保險事業を營む場合

明治四十三年勅令第二百九十四號竝明治十三年關東都督府令第二十一號

(三)　未だ內地主務官廳の免許を受けざる外國保險業者が關東州に支店又は代理店を設けて保險事業を營む場合

明治四十一年勅令第二百十三號に依る保險業法、保險業法に基く明治三十三年勅令第三百八十號外國保險會社に關する件、大正二年關東都督府令第一號に依る大正元年農商務省令第三十號外國保險會社に關する件

(四)　臺灣朝鮮に設立せられ臺灣又は朝鮮總督府の免許を得たる保險會社にして未だ內地主務官廳の免許を受けざるものが關東州に支店又は代理店を設けて保險事業を營む場合

(三)に準ずるものとす

(ロ)　關東州外

日本帝國は支那に於て領事裁判權を有するを以て日本內地に於る法令は屬人的に本人に行はれる

第五項　倉　庫　業

倉庫業の主たる者は滿鐵の附帶事業として行はる倉庫營業である。（滿鐵篇參照）其他は大連に七箇奉天に二箇、撫順、吉林、鄭家屯、營口、貔子窩等に各一箇を數へ得るも入庫貨物總額の九割八分は滿鐵會社倉庫部の占むる所である。滿洲では混合保管なる特殊制度が行はれてゐる。

滿鐵倉庫寄託貨物昭和二年度末二二九、八八九噸、保險料其他收入一一、六一一、八五六圓。

第二節　支那側施設

第一項　商　店

商店經營は單獨、共同の二に分けられ共同の者の方が多く、山東、廣東、直隸、山西系の者が比較的資本豐富で大取引をする。

第二項　商　會

日本の商業會議所に相當する。滿鐵は附屬地內の者に對して商務總會通則を出した。附屬地外の者には民國三年九月の商會法が適用され來つたが近時修正された。

華商公議會、關東州內の支那人商工團體で六箇ある。

附屬地內に於る商會數八箇、東三省內に於る商會數七八箇、會員數約八五〇〇人

第二章　貿易

第一節　概說

支那總貿易の最近五箇年平均額は約十七億六千萬海關兩。

滿洲が外國貿易の爲に開放せられたのは一八六二年營口を通商港として開放せるに始り、其後露國の東方經營が實現せられ、大連を自由港として哈爾濱、大連間の鐵道を敷くに至つて營口は昔日の勢力を失墜し、我國が露國に代つて關東州を租借するや鋭意大連港の修築を計れる結果、滿洲の物資は翕然として大連に集るに至つた。爾來安奉線の改築、鴨綠江の架橋竣成と共に安東が著々として發達して來た。而して滿鐵附屬地は對內市場として物資の集散を司り、就中奉天、長春及東支線の哈爾濱は將來益々發達すべき運命を有して居る。大連、安東開港當初の一九〇七年に於ける南滿諸港の合計貿易額は四四、七七八、七一八兩に過ぎなかつたが、其後の發達經過を見るに一九一七年二四四、三四五、一七四兩、一九二七年五六五、六五七、〇〇八兩の如く異常なる進展を示してゐる。

之が重要輸出品は大豆、豆粕、豆油を始め、高粱、小麥、柞蠶絲、石炭及木材等の原料品を主とし輸入品の重なるものは綿布、綿糸、砂糖、煙草、石油、鐵及鋼、機械器具、紙類、衣服附屬品等である。貿易對手國は日本、朝鮮、香港、北米合衆國、支那諸港で此等諸國の中日本は地理的、經濟的の關係上尤も優越せる地位を占めて居る。

滿洲貿易の關門としては大連、營口、安東、浦鹽の四呑吐港を擧ぐべく、特殊貿易地としては哈爾濱がある。右の內大連港の數字的發達は顯著なるもので、一九〇八年には支那開港中最下位に在りし

其貿易額は一九二一年には上海に次ぐ巨額となり、一九二七年には其貿易額は尚三億七千六百四十二萬海關兩を示すに至つた。左に大連、營口、安東三港の最近三箇年の輸出入表と滿洲貿易發達表示す

第二節 貿易に關する統計

南滿洲三港最近輸移出入表(海關兩)

年度	港別	輸移入額	輸移出額	計
大正十四年	大連	一二一、二五九、七一三	一八三、六五〇、〇二九	三〇四、九〇九、七四二
	營口	六一、一九七、三一四	三一、五二二、三一三	九二、七一九、六二七
	安東	四二、一七〇、〇八二	四四、五五九、二八四	八六、七二九、三六六
昭和元年	大連	一四四、六五二、六五五	二一七、六六二、六九一	三六二、三一五、三四六
	營口	五八、八一九、一四三	三二、三三〇、八〇八	九一、一四九、九五一
	安東	四四、六六二、四二一	四九、五一二、七八八	九四、一七五、二〇九
昭和二年	大連	一四六、三八九、四八四	二三〇、〇三〇、六〇六	三七六、四二〇、〇九〇
	營口	四九、〇三六、四一〇	三三、一八一、七四〇	八二、二一八、一五〇
	安東	四二、六二六、二九一	六四、三九二、四七七	一〇七、〇一八、七六八

滿洲總貿易額發達表(海關兩)

(南滿―大連、營口、安東
北滿―哈爾賓、愛琿・
東滿―琿春、龍井)

年次地方別	輸移入	輸移出	計	南滿、北滿東滿ノ割合
(南滿	四五、七六〇、〇一一	三〇、〇八五、三〇四	八二、八四五、三一五	八二

一九〇八年	北満	七、三五二、〇二三	一〇、四九九、八一九	一七、八五一、八四二	一八
	東満	—	—	—	—
	計	五三、一一二、〇三四	四七、五八五、一二三	一〇〇、六九七、一五七	
一九一三年	南満	八二、一一九、四六四	七八、二六九、九九九	一六〇、三八九、四六三	六七
	北満	四三、二九五、六〇一	三四、〇七五、〇四八	七七、三七〇、六四九	二八
	東満	一、二六六、五九五	七一六、九五三	一、九八三、五四八	五
	計	一二六、六八一、六六〇	一一三、〇四一、九九九	二三九、七二三、六五九	
一九一八年	南満	一五三、一六〇、八六〇	一四〇、二九六、一七七	二九三、四五七、〇三七	八五
	北満	二三、八八九、九三二	二三、七一三、一〇九	四七、六〇三、〇四一	一四
	東満	二、一六八、三四六	一、八四六、八〇〇	四、〇一五、一四六	一
	計	一七九、二一九、一三八	一六五、八五六、〇八六	三四五、〇七五、二二四	
一九二三年	南満	一八八、〇四二、三四八	二四六、七四八、〇五五	四三四、七九〇、四〇三	八七
	北満	一四、七一九、八六四	四四、八六五、八八九	五九、五八五、七五三	一三
	東満	四、三九三、〇一六	二、二一四、六九七	六、六〇八、〇一三	二
	計	二〇七、〇五五、二二八	二九三、九二八、九四〇	五〇〇、九八四、一六八	
一九二七年	南満	二三八、〇五二、一八五	三二七、六〇四、八二三	五六五、六五七、〇〇八	八四
	北満	二四、四四六、三一四	七五、〇四九、六八〇	九九、四九五、九九四	一五
	東満	六、四一五、〇八七	五、三八一、六七六	一一、七九六、七六三	一
	計	二六八、九一三、五八六	四〇八、〇三六、一七九	六七六、九四九、七六五	

打通線一六〇哩は京奉線の一驛、打虎山より通遼に至る線である。下の表では京奉鐵道の中に含めてある。

一九二五年未調「列國々勢要覽」に據れば鐵道延長粁數の最大なるは北米合衆國の六十五萬六千粁（四十萬七千哩）日本は内地、朝鮮、臺灣、樺太を合して約二萬三千粁弱で人口一萬に對して北米合衆國五十八粁强、日本は三粁弱である。

冬季に於ては馬車が運輸の主要な役目をする。

第五編　交通運輸

第一章　陸運

第一節　滿洲に於る既設鐵道一覽表

鐵道名	區間	粁數	軌間	摘要
南滿鐵道	大連—長春間 其他枝線	一、一〇八	四呎八吋半	日本經營
京奉鐵道	北京—奉天間	八八七	同	英國借款支那國有鐵道粁數は滿蒙の本枝線
東支鐵道	滿洲里—綏芬間 哈爾濱—長春間	一、七二七	五呎	露支合辦經營
四洮鐵道	四平街—洮南間 鄭家屯—通遼間	四二六	四呎八吋半	日本借款支那國有鐵道
洮昂鐵道	洮南—昂々溪間	二二四	同	同
吉長鐵道	長春—吉林間	一二七	同	同、目下滿鐵にて委任經營中
吉敦鐵道	吉林—敦化間	二一〇	同	同
金福鐵道	金州—城子疃間	一〇一	同	日支合辦、日本國籍株式會社
瀋輝鐵道	奉天—朝陽鎭間 其他枝線	三二〇	同	支那國有鐵道
呼海鐵道	松浦—海倫間	二二一	同	黑龍江省官民合辦粁數は既設の松浦—海倫間
齊克鐵路齊昂線	齊々哈爾—昂々溪間	三二	同	同
穆稜鐵道	小城子—梨樹鎭間	六三	五呎	露支合辦の穆稜炭礦會社の經營

鶴立崗鐵道	蓮花泡—鶴立崗間	五六	同	民營（支）
溪城鐵道	炭礦本溪湖—牛心臺間 其他枝線	二四	二呎六吋	日支合辦
開豐鐵道	開原—西豐間	六四	一米	民營（支）
天圖鐵道	地坊—道頭溝 龍井村—局子街間	一一一	二呎六吋	日支合辦黑
齊昂鐵道	昂々溪—齊々哈爾間	二九	一米	官（黑龍江省）民合辦
吉輝鐵道	朝陽鎮—吉林間	一八三	四呎八吋半	官（吉林省）民合辦
合計		五九一三		

第二節　吉會鐵道

本鐵道は吉林と朝鮮會寧とを結ぶ豫定鐵道であつて日支二十年來の懸案である。其沿革は

（イ）明治四十年四月十五日の『新奉及吉長鐵道ニ關スル協約』の第三條乙の第三項末節に『將來吉長鐵道ノ枝線及ビ延長線敷設ノ場合ニハ淸國ノ自辦ニテナスベク、若シ資金ニ不足アラバ南滿洲鐵道會社ヨリ借入ルベシ』云々とあり。

（ロ）次で明治四十二年九月四日の日淸間協約中の『間島ニ關スル協約』第六條に於て『吉長鐵道ヲ會寧ニ延長シ、ソノ辦法ハ吉長鐵道ト同樣トシ、開辦ノ時期ハ日淸兩政府ニ於テ商議ノ上決定ス』とあり。

（ハ）大正七年六月十八日には『吉會鐵道借款豫備契約』が支那政府と、日本興業、朝鮮、臺灣三銀行間に締結せられ、三銀行より支那政府に對し一千萬圓の前貸金を交付してゐる。

本鐵道は『吉會鐵道借款豫備契約』成立後半箇年内に本契約を締結し、直ちに日本の借款によりて敷設工事に着手すべき筈であつたが、支那の政變其他の理由によりて延引し、今日に至るも未だ實現

滿蒙各鐵道の參考書、論文題目等は第五節に掲げたが最近には當課より、パンフレット第六十一號「滿蒙に於る鐵道の概要」を六月十五日附にて發行した。

しない。然るに其一部とも見做すべき會寧及老頭溝間の天圖及圖們輕鐵は大正十三年に完成し、又吉林、敦化間の吉敦鐵道は既に昨年十月に完成してゐる。故に吉會線としての未成部分は敦化老頭溝間約百六粁に過ぎないから、本線の敷設實現もそれ程遠い將來であるまい。本鐵道完成後に於けるその輸出入貨物の呑吐港は清津說、羅津說、雄基說或は羅津基併用說等あるが現在猶確定して居ない。今長春を中心として之等海港に至る距離と大連に至る距離を比較するに、

長　春——大　連　間　七〇二粁
長　春——清　津　間　六八二粁（地坊通過）
長　春——羅　津　間　六九一粁（地坊通過）　六一七一粁（穩城通過）
長　春——雄　基　間　六五二粁（隱城通過）

即ち吉會線經由の方が何れも南滿線經由大連に至るよりは近距離となる。若しそれ吉林を中心として見んか吉林大連間は八二九粁（長春經由）なるに吉林、清津間（地坊通過）は五五四粁、同羅津間は五六四粁（地坊通過）又は五四三粁（隱城通過）、同雄基間は五二四粁（隱城通過）となる。斯くして距離の上のみより見る時は、吉長、吉會兩沿線の對日本及朝鮮輸出入貿易品は、吉會線を經由する方が有利であるが、鐵道運賃、商慣習、朝鮮に於ける海港の設備等の問題もあれば、遽かに距離の上のみよりして滿鐵の蒙る打撃を論ずべきでない。

第三節　隣接鐵道と滿鐵との關係

今隣接鐵道たる諸線と滿鐵との關係を略述すれば東支鐵道との連絡輸送は現在順調に行はれて居り共の數量も年々增加し昭和二年は東支よりの南下貨物約百五十萬噸、東支への北行貨物約三十萬噸に上つた。

四洮、南滿兩鐵道の連絡運輸も亦逐年良好なる成績を示し最近に於ては四洮よりの南下貨物年額四十萬噸、四洮への北行貨物は同じく約十五萬餘噸に及んだ。洮昂、四洮、南滿三鐵道の連絡運輸は其の協定成立の前途に就て俄に樂觀を許さないが極力其の成立を圖つてゐる。又京奉鐵道の枝線打通線は昭和二年十月に開通し、十一月中旬より開業した。同線の貨物運賃は比較的低廉である故現在に於けるが如き輸送の亂脈と諸掛の高率を防止した曉には通遼の貨物は勿論それに近接せる四洮線各驛の貨物も同線經由にて南下すると推定するを許されるし且又葫蘆島築港にして一たび實現を見れば四洮洮昂兩鐵道の貨物にして滿鐵線經由を避くるに至るものも相當多量に上るだらうと思はれる。

瀋輝鐵道は既に完成し奉天に於て滿鐵線と連絡して共の客貨を輸送してゐる。同鐵道と滿鐵との聯絡運輸（貨物のみ）は實施以來日尙淺いが約年額滿鐵線對瀋輝線向七萬噸、瀋輝線對滿鐵線向三十萬噸と推定される。而して同鐵道の吸收客貨は從來滿鐵線の四平街、開原、鐵嶺、撫順等の各驛に發着せるものが大部分であるから、滿鐵は此等各驛と奉天間の運賃收得を失ふ譯だが、とは鐵道の開通に依りて現はるべき出廻客貨の增加によりて補ひ得るであらう。但し葫蘆島の築港にして完成せば本鐵道の客貨で全然滿鐵線に依らないものも多いであらう。

現在敷設中の吉輝鐵道は近く全通するのであらが距離及運賃の關係上支那が利權回收熱又は排外感

情等に基き無暴の政策を弄しない限り吉長、吉敦兩線の客貨は依然滿鐵線經由にて輸送せらるべしと信ぜられる。加之現狀では吉輝線の客貨は逆輸送されて吉長線經由滿鐵線に吸收されることもあり得べしと思はれる。故に吉敦、吉長兩鐵道は共に有力なる滿鐵の培養線で吉敦線の客貨は之を將來に俟つの外はないが吉長線は近年年額五十餘萬噸の滿鐵向貨物と約十萬噸の滿鐵よりの吉長線向貨物を取扱ひつゝある。

第四節　東支鐵道の現狀

（一）　東支の鐵道の現狀

東支鐵道の現狀は之を一言にして盡せば、其の行政竝に政策關係に在つては露支兩幹部競爭狀態にある。又其の運輸財政方面にあつては北滿の開發に伴ひ未曾有の多量なる輸送客貨を見るに至つた結果極めて良好なる狀況にある。

最近に於ける主なる東支鐵道問題を擧ぐれば大凡左の如くである。

一、東鐵船舶部回收問題（支那は實力を以て回收を終へた）
二、東鐵土地課稅問題（未解決）
三、東鐵從業員露支均分問題（未解決）
四、東鐵益金保管及處分問題（保管問題のみ解決濟）
五、教育費支辨問題（東鐵が負擔することになりて解決）

六、理事會及監事會組織及權限改制問題（未解決）
七、管理局長權限縮少問題（未解決）
八、支那官憲の東支鐵道從業員組合及消費組合壓迫問題
九、ウーロンツオフ林區問題（ウ氏、東鐵、支那側の三者合辦として解決）
一〇、東支、呼海兩鐵道連絡運輸問題（解決）
一一、洮昂鐵道の東鐵橫斷問題（ソヴエート側が遂に承認して解決）
一二、舊留紙幣を以て支那が東鐵を買收せんとする策動（未解決）

右の如く解決せるものは何れも支那側に有利である。

東鐵最近の運輸及財政狀態を表示すれば左の如くである。

年度＼種別	輸送貨物（單位千噸）	輸送旅客（單位千人）	總收入（單位千留）	總支出（單位千留）	收支差引（單位千留）
一、九二四年	三、〇二七	二、三二〇	三七、六三二	二六、三六五	一一、二六七
一、九二五年	三、三八六	二、五五九	四八、六九一	二九、七二八	一八、九六三
一、九二六年	四、二三三	三、三八四	五五、六九一	三六、〇七六	一九、六一五
一、九二七年	四、八九八	四、五三二	六〇、三九八	四七、八四七	一二、五五一

表の示すが如く輸送貨客は年々增加し、收支關係亦良好なる成績を示してゐるが、其の支出の少額なるは從來の敷設費其の他に對する債務の元利償却を全然爲し來らざる爲である。該負債額の詳細は

分明でないが元管理局長オストロウーモフの調査した處によれば、ソヴエート政府は東鐵の敷設及經營に對し露國政府の投じた資金及其の利息は總計十一億金留に達すとなすものの如く、此中元金のみを計上すれば約四億金留である。東鐵が一九二四年十月に支那とソヴエート聯邦との合辦經營に移りて以後の純益金は前表記載の如く頗る多額であるが、これらの益金は從來主として極東銀行（ダリバンク）の預金となりソヴエート側に擅に流用して居たのであるが一昨年夏期の露支協定により極東銀行と東三省官銀號にて折半保管することゝなつた。

輸送貨物の大半は輸出穀類及同製品で其の方向は昨年及一昨年は東南兩方面行共略同額數字を示した。

第五節　鐵道問題研究參考資料

鐵道は滿蒙開發の根幹である。故に特に參考資料を揭げて同問題研究の一助とする。

著書書名	著者	發刊年月
滿蒙の鐵道事情	藤根壽吉（滿鐵社員會叢書第一卷）	昭和二年
滿蒙の鐵道問題に就て	竹内虎治（社員會叢書第四卷）	昭和三年
支那鐵道概論	滿鐵北京公所研究室	昭和二年
滿蒙の鐵道網	大島與吉	昭和二年
滿蒙全書第五卷交通の部 支那年鑑鐵道の部	東亞同文會	

英文支那年鑑　ウッドヘッド　一九二八年
國有鐵路會計統計總報告　交通部　毎年

鐵道利權爭奪の歷史に關するもの

近世東洋史外交史序説　齋藤良衞　昭和二年
滿鐵を中心とする外交　永尾策郎　大正十五年
死線を超えた滿鐵　上田恭輔　大正十五年
支那に於る鐵道利權と列强の政策　山本修平　大正六年
International Rivalries in Manchuria. Clyde 1926.
Foreign Right and Interests inChina Willoughby. 2 Vol. 1926.
Les chemins de fer Chinois : un programme pour leur developpement. Charignon. 1914.
譯文「支那鐵道發達に關する計畫」（鐵道省發行）

支那及列國間の鐵道關係條約

支那鐵道關係條約彙纂　鐵道省運輸局　大正十五年
南滿洲鐵道株式會社關係條約集　滿鐵調査課　大正十四年
Treaties and Agreements with & Concerning China, 1894–1919. Mac Murray 1921.

雜誌に現はれたる滿蒙鐵道問題の大要に關する論文名

題目	筆者	雜誌名	發行年月
最近の滿蒙鐵道問題	長野朗	外國の新聞と雜誌	昭和二年十一月號

滿洲の鐵道問題	清水泰次	國際外交雜誌	大正十五年十一月號
滿洲の鐵道問題を中心として	小村俊三郎	工政	第九十五號
滿蒙鐵道問題	長野朗	外交時報	昭和二年十二月號
滿蒙に於る鐵道計畫		滿鐵調査時報	昭和二年十二月號
滿蒙に於る支那側鐵道敷設熱		滿鐵調査時報	大正十五年十二月號
滿洲に於る支那側鐵道工事の現況		滿鐵調査時報	昭和二年十二月號
北滿蒙古地方の重なる未成鐵道		露亞時報	昭和二年一月號
支那鐵道條約の改修論		外國鐵道調査資料	昭和三年三月號
Railway Politics in Manchuria China Weekly Rev.			1927, 4.
Chinese Owned Railroads in Manchuria, Far Estern Rev.			1926, 11.
Rivalry of Russia, China and Japan in Manchuria. By Nikoleiff, Current History			XXVII. 5.
Ex Orienta Lux. By Bland, Contemporary Rev.			1928, 2.
Economic Bases for New Railway in Manchuria. By Young, Far Eastern Rev.			1927, 5.
譯文滿洲に於る新鐵道の經濟的根據		外國鐵道調査資料	昭和二年六月號
同		滿鐵調査時報	二年七月號
同		東洋貿易研究	二年五月號
滿蒙に於る鐵道の概要		調査課パンフレット第六十一號	四年六月號

滿蒙各鐵道に關する論文著書

滿鐵

南滿洲鐵道株式會社十年史			
同　第二次十年史		滿鐵調査課	昭和三年七月
同　二十年略史		同	昭和二年四月
滿鐵要覽		同	毎年十月
南滿洲鐵道株式會社營業一班		同	毎年十月
Foreign Supervision over China Railways. Fai Eostern Rev.			1923, 9.
抄譯文	三宅亮三郎	讀書會雜誌	大正十三年六月號

東支鐵道

北滿洲と東支鐵道(上下)		滿鐵調査課	大正十二年
西比利亞及東支鐵道一斑	一戸垣吉		大正十三年
中國之中東鐵路問題	黄昌信		
東支鐵道問題	竹內虎治	滿蒙之文化	大正十年五月號
東支鐵道の歸結	細谷清	外交時報	大正十二年
東支鐵道最近二箇年間の成績		外交鐵道彙報	大正十五年八月號
東支鐵道培養線新設計畫と其價値		滿鐵調査時報	昭和二年十月號
東支鐵道の近況		同時報	昭和二年六、七月號
噂に上る東支鐵道の培養計畫		同時報	昭和三年二月號

東支鐵道の金留換算率協定破棄問題		同時報	昭和三年八月號
呼海鐵道			
呼海鐵道に就て	加藤鎌三郎	支那	昭和二年二月號
呼海鐵道に就て	鈴木三郎 輕部郁三	滿鐵哈爾賓調査時報	
呼海鐵道の建設經過に就て		外國鐵道調査資料	昭和三年三月號
呼海鐵道延長計畫		滿鐵調査時報	昭和二年八月號
呼海鐵道現狀紀要		吉長鐵路公報	民國十六年一月號
吉長、吉敦鐵道			
吉長鐵道	曲尾辰二郎	帝國鐵道協會々長	大正十年
滿洲吉敦鐵道の沿線		外國の新聞と雜誌	昭和三年二月號
吉敦鐵道と東滿問題	山口昇	支那	大正十五年十二月號
吉敦鐵路沿線調査錄		交通公報	民國十七年一、二月號
吉敦鐵道の開通			昭和三年九月號
洮昂及四洮鐵道			
內蒙古の產業と洮昂鐵道の使命	浦山保壽		大正十五年
洮昂及四洮鐵道案內	三魁福	哈爾賓商品陳列所パンフレット	第七十二號
洮昂鐵道の東支鐵道橫斷問題		滿鐵調査時報	昭和二年九月號 同三年一月號

洮昂鐵道の東支鐵道横斷解決	同	昭和三年一月號
洮昂鐵道の延長工事愈々着手さる	同	同年七月號

瀋輝鐵道

奉海鐵道三枝線敷設計畫と共價値	同	昭和二年十一月號
奉海滿鐵兩路の聯絡問題	同	同三年三月號
奉海線問題の一段落	同	同三年五月號
奉海打通海吉各鐵道の近況	同	同三年六月號

打通及吉輝鐵道

吉海及打通線問題　中島宗一	新天地	昭和二年十二月號
打通鐵道に就て	滿鐵調査時報	昭和二年二月號
吉海鐵道問題	同	同號及四年十一月號
吉海鐵道と長大鐵道　和登良吉	滿蒙	昭和二年三月號
奉海打通海吉各鐵道の近況	滿鐵調査時報	昭和二年六月號
吉會鐵道と共終端港問題	同	昭和三年八月號
吉海線概況	同	同
齊克鐵道	同	同

第六節　關東廳管内交通機關（關東廳要覽に據る）

明治四十一年十二月大連市內電車の開通大正九年廳令第六號自轉取締規則。同年四月自動車取締規則。大正十一年十月廳令道路取締規則。大正十二年九月廳令乘用馬車營業取締規則。大正十三年六月廳令を以て荷馬車取締規則。

大連市內電車は從來右側通行だつたが道路取締は左側通行を勵行し彼此扞格ありしを以て大正十三年十月一日以降之を左側通行に改め殊に同市の交通事故頻發するに鑑み交通專務巡査を置き取締を嚴重にし一方交通宣傳をなす等交通事故の防止に努めて居る。

猶關東廳管內に於ける交通機關は鐵道の外大連市奉天撫順には電車大連、鐵嶺、長春、熊岳城、撫順には軌道輸送業があつて昭和元年十一月末現在に於ける諸車の數は自動車六百四十六、自轉車一萬二千三百二十六、乘用馬車一千五百五十五、人力車三千七百五、荷車二萬四千八百八十一臺なるが尙ほ鐵道附屬地に於ては接壤地支那官憲の許可に係る車馬甚だ多數なるを以て管內に來往する實數は蓋し前記計數の數倍に上るであらう。

荷馬車及道路研究に關する參考書

猶荷馬車は滿洲の運輸に就て主要なる役目をなしつゝあるが滿洲に於る總數は約四十萬臺と推定される。

參考書、滿鐵、臨時經濟調査會編、滿蒙に於る荷馬車。（昭三、一一、一〇發行）

同會編、經濟上より見たる滿蒙の道路（昭四、五、一五發行）

第二章　水運

第一節　南滿四港　（關東廳要覽に據る）

第一項　大連

昭和二年度に於る大連入港汽船隻數三千九百八十四隻總噸數九百五十八萬九千四百五十三噸邦船は隻數並に總噸數に於て六割

大連港は關東半島の東南大連灣に位し南三山、北三山の二島嶼灣口を扼し深く天然の良港を形成し

八分强を占む揚荷總噸數は百九萬二千二百五噸。出港隻數は入港隻數とほゞ同じく積荷總噸數は六百二十一萬六百二十二噸である。

昭和二年度に於る旅順入港汽船は百七十二隻、總噸數三十六萬三三八噸輸出貨物數三十七萬八百二十二噸。

海上幾多の定期航路に依り東洋各港と聯絡し陸は南滿洲鐵道の起點と爲り南北滿洲及西比利亞の沃野を經て遠く歐洲及浦鹽に通じ所謂海陸聯絡の要衝に當れる極東第一の自由貿易港である。

大連は往時青泥窪と稱したる渺たる一漁村に過ぎず今（昭和四年）より六十九年前萬延年間英佛聯合艦隊の一時的占領によりヴヰクトリヤ灣の名の下に紹介せられ明治三十一年露淸の租借條約により旅順に一大軍港を建設すると同時に大連港内に一大商港を建設せむとし青泥窪の漁村地域を市街區と定め海面を劃して人工的築港を施したるに始まる明治三十七年日露戰役の結果我軍之を占領し翌三十八年軍政當時紀元節の佳辰に際しダルニーなる港名を廢し大連港と命名した。占領當時の築港工程は豫定計畫の二、三割に達せず同三十九年四月軍政の撤廢と共に之を關東州民政署の管理に移し同年九月關東都督府に於て之を繼承し次で共の施設經營を南滿洲鐵道株式會社に移した。

爾來滿鐵會社は築港事務所及埠頭事務所を併置し前者は專ら築港及埠頭の改修增設に當り、現今（大正十五年十一月迄）に至る迄大體露國の築港設計を踏襲して約五千二百有餘萬圓の巨費を投じ埠頭防波堤の改修增設竝港内の浚渫海面の埋築倉庫上屋等の建設改善をなし後者は港内一般船舶の貨物積卸保管に關する一切の作業を掌り海事港灣行政は都督府之を管掌し明治四十一年十月都督府海務局を設け港務、海港檢疫船舶の測度檢査共の他海事事務に關する一切の事項を管掌してゐる。爾來施政玆に二十一年、其の進步發展は實に嘆驚に値するものあり現今埠頭に苗界し得る船舶數は八千噸乃至一萬噸級十四隻、四千噸級乃至六千噸級十一隻、千噸乃至三千噸級七隻合計三十二隻にして又防波堤内外の錨地は一大商船隊を收容し得べき廣濶なる水域を具有し以て世界的有數の大貿易港たるに至つた。

滿鐵にては昭和三年より三箇年繼續事業にて甘井子に石炭積込埠頭を建設中である。
第一期工事費八百萬圓
一日平均石炭船積能力一萬噸
埠頭の長さ、四二五米
貯炭場（二箇）四十五萬噸を貯炭し得る。

港內水深は三尋半乃至五尋を保ち防波堤沖合は三尋四分の一位に過ぎずして重吃水船の通過に適せず故に防波堤內を三十尺乃至三十三尺に浚渫し同時に東口關門より港口五尋界に達する長一萬一千五百尺幅員六百尺を三十尺に浚渫せしも尙巨船の出入に便ずる爲更に三十六尺に浚渫中なり又寺兒溝棧橋に通ずる水路も亦三十尺に浚渫し四六時を通じて巨船の出入に支障なきに至る。

明治四十三年十一月大連港則を改正し總噸數一千噸以上の船舶に對し水先人を乘船せしむることゝし爾後好成績を擧げた。一般船舶の荷役は岸壁荷役を本則とし沖取荷役は之が補助たるに過ぎない。築港の進捗と共に埠頭設備の整頓に努め今や倉庫上屋八十三棟其の面坪九萬八千二百二十七坪、野積場七萬八千七百十四坪、小蒸汽船十八隻其の總噸數二千二百二十五噸雜貨運搬浮船十七隻石炭運搬船十一隻其積載量五千八百噸給水船防疫用殺鼠船各二隻を有し尙石炭積込機カータンバー一臺一時間の平均能力七百噸燃料炭積込船一隻一時間の積込能力二百噸其の他五十噸起重機二臺、一噸乃至五噸荷役用揚貨船二十一隻及自動車等を設備し埠頭構內施設鐵道の總延長六十四浬に及び車馬輸送道路は四通八達し海陸聯絡の設備間然するところなきに至つた。

第二項　旅順

旅順港は關東半島の最南端に位し歷史的に著名なる滿洲唯一の不凍港である。往古此の地を獅子口と稱す明朝時代に至り南方移民の渡來する者漸く多く船舶の來往亦頻繁を極め獅子口は之が門口として又水陸行旅の順路に當るを以て遂に旅順の名を稱ふるに至つたと云ふことである。

露國が關東州の租借權と東淸鐵道南滿線の敷設權とを獲得するや旅順を以て東方經論の策源地と定

め大連をトして歐亞聯絡の一大商港と爲し滿洲經營の基礎を確立せむと企て一方旅順を以て軍港とし鋭意水陸の防備を修むると同時に其の東洋艦隊の根據地として雄大なる規模設計を立て之が實現に著手した。時恰も日露國交斷絶して中止の已むなきに至り帝國の租借權繼承後亦之を踏襲することなく其の現狀を保持するに止めたり從て港灣設備として特記すべき事項なく只港內一部の浚渫、下關波止場の增築、石炭荷役用棧橋の築造及同浮棧橋の設置等要するに當面應急の小施設を加へたるに過ぎない。

日露戰役後と雖も旅順を軍港と爲し港內に於ては外國艦船は素より我商船の出入通航も亦許さず偶來往するものは帝國軍艦陸海軍御用船竝官憲の特許を得たる船舶及近海航路の戎克船の少數に限つた明治四十三年六月勅令に依り同七月より西港を開放して一般艦船の出入を許し始めて商港となる。大正十一年十一月海軍省令に依り更に東港北半部を開放し老虎尾水道外の第二區にも自由碇泊を許し次で大正十四年三月海軍省令に依り東港南半部を除いた以外の港內海面の全部を開放した。然し從來當港の利用は微々として振はず只僅に石炭の輸出次で原鹽及少許の硅石積出に利用せらるゝに過ぎず他の雜貨類の輸出入に至りては殆んど皆無で未だ開港たるの實を見ないが石炭は今後一層輸出を增加せむとするの趨勢に在る。

第三項　營口

營口は外國人の所謂牛莊と稱する處にして遼河河口を溯る約十四哩の右岸にある。人口七萬餘を抱擁し東西二里南北二十一町餘の狹長なる市街である。遼河は其の源を東蒙に發し滿蒙の沃野を貫流し

て洋々たる水を湛へ幾多の帆船を浮べて營口に來り更に渤海に入る、市の對岸河北驛を端末とする京奉鐵路營口支線は溝幇子にて本線と合し直に天津北京に通じ又南滿洲鐵道營口支線に依り營口驛より十三哩餘にして大石橋に至り南滿洲鐵道幹線に合し南は大連に北は長春を經て遠く西歐に通じ水陸共に便利なる要港である。

營口の港域は二區に分る一は汽船及西洋型帆船の碇泊區域で一は戎克の碇泊區域である。

第四項　安東

安東は鴨綠江を溯る二十五哩の左岸に在る。人口約六萬を有し奉天省内安東縣の首市で鴨綠江を挾で朝鮮と相對し水陸交通の便あるを以て開拓以來僅々五十年にして地方に於ける商業の中心地と爲つた。現に鳳凰城、寬甸縣、桓仁縣、通化縣等四隣市場と相聯絡し鴨綠江流域に於ける木材集積場となり江岸には船舶及戎克の來往殷盛を極め百貨集散の一大市場を形成してゐる。

安東の開埠は明治四十年三月にして開埠前迄は艘子戎克の出入ありしのみ開埠後は汽船の出入に依り商勢頓に好況を呈し明治四十四年十一月安奉線鐵道の開通に次で鴨綠江鐵橋の完成を見滿鮮聯絡交通完備し旅客は鐵道に依るを便とし船舶の便乘激減し爲に出入船舶は專ら貨物の運送に從事するに至つた。開埠前は戎克貿易なりしを以て商取引は主として上海芝罘等支那近海沿岸であつたが汽船の出入に依り漸次日本との商取引密接と爲り支那沿岸との交易は漸次衰退の傾向を見る現在來往する船舶荷物は芝罘、龍口、天津、青島、大連等支那沿海各地及日本朝鮮諸港にして又陸上輸送貨物は京義線により往來するものと安奉線に依り滿蒙に往來するものとがある。

第二節　河　川（滿洲讀本に據る）

第一項　遼　河

遼河は西安縣に源を發し、營口に出る迄凡そ三、八〇〇支里（六五〇里）の長流であるが舟行の便は、河口から一、五二八支里の鄭家屯迄に及び、三千餘隻の民船が、冬期約四箇月の結氷期以外は常に上下し支流の太子河、渾河に於ても、舟行の便がある。沿岸の着船場は五十餘箇所で航行船は、牛船、槽船、撥船、舢板、丸木船等である。此等の乘組員は、營口に船會と稱する共濟組合を組織し、災難等の場合の善後を講じてゐる。遼河は河流に伴ふ沙洲の增殖のため、前清時代から屢々改修を必要とせられ工事を開始されたが、民國に入つて以來、稍々進步し、其後官營事業に移つて閉塞法による深水增大や、浚渫工事を繼續し、又別に堀割工事を計畫し、大船出入上の發展を計畫して居るが、現時の水深は上流、中流は素より下流に於ても大舶の航行は不可能である。

第二項　鴨綠江

鴨綠江は全長邦里百四十里の長流であつて、鴨綠江材唯一の搬出路として滿洲で重用な河運系統を成して居る。水路は、上、中、下並に最上流及江口域の五區に分けられ。最上流七里程は筏の他は通ぜず、江口から凡そ四十里ほどは小形民船や戎克の溯行が出來るけれども、吃水十呎以上の汽船は安東迄さえも航行されず、凡て大形船は江口區域に繫留して戎克か舢船で荷役の中繼をせねばならない。運行船の種類は、筏、戎克、民船、汽船、獨木舟、高瀨船、發動機船、飛行船等である。冬期の四箇

平年流氷初は十一月二十八日頃。流氷期間約百二十二日の中結氷期間約七十六日。

○遼河
○輸送穀物一三〇萬石、雜貨三萬件
○舟行太子河四〇〇支里、渾河四一〇支里
○航程一日下り凡そ九〇支里、上りは其三分の二
○積量六噸－三〇噸
○著船場、田庄臺、三叉河、砂嶺、塔連保子、老達房、馬廠、涼兵塔、三面船、古城子、馬蜂溝、通江口、孤松樹、三江雄、鄭家屯等
○水深下流一〇尺內外

○鴨綠江
○水路－最上流、上流區域（廿四道江－帽子山）中流域（帽子山－運江口）下流域（運江口－安東）
○著船場、支那傳、長白縣、十三道溝、古來洞、八道溝、樺皮甸、帽子山、大水滴臺、通溝、

子口、楡霊林、外察口、運江口、大黄溝、白茶地、浦石河口、永自河口、長甸河口、馬芝豪、安東
○著船場、朝鮮側、惠山鎮、廿四里、中山鎮、滿浦鎮、高山鎮、碧潼、易城、義州、多獅島外十七
○松花江
哈爾濱河口間約四三四哩で江幅六―二〇町水深四、五.―九呎。
○明治卅八年露汽船初めて吉林に溯航
○一、九一〇年露國航行權を獲得
○大正十三年二月外國船航行禁止
○外船著場、吉林、五家屯、白旗屯、新域三姓、大湖、木蘭、泰暉、滿州、蘇々屯賓天門、克活瑪、哈爾濱、魚河、達馬里鑑克飾其他
○哈爾濱―吉林約四〇〇哩
○黒龍江

月は結氷し、夏期二箇月は洪水多く安全な航運は一年の半に過ぎない、河川工事は官營として行はれ下流域、江口域に於ては制水堤の築造を見る一方安東には滿鐵會社の護岸施設が行はれて居る。

松花江　松花江は、黒龍江の一支流に過ぎないが、長流六百里に及び、北滿洲の河運界に王者の地位を占め、解氷期前後約五箇月餘を除き、運行殷盛を極めて居る。可航流域は吉林から始つて、黒龍江との合流點間約八三〇哩で筏の通行には、本支流共差支ないが、哈爾賓から下流は水深七尺以上で航運殷賑を極めて居る。哈爾賓、吉林間は水深五尺以内で、大船の航行が不可能であり、此の區域は鐵道交通路の競走するため、河運の成績は下流と大差がある。汽船の航行は露人を以て始まり、松花江の航行權を、支那政府から獲得して居たが、革命後の混亂に乘じ、支那は航行權の恢復に努め、東三省官憲は、最近に於てその支配權を確立し、外國船の航行を禁止し、支那汽船の獨占となつた。然るに此の利權恢復に就いて露人は抗議を續けて居る。航路は、吉林上流、吉林―陶賴昭、陶賴昭―新城、新城―哈爾賓、哈爾賓―河口の五區に分けられるが、吉林迄は、吃水二呎の小汽船が來航し、陶賴昭迄は、主として民船の通行である、又新城迄は順次九呎近い水深となつて、汽船の航行自由で哈爾賓、河口間は航行最も容易である。

第三項　黒龍江、嫩江、呼蘭河

（一）黒龍江は滿洲北部の巨川で、水は渾々として黒色を呈して居る。源流は二派から成り蜒々二千有五百哩を流れる。十月下旬より翌年五月迄結氷のため航行不能であるが、夏期は各支流共汽船を通はせ現可區域は約千百方里に達し小蒸汽は約七百六十里を溯江し得る。流域の左右兩岸に主なる埠

○嫩江
○齊々哈爾、墨爾根、伯都訥、四食河、大賚、五家大密、二站、二號、漢爾加土
○呼蘭河
○江口ー呼蘭間五里

頭六十五を有し、露、支兩國汽船の通運に充てられ、右岸に支那、左岸に露國の税關があり、ハバロフスクの埠頭が最大である。本流のブラゴヱチエンスク、哈府、尼港間及ゼイヤ河、ブレヤ河、ウスリ河、アムグレ河の主要埠頭間に定期航路が開けて居る。(二)嫩江は水深淺く、汽船の航行は松花江の合流點から、チ、ハル附近迄で、他は戎克、帆船を主とし、木材は流筏法に依つて居る。航行期は五月上旬より十月下旬迄である。(三)呼蘭河は、小興安嶺に發源し、松花江と合して居るが、航行は汽船、帆船、戎克等で、汽船は、哈爾賓を起點として、伯都訥、富錦、三姓、呼蘭間を聯ねて居る。本流は河口より約一千支里の上流迄小舟を通じる。

第三章 遞信制度 (關東廳要覽に據る)

第一節 日本側制度

第一項 概説

遞信制度は日露戰役の際施設したる野戰郵便及軍用電信に胚胎し現制度は大正九年十月勅令第五百二號(即日施行)關東廳遞信官署官制に依るもので遞信官署は關東長官の管理の下に中央機關たる遞信局と地方機關たる郵便局、電信局、電話局及郵便所とに分ち地方機關は一般現業事務の取扱を爲し中央機關は之が監理竝官廳用及私設電信電話電氣事業の監督竝航空に關する事務を掌つてゐる。

電氣事業の監督に關しては元都督府民政部土木課の所管であつたが、大正八年七月之を遞信局の掌

理に移た。

航空事務の處理に關しては之が所管官廳明ならざりしも航空法の施行に伴ひ昭和二年八月十六日より之を遞信局の掌理とした。

地方遞信機關は郵便局、電信局、電話局、郵便所、郵便取扱所、電信取扱所等を合せて三百三十八箇所を算し滿洲邦人の在住する所殆んど通信の途備はらざるなきに至つた。

第二項　郵便

郵便物の遞送は其の大宗たる內地發著のものに在りては神戶大連線の一週二回以上の船便に由る外大正七年八月以降朝鮮經由遞送便に（每日二回）由り日滿間の郵便聯絡は全く間然する所がない。小包郵便物に在りては容積經費其の他の關係上之と同一の遞送方法を採ること能はず專ら神戶大連間船便を利用する。又大正十一年末限り在支外國郵便局撤廢の結果我在支郵便機は州外に在りては單に鐵道附屬地內に存在するに過ぎざるを以て管內相互間の郵便物遞送は一、二通常道路又は水路に由るの外悉く鐵道線路に由りつゝある。

郵便物の集配に付ては州外各地に於て鐵道附屬地外の郵便局は大正十一年末限り之を撤廢したが日支間の暫行協定に依り從來附屬地外の地域に亙り郵便物の集配事務を施行せるものは依然之を續行し又州內に在りては郵便物の集配を爲す地域は郵便局所在地たる主要都邑及其の隣接部落に限つたが州內各會に對する一般施政の進展に伴ひ大正十三年二月離島を除き各會に一箇所乃至數箇所の郵便取扱所を設置し之を通じて會屯發著郵便物の集配を開始し、通信に便ならしめた。

飛行郵便に就ては第八項參照。

第三項　有線電信

明治四十二年一月日支電信協約成立の結果我電信系を支那電信系に接續することゝなり支那各地に發著する電報は固より諸外國に發著するものも亦支那電信の中繼に依り發受し得ることゝなり著しく其の徑路を短縮した。

加之該協約に基き支那と協同にて大連芝罘間に海底電線を敷設し大連郵便局と芝罘支那電信局を聯絡する外芝罘日本局とも和文電報の取扱を開始し爲に對岸通信上多大の便益を齎すに至つた。

日本內地との發著電報は元佐世保大連間海底電信線と朝鮮の媒介聯絡に依る京城奉天線との二條を以て疏通せしめたが通信增加の趨勢に鑑み大正八年五月朝鮮經由の東京大連間直通の陸上線を架設し更に同年六月大阪奉天間にも直通線を設け以て陸上線に依り母國と直通通信の途を開いた。其後南滿洲鐵道會社は金二百七十二萬餘圓を投じ大連長崎間に海底線を敷設し大正十年四月共の竣成と共に政府に於て之を借入れ運用することゝ爲りたる結果日滿間の通信上に一大改善を見るに至つたが遞信省は大正十五年十二月四日より下關奉天線を建設し大石橋以北管內各局所と下關及東京間中繼範圍に發著する電報を疏通せしむることゝした。

第四項　無線電信

無線電信の設備に付ては明治四十四年十一月以來大連灣頭沙碇子に海岸局を又上海大連間定期航路汽船に船舶局を設置し相互間及內地航路を始め近海航行の船舶局との間に通信の交換を爲し航路安全と海上通信の利便に供した。大正十一年六月柳樹屯に電力三十五キロワット電弧、瞬滅火花兩式併裝

大連無線電信局は昭和四年度に於て經費七萬五千圓を以て六キロ短波長無線裝置を增設するが本年末頃迄には完成の豫定である。右完成の上は從來の電弧式送信裝置と共に東京大阪、京城、臺北ハルビン高速度二重通信を施行する筈で滿洲各植民地間の通信は非常な發達を見ると豫測される。

の無線局を設置し之を大連灣無線電信局主として陸上との通信を掌らしめ大正十五年六月一日より大連灣無線電信局を大連郵便局構内に移轉の上大連無線電信局と改稱した。沙砣子の海岸局は大正十四年沙河口に移轉した。

第五項　郵便爲替

（昭和二年度）

	內國 口數	內國 金額	外國 口數	外國 金額	合計 口數	合計 金額
振出	五六九、六三六	一七、四五八、九四九	一、九八一	六六、六九三	五七一、六一七	一七、五二五、六四二
拂渡	二三〇、二六四	八、二四三、六七九	三、八七七	一一三、三二七	二三四、一四一	八、三五七、〇〇五

郵便貯金　（昭和二年度）

預入 度數	預入 金額	拂戻 度數	拂戻 金額	年度末現在高 預入員	年度末現在高 金額
七六七、四八五	一四、〇一九、三九一	二〇五、七七八	一〇、五七九、一八五	二四〇、九二四	一五、六九三、二八五

振替貯金　（昭和二年度）

口座加入者數	拂込 口數	拂込 金額	拂出 口數	拂出 金額
四、一五一	三九三、八三七	二一、六三三、〇六七	四一、〇八七	八、四九三、〇九〇

第六項　簡易生命保險

關東州及南滿洲鐵道附屬地は簡易生命保險法施行地域外なるも在留邦人の生命保險を必要とする程度は內地居住者の比でない。州內及州外に於ける在留邦人をして郵便振替貯金制度の利用に依り簡易

保險の契約申込及保險料の拂込を爲さしむることゝし關東廳遞信局に簡易保險局長の振替貯金特別口座を開設し大正十一年十一月一日より管內各郵便局所をして之が取扱を開始させた。此の施設は全く時勢に投じたるものゝ如く保險契約の申込を爲す者夥しく其の申込受理數大正十一年は十一月、十二月の二箇月間に一萬三千九百八十九口、大正十二年中は三萬六千九百八十七口に上り大正十三年中三萬五千百七十一口、昭和二年度末迄に契約受理總件數十一萬六百九十二、人口千人當り五百四十八人强に達するの盛況を呈し其の保險金額は總計二千八十萬二千六百二十七圓餘に達し尚益增加の趨勢に在る。

昭和二年度末掛金口數四千七十九。金額九萬百十六圓

第七項 郵便年金

內地に在りては大正十五年十月一日より郵便年金法の施行を見たるを以て關東廳管內に於ても在滿邦人の福祉增進の爲之れが實施の緊要なるを認め簡易生命保險事務郵便振替貯金特別取扱の例に準して內地と同時に業務を開始した。

年金恩給支拂

	口數	金額
昭和元年度	一一、九九〇	一、一四一、六一四

飛行場、周水子陸軍飛行場

第八項 空運（飛行郵便）

昭和四年四月一日より日本航空輸送會社は蔚山、京城、平壤、大連間を一週三回の發着を以て郵便物と貨物の輸送を開始した。更に六月二十一日より福岡、大阪經由東京迄の輸送を行ふことゝなり。

大連｛發、月、水、金｝著、火、木、土

之による郵便物は大連發送の翌日東京に着く。

第二節　支那側制度

第一項　郵政及電政

通信事業の支那側施設は東三省交通委員會の管轄する所で郵政、電政と大別される。郵政は郵政管理局の下に遼寧省、吉林省、黑龍江省の各首都及主要地に一等郵便局を設け、更に二等郵便局、三等郵便局及代辦局を設けてゐる。電政は東三省電政督辦公署の下に一、二、三の電報局を置いてゐる。

第二項　無線電信、海底電信

東三省に於ける無線電事業は帝政露西亞側が哈爾賓に無線電信所一箇所を創設したるに起つた。民國十一年華府會議の決議に依り支那に在つて外國人の無線電信設立を禁止され共後哈爾賓無線電信は中國が回收した、民國十三年二月には奉天に東北無線電信所を設立し民國十六年之を増設し三省に分臺を置くことゝした。

猶大東公司（英）大北公司（丁抹）の海底電信線による東三省一年の海外通信費總額は約四十萬元である。

第六編　財政、金融、通貨

第一章　財政

第一節　日本側制度（關東廳要覽に據る）

第一項　關東州歲計

關東都督府特別會計法は明治四十年法律第十七號を以て制定せられ同年度より之を實施し其の歲入及一般會計の補充金を以て其歲出に充つるものとしてゐる。未だ歲計は獨立の時期に達せず年々一般會計より經費の補充を受け經理をしつゝある。昭和三年度に於て阿片を官の專賣事業とした結果、收支の權衡を得せしめる爲從來地方費に依り經營せる醫院、勸業事業、等產業助成費及之に伴ふ營繕土木費一部を國費に移換した。

昭和二年度特別會計歲入歲出決算（單位圓）

歲入				歲出	歲出に對する收入の比	歲出に對する補充金の比
收入	補充金	繰入、借入、公債金	計			
三、八三九、二八九	四、〇〇〇、〇〇〇	五、三六二、三一六	一三、二〇一、六〇五	一六、九六五、〇二九	〇・七五	〇・二三

	經常部	臨時部
歲入	一二、三一八、九四二	九、八八對、六六五
歲出	一三、〇一三、四八九	三、九六一、五四〇

第二項　關東州地方費會計

關東州地方費に關する制度は明治四十年三月勅令關東州地方費令の公布あり同年四月一日より之を施行し特別會計法と共に財政運用の圓滑を期し管內一般の發展に寄與する所少くない。地方費收入の種目は地方稅地方費に於て管理する事業及財產の收入竝雜收入等にして始政當時特別會計より補給を受け來つたが大正五年度以降は收入增加の爲補給を中止するに至つた。支出は會村事務費、敎育費、衞生費、勸業費、營繕土木費、敎育費、營造物費及地方費取扱費等に充つるものとする。

地方會計の目的は地方收入を以て直接地方住民の安寧福利に關する行政施設費を支辨せむとするもので之を內地の制度に對照するに地方自治體の歲入出に類似するものと云ふことが出來る。

昭和二年度地方費會計收入支出決算

收入 經常部	收入 臨時部	收入 計	支出 經常部	支出 臨時部	支出 計
五、五四一、二八一	五、四四八、一七八	一〇、九八九、四五九	三、〇一一、〇六三	三、七二四、四〇四	六、七三五、四六七

第三項　自治體の財政

一、市

昭和二年度の市經費決算は旅順一〇八、二五六圓大連一、〇六六、五六三圓

市には收益を生ずる財產尠く使用料及手數料等其の他の收入亦僅少なるを以て市經費の大部分は旅順、大連兩市共之を課稅に俟つたのである。市稅として賦課することを得るものは戶別割、關東洲地方稅附加稅及特別稅の三種とし而して戶別割は市歲入中の主位を占める。市稅の徵收成績は旅大兩市共あまり良好でない。

戶別割は市內に於て一戶を構ふる者、一戶を構へざるも獨立の生計を營む者又は營業所を有する法

人に對し其の資産、所得及生計又は營業狀態を斟酌し等差を設けて之を賦課する。

附加税は關東州地方税雜種税中不動産に關する權利取得税に對し其百分の五十を附加して隨時之を徴收する。大正十五年度に於ける徴收額金八千六圓六錢にして未納額金五千九百八十三圓八十錢である。

市税特別税は大連市に於てのみ之を賦課するもので遊興税諸車使用税及貸家税等である。

二、會

會
昭和二年度の會の經費決算合計八七六、一七二圓

會には未だ收益を生ずる財産尠く使用料及手數料其の他の收入亦極めて僅少なるを以て會經費の大部分は之を會税の賦課に俟つの外はない。會税は戸別割、反別割及特別税の三種とする。

戸別割は會内に一戸を構ふる者一戸を構へざるも獨立の生計を營む者及營業所又は事務所を有する法人又は組合に對し其の資産所得及生計の狀況等を斟酌し等差を設けて之を賦課する。

反別割は耕地、山林及葦地に對し各地目毎に均一の課率を以て民有地に在つては其の所有者又は資産者に官有貸下地に在つては其の借地人に之を賦課する。而して其の課率は一畝に付四十錢以内とし其の制限し超過の課する場合は關東長官の認可を受けさせる。

特別税は營業割及雜種割の二種とする。營業割は其の會内に於て關東州地方税營業税を納むる者に對し前年度納税額の百分の二十乃至五十以內又雜種割は製鹽、在籍及外來船舶、畜犬、屠畜、漁業、海狗、採氷及馬車の數種に分ち其の所有者經營者又は行商者等に對し課税し其標準及課率は地方に依て差違がある。

第四項　附屬地

滿鐵篇參照（行政權に關しては法政篇參照）

第二節　支那側制度

第一項　財務行政系統

財務行政系統は次の如くである。

國民政府
行政院內財政部——省
- 財政廳—
  - 稅捐局—分局—國省稅
  - 縣公署—地方稅
  - （漁業商船保護局—漁業稅—營口に設く）
- 鹽務署稽核分所—鹽稅
- 海關監督公所
  - 海關—海關稅
  - 常關—常關稅

註　修正省政府組織法第十條

財政廳掌理事務如左

一、關稅省稅及省公債事項　二、關稅省政府豫算決算事項　三、關稅省庫收支事項　四、關稅公產事項

五、其他省財政事項。

海關と常關の區別に就ては本編第三節參照

第二項　奉天省

イ、概說

民國六年、奉天財政廳長に王永江就任してより彼の手腕によりて財政は漸次整理され來り十五年に

は餘裕を生ずるに至つた。然し十五年五月には王永江其の職を去り且つ戰禍次第に繁く起るや軍事費の支出夥しくして財政狀態は破綻の道程を辿り省民の負擔は重くなる一方であつた。民國十七年度の歳入豫算は現大洋約五千萬元と推定されたが北伐軍との交戰に多事なりし十七年度は、莫大なる戰費を要し此の收入より經常歳出三千三百萬元を支出し更に戰費をも支辨することは不可能で五月一日よりの增税と公債發行奉票增發的の手段を執るを餘儀なくされた。

ロ、奉天省税率（民國十七年七月現在）

A **税率、税種**　本區域に於ける税を大別せば（甲）出產税（乙）銷場税（落地税）（丙）其他である。奉天省財政廳では省財政の窮乏を補ふ爲めに諸税捐の引上を實施してゐる。今奉天財政廳增税改正數目を述ぶれば下の如くである。（民國十七年七月現在）

出產貨税	從價	一〇〇分の三
銷場税	同	一〇〇の四
人蓡	同	一〇〇分の五五
出產糧税	同	一〇〇分の二
出產豆税	同	一〇〇分の四四
出產油糧税	同	一〇〇分の五
牲畜税		

（イ）賣買税

牛馬騾税	従価	一〇〇分の六
驢税	同	一〇〇分の三
羊税	同	一〇〇分の三
肥豬及小豬税	同	一〇〇分の三
凍豬凍羊牛肉	同	一〇〇分の三
(ロ)過路税	税率(イ)に同じ	
(ハ)屠宰税	(イ)の外に屠宰料(大銀元一角)	
(ニ)補徴牲畜税		
牛、馬、騾	従価	一〇〇分の三
驢	同	一〇〇分の五
豚、羊	同	一〇〇分の三・三
出産木税		一〇〇分の六・六
銷場木税		一〇〇分の二
繭税		一〇〇分の四
石炭税		一〇〇分の五
畜類屠殺印税	(一頭に付)	一角
機械製洋式貨物税	従価	一〇〇分の五

牛馬騾追徵税		從價	一〇〇分の八
驢追徵税		(手數料を免ず)	一〇〇分の四
豚羊追徵税		(手數料を免ず)	一〇〇分の三
大質屋税	三〇〇元	帖費六〇元(手數料を免ず)	辦公金三〇元
小質屋税	一五〇元	帖費三〇元	辦公金一五元
下級牛馬店營業税		二〇〇元	帖費　二〇元
上級普通店營業税		二〇〇元	帖費　二〇元
中級普通店營業税		一〇〇元	帖費　一〇元
枡秤營業税		五〇元	帖費　五元
穀物枡販賣税		三〇元	帖費　三元
上級仲買人許可税		五〇元	帖費　五元
中級仲買人許可税		三〇元	帖費　三元
煙酒卸賣登錄證書料		半期各	二〇元
甲種煙酒登錄證書料		同	一八元
乙種煙酒登錄證書料		同	四元
丙種煙酒登錄證書料		同	二元
甲種金銀營業登錄證書料		一箇年	一二〇〇元

乙種金銀營業登錄證書料	同	九〇〇元
丙種金銀營業登錄證書料	同	六〇〇元
丁種金銀營業登錄證書料	同	三〇〇元
戊種金銀營業登錄證書料	同	一五〇元
己種金銀營業登綠證書料	同	七〇元
出產穀物、貨票	大洋	三分 三分
銷場票	同	三分
豆稅票	同	三分
豆油票	同	三分
牛馬騾票	同	一角五分
驢稅票	同	七分
運搬護照	同	六分
交通免除護照	同	六分
木材分運護照	同	六分
生絲運送鑑札	同	六分
砂糖鑑札	同	六分
各煙草會社煙草運送鑑札	同	六分

豚　　票	同	三分
羊　　票	同	三分
煙草票	同	三分
酒　　票	同	三分
出産木材票	同	三分
銷場木材票	同	三分
礦税票	同	七分
十間房紙卷煙草檢査書	同	六分
土貨運送證明書	同	六分
洋貨免重徴專照	同	六分
燒酎屋の門札及各鑑札	同	六分
機械製洋式貨物	運税 單票	六分 六分

B　徴收法

（一）出産税は其貨物の出産地に於て徴收し販賣をなす場合に又銷場税を徴收する。而して糧豆等は均しく第一に通過する局工（税局或は出張所）にて徴收し一度課税したものは再徴しない。

（二）糧類――例へば穀麥、紅糧の既に出産税を納め精米或は麵粉となし原税票を有するものゝ如きは更に出産税を徴しない。

（三）管內の各油坊は毎月幾許使用するかを豫想し毎月末其納稅執照を以て附近の局卡に趨き消費高を記入し全部消費せる時に其稅票を廢棄する。
（四）銷場稅は貨物販賣の地に於て徵收する。
（五）販賣の各貨物が目的地に到着したる時は稅捐局に報告して檢査を受け稅を納める。而して其完納期間は遲くも三日を超ゆることが出來ない。
（六）土貨、容貨共既に指定の販賣地點に到る前に曾て銷場稅を完納したもの又は同一縣稅局の他鎭に於て小商人が搬出するものは運搬の時往々原納稅票を持し到着地が同一縣稅局管內の時は銷場稅を再徵しない。
（七）人力手工により製作した貨物は其原料が既に出產銷場兩稅を完納せるものであれば其地に於て小賣をしても再び徵しない。
（八）出產稅及び銷場稅は共に時價に照して徵收する。
（九）納稅は凡て現大洋を以てするを原則とする。
（十）課稅すべき貨物に對し脫稅を企てるものに對しては其正稅及附加稅を追徵したる上事情輕重の如何によつては正稅類の一乃至五倍の罰金を徵收し又全貨物を沒收又は轉賣する。

第三項　吉林省

吉林省總商會及總工會機關紙吉林新共和報に「吉省財政及稅率狀況、十七年度省庫盈餘六百餘萬元」と題して左記の記事を載せてゐる。財政狀態に就ての宣傳文であらうと思ふが、省の財政一般を窺ふに

足るので次に掲げる。

吉林省の財政及税率狀況

吉林省財政廳長榮厚が吉林省の財政を掌理して以來鋭意税收の整頓に努めたる結果昨年（民國十七年）の收税は民國十五年に比し田賦に於て二割、貨物税（各種財物）三割、雜税一割七分の増徴を得た、而して昨年省庫の總收入は二千〇九十四萬元で之を十五年度に比し六百餘萬元の増收となる。支出は一千四百二十八萬餘元で前年に比し八十餘萬元を節減し得たから差引殘額六百六十餘萬元は省庫に餘盈を生じた。內譯は次の如くである。

記

一、收入の部

田賦	四百三十四萬餘元（吉林永大洋票）
貨物税	一千一百餘萬元
正雜各税	四百六十餘萬元
正雜捐及雜收入	八十八萬餘元
合計	二千〇九十四萬元

二、支出の部

政費	一百五十二萬餘元
軍費	一千〇九十五萬餘元

財政費　一百二十六萬餘元
外交費　八萬五千餘元
司法費　五十二萬餘元
教育費　二十四萬四千餘元
實業費　七萬一千餘元
合　計　一千四百二十八萬八千餘元

重要なる各税率次の如し。

一、地　租

一晌(毎晌十畝)に付　國税五角、地方税(警察費、保衛費、教育費各二角)六角、附加公費　三角、附團費　三角、積穀費　一角

二　營業税

甲、銷場税從價二分。乙、糧石銷加税從價二分。丙、營業附銷税從價二厘

三、特許營業税

甲、燒鍋　每座年納四百元、加一座增二百元。乙、燒酒税　每百斤一元四角を課す。丙、燒酒執照費　每枚一百四十五元。丁、整頓烟酒牌照　每年四十元。戊、小賣烟酒牌照　十六元、八元、四元に分つ。己、烟酒公賣費　燒酒每百斤六角、雜酒公賣費　每百斤六角、雜酒從價百分の二十。庚、雜酒税　從價百分の十、藥酒税　百斤一元。辛、烟酒附加税　正税に按し百分の五を課す。壬、烟

酒特税、紙烟草印花は原價に按し二割を貼付す、雜酒從價二割、藥酒、飲料、酒精從價二割。癸、當貼税　一、繁華地　典當税二百元、質當税八十元。二、偏僻地　典當税一百五十元、質當税五十元又は價税典當八十元、質當二十元。

四、漁業税

一等　四十元　二等　二十元　三等　十二元　四等　八元

五等　六元　六等　四元

五、牙帖税（五箇年毎に一回を納付す）

一等　三百元　二等　二百五十元乃至一百元、百六十元乃至百二十元

六、牙税は六等に分つ、卽ち年に二百元、百六十元・一百二十元、百元、八十元乃至四十元を年納す

七、攤床營業税は六等に分つ、月に十元、八元、六元、四元、二元、一元を月納す。

八、皮張税　貂皮從價百分の二十、其他百分の十。

九、牲畜税　牛馬驢騾は從價百分の五、羊豬百分の二、五

十、屠殺税　豬每頭三角、羊每頭二角、牛每頭一角

十一、帖税　一等牙店八百二十元、二等牙店百元、牙紀帖税四十元、斗税十元、秤帖十元

十二、穀類税　産税從價百分の二、銷場税從價百分の二、豆麥斗税大麥二分（一斗）大豆一分四

十三、出産税

雜糧斗税は三等に分つ、卽ち每斗九厘、六厘、三厘を納む。

甲、山海税　鹿茸從價百分の二十、虎骨百分の十五、鹿筋、鹿骨、毎十斤五角八分、花磨毎十斤二角五分

乙、海菜税　魚類毎十斤五分八厘、昆布百斤二角九分

丙、土産税　蘇油、豆油、毎百斤二角九分、麻油百斤四角三分五厘、糖蘿蔔百斤四分四厘、藍靛百斤一角四分五厘、綫麻百斤三角六分三厘、土鹹百斤一角四分、缸税從價百分の七、人蔘税從價百分の十、藥税從價百分の五、豬宗百分の十

十四、木石税　木炭及木材は從價の百分の十、石税及石灰税は之に同じ

十五、契税典税は從價の百分の三、賣税は百分の十

十六、其他雜税　車捐、營業用大車は毎輛に付き一元を月納し外省入境者は毎次三角を納む。

第四項　黒龍江省

眞相を知ることは困難であるが諸種の事情より推算して歳出入約一千五百萬元内外にして自給自足の程度にあると察せられる。

第三節　關税制度

第一項　大連海關（關東廳要覽に據る）

明治三十九年帝國が關東州租借地を露國より繼承するに至り帝國政府は該租借地に於ける關税制度を確立するの必要を認め北京政府に對し之に關し商議を爲したる結果明治四十年五月三十日北京に於

露國政府は遼東半島租借以來旅順口を以て專ら軍港と

し露清兩國の船舶以來他外國の船舶に對して之を閉鎖したるも大連港は外國貿易の爲に開放して一切の商船の出入を許し且一切の輸出入品に對し關稅を免除することゝした。（一八九八年三月二十七日調印、遼東半島租借條約第六條）東清鐵道南滿洲支線建設及經營に關する契約（一八九八年七月六日調印第五條）に依れば露國政府は租借地內に於て其の適當とずる關稅則を設くるを得べく淸國政府は租借地境界線上に於て租借地と淸國內地との間に出入する貨物に對し課稅するを得之が爲露國政府との別の商議に依り大連港の開放後同

て在支公使と總稅務司との間に大連海關設置及內水航行に關する協定の調印を見るに至り明治四十年七月一日より大連海關の事務を開始した。

該協定は關東州租借地全部を關稅自由地區と爲すと共に租借地を通過して淸國內地に出入する貨物に對する關稅徵收の爲大連港に淸國海關を設置することを承認したもので且之が實施の上實際の狀況に應し更に改訂を爲すべき暫定的取極である。

又該協定に依れば日本國及淸國官憲は租借地と淸國內地との間に於ける密輸入取締の爲適當の措置を講ずべく尙日本國官憲は大連の鐵道終點及境界地停車場に於ける鐵道運輸を處理する爲相當手續を定め竝海關の徵稅の爲假規則を設くべきことを規定した。右に依り關東都督府は明治四十年六月府令第三八號を以て關東州租借地稅關假規則を公布した。

第二項　關東州生產品の日本輸入に對する免稅

關東州に於て生產する物品を日本內地に輸入するに付ては輸入稅を課せらるべきなるも（明治三十九年九月勅令第二六二號關東州の生產に係る物品の輸入稅率に關する件）關東州に於ける生產工業の發達を助長し同時に本邦に於ける工業原料の不足を補充せんとするの趣旨に依り關東州に於て生產する特殊の物品に對し本邦に於て輸入稅を免除することゝ爲し（同年法律第五一號）大正十四年六月十七日更に修正された。

第三項　稅關竝關監視所及關稅收入（昭和二年十月一日現在）

港に於て清國海關の設置を認許すべく但し同海關の開設及管理に付ては東清鐵道會社に於て代辦すべき旨を規定した。然れども大連に於ける清國海關の開設は實現するに至らずして日露戰爭に及んだ。

名稱	位置	設置年月日
大連稅關	大連	明治四十年七月一日
同分關	旅順	同四十三年同
金州稅關監視所	金州	同四十年同
普蘭店同	普蘭店	同
貔子窩同	貔子窩	同年九月七日
城子疃同	城子疃	昭和二年十月一日

關稅收入

關名	輸入正稅	輸出正稅	沿岸貿易稅	噸稅	抵代稅	罹災救援	計
大連	兩 二、九八六、四九七・二六六	兩 三、六五三、四二五・九七四	兩 七六、五七八・九七三	兩 四、三二七・八〇〇	兩 六四、五二二・二七八	兩 二三〇、三二四・二六〇	兩 七、〇一五、五七六・五五二
牛莊	四二三、九三九・六五四	四九五、七六二・八三七	九六、八六二・六九三	一九、七四七・二〇〇	四九、七九〇・七一四	一五、九七七・五八七	一、一〇三、〇八〇・六八五
安東	一、三三三、一九七・〇五四	六八二、四四四・六七四	九、〇二一・二四五	六、二九二・〇〇〇	六、七二〇・一七三	五六、八七八・二九一	二、〇九四、五三三・四三七
計	四、七四三、六三三・九七四	四、八三一、六三三・四八五	一八二、四六二・九一一	三〇、三六七・〇〇〇	一二一、〇三三・一六五	三〇三、一八〇・一三八	一〇、二一二、二一〇・六七四

（滿洲商工要覽に據る。輸入稅率は昭和四年二月より變更あるも通關々係に變化河もも。通關々係に付ては本節第四項參照）

第四項　南滿三港に於ける通關々係

（大協－大連海關設置に關する協定）（關假－關東州租借地稅關假規則）

大連港

輸入の場合

海關と常關の區別
一、開設地。
海關は開港場其他開市場に設けらる常關は右の外更に內地各處の商業地に設けらる。
一、管理關係
海關は外國人の管理に屬するも常關は一般に支那官吏の管理に屬する(但、開港地にあるものの中特に海關管理に屬するものを除く)

一 **汽船又は西洋型帆船に仍る輸入**

A 外國品

甲、外國より輸入は輸入税を要せず。(大、協、五)
陸路支那內地に輸入の場合は輸入税を要す。(大、協、五)

乙、支那條約港より移入は輸入税も要せず。(大、協、五)
陸路支那內地に輸入の場合は輸入税を要す。但し船積港に於ける納税證(又は無税證)を有するもの又は輸出港海關の積荷證券に無税の指定あるものは無税(關假一ノ二、大、協五)
條約港より大連港に再輸出せらるゝ外國品にして其の輸入税の拂戻を受くる資格あるものは各税關に於て戻税をなすを以て關假一ノ二にある如き納税添證書を有するもの又關假一ノ三の如き場合なし。

B 支那品

甲、支那條約港より輸入は沿岸貿易税を要せず。(大、協五、同七)
陸路支那內地に輸入の場合は沿岸貿易税を要す。(大、協、五、關假二)

二 **內水航行汽船に由る海路輸入**

A 外國品 無税

B 支那品 無税

但し輸出地に於ける納税濟證書を有せざるものは、常關税率(大連税關に於ては戎克輸出税率)

一、課税取扱事務　海關は西洋型船舶及之により輸送される貨物に對する課税徴收を取扱ふも、常關は支那型船舶及之により輸送される貨物に對する課税徴收を取扱ふ（但海關税率の下に貿易すべき許可を得て開港場間を往來する支那民船は海關に於て課税す）

に依り輸出税を要す。

陸路支那內地に輸入の場合は輸出税と同額の輸入税を要す。

內水航行汽船は、不開港場間航行中條約港に寄港する事を得るものなるを以て、開港場にて船積せられたるものは(一)表A／乙、Bに同じ。

三　戎克に由る海路輸入

A　外　國　品

甲、外國より輸入は無税。

乙、支那條約港より輸入は無税。

丙、支那不開港より輸人は無税。

外國品にして陸路支那內地に輸入品は(一)外國品と同じ。

B　支　那　品

甲、支那條約港より輸入は無税。

但し輸出地に於ける納税濟書を有せざるものは常關税率に仍り輸出税を要す。

支那品の陸路支那內地に輸入は(二)表と同じ。

乙、支那不開港場より輸入は無税。

但書同上。

四　陸路支那內地より租借地に輸入。

A 外國品無稅
B 支那品無稅

輸出の場合

一　外國品

A 汽船又は西洋型帆船に由る外國へ再輸出は輸出稅を要せず。
B 汽船又は西洋型帆船に由る支那條約港へ再輸出は輸出稅を要せず。
C 內水航行汽船に由る不開港場へ再移出は輸出稅を要す。
D 戎克に由る外國へ再輸出は無稅。
輸入稅と同額の供託を爲し到著港稅關の證明書を提出して供託金の拂戻を受く。
E 戎克に由る支那條約港へ再輸出は無稅。
但書同上。
F 戎克による支那不開港場へ再輸出は、輸入稅を要す。

二　支那品

A 汽船又は西洋型帆船に由る外國へ再輸出は輸出稅を要せず。（大、協、六、關、假、七）
B 汽船又は西洋型帆船に由る支那條約港へ輸出は輸出稅そ要す。（大、協、六、關、假、四）
C 內水航行汽船に由る不開港場へ輸出は戎克輸出稅を要す。
D 戎克に由る外國へ輸出は輸出稅を要す。

E　戎克に由る支那條約港く輸出は戎克輸出税を要す。

F　戎克に由る支那不開港場へ輸出は戎克輸出税を要す。

G　陸路支那內地に積戻は無税。

但し積戻品たる事の證明を要す、證明なきときは輸出税と同額の輸入税を納めざるべからず。

備考　租借地より、陸路支那內地に輸入せる支那品又は外國品を原料として製造せる物品を更に租借地に輸入し之を輸出する場合及陸路支那內地に積戻は本表支那品と同じ。

三　租借地產生物

A　汽船又は西洋型帆船に由る外國へ輸出は輸出税を要せず。（大、協、六、關、假、五）

B　汽船又は西洋型帆船に由る支那條約港へ輸出は輸出税を要せず。（大、協、六、關、假、五）

C　內水航行汽船に由る不開港場へ輸出は輸入税を要す。

D　戎克に由る外國へ輸出は無税。

E　戎克に由る支那條約港へ輸出は無税。

輸入税と同額の供託金を爲し到著港税關の證明書を提出して供託金の拂戻を受く。

但書同上。

F　戎克に由る支那不開港場へ輸入税を要す。

G　陸路支那內地に搬入は輸入税を要す。

四　租借地製造品

租借地生產品たる事を證明するには民政署の產地證明書を要す。

A **外國品又は租借地生產物を原料とせるもの。**

一 汽船又は西洋型帆船に由る外國への輸出は輸出稅を要せず。(大、協、六、關、假、五)

二 汽船又は西洋型帆船に由る支那條約港へ輸出は輸出稅を要せず。(同)

三 內水航行汽船に由る不開港場へ輸出は輸出稅を要す。

四 戎克に由る外國へ輸出は無稅。

輸入稅と同額の供託金を爲し到著港稅關の證明書を提出して供託金の拂戾を受く。

五 戎克に由る支那條約港へ輸出は無稅。

六 戎克に由る支那不開港へ輸出は輸入稅を要す。

七 陸路支那內地に搬入は輸入稅を要す。

B **支那品を原料とせるもの。**

一 汽船又は西洋型帆船に由る外國へ輸出は輸出稅を要す。

二 汽船又は西洋型帆船に由る支那條約港へ輸出は輸出稅を要す。

三 內水航行汽船に由る不開港場へ輸出は戎克輸出稅を要す。

四 戎克に由る外國へ輸出は輸出稅を要す。

五 戎克に由る支那條約港へ輸出は戎克輸出稅を要す。

六 戎克に由る支那不開港場へ輸出は戎克輸出稅を要す。

七　陸路支那內地に搬入は輸出稅と同額の輸入稅を要す。

但し他の支那條約港に於て輸出稅納付濟の支那品を原料とせる場合相當の證明あるものは沿岸貿易稅を納付するのみにして可なり。

租借地製造品たる事を證明するには民政署の產地證明書を要す。

表中大協とあるは明治四十年五月三十日日淸間に協定せられたる大連海關設置に關する協定關假とあるは明治四十年六月二十六日關東都督府々令第三十八號にて發布せられ同年七月一日より施行せる關東州租借地關稅假規則、支那內地とあるは關東州外の鐵道附屬地をも含む

牛莊港（營口）

輸入の場合

一　外國品

甲、汽船又は西洋型帆船に由る外國よりの輸入は輸入稅及附加稅及遼河下游浚渫附加稅を要す。

乙、汽船又は西洋型帆船に由る、支部條約港より輸入の場合。

A　當該支那條約港に於て再輸出の際納付せる輸入稅の拂戾を受けたる場合は輸入稅附加稅及遼河下游浚渫附加稅を要す。

B　當該支那條約港に於て再輸出の際納付せる輸入稅の拂戾を受けずして納稅濟證書を有する場合は輸入稅、附加稅は要せず遼河下游浚渫附加稅のみを要す。

丙、支那條約港より輸入の場合

A　當該支那條約港に於て輸出税を納付せる場合は、沿岸貿易税及遼河下游浚渫附加税を要す

B　當該支那條約港に於て再輸出の際納付せる沿岸貿易税の拂戻を受けたる場合には沿岸貿易税及遼河下游浚渫附加税を要す。

C　當該支那條約港に於て再輸出の際納付せる沿岸貿易税の拂戻を受けずして納税濟證書を有する場合は沿岸貿易税を要せず。

二　內水航行汽船に由る輸入

A　外　國　品

通過税票を有する貨物は輸入税及附加税及遼河下游浚渫附加税共無税。

通過税票を有せざる外國產貨物は外國製品たる資格を喪失し、支那製品としての取扱を受く。

B　支　那　製　品

戎克貿易は輸入税及附加税及遼河下游浚渫附加税無税。

備考　內水航行汽船には再輸出の制度なく、事實再輸出品なりと雖輸出と同一の取扱を受く、內水航行汽船に由る貿易は不開港場間の貿易なり。

三　戎克に由る輸入

A　外　國　品　（二）表の場合と同じ。

B　支　那　製　品

戎克輸入税及浚渫附加税を要す。

備考　戎克には再輸出の制度なく事實再輸出品なりと雖輸出と同一の取扱を受く、戎克に由る貿易は支那條約港又は不開港場間の貿易なり、若し戎克にして外國との貿易に從事ある時は特許を受け取扱手續等は汽船の場合と同一なり。

輸出の場合

一　外　國　品

甲、外國へ再輸出は輸出税を要せず、輸入税の拂戻を受く但し輸入の時より三箇年以内の再輸出に限る且つ貨物の荷印荷造等輸入當時の原狀を維持するを要す。(貨物改造の必要ある時は税關に申告して許可を受け税關監督の下に改造するを要す。

乙、支那條約港へ再輸出は輸出税を要せず。

A　納付せる輸入税の拂戻を受くる時は到著港にて改めて、輸入税を納付することを要す。

B　納付せる輸入税の拂戻を受けざれば、到著港にて再び輸入税を納付するを要せず。

C　支那條約港く再輸出は輸出税を要せず。

二　支　那　製　品

甲、外國へ再輸出の場合は輸出税を要せず、沿岸貿易税の拂戻を受く但し輸入の時より一箇年以内の再輸出に限る貨物荷印荷造等は外國の場合と同斷。

乙、支那條港へ再輸出は輸出税を要せず。

納付せる沿岸貿易税の拂戻を受けざれば到著港にて再び沿岸税を納付する事を要せず但書同上

三　内水航行汽船に由る輸出の場合

甲、外國品は輸入內水航汽船の場合と同じ。
乙、支那製品は戎克輸出税及上浚渫附加税を要す。

四　戎克に由る輸出

甲、外國品は輸入內水航汽船の場合と同斷。
乙、支那製品、戎克輸出税及上游浚渫附加税を要す。

備考

一　華盛頓會議による附加税は昭和二年開河期より實施さる。
　輸入普通品　從價二分五厘
　輸入奢侈品　從價五分

二　遼河下游浚渫附加税
（海關にて徵收）は大正十四年五月十一日より次の通り徵收することゝなる。
イ　輸出入外國貨物及支那貨物（遼河工程局協定第九條の例外を除く）に對しては價一〇〇〇海關兩に付二海關兩を課す。
ロ　外國及沿岸航路船舶は入港毎に一噸銀二分を課す。
內水航路船舶は入港毎に毎一噸銀二分を課す。

三　上游浚渫附加税は從前通
鈔關の管理に屬する貨物及船舶に對して次の通賦課す。
イ　貨物に對しては正税の五分。
ロ　戎克船に對しては入港毎に一五〇石未滿は一〇〇石に付銀四錢、一五〇石以上は一〇〇石に付銀一兩）

安　東

輸入の場合

一　汽船又は西洋型帆船に由る輸入及再輸出

（牛莊に於ける取扱と同一なれども附加税の賦課なし）。

二　內水航行汽船に由る輸入

（前同斷）。

備考　安東に於ける戎克の出入は沙河税關の管理に屬し、税關管理に非ざるを以て內水航行汽船に由る輸出入税率は沙河税關の税率に依る。

三　鐵道に依る輸入

甲、新義州以南より輸入する場合は輸入税を要す。

但し税額三分の一減税。

乙、新義州より輸入の場合は輸入税全額を要す。

但し貨物にして船便に由り新義州に到著したるものに非ざる事を明記せる新義州税關發給の輸出免訴狀、又は運送免狀を添附する場合は海關税率の三分の二を課せらる。

輸出の場合

一　汽船又は西洋型帆船に由る　輸入の場合と同斷。

二　內水航行汽船に由る輸出　輸入の場合と同斷。

三　朝鮮より鐵道に由る輸入外國品の再輸出。

三　朝鮮より鐵道に由る輸入外國品の再輸出。

甲、海路支那條約港へ再輸出。

乙、鐵道に由り滿洲以外の支那條約港若くは支本邦各省の內地に輸送。

以上の場合は減税額を納入するに非ざれば、條約の規定に基き外國輸入品に適用さるべき普通の税關取扱を受くる事を得ざるものとす。

四　鐵道に由る輸出

甲、新義州以南に輸出の場合輸出税を要す。

但し三分の一減税。

乙、新義州へ輸出の場合輸出税全額。

但し貨物にして、

イ　新義州に於て地方的消費に供せらるゝものは關税發給の輸入免狀。

ロ　滿洲輸出の日より二年以內に更に鐵道により新義州以遠に輸送せらるゝものは新義州税關發給の運送免狀を以て、當該貨物の關税三分の一の拂戻を請求する事を得。

備考　徒歩又は橇及帆船による輸出入は全額の輸出入税を要す。

第五項　支那側關税增徵の要求（輸出附加税）

昭和四年二月一日突如總税務司の手を經て滿洲各地海關に輸出附加税二分五厘、沿岸貿易附加税一分二厘五毛、洋式機器製品二分五厘の增徵を布告した。此は正式に列國の了解を經ず、日本が均霑す

る一八五八年の英支天津條約第二十四條、一八五八年の佛支天津條約第四十八條に違反する行爲なるを以て日本は俄に之を同意する能はず殊に大連に於ては明治四十年の大連海關設置に關する日本協定により斷然實力阻止の行動に出で安東、營口に於ても日本人荷主の場合に限り强制通關を斷行することゝなつた。

更に二月下旬安東に於ける陸境三分の一減稅撤廢の通告を見たか日本側は强制通關によりて之に對抗した。

第二章　金　融

第一節　日本側金融機關

日本側銀行本店合計一七

滿洲に於ける日本側銀行は進出は明治三十二年（一八九九年）一月當時の滿洲第一の貿易港であつた牛莊に橫濱正金銀行が支店を設置したのを嚆矢とする。當時牛莊では露淸道勝銀行（露亞銀行）が勢力を占め居たる爲甚だ振はず一九〇四年二月日露開戰と共に一時引揚げの止むなきに至つたが同年八月日本軍が大連を占領するや大連に出張所が設けられ其翌年戰後の滿洲に於ける中樞金融機關として之が支店に改められた。民間銀行として明治三十九年（一九〇六年）牛莊に日支合辦の正隆銀行（當時正隆號）が設置されたるを以て初めとする。其後右兩銀行の支店が各地に設けられ銀票及金票（正隆銀行發行）を通貨として日本側金融を發展せしめた。朝鮮銀行の支店は明治四十二年（一九〇九年）

安東に設けられ又滿洲に本店を有する普通銀行が漸次設立さるゝに至つた。大正六年(一九一七年)末正金銀行の金票發行權及國庫事務の取扱が朝鮮銀行に移り、同行が滿洲に於ける日本側の中央銀行として大連に進出して以來、日本側銀行の本支店は歐洲戰後に於ける好景氣に乘じて濫興した。其結果大正九年(一九二〇年)の大恐慌以來一大整理の時期に入り銀行數は激減し其の內容は漸次改善さるるに至つた。現在に於ける日本側金融機關の組織は朝鮮銀行を中心とし、不動產金融には東洋拓植株式會社、爲替銀行として橫濱正金銀行が活動し、地方商業銀行としては滿洲銀行及正隆銀行の本支店があり其他は地方の小銀行が各地に存在する有樣である。

又關東州及滿鐵沿線に於ける農業金融機關として金融組合が最近多く設立されて來た。之は產業組合の一種である。又昨年(一九二七年)末より小賣商人間に組織されつゝある各都市の輸入組合は、小賣商人の共同信用を利用して、商品仕入資金の融通をなさんとする組合であるが、其の將來は大いに囑望されてゐる。金貸業及質屋は日支人庶民金融機關として相當重要であるが最近其の數は減少し貸金額も減少しつゝある。一九二六年末に於て前者は約一〇〇戶貸出總額三千萬圓位後者は約七百戶年末貸出高三百餘萬圓である。

組合に就ては第四編一章參照

滿洲に於ける日本側貯蓄機關として明治三十九年(一九〇六年)より事務を開始した郵便局が活動してゐる。其の郵便貯金額は一九二七年末に於て二十三萬口千五百萬圓を超へてゐる。又郵便局の爲替業務も相當の金額に達し一九二六年度に於ける郵便振替貯金は拂込約一千九百萬圓、拂渡約七百三十萬圓に達して居り、又郵便爲替の取扱は一九二七年中受入一千四百萬圓拂渡五百萬圓に達してゐる

第二節　支那側金融機關

滿洲に於ける金融機關として古くから存在するものは票莊、錢莊、銀爐、錢舖、當舖等である。票莊とは爲替及貸付を業とするもので、山西省の人が主として之に從事したが、今や新式銀行の出現と共に殆んど無くなつた。錢莊は個人又は合資組織による兩替商で、貨幣の投機的賣買、爲替及貸付を營む。錢舖は小資本にて專ら兩替をなし、銀爐は以前は銀錠の鑄造店であつたが、預金、貸付、兩替爲替等普通銀行と略同樣の業務を營む。又當舖は質屋であつて主として勞働者の金融機關である。又糧棧は穀物の倉庫業兼問屋であるが、農業金融機關として活動することもある。之等は甚だ幼稚な金融機關ではあるが、支那人の古き慣習に適し、現在に於ても支那人の商業金融、庶民金融機關として各地に存在し活動してゐる。此種の機關の貸付利率は甚だ高率である。

滿洲に於ける新式銀行の活動は、東支鐵道の起工を機會として、露支合辦の露亞銀行が一八九五年設立せられたのを以て嚆矢とする。支那側銀行の滿洲に於ける最初のものは光緒三十一年（一九〇五年）設立せる奉天官銀號（後に東三省官銀號と改む）である。尤も同號の銀元局として設立されたのは光緒二十四年（一八九八年）の事である。之に次で光緒三十三年（一九〇七年）大清銀行（中國銀行）が奉天に分行を設け、光緒三十四年（一九〇八年）には交通銀行は營口に分行を次で宣統二年（一九一〇年）には奉天にも亦分行を設けた。黑龍江廣信公司及吉林永衡官銀號の設立は右よりも稍古い事であるが之が設立當時は今日の如き金融機關ではなかつた。其後之等の銀行の支店出張所が營口、

長春、哈爾濱等を始めとし各地に設置されると共に他方民間銀行も亦續々と設立された。然し官立銀行が横暴を極め兌換劵の濫發を行ひ市場を獨占する爲及び支那人が一般に銀行預金を好まず預金資金が利用出來ぬ爲民間銀行の有力なものが甚だ少い。而して之が缺を補ふ爲め最近著しく發展したる儲蓄會は庶民金融機關として甚だ重要なる地位を占めてゐる。

第三節　外國銀行

滿洲に於ける外國銀行は哈爾濱を中心とし大連、奉天、營口等に活躍してゐる。今其の主要なる外國銀行を示せば次の如し。(一九二七年末)

銀行名	設立年月	本店所在地	公稱資本金 (千)	拂込資本 (千)	在滿支店所在地(備考)
露亜銀行	一八九五	巴里	R 六五,000	R露 五五,000 $支 三,五00	營口、哈爾濱(一九〇二)(一九二六年秋破綻　一九一八年第一借款銀行合併
極東借款銀行	一九一〇・五	哈爾濱	¥ 一,三三・四一六	一,二五・八	哈市新市街(第一借款銀行の後身なり　一九二一、六改名)
極東銀行	一九二三・六	哈爾濱	$ 五,000	× 四,二00	滿洲里、海拉爾(上海、天津、張家口) ×(準備金込)
滙豐銀行	一八六四	香港	$ 五0,000	二0,000	大連、奉天、哈爾濱(一九一二)
花旗銀行	一九〇一	紐育	G$ 七五,000	七五,000	大連、哈爾濱(一九一二)
麥加利銀行	一八五三	倫敦	£ 三,000	三,000	哈爾濱(一九一八)(Chartered Bank of India Austlaria & China, Ltd.)
中華懋業銀行	一九一七	北平	$ 10,000,000	七,五00,000	哈爾濱(米支合辦)
家主地主組合銀行	一九一三・八	哈爾濱			
猶太庶民銀行	一九二三・六	哈爾濱	¥ 100	100	

極東猶太商業銀行	一九二一・二	哈爾濱	￥ 四〇〇	四〇〇
中法實業銀行	一九二五	巴里	Frs 五〇,〇〇〇,〇〇〇	Frs 五〇,〇〇〇,〇〇〇	奉天、哈爾濱(一九二八年設置説)

第三章 通貨

第一節 滿洲に於ける通貨の現狀

滿洲に於て現在流通する通貨は銅元、奉天票、哈爾賓大洋票、吉林官帖、黒龍江官帖、永衡大洋票同小洋票、鎭平銀、小洋錢、大洋錢、過爐銀等の支那通貨と、朝鮮銀行發行の金票、横濱正金銀行大連支店發行の銀票及日本補助貨を主なるものとす。而して之等通貨の昭和二年末に於ける滿洲內流通高は概略次の如き見込である。

滿洲貨幣流通見込高（昭和二年十二月末）

種類	流通見込高	同上大洋錢換算額	換算率
奉天票	一、三〇〇、〇〇〇千元	九三、五三〇千元	大洋錢一〇〇元－奉天票一三九〇元
哈爾濱大洋票	三八、〇〇〇千元	二六、六〇〇	哈爾濱大洋票一〇〇元－大洋錢七〇元
吉林官帖	三、三〇〇、〇〇〇千吊	一九、五二〇	大洋錢一元－吉官帖一六九吊
黒龍江官帖	三、七〇〇、〇〇〇千吊	一一、二〇〇	大洋錢一元－黒官帖三三〇吊
黒龍江四分利公債券	一〇、〇〇〇千元	三、六四〇	公債券一元－黒官帖一二〇吊
吉林永衡大洋票	六、〇〇〇千元	三、五四〇	永大洋票一〇〇元－大洋錢五九元

吉林永衡小洋票	一、五〇〇千元	八九	永小洋一元＝吉林官帖一〇吊
鎭平銀	二、五〇〇千兩	三、三五〇千元	鎭平銀一兩＝大洋錢一・三四元
過爐銀	二、〇〇〇千兩	七六〇	大洋錢一〇〇元＝過爐銀二六四兩
大洋錢	五〇〇千元	五〇〇	
小洋錢	五、五〇〇千元	四、五八〇	大洋錢一〇〇元＝小洋錢一二〇元
支那側合計		一六七、三〇九	
朝鮮銀行金票	四三、五八四千円	四二、三一五	大洋錢一〇〇元＝金票一〇三圓
正金銀行銀票	五、四六〇	五、二七五	大洋錢一〇〇元＝銀票一〇三・五圓
日本側合計		四七、五九〇	
總計		二一四、八九九	

右の外銅元及日本補助貨の如きは殆んど推算不可能であるが其の價額は多額には上らぬ。仍て之等通貨の合計は右に示す如く大洋錢換算にて約二億一千五百萬元の流通高を示す。

從て之を使用する滿洲人口を約二千八百萬人と見れば一人當七元七角となり、英米佛諸國の一人當約金百圓、日本の約金二十五圓に對し十三分の一及三分の一の少額に過ぎぬが、關東洲及滿鐵沿線について見れば人口約百萬人に對し其の通貨主として日本貨の約五千萬元と見て一人當り約五十元となり、日本の平均の約倍額である。（最近に於て金一圓は大洋錢約一元なり）

第二節　滿洲通貨表

先づ支那側通貨は系統別にすれば制錢系（銅系）、銀錠系（銀塊系）、洋錢系（鑄貨系）の三種となるが本位金屬別、硬貨、紙幣別とすれば次の如し。

支那通貨
- 銅本位
  - 硬貨
    - 制錢（吊）　元來は孔明銅錢にして奉天省にては制錢一六〇個、吉林、黑龍江兩省にては五〇〇個を一吊文とす、前の計算方法を東錢後の計算方法を中錢と謂ふ。現在通貨として流通せず商品の建値に使用するのみ。
    - 銅元（分）　品位九五〇位の銅貨なり、普通銅子兒と稱す、制錢一〇文及二〇文に相當する二種あり補助貨として流通し支那勞働者の生活に必要である。
  - 紙幣
    - 官帖（吊）　吉林、黑龍兩省に流通す、初めは制錢を基礎とする兌換券であつたが現今は純然たる不換紙幣なり。
    - 銅元票（分）　銅元を基礎とした兌換券である。江省券の兩種あり、銅元の不足を補ふ爲發行されたものである。補助貨として流通す。
- 銀本位
  - 硬貨
    - 馬蹄銀（兩）　馬蹄形の鑄銀で其の品位及重量は不定である。營口では品位九九二の營平兩（純銀五三二・六八トロイグレイン）を標準とし、安東では品位九三五の鎭平兩（純銀五二五・五四トロイグレイン）を標準とする。
    - 大洋錢（元）　品位九〇〇、量目庫平七錢二分卽ち純銀六錢四分八厘（三七四・四トロイグレイン）を一元とず、袁世凱銀貨多し、純分量異る種類あり。
    - 小洋錢（角）　品位八二〇、量目庫平七分二厘卽ち純銀五分九厘〇四絲（三三一・九九六四一二八トロイグレイン）を一角とするも鑄造々幣廠により一定せず。
  - 紙幣
    - 過爐銀（兩）　營口の銀爐で行はれる營平兩銀を基礎とする振替勘定である。銀爐は一種の小切手を發行する。
    - 大洋票（元）　大洋錢を基礎とする銀行券である。哈爾濱大洋票の如き之れである。奉天大洋票は純然たる大洋錢本位の銀行券ではない。
    - 小洋票（角）　小洋錢を基礎とずる銀行券である。舊奉天小洋票は之に屬する之の十二角が奉天大洋票一元に相當する。
    - 私帖（角）　小洋錢を基礎とした個人發行の一覽拂手形なり、帖子と通稱す、極小區域に限られ流通す。

外國通貨は日露兩國要貨を含むが今では朝鮮銀行金票及正金銀行銀票を主とす。

外國通貨
- 銀本位
  - 鑄貨
    - 圓銀（圓）舊日本貿易銀である。純銀量（三七三・一三一三六トロイグレイン）現在流通せず。
    - 墨銀（弗）純銀量（三七四・九七トロイグレイン）現在殆んど流通せず。
  - 紙幣
    - 正金銀行銀券（圓）鈔票と通稱す、圓銀を基礎とする兌換券。
    - 軍票（圓）日露戰爭當時發行せるもの現在殆んど之を見ず。
- 金本位
  - 鑄貨（日本補助貨（錢）日本金貨に對する補助貨にして銅貨、白銅貨、銀貨あり。
  - 紙幣
    - 日本銀行券（圓）純銀（一一・五七四トロイグレイン）を一圓とし之を基礎とする兌換券。
    - 朝鮮銀行券（圓）日本金貨又は日本銀行券を基礎とする兌換券。金票、老頭兒票と通稱す。
    - 露國紙幣（留）純金（一一・九四八トロイグレイン）を一留とし此の十留を一單位とするソヴエート紙幣である。事實滿洲に於ては流通を禁ぜられてゐるチエルウオネットと稱す。

教育施設は州內は關東廳に依り附屬地は滿鐵會社に依り關東廳之を監督する。

滿鐵に對する政府命令書第五條參照

初等中等實業教育は日支人分離主義を原則とし專門高等教育は共學を原則とする。

小學校にては滿洲教材を主とせる補充教材を併用する。

第七編　教育

第一章　教育

第一節　日本側施設

第一項　關東州及南滿洲鐵道附屬地

日本人によりて經營せらる教育施設は左の如くである。（關東廳要覽に依る）

滿洲に於ける我教育施設　（昭和二年五月一日現在）

經營者	教育程度別	學校種別	校數 關東州	校數 鐵道附屬地	校數 領事館管內	備考
關東廳立	初等教育	小學校	一九	―	―	
	初等教育	公學堂	一〇	―	―	旅順師範學堂附屬公學堂を含む
	中等教育	中學校（旅順大連）	四	―	―	支那人中學校一校を含む
	中等教育	高等女學校（旅順大連）	二	―	―	
	師範教育	師範學堂（旅順）	一	―	―	附屬小學校教員養成部を含む
	實業教育	商業學堂（大連）	一	―	―	
	實業教育	農業學堂（金州）	一	―	―	
	高等教育	工科大學（旅順）	一	―	―	

大連市立	中等教育	高等女學校（大連）	一	—	—	
	實業教育	商工學校（同）	一	—	—	
會立	初等教育	普通學堂	一〇九	—	—	
南滿洲鐵道株式會社立	幼兒教育	幼稚園	三	一九	二	領事館管内一は補助經營
	初等教育	小學校	—	二五	四	此他分教場あり
		公學堂	—	一〇	—	
	中等教育	中學校（鞍山、奉天、撫順、安東）	—	四	—	
		高等女學校（奉天、安東、撫順、長春）	—	四	—	
		中學堂（奉天）	—	一	—	
	實業教育	商業學校（長春、營口、遼陽）	—	三	—	
		農業學校（熊岳城、公主嶺）	—	二	—	
		鑛山學校（撫順）	—	一	—	
		實業補習學校	六	二六	—	此他分教場一あり
	補習教育	家政女學校	—	二	—	
		日語學堂	—	一	—	
	專門教育	醫學堂（奉天）	—	一	—	支那人生徒のみ一級あり
		工業專門學校（大連）	一	—	—	附設職業教育部
		教育專門學校（奉天）	—	一	—	
	高等教育	醫科大學（同）	—	一	—	
居留民團又は民會立	初等教育	小學校	—	—	六	

東洋協會立	實業教育	商業學校(大連)	一	—	—	(第一科、第二科、女子部に分つ)
	補習教育	旅順語學校(旅順)	一	—	—	
日露協會立	專門教育	日露協會學校(哈爾賓)	—	—	一	
朝鮮總督府設立	初等教育	普通學校(支鮮人)	—	一	五	
		書塾(同)	—	五	七	
其他の私立學校	幼兒教育	幼稚園	一二	二	—	
		書房	二〇三	五	—	
	初等教育	小學校(支那人)	一	六	—	
		普通學校(支鮮人)	—	六	三五九	
		公學堂(支那人)	—	一	—	
		大連語學校(大連)	一	—	—	
		羽衣女學院(同)	一	—	—	
		女子技藝學校(同)	一	—	—	
		滿洲法政學院(同)	一	—	—	
		中華女子手藝學校(同)	—	—	—	
	補習教育	消城東語學舍(海城)	—	—	一	
		遼陽日語學堂(遼陽)	—	—	一	
		同文商業學校(奉天)	—	—	一	
		同文商業學校(吉林)	—	—	一	
		中日懇親學堂(安東)	—	—	一	

關東州及び附屬地內の日本人生徒數小學生約二萬四千五百人、中學生約三千六百人、女學生約三千八百人
　支那人生徒數公學堂生約一萬一千人。

關東州竝に附屬地內支那人學齡者就學歩合
年　次　百人に對する率
明治三九年　〇・二六
大正元年　六・三三
大正五年　一五・九八
大正十年　二一・四四
大正十三年　三四・九九

支那全國中最教育進步の稱ある江蘇省に於る民國十年(大正十年)の就學歩合百人中約十三人。

支那側施設の小學校の教科書に排日的文章を挿入しつつあることを注意を要する。

第二項　朝鮮人教育

關東州內に在住する朝鮮人は其數少く經て未だ特別の教育施設は無い。只大連松林尋常小學校にては大正十一年特別學級を設け國語を解せざる者の爲め一定期間設備教育を施すことゝした。外少數の者は中學校及び高等女學校に就學してゐる。鐵嶺、長春、安東、撫順等鐵道附屬地及び間島、安東縣地方其他二三の樞要地に普通學校がある。

第二節　支那側施設

遼寧、吉林、黑龍江の三省も夫々教育廳を設け省立、縣立又は私立の初等、中等、專門學校の監督を行つてゐるか軍費の捻出と奉票の暴落は教育界に影響し整備を缺く點が多い。大學教育としては瀋陽の東北大學、哈爾濱の工業大學の二校あるのみである。

第三節　支那側教育權回收問題

奉露協定に基き一九二六年八月支那側は教育管理局を設立して東支鐵道會社より教育權を回收せんと試みたが其後一九二七年十二月一日教育管理協定の調印を見、東鐵學務課を廢止して教育權を支那側に引渡すことゝなつた。

第四節　社會教育施設

圖書館　滿鐵經營に係るもの二十三館、藏書冊數約三十萬冊。其他居留民の經營等による簡易なる

もの四館の外に哈爾賓には露國圖書館二十館ある。

博物館　旅順にある關東廳經營のもの及び大連の滿鐵經營による滿蒙資源館が整備してゐる。其他社會敎育機關としては大連に基督敎靑年會、中華靑年會、田崎育英會、大陸靑年團、大連奬學會あるを始め長春、金州、貔子窩、普蘭店に奬學會があり旅順に興文會あり、大連、旅順、金州、柳樹屯には少年團あり、財團法人として奬學敎化の資金を給するものには兒童奬學資金、滿鐵奬學資金、敎化事業奬勵資金がある。其他南滿洲敎育會、中日文化協會、東洋協會滿洲支部、日露協會支部、滿洲體育協會等は各自適切なる施設を設けてゐる。

第二章　醫事衞生

第一節　醫事行政系統

中央機關――關東廳警務局衞生課

地方機關――州內―民政支署、警察署、同支署
　　　　　　州外―警察署、同支署、滿鐵（助長衞生事務）

衞生審査機關としては滿鐵中央試驗所、滿鐵衞生硏究所、獸疫硏究所及關東廳側にては大連、旅順に於ける療病院の外各民政署、同支署、警察署、同支署に配置せる醫師、獸醫及藥劑師等で人畜傳染病の檢診並細菌學的試驗及藥品飮食物其他理化學的衞生試驗事務を擔當してゐる。

第二節　診療、防疫機關

診療機關は大別して關東廳、滿鐵及赤十字社經營の三者に分つ事が出來る。滿鐵大連醫院は大正十五年三月竣工して輪奐內容共に東洋一なるが昭和四年四月會社より分離し獨立經營となつた。支那側としては僅に瀋陽市の東北病院の施設が見るに足るのみである。

防疫機關としては關東州內の海港檢疫は海務局、陸上防疫は警察署同支署にて施行し患者は官立檢疫所又は療病院に收容する。州外附屬地の防疫事務は諸規上警察官署の權限に屬するが其施設は滿鐵主として其の任に當り患者の診療及防疫に要する經費は當該區公費、地方費等の負擔である。附屬地外の防疫は瓦房店、海城、本溪湖、橋頭、連山關及撫順市街に接續する附屬地外居住者に對しては滿鐵が擔任してゐる。

第三節　保健施設及施療機關

保健施設として支那人勞働者に對しては適宜其處置を怠らず學校に就ては大正十一年來專任學校衛生官を關東廳學務課內に置き、夏季冬季には小學校生徒の海濱又溫泉聯合聚落を開催せしめ、飮食物藥品、阿片に對しては夫々取締法を設けてゐる。

上水道は大連、旅順、金州及鐵道附屬地に設けられ下水道も大連、旅順を始め鐵道附屬地の主たる都市に設けられてある。

大連下水道の總延長百二十里六町二十一間、旅順は四里八町三十二間

施療機關として日本赤十字社滿洲支部が活躍してゐる外、大連慈惠病院、撫順鴻惠院を擧げ得られる。

赤十字社滿洲支部昭和二年十二月末本邦人四一、七四九、外國人三八、四二九、救療新十三ヶ所救療患者一〇六、七二八人。

第三章　其他社會施設（關東廳要覽に據る）

關東廳管內に於て見るべきものは次の如くである。

名稱	設立年月	事業の目的	年額豫算	所在
恩賜財團慈惠資金	大正元、九	管內慈善救濟事業に對する補助	一〇、〇〇〇	旅順
同　兒童奬學資金	同　一三、一	小學校、公學堂及普通學堂の兒童教育の助成奬勵	四、〇〇〇	同
同　教化事業奬勵資金	同　一四、五	教化事業助成奬勵		同
財團法人大連慈惠病院	明治三九、九	貧困者の施療救養	七〇、〇〇〇	大連
大連宏濟善堂	同　四一、四	支那人に對する施療、恤寡、撫孤、育嬰、養老、施棺、義葬、濟困	八〇、〇〇〇	同
救世軍育兒及婦人ホーム	同　三九、	孤子、貧困兒及不遇婦女子の收容保護	一六、九〇〇	同
財團法人鎌倉保育園旅順支部	大正二、四	孤子貧兒の保護救濟及不良兒童の感化	八〇、〇〇〇	旅順
社團法人中日文化協會	同　一〇、	滿蒙文化の開發及在住民共同福利の增進を目的とする宣傳機關	一一〇、〇〇〇	大連
滿洲社會事業研究會	同　一一、五	社會事業の研究及實行促進人事相談	八、〇〇〇	同
大連市社會館	同　一〇、	失業者の保護簡易宿泊所無料代書人事相談	一〇、五〇〇	同
大連市市營住宅	同　一一、	小住宅の緩和	（戸數四〇五戸）	同
社團法人聖德會	同　八、	會員精神修養、病災救濟、小住宅緩和	（住宅四〇〇戸）	同
大連車夫合宿所	明治四四、	車夫收容		同

大連馬車收容所	大正八、	馬車收容	同
勞働保護會	同 九、	失業者及勞働者の保護救濟	同
大連海務協會	明治四二、	海員の保護救濟	同
滿洲結核豫防會	大正九、	結核の豫防撲滅及救濟	旅順
露天市場	大正九、	支那下層民の日用品供給、住居安定	大連
爲人會	同 一〇、	免囚者の救濟及善導	同
大連基督教青年會	同 元	青年の社交及修養、寄宿舍	同
中華青年會	同 九、六	大連在住支那青年の教化	同
田崎育英會	同 八、三	學資給與、人材養成（基本金七萬圓）	同
大陸青年團	明治四三、四	學生の陶冶、收容、給資（收容學生四〇名）	同
大連少年團	大正一三、四	少年の社會教育	同
旅順少年團	同 一三、一	同	旅順
金州赤十字團	同		金州
滿洲勞働保護會	同 八、七	救濟保護、職業紹介、人事相談	奉天
大慈園	同 一五、二	扶養者なき老幼者の收容	大連
智光院無料宿泊所	同 一四、一一	貧困者の無料宿泊	同

第八編　南滿洲鐵道株式會社

第一章　沿革

會社の設立　帝國政府は明治三十八年九月五日の日露媾和條約に據り、東淸鐵道會社に屬してゐた長春、旅順間の鐵道及び其の一切の支線竝之に屬する權利、特權、財產及炭坑を讓受け、越へて三十九年六月七日勅令を以て當會社設立に關する規定發布され、同年十月一日會社設立の認可を得。同月二十六日創立總會を開き、翌二十七日東京に本社を設置し、設立委員長から一切の事務及び財產目錄の引繼を受け、同年十二月七日設立の登記を了つた。爾來開業の準備に從事すること四箇月、明治四十年四月一日野戰鐵道提理部其の他の官憲から鐵道其の他の引繼を受け、大連に本社事務所を設置し（同年三月勅令改正せられて本社を大連に支社を東京に置く事となる）業務を開始した。

會社の組織　當會社の組織は數度の改正を經て總裁、副總裁各一名、理事四名以上、監事三名乃至五名の役員を置くに至つた。

當會社の分課組織は創業以來屢々改正されたが、大正十一年一月十七日之を改めて重役合議制となし、各部の部長は社員中から拔擢任用する事とし、現在に至つてゐる。現在會社の職制は大正十二年四月二十一日に制定されたもので、本社を總裁室（昭和四年六月廿一日社告第三十四號を以て改正）庶務部、鐵道部、地方部、興業部及經理の部五部に分ち、其の下に課を置いて業務を分掌させてゐる。其の他地方機關は事務系統に依り之を地方、運輸の二種に分ち、卽ち地方事務所及鐵道事務所の二と

明治三十九年十一月十三日男爵後藤新平總裁仰付けらる。

滿鐵會社の定款は最初明治三十九年八月十八日遞信大臣の認可を得たるものなるが爾來幾度か株主總會の決議を經て改正增補された最近には昭和四年六月二十日第廿八回定時株主總會に就て其の變更案の可決を見た。

爲し、從來分立せる地方諸機關を統一した。

從事員　會社の從事員人員は昭和三年三月末に於て職員八千五百六十五人、傭員中日本人一萬一千八百六十五人、中國人一萬三千六百七十七人、囑託二百六十七人、計三萬四千三百七十四人を算する。

資本　會社の資本は初め金二億圓であつて內一億圓は政府の出資に係り、殘り一億圓は日支兩國人から募集した。然るに歐洲戰後社業の發展に伴ひ益々資金增加の必要に迫り、大正九年四月遂に增資を決行した。即ち資本總額二億圓を四億四千萬圓とし、其の增加額の半額一億二千萬圓は政府が引受け、殘額一億二千萬圓は增資前の未募集株として殘つた二千萬圓と合せ、一億四千萬圓の新株を發行し、一般民間から募集する事とした。

配當　會社の會計は當初一箇年を二期に分ち、株主に對する利益の配當をしたが、會社の營業收入は運輸其の他の關係上前半期と後半期とは甚しい相違があるので、一箇年の決算を二期に區分するは妥當でない事を認め、大正元年度から全一箇年(四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る)を一會計年度に改正した。會社の配當に關しては每營業年度の利益配當がを確實にぬし得へき見込ある時は每營業年度經過前一回を限り、政府以外の株主に對し中間配當として每年十二月一日現在の株主名簿に依つて前營業年度繰越金額以內の金額を分配し、爾後は株主の異動に拘らず六月一日現在の株主名簿に依る事となつた。利益配當金は中間配當金を控除した殘額を以つてする事とした。

尙政府に對する配當としては、利益金が一般株主に對し年六分の配當を爲し、且社債利子を支拂ひ尙殘餘あるときは該殘額は總株式の各拂込高に對し、配當割合均一に至る迄政府持株に配當するの定

ではあるけれども、特例を以て政府持株に對する利益配當が年四分三厘の割合に達したときは、一般株主の拂込金に對し年四分の割合を超へない範圍内で第二配當をなす事とした、政府持株に對する利益配當が年四分三厘の割合を超ゆるに至りたる時は其の超ゆる割合を限度とし株主に對する第二配當を年二分の割合を超えざる範圍内にて增加し得る。

第二章 會社の事業 (政府命令書第五條に據る)

會社本來の業務を概括すれば鐵道(倉庫及工場を含む)、海運、港灣、鑛山、製鐵、電氣、旅館及地方經營事業に大別する。今其の各事業に關する概況を擧ぐれば次の樣である。(昭和二年度末現在)

第一節 鐵道

南滿洲鐵道は其の營業哩六九四・八哩にして、起點を大連に發して北延し、京奉線の起點奉天を通過し四平街で四洮鐵道と丁字形に結び、更に大小幾多の都邑を點綴して遼河及松花江流域の分水嶺を越へ、長春で東支及吉長兩鐵道と聯絡する四三八哩五の幹線と、鴨綠江畔安東を起點とし、蘇家屯で南滿洲幹線に合する安奉線一六一哩七と、其の他の五支線を有して滿洲の動脈をなし、東支鐵道と共に歐亞聯絡世界交通路の一部を爲し、且つ豊富な農產物の輸送機關として滿洲及蒙古開發に當つてゐる。

建設 會社が明治四十年四月一日政府から引繼を受けた鐵道は大連、長春間本線、旅順支線、柳樹屯支線、煙臺支線、撫順支線、安奉線の七線であつて、會社は上記鐵道の引繼を受くると共に、安奉

昭和三度鐵道の總益金は七千二百二十八萬圓で前年度に比較して六百二十七萬圓の增加を示して居る。之は滿蒙の自然的發展に伴ふ農產物の增產及び乘客殊に移民の增加又社內事業の擴張殊に石炭の輸送數量增加に基き運賃收入が增加した爲めでる。

線を除くの外、全線を四呎八吋半の廣軌式に改築を計畫したが、旅順支線の廣軌先づ成り、明治四十年十二月一日初めて廣軌車の運轉を行ひ、翌四十一年五月三十日から本線及撫順、營ロ兩支線共に總て廣軌列車の開通を了つた。複線工事も亦改築工事と同時に著手し、竣工するに從ひ區間運轉を開始し、明治四十二年十月二十七日大連、蘇家屯間二百三十八哩三分の開通を見るに至つた。此の改築及複線工事に要した費用は約千九百十一萬二千圓である。

安奉線は前記の各線とは全く其の成立を異にし、日露戰役中我が第一軍の急設した二呎六吋の輕便軍用鐵道であつて、帝國政府が明治三十八年十二月の滿洲善後協約第六條に依り我國に於て各國商工業の貨物運搬用鐵道に改築し、引續き經營する事を清國政府と協約したものである。而して該鐵道は前記鐵道本線と共に野戰鐵道提理部から會社に引繼がれたのである。然るに安奉線は山嶺重疊、溪谷の地に在るので線路の選擇は容易でないのみでなく、施工に關しても滿國政府との協議が纒らなかつた爲め起工は遷延し、漸く明治四十一年七月になつて初めて福金嶺の隧道工事に著手する事が出來たが、爾來奉天及安東の兩端から工を起し、輕便線の兩側に廣軌條を敷設し以て工事中輕便線の運轉を妨げない事の方法をとり、又同時に清國官憲と交渉して用地買收に從事し工成るに從ひ漸次兩端から廣軌列車の運轉を開始して工事の進捗に努めた。而して福金嶺（四、八八四呎）、鷄冠山（三、二五四呎）の二大隧道を初め、太子河の橋梁（一、七七一呎）其の他多數の隧道及び大土工を要し、工事甚だ困難を極めたけれども、二年三箇月にして竣成し、明治四十四年十一月一日全線百六十哩の開通式を擧行した。此の工事に要した費用は約二千五百萬圓である。更に蘇家屯以北も亦複線に改むるの必要があつ

たので、先づ蘇家屯、奉天間に之を施工する事とし、大正四年六月に著手し、大正九年十一月渾河橋梁の架設を竣り、遂にその全通を見る事を得た。之から先大正八年度に於て更に奉天、長春間の複線工事に著手し、越えて大正十年に吳家屯、蘇家屯間大正十二年度に蘇家屯、撫順間の複線工事に著手し、之亦竣工に從つて區間運轉を始めた。

主要設備　昭和二年度末に於ける主要設備を擧ぐれば次の通りである。營業哩數六百九十四哩八分停車場數百十一驛、機關庫及客車庫數、機關庫十一箇所、客車庫三箇所、倉庫營業驛所數、大連埠頭外三十三驛所、車輛數、機關車四百四十二輛、客車數四百八十六輛、貨車七千二十五輛、車掌車二百三十七輛。

運輸　旅客及貨物の輸送竝運輸收支は開業以來著しい進歩を來した。今其の成績を記せば次の通りである。

年度	乘車人員	客車收入	貨物噸數	貨車收入	總收入	支出
	人	円	米噸	円	円	円
明治四十年度	一、五三三、三三一	三、五九四、三三九	一、四八六、四三四	六、一六〇、二七四	九、七六八、八八七	六、一〇一、六二五
大正元年度	三、九〇五、八三三	五、〇〇八、六三五	四、六八一、六九八	一三、九一三、三四一	一九、九〇七、四五六	七、八四六、九二三
同五年度	四、四一〇、八一六	六、〇四〇、四五三	六、三三九、七五七	一九、八八二、四七六	二七、八一五、三四九	八、四三五、九三九
同十年度	六、九二六、六一九	一三、一九四、二八八	一〇、四〇〇、三〇八	五九、六一五、八三五	七八、二〇四、一三三	三三、一七二、七一六
昭和二年度	八、二六三、〇八九	一六、一〇三、九五三	一八、四三七、七七五	九四、〇四〇、八一八	一一〇、一四三、七七一	四五、二三五、八三四

備考　總收入中には雜收入を含み支出中には總體費（共通費分擔額を含む）

旅客運賃一人一哩に付
一等　二・五錢
二等　四・五錢
一等　七・〇錢

即ち鐵道收入の約八割五分は貨車收入の占むる所であつて、客車收入は僅かに一割五分内外に過ぎない。而して輸送貨物の主なるものは大豆、豆粕、雜穀の樣な滿洲特產物竝當會社の撫順炭であつて、大部分は輸出品に屬し、爲に特產物の出廻り時期である冬期には貨物輸送の繁忙は甚大なものである。近來又奧地の開發に伴ひ輸入品たる綿糸、絹布、砂糖、石油、機械、金物類、建築用品等の輸送が次第に增加して來たのは注目に値する。又旅客に對しては特に待遇の方法を講じ、且又國際鐵道といふ地位からして隣接各線の間に聯絡運輸の成立を期し、著く豫定の方針を進めてゐる。

倉庫　會社は明治四十一年埠頭保管なる名目の下に小規模の倉庫營業を開始し、埠頭に送致の貨物保管を爲すを目的とし、之に對し倉庫證劵を發行した。而して鐵道沿線では主要驛の倉庫上屋及野積場の修築完成を俟ち、明治四十二年十一月以來主として輸送貨物の輻湊を緩和するといふ目的で發送貨物保管なる名目の下に、滿洲特產物の野積保管（無料金）制を設け、之に一種の證劵を發行して、金融を得るの途を開いた。然し、以上二種の倉庫業は共に規模狹小で、組織、制度も亦甚だ不完全なので、明治四十四年九月以來、大連埠頭と共に沿線三十二驛所に漸次正則の倉庫營業を開始して、荷主の金融を容易ならしめ、併せて奧地各驛に於て發送の目的で貨物を寄託した場合には倉敷料を免除するの方法を設け、以て冬期各驛の貨物輻湊を緩和するの策を樹てた。又、穀物に對しては大正元年囤積保管の制を開き、其の後更に輸出大豆、豆粕、豆油及小麥に對しては、品質、重量の統一及保管の便宜を圖つて、所謂混合保管の制を設けた。然し現在之が實施されてゐるのは、大豆、豆粕のみである。而して昭和二年度に於ける倉庫營業は貨物の受入五百二十四萬噸、拂出五百二十八萬餘噸、一

沙河口工場從業員
職員 一三人
准職員 一六八人
傭員 二、二三七人
外に見習臨時傭あり從業員總計約三千人

昭和三年度の實績
新造車
機關車 一六輛 一、四二二、三〇〇圓
客車 二五輛 九八二、三〇〇圓
貨車 一九五輛 一、三二三、〇〇〇圓
計 三、七二三、五〇〇圓

修繕
機關車 一七七輛
客車 四〇三輛
貨車 二、六九七輛
金額 二、四三〇、〇〇〇圓
此の他に雜工事として
三、一五〇、〇〇〇圓
合計 九、八二〇、〇〇〇圓

日平均在庫數三十四萬餘噸に達した。會社は又倉庫營業の開始と同時に、大連火災海上保險會社と特約し、引渡し未了の船舶陸揚貨物の外、寄託物は荷主の委任を受けずして之に火災保險を附し、保險料は當分會社に於て負擔する事とし、先づ大連埠頭に保管する貨物に對し實施した。而して其の保險契約金額は昭和二年度末に於て三千五百八十三萬二百五十四圓を算した。

工場 鐵道に關する工場は引繼當時に於ては大連驛構内に極めて粗造なものがあつたが、明治四十一年度の後半期から北沙河口に一大工場を設立すべく同事業に着手し、明治四十四年八月九日全部の作業を開始するに至つた。此の工場は規模甚だ廣大で獨立の水道を敷設し、敷地約三十五萬一千坪、煉瓦二階建事務所の外、建物七十九棟、約二萬一千坪に達し、最新式の設備を具へ一年間の製造能力機關車四十六輛、客車四十五輛、貨車六百五十輛を有し、傍ら諸機械及び諸用品の製作修理を爲すの能力を有してゐる。修繕能力は機關車一七四輛、客車四四〇輛、貨車二、七〇〇輛。

工場の新設と同時に之に隣接してゐる土地約三十一萬三千坪に市街建設の計畫を爲し、工場從事員の社宅を建築し、道路、溝渠、排水、給水一切の市街施設をなし、小學校、診療所、郵便局、貸店等を附設し、大連との交通には電車の便を開き、既に工業市を形成してゐる。

右新設工場の外、遼陽に分工場があつたけれども、大正八年十一月職制上之を獨立の工場と爲した其の他蘇家屯に木材防腐場を置き、鐵道、枕木、電柱、杭木等各種會社用材に「クレオソート」油を注入し、防腐作用を行ひ、又大連に電氣修繕場を置いて電信、電話に關する機械、器具の修理竝電氣用品の試驗を掌る。

第二節　海運

廣軌列車の開通に伴ひ歐亞交通上の便宜を圖るべく明治四十年八月十日大連、上海間の定期航路を開始したが、此の航路は滿洲を經由して上海と歐洲との間に於ける最捷通路であるから、此の施設は極めて樞要なものであつた。後本航路に青島を加へ、且日清汽船會社航路、楊子江主要港竝膠濟鐵道線との相互間に於ける貨物の聯絡運送を開始し、逐年順調な發達を來した。會社は又船車接續及大連中繼貨物吸收の必要上撫順炭の香港及廣東行の便船と相俟つて香港航路を開始し、途中芝罘及青島に寄港させる事とし、又大連と渤海沿岸各地の發展に資する爲淺吃水船數隻を建造し、大連汽船株式會社に貸與して近海航路に從事させてゐたが、大正五年就航船全部を同會社に讓渡し、次で大正七年には前記香港航路の經營を同會社に移讓し、大正十一年七月一日上海航路も同會社に經營させる事とした。大連汽船株式會社は資本金三百萬圓（六萬株）で滿鐵會社は其の金額を出資してゐる。

第三節　港灣

引繼當時の大連港は露國時代の計畫が殆ど進捗してゐなかつた爲、殆ど見るべき程のものはなかつた。然し會社が引繼いでからは、大體に於て露國の計畫を踏襲すると共に、深く想を將來に馳せ既成部分の改善修築竝未成工事に對する適應の進捗を計り、或は新規の方途を案じ著々其の工程を進め、今日では其の大半を了し、現に延長一萬二千二百十五尺の西北防波堤と千二百二十一尺の東防波堤で抱擁する內港岸壁延長一萬四千二百九十六尺を有し、水面積は九十五萬坪（實際使用し得べき水面積約九十三萬坪）で、一日に十八萬噸の船舶を收容し、年額約六百萬噸の貨物を呑吐するの能力を具備

昭和三年度に於て港灣益金二百四十六萬圓を擧げたが（前年度より百四十九萬圓增加）之は大連港に於る輸

出入貨物の增加に伴ふ自然增收百五十萬圓並に經費の節約百萬圓が其の內容である。

してゐる。更に會社は將來に對する擴張計畫を立て、已に大正十二年度から丙埠頭及第四埠頭の築造に著手し、大正十八年度には完成の豫定である。之が完成の曉には繫船岸壁五千五百尺を增加する筈である。

大連港內の浚渫工事は明治四十一年からの繼續工事であつて、內港を干潮面下二十三尺乃至三十五尺に、港外航路を同三十六尺に浚渫するのである。

會社は繫船岸壁著離の安全を期し、總噸數千噸以上の船舶に對しては强制水先制度を設けてゐる。然し其の船舶には水先料を負擔させない。更に岸壁使用料をも徵收せず、只著離に際し使用する小蒸汽船其他の費用として發著手數料を徵收するのみで、斯うした事は東洋諸港に其の類例を見ない所である。

今埠頭荷役直營後大連埠頭に於ける著埠汽船數、船舶及貨車積卸噸數及其の營業收支を擧ぐれば次の通りである。

年度	着埠汽船數	輸入貨物噸數	離埠汽船數	輸出貨物噸數	貨車積卸噸數	埠頭營業收入	埠頭營業支出
大正十四年度	隻 三、五九五	米噸 一、〇三三、五二〇	隻 三、五九二	米噸 六、〇七二、〇四八	米噸 六、五四四、二七三	円 九、一六二、五九九	円 七、九七七、〇二〇
昭和元年度	三、八一三	一、一〇八、四六二	三、八一五	六、三四四、八八六	六、六二六、九五六	九、五八六、三六九	八、〇三二、八九八
同 二年度	四、二三四	一、〇七六、一四一	四、二三五	七、二九九、九一三	六、五八三、〇七六	一〇、二七五、九四三	九、三〇五、七八二

此の他會社は又石炭の積出に便する爲、明治四十三年一月四日旅順港內の海面使用、石炭積出假棧

橋の新設及海底一部の浚渫を爲す事を其の筋から許可されたので、右假棧橋の築造及石炭船の碇泊に必要な浚渫を了し、既に石炭の積出を爲し得る様になつた。營口にも亦明治四十三年十一月以來埠頭事務所支所を設け、護岸棧橋其他の工事を施行し、倉庫及上屋八棟、六千九百十五坪を建造し、鐵道と聯絡して鐵道其他輸出入貨物を取扱つてゐたが、大正三年組織改正の爲營口驛に引繼をなした。安東にも明治四十五年四月から支所を開設し、護岸、貯木池其他工事を施行し、倉庫及上屋九棟、二千七百十五坪及貯木池面積三萬餘坪を設備し木材其他輸出入貨物の取扱を爲したが、是亦組織改正の爲安東驛に引繼いだ。上海にも同航路の發展及貯炭等の目的の爲それに必要な埠頭設備をなし、明治四十四年十月から埠頭事務所上海支所を開設したが、大正十三年二月十九日上海事務所と改稱し、鐵道部の管理に之を移した。

船渠は大連に露國時代の築造に係るものが一つある。長三百八十一呎、底幅三十二呎餘、深さ二十五呎、渠口は兩開扉式にして工場其他の建物二十八棟が附屬されてゐる。會社は明治四十年他の財産と共に當時之を管理せる海軍から引繼を受け、一時は其の從事員をも繼承し、會社自ら事業を經營したが、明治四十一年七月川崎造船所に貸付け、それを經營させる事とした。該船渠は僅に二三千噸級の船舶を入渠させ得るに過ぎなかつたので、會社は時代の要求に應じ、大正二年三月、六千噸級迄の船舶を入渠させるの擴張工事に着手し、大正三年三月竣工した。然るに大正十一年十二月一日、會社は旅順要港部修理工場の設備一切を繼承したので、之を旅順工場と命名し業務を開始したが、大正十二年三月三十一日限り之を廢止し、前記船渠と合せて其の業務一切を滿洲船渠株式會社に引繼いだ

満洲船渠株式會社は資本金二百萬圓（四萬株、拂込額八十萬圓）で、當會社の全出資に係るものである。

第四節　礦　山

會社が當初政府から引繼を受けた炭坑は撫順、煙臺及瓦房店附近に於ける炸子窯の三坑であつたが明治四十年七月露國政府から長春附近の石碑嶺及陶家屯炭田の引渡を受けた。現に會社の採掘する炭坑は撫順、煙臺の二坑であつて、炸子窯坑は邦人某に賃貸し、石碑嶺、陶家屯の二炭田は其後經營に著手しなかつたが、大正七年南滿鑛業株式會社に經營させる事とした。

撫順炭礦　遼寧省撫順縣下奉天の東約二十哩の地點に位し、渾河と隔てゝ撫順城と相對してゐる。鑛區の面積は約千八百二十萬坪であつて、炭層の厚さは平均約百三十尺、含有炭量は少くも九億噸に上るの測算である。而して政府から炭坑の引繼を引受けた當時は、千金寨、楊柏堡、老虎臺の三坑のみであつて、而も其設備は總て軍事の必要に應ずる急造的のものであつたから、會社は初め九百二十萬圓の豫算を以て第一期計畫を立て、千金寨、楊柏堡に大山坑及東郷坑の二大竪坑の開鑿を完成すると共に各種設備の改善を行ひ、一日能く五千噸の出炭をなすに至つた。然し其の後需要の増進に伴つて第二期計畫を樹て、主として萬達屋斜坑の開鑿、古城子露天掘、灑砂充塡法の實施、モンド瓦斯發電所の建設、運炭線、採砂線の電化、龍鳳斜坑の開鑿、千金寨露天掘、新屯斜坑開鑿等であつて、其の結果一日平均約一萬五千噸、年額五百萬噸内外の出炭能力を持つやうになつた。

然るに一方支那住民の燃料は漸次高粱稈から石炭に移りつゝあると同時に、鞍山製鐵所の完成と各

種工業の勃興に因り、從來の狀態では到底其の需要に應じ得ない事に想到し、更に之が增掘の一大計畫を立てた。先づ其の一部として大正八年九月龍鳳坑で大竪坑の開鑿に著手し、大正十一年十月之が掘進作業を終了し、又古城子村落以東楊柏堡川に至る炭層の殘部は、露天掘に依り全部之を開掘する所謂大露天掘の計畫を以て、九年度から急速に千金寨露天掘を擴張して、古城子露天掘に連結させたので總採炭額坑內掘で三百萬噸、露天掘で三百萬噸の出炭を見るに至つた。尙撫順礦區に接續する塔連坑は東洋炭坑株式會社が經營してゐたが、同坑の炭質は新屯坑及龍鳳坑と其の炭質を同うして粘著性に屬し、「コークス」製造用として好適なので、會社は製鐵所其他の用として大正九年十二月一日同坑の經營一切を買收した。

撫順炭は日本炭と同じく第三紀層に屬し、其の色は漆黑で光澤强く揮發分に富み、燃燒熾盛で七千百カロリーの火力を有する有煙炭である。其の特色としては灰分極めて少量でクリンカーを化すること少く、又硫素分を含有することが少いから汽罐を損傷することはない。卽ち撫順炭は揮發分に富むが故に瓦斯製造用としては日本產一等炭に比肩し、更に機關車及船舶用にも大いに適用されてゐる。撫順炭は槪して粘結力に乏しく爲に骸炭製出には不適當として認められて來たけれども、同炭田の東に進むに從ひ漸次粘結力を加へ、萬達屋坑炭は本溪湖炭の樣に粘結炭と混合すれば骸炭用に供する事が出來るが、此の性質は東端に近づくに從つて益々向上される。

煙臺支礦　煙臺停車場の東北約十哩の地點に在つて其の間に鐵道の便がある。炭田は東西約十三町南北約五十町に亙り、炭量約二千萬噸に上る見込である。同坑は當初採礦其の他の豫備工事を爲すに

過ぎなかつたが、明治四十三年十月一日から營業坑と爲し、現今一日の出炭力は三百噸內外、其の質は半無煙炭で特殊の需要がある。

出炭高（單位英噸）

年度	撫順	煙臺	措連坑	合計
昭和元年度	六、四一四、〇六〇	一三六、八〇〇	七三、四〇〇	六、六二四、二六〇
昭和二年度	六、八三九、八七〇	一四三、〇一〇	七八、九三〇	七、〇六一、八〇〇
昭和二年度一日平均	二一、三〇八	四四五	二四六	二一、九九九

賣炭箇所別

滿洲各地	南洋	南支那	北支那	朝鮮	臺灣
三、三二五、八四〇	一八三、〇五〇	九二二、四四五	一七九、九一四	四一六、九六七	三、六六三

日本內地	其他	船舶焚料	合計	合計に對する輸出割合
一、六九四、六一九	—	七〇三、一二六	七、四二九、六二四	四五・八パーセント

販賣　會社は普く海外に撫順炭の性質を廣告するに力を盡すと同時に滿洲內部の需要を喚起するに努め、殊に大正九年度以來踏襲して來た輸出炭竝船舶焚料炭の積極的販賣政策は愈々成功し、我撫順炭の聲價は益々昇がつて大連港石炭の積出は空前の活況を呈する樣になつた。從來會社は日本內地及海外への輸出炭は三井物產、三菱、南昌洋行に委託販賣させてゐたが、石炭需要の增掘計畫と共に東京に撫順炭販賣株式會社を新設して前記輸出炭を取扱はせ更に販路を擴張させてゐる。撫順炭販賣株式會社は資本金參百萬圓の半額拂込である。

市街經營と附帶事業　撫順炭礦の開發と共に同炭礦の附帶事業として一大市街を建設し、之に電氣鐵道を敷設し、水道、瓦斯、電燈、電話等諸般の施設を行ひ、外に副業として發電工場、硫酸工場、骸炭工場等を經營し、以て炭價の低減を圖つてゐる。

油母頁岩　本工業は撫順炭礦の炭層上部の約四百五十呎の油母頁岩層内に埋藏せられてゐる無慮五十億噸餘の油母頁岩を利用し、採油事業を企圖するものであつて、先づ以て露天掘に伴ふ約五億噸の同岩から採油を始めやうとするものである。

本岩の工業的價値に就いては明治四十年來當會社の大いに研究を重ねたものであつて曩に中央試驗所で研究調査したところに依れば、充分な工業的安全率を見込んで之を工業的に實施作業しても採算の見込ありとの結論を得たのであるが、會社は更に地下採掘に依る原料で果して經濟的に操業し得るや否やを調査させる爲に頁岩五百噸を蘇格蘭に送付し、同時に社員を派遣して充分に學術的調査及海外に於ける實地工業的企劃に就き調査させたが採算の方法が付いたので一日四千噸乾餾工場建設の計畫が立てられた。今右に依る諸製品及其の生産豫想年額を擧ぐれば先づ次の様である。

重油	約六萬九千八百噸	粗パラフイン	約九千四百噸	骸炭約四千九百噸	
硫安	約一萬八千二百噸				

撫順炭礦露天掘擴張計畫に伴ひ、現在市街地は他に移轉するの必要を生じ、會社は市民側と折衝の結果大正十二年一月四日之が買收を了し、一方會社は礦區中央部の北端で炭層を全く離れた永安臺に新設市街地を選定し、十二年度から水道道路等の施設工事に著手した。

鞍山製鐵所

鞍山鐵鑛區の存在する事は明治四十二年會社地質研究所員に依り發見せられたのであるが、大正四年五月、日支條約關係公文に依り鑛山採掘が出來るやうになつたので、大正五年三月、日支合辦鞍山鐵鑛振興無限公司を設立し、鑛石及石灰石は同公司から供給するの契約の下に滿鐵本線鞍山驛と立山驛との中間に一大製鐵工場を經營し、將來一箇年銑鐵百萬噸（製品八十萬噸）を製出するの計畫に基き、差當り大正八年四月二十九日鎔鑛爐一基に火入れを爲し、五月一日初めて出銑を見た。作業開始後今日に至る迄六箇年餘、其の建設投資額約四千萬圓で、現在設備の大要を擧ぐれば用地約二百萬坪鎔鑛爐二基、骸炭爐四基、其他工場に必要な水道設備、動力設備を完備してゐる。然し開設以來鎔鑛爐は其の一基のみを操業し、現在一箇年生産量約七萬瓲乃至八萬瓲に過ぎない。斯うして生産量を制限したのは全く次に述べやうとする貧鑛處理の問題が未解決であつた爲である。鞍山一帶の鑛區は鑛量に於ては他に比類少ない程豐富であるけれども、其の含鐵分は大抵三十五乃至四十%の貧鑛で、此の儘之を使用する時は鎔鑛作業をなすに多量の燃料を要し、出銑量は少く從つて生産量が高價なので作業も亦甚だしい困難を來すのである。そこで現在では各鑛區中に少量散在してゐる比較的含鐵分の高い鑛石を選擇採集し、平均五十二%内外の鑛石を使用したけれども、其の量は既に幾何もなく鎔鑛爐一基を操業しても尚三年以上を持續する事は困難なので、玆に製鐵所は大正九年以來之が貧鑛處理の研究に力を致し、遂に世界に誇り得べき還元焙燒法及磁力選鑛法を發見し、經濟的に操業することの可能なるを確認したので、大正十三年度から十四年度に至る二箇年の繼續事業として現在鎔鑛爐二

基に必要な銑鐵を生產すべき選鑛工場を建設した。銑鐵生產額は一箇年約二十萬瓲內外である。
昭和二年度では銑鐵年產額二十萬瓲を超えた。目下は更に鎔鑛爐の增設と改造を計畫中で年額四十萬瓲の出銑を得んとするものである。本製鐵所は近く滿鐵より分離する豫定である。鞍山一帶の鑛區は十一鑛區で、總面積約四百萬坪、製鐵所を中心に半徑約九哩を以て東北から西南に向け半圓形內に點在し、埋藏量は實に三億噸を產する。
市街經營　製鐵所諸施設の進捗と共に會社は從事員の住宅を中心とする市街地の計畫を樹て用地內市街地區の內四十萬坪に地區割を定め、之に道路、水道、下水の諸設備を施行し、一般に宅地を貸付けて家屋の建築を許し、小學校、醫院、簡易圖書館等諸般の公共施設を爲し、大正九年五月から製鐵所で製出の瓦斯を市街に供給してゐる。更に同市街地の電燈、電力は營口水道電氣株式會社の經營に係るも、之に要する電力は全部製鐵所發電所から供給してゐる。

第五節　電　氣

會社は大連、奉天、長春、安東、旅順、鞍山で電氣事業を經營したが（撫順は炭礦、鞍山は製鐵所で經營してゐる）。
大正十五年五月二十日大連、奉天、長春、安東に於る電氣事業を獨立企業に變更し南滿洲電氣株式會社と號すの件認可となり同會社は六月一日より其營業を開始した。大連市內の電車も明治四十二年九月より滿鐵の營業に係るものであつたが電氣會社に附帶して滿鐵より分離した。昭和二年度收入約三百六十六萬八千圓弱、電車收入百六萬二千圓弱。

第六節　旅　館

會社は鐵道交通の便益を思ひ、沿線主要地に「ヤマトホテル」の名稱の下に旅館業を經營する事とし、卽ち明治四十年八月大連、同四十一年三月旅順、同四十三年十月奉天、同四十一年十月長春の各地に營業を開始し、其の他內外の避暑客を招致しやうとして明治四十三年八月大連郊外の風光明媚な星ケ浦海岸にホテル及貸別莊を開設し、貸別莊は目下洋風のもの二十三棟、和風のもの三棟、中國風のものが一棟ある。又大正七年六月から旅順黃金臺の官有貸別莊の經營を引受けた。「ホテル」の設備は何れも完備を圖り、殊に大連ヤマトホテルは近世「ルネツサンス」式で、建坪六百六十坪、客室百十五を有せる宏大なる建築であつて、大正三年新築落成したもので、設備、調度洵に善美を盡したものである。但前記旅館業は昭和三年四月から南滿洲旅館株式會社の經營に移した。

第七節　地方事業

明治四十年會社の初めて地方經營に著手した時は、鐵道沿線各地には居留民會といふのがあつたので、會社は一時の便法として之を地方機關としたけれども、同年十月全く之を廢して、鞍山、奉天、長春、安東の四箇所に地方事務所を置き、各其の下に地方區を配し以て各地の行政を管掌させ、此の他沙河口では工場で、撫順では炭礦庶務課に於て地方經營の任に當らせた。然し大正十四年四月從來の地方區を地方事務所に改め、各管轄區域を行政する事となつた。

地方經營に要する費用に關しては、附屬地內公共事業の施設に屬するものは總て會社の負擔とし、經常費は居住者の納付する公費を以て之に充て、其の不足部分は會社から補給することとした。而し

公費に戸數割雜種割の二種がある。昭和二年度公費歳出入年度表(圓)

歳　出

事務費	五七、五一八
土木費	六〇九、二〇八
教育費	一、四七三、二四一
衞生費	五一四、五二八

警備費　二二六、四七二
其他　一、〇六〇、五三三
計　三、九四一、五〇〇

歳入

公費　八六八、六〇三
補給金　二、七四二、〇一四
其他　三三〇、八八三
計　三、九四一、五〇〇

會社所屬の土地の中附屬地は八七、二一四、九八〇坪即ち一八方里六九

雜種割は藝妓、酌婦、舞妓、仲居、幇間、中國婦人俳優、馬車(乘用)騾引小車(乘用)轎車人力車(乘用)自轉車、自働車、乘馬、荷車游戲場、演劇、興行、屠畜、

て戸數割の賦課は附屬地の發展及居住者資力の狀況に鑑み現在其の課率を甲、乙、丙の三樣とし、各地共其の一に依り、納付者の資力收入等を參酌して賦課してゐる。一戸平均負擔年額は七圓六十錢强である。

地方事業として會社の經營してゐるものは、土地、建物、市街經營、敎育、衞生、警備、產業及試驗所に關するもので、其の槪要を記せば次の樣である。

土地及建物　昭和二年度末に於ける會社所屬の土地は合計一億七百五十萬坪に達してゐる。此の中には官用地として使用さるゝものもあれば、會社が直接に社用地(停車場及事務所用地、線路、工場用地及工業用地等)として使用するものもある。或は市街地、宅地若くは耕地として有料で個人に貸付けたものなどもあつて、昭和二年度末の土地貸付面積は千七百八十七萬八千坪に達してゐる。又會社所有の建物は昭和二年度末に於て約一萬七千六百棟に及び社用竝諸官衙等特殊の用途に充つるものを除く外、有料で貸付くるの方針で現在八百餘棟、三萬千坪の貸付家屋がある。

市街經營　會社の地方經營は業務開始の最先に於て附屬地の繁榮と人口の扶殖とを劃して充づ樞要の地たる長春、鐵嶺、奉天、遼陽、其の他に市街地としての諸施設を整備すべく、上下水道、公園、市場、屠獸場、墓地及火葬場其の他學校、醫院等を設け、今や附屬地の戸數は約五萬七千二百、人口約三十一萬六千人を算し、逐年內容外觀共に充實されつゝある。

敎育施設　會社は沿線の各須要地に二十九箇所の小學校を設置し、日本人兒童を敎育し、且中間驛の附屬地から小學校に通學する者に對しては、無料で汽車通學の便を與へ、或は兒童寄宿舍を設け努

糧豆先物取引、錢鈔先物取引、遊興、貸家に對して之れを賦課す。

めて兒童就學の便を圖つてゐる。會社は又瓦房店其の他十箇所に公學堂を設けて支那人兒童を教育し鐵嶺には日語學堂を設けて支那人に日本語を教授し尚、大正六年から支那人に中等教育を施すの目的を以て、奉天南滿中學堂を設置した。更に邦人中等教育の爲めに中學校を奉天、鞍山、撫順及安東に高等女學校を奉天、撫順、長春及安東に、商業學校を長春、營口及遼陽に、（營口及遼陽は支那人）工業學校を大連に設立した。又高等教育機關としては奉天に醫科大學、南滿洲教育專門學校がある。大連には工業專門學校が設けられてゐる。其の他幼稚園、實業補習學校、家政女學校を各地小學校に附設してゐる外、撫順には鑛山學校、公主嶺、熊岳城には農業學校を設けてゐる。社會教育機關として大連其の他に圖書館二十二館を設置してゐる。殊に大連圖書館の如きは規模宏大で資料の豐富なることは、洵に中外に誇り得るものである。

衞生施設　衞生施設の完備と衞生思想の普及とは會社の最も焦慮する所で、諸般の設備は愈々遺憾なきを期してゐるが、殊に醫院に於て其の設備の整頓してゐる事は支那全國に冠たるものである。現在醫院の所在地は大連、瓦房店、大石橋、營口、鞍山、遼陽、奉天、鐵嶺、開原、四平街、公主嶺、本溪湖、長春、安東、撫順及吉林の十六箇所で、大連、沙河口、西營口、奉天城内、長春城内の五箇所に分院を設け一般住民の診療に從事してゐる。就中沙河口同壽醫院、西營口、奉天城内、長春城内分院は善隣國民に我醫術の恩澤を普及させやうとして設けたものである。其の他附屬地内で醫院の設けのない熊岳城外五箇所、附屬地外には新民府外七箇所に公醫を配置してゐる。尚將來必要に應じ漸次之を配置する事としてある。

就中大連醫院は內科、外科、眼科、產婦人科、小兒科、皮膚科、耳鼻咽喉科、齒科、口腔科等各分科を網羅してゐる外、研究部（病理、細菌醫化學）及一般治療部を備へてゐて東洋一の稱があるが昭和四年四月會社より分離し、土地建物の無償貸附補助金交付等會社よりの保護の下に獨立經營することゝなつた。

警備施設　附屬地警備に關するものは消防及警戒の業務で、消防は沿線各地に消防隊を設け、警戒は巡視又は夜警を配置し、民政署、警察署、守備隊、憲兵隊と氣脈を通じ、又樞要の地に請願巡查を配置し、賊難、火災、其の他の危害防止に努めたけれども、警備機關統一の目的を以て請願巡查は大正十年度限り之を廢止した。

產業施設　滿蒙開發の要義は、農、牧、林業の改良增殖を計り、商工業の殷盛發達を期するにある會社は夙に之等の研究調查を進め各地に試驗場を設けて各種試驗鑑定を爲し、且つ其の成績を廣く一般に知らせて、傍ら良好な種苗、樹苗及種畜を育成配布し、優良品種の普及を圖る等鋭意之が施設に努力した。今之等施設の種類を示せば左のやうである。

農事試驗場　公主嶺に本場、熊岳城に分場が在る。公主嶺本場は專ら畜產、農藝、化學、病理、昆蟲科並種藝に關する試驗及調查研究を行ひ、熊岳城分場は園藝、種藝、林產、養蠶の四科を置く

農事試作場　鄭家屯及海龍の二箇所で、一つは東蒙古、就中鄭家屯方面に於ける農作物、家畜、植樹に關し、一つは柳河縣、海龍縣地方の大豆、其の他の農產物に關する改良施設及一般農業經營に關する模範を示す目的を以て設立した。

湯崗子「アルカリー」試驗地　アルカリー土壤に適する作物の種類、肥料の影響、天然洗滌による土地休閑狀態等の試驗。

煙草試作場　滿洲に於ける煙草作の改良發達に資する爲め、鳳凰城及得利寺に開設したが、其の成績は頗る良好であつたので、米國種試驗に重きを置いた鳳凰城試作場は、東亞煙草會社の希望を入れて大正八年度から其の設備一切を貸與し經營を繼承させた。

其の他原種圃二箇所、採種田一箇所、苗圃十五箇所、種羊場一箇所、委託試驗地十一箇所及獸疫研究所等である。

商工施設　會社は滿蒙に於ける企業の勃興に就ては特に意を用ひ、事業の性質及び必要によつては保護助長に努力してゐる。即ち企業家に對し低利資金を融通し、又は補助金を與へ或は目論見に對する本社の意見を披瀝する等、極力事業の助長を計ると共に其の經營に對しては必要の監督を怠らない。又滿蒙の商工業に關し時々具體的調査を發表して商工業者の參考に資し、尙其の質疑に應答し、事業の紹介等に力を致してゐる。

地質調査所　地質調査所の事業は當初撫順炭礦の開發に資する爲め同炭田の地質調査を主とし、明治四十年四月事務所を撫順炭礦に置いたが後大連に移し、一般的に南滿洲の組織的地質調査を行ふこととした。而して從來の事業中主なるものは鞍山外七鐵鑛の發見、蓋平及海城兩縣下に於て菱苦土鑛の發見、加里長石産地の發見、各地炭田の地質調査及地形測量等で、此の他炭坑、隧道、溫泉、水源鑿井、其の他各方面の應用地質、窯業、冶金、機械、土木等に要する諸原料の調査を爲し、滿洲開發

の資料に供してゐる。

中央試驗所 中央試驗所は明治四十一年七月關東都督府の設立に係り、滿洲に於ける天與の富源を開發し、將來事業計畫の基礎を學術的硏究と其の結果の實行とに因り確立せなければならないとして主に殖産工業及衞生に關する試驗を施行する機關であつたが、明治四十三年五月會社が之を繼續するやうになつた、爾來會社は漸次之を擴張し、其の組織を變革して大正六年十月、庶務、分析、應用化學、製絲、窯業、醸造、衞生、電氣、化學の八科を設け、益々學術的の硏究を進むると共に、一般の分析、試驗及鑑定の依賴に應じ、汎く企業者の計畫を確立するの便宜を圖り、以て滿洲に於ける工業及衞生上の改良進步に努力してゐるのである。而して硏究の結果工業として成立の見込あるものは、工場作業採算的の基礎調査を爲さうとして試驗工場を設立し、明治四十三年四月以降大正六年十一月に亙つて既に實施したものを擧ぐれば、製絲工場、陶磁器工場、耐火煉瓦工場、高粱酒醸造工場、染織工場、豆油製造工場、脂肪酸工場、硝子製造試驗工場「リグノイド」製造試驗工場等である。上記の內豆油製造工場及脂肪酸工場は大體所期の試驗を終つたので之が經營を他に讓り渡し、そうして抽出式豆油、豆粕の製造作業及脂肪酸「グリスリン」製造事業の經營に一段落を告げた。又製絲工場は大正六年十月其の組織を改正した際、工場的試驗は擧げて之を他の經營に委託し、「リグノイド」試驗工場も豫期の試驗を了つたので、是れ又大正七年九月他の經營に移した。尙之等試驗工場の中最近會社組織によつて獨立の營利事業となつたものに、大連窯業株式會社及昌光硝子株式會社の二がある。其の他硏究の結果新に企畫したものに硬化油製造、「サルバルサン」製造、加里鹽類製造等の事業がある

殊に特筆すべきは當所に於て研究した結果發明したものの內特許權を得たるものは左のやうなものである。

特許番號	名　　稱	
二八六二一號	高粱酒より乳酸石灰を製造する方法	大正四、一一、一九
三二七七三號	モンド瓦斯「タール」を利用せる新消毒臭劑	同　七、　六、　三
三三六九七號	柞蠶繭處理法	同　八、　一、二一
三四五九三號	高粱酒釀造用として高粱酒蒸餾粕を利用する方法	同　八、　六、二八

然るに大正九年六月職制に變更があつたので從來の各課を廢止し、新に試驗課竝研究課の二課を置き、試驗課は諸般の分析試驗、分析、檢定及鑑定に關する事項を掌理し、研究課は工業に關する理化學的研究及調査の事項を掌理することとなり、是等の二課に依つて中央試驗所の使命に努力してゐる

第八節　受託經營事業

吉長鐵道　從來會社と重要な關係にある支那國有吉長鐵道は更に借款契約を改訂し、會社に於て其の經營を引受くることとなり、大正六年十二月三十一日を以て諸般の引繼を了し、大正七年一月一日から其の業務を開始した。會社は運輸主任工務主任及會計主任各一名を社員から推し、其の他五十名の社員を派し、他は總て在來の支那人を使用し經營してゐる。委託經營期間は三十年で滿鐵會社は營業純益の二割を經營の報酬として收得する。

第三章 經理

第一節 營業收支表

○營業收支事業別（昭和二年度）

種別	收入（千円）	支出（千円）	損益（千円）	百分比 收	百分比 支
鐵道	一一三、二四四	四五、二三六	六八、〇〇八	四九	二三
港灣	一〇、二七六	九、三〇六	九七〇	四	五
鑛業	八二、七八七	七三、〇三九	九、七四八	三六	三八
製鐵所	九、二二三	九、三八一	損 一五八	四	五
旅館	一、〇〇一	一、二六五	損 二六四	—	一
地方	六、〇九八	一九、一〇四	損 一三、〇〇六	三	一〇
總體費	—	一一、四八三	損 一一、四八三	—	六
收入利息	五、四四六	—	五、四四六	二	—
社債利息	—	一六、六三二	損 一六、六三二	—	九
支拂雜利息	—	三、九三六	損 三、九三六	—	一
雜損益	二、四八三	二、八三九	損 三五六	一	一
社債差額塡補金	—	二、〇六四	損 二、〇六四	—	一
計	二三〇、五五九	一九四、二八四	三六、二七四	一〇〇	一〇〇

第二十八回決算報告（昭和三年四月一日 昭和四年三月卅一日）

貸借對照表

資本金 金四億四千萬圓也

資產ノ部

科目	金額
拂込未濟株金	五三、八四四、〇〇〇・〇〇
事業費	六七一、七五一、三三八・二一
商品	五、三三三、六六〇・二六
貯藏品	八、九八一、二七一・七二
有價證券	五七、六二四、一一五・七一
現金	一六八、八一五・二四
預金	六九、二一九、三三一・三六
貸金	六五、八四〇、四四二・〇七
他店貸借	四二〇、三六〇・七五
證券貸借	六、六三六、七四五・五三
保證金	五一七、五八七・六八
受取手形	六、一五九、三八九・一六
爲替勘定	二一四、九六三・七九
未收金	五九、三二六、五五三・六八
假拂金	二七、〇八八、四五四・七九
未決算勘定	九八九、四一三・九〇
社債差額	一三、三九〇、〇九四・八二
合計	一、〇四五、三七五、五三九・〇七

負債ノ部

科目	金額
株金	四四〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
法定積立金	二〇、三〇〇、〇〇〇・〇〇
特別積立金	一三五、四〇〇、〇〇〇・〇〇

社員退職給與積立金 四、五〇〇、〇〇〇・〇〇
社債金 三七、六二七、〇〇〇・〇〇
他店貸借 九三三、一九九・一三
證券貸借 五一四、八五〇・〇〇
保證金 三、八八九、九三〇・〇七
支拂手形 二、九六〇、〇〇〇・〇〇
爲替勘定 三七、五三九・六八
社員貯金 八、五〇八、七八三・五五
社員身元保證金 三、五七九、五三〇・三五
共濟勘定 四、四五四、三七一・一三
未拂金 二四、七三五、三五七・五七
未償還滿期社債金 一五、五三〇、四五〇・〇〇
假受金 二、三五六、三三一・一九
前年度繰越金 九、四九六、三五五・四九
本年度利益金 四三、五五二、八六一・〇三
合計 一、〇四五、三七五、五三九・〇七

利益金處分 （昭和三年度）

一金四千二百五十五萬二千八百六十壹圓貳錢也 本年度利益金
一金九百四十九萬六千三百五十五圓四十九錢也 前年度繰越金
計金五千二百四萬九千二百十六

○營業收支累年比較

年度	總額 收入	支出	損益
明治四十年	一二、五四三千円	一〇、五二七千円	二、〇一七千円
同 四十一年	一七、六一六	一五、五〇二	二、一一四
同 四十二年	二三、一一四	一七、三四二	五、七七二
同 四十三年	二四、七七八	二一、〇六九	三、七〇八
同 四十四年	二八、一五五	二四、四八八	三、六六七
大正元年	三三、五四六	二八、六二〇	四、九二六
同 二年	四二、四一七	三五、二五〇	七、一六七
同 三年	四四、六七一	三七、一三〇	七、五四一
同 四年	四三、七八六	三五、七〇六	八、〇八〇
同 五年	五二、四〇二	四二、二九五	一〇、一〇八
同 六年	六九、四二九	五四、五〇四	一四、九二六
同 七年	九六、二五八	七四、〇六五	二二、一九三
同 八年	一五三、一三三	一二八、七五八	二四、三七五
同 九年	一七四、七三八	一四七、三四六	二七、三九二
同 十年	一四七、一〇一	一一五、七一四	三一、三八六
同 十一年	一六九、九五七	一三四、八七六	三五、〇八〇

圓五十一錢
內
金二百十三萬圓也　法定積立金
金千百五十萬九千二百六十八圓也　政府配當金（年五分三厘ノ割）
金八百四十九萬四百十圓九十四錢也　政府以外株主配當金（年六分ノ割）
金七百七十萬五千三百四十二圓四十六錢也　同　上第二配當金（年五分ノ割）
金千萬圓也　特別積立金
金二百萬圓也　社員退職給與積立金
金六十五萬圓也　役員賞與並交際費
金千十九萬四千百九十五圓十一錢也　翌年度繰越金

同　十二年	一八五、六九八	一五〇、九〇三	三四、七九六
同　十三年	一九四、一八二	一五九、六二九	三四、五五三
同　十四年	二〇一、五九八	一六六、七三三	三四、八六五
昭和　一年	二一五、六一五	一八一、四五七	三四、一五八
同　二年	二三〇、五五九	一九四、二八四	三六、二七四

第二節　社業の現況（昭和三年度）

此に昭和四年六月二十日東京、鐵道協會に於る滿鐵第廿八回定時株主總會に於る山本社長の演說を揭げる。本書各編に於る記載事項と重複せる點もあるが、社業の現況を通觀するに便宜なりと信ずる猶、旣述の數字にして本節と差違ありとするならば本節の數字によつて訂正さるべきものである。

第二十八回定時株主總會社長演說

本年度の營業收入は二億四千四十二萬圓で前年度に比し九百八十六萬圓の增收であります支出は一億九千七百八十七萬圓で前年度に比し三百五十九萬圓を增加し差引四千二百五十五萬圓の純益を計上致しました之を前年度に比較するときは六百二十七萬圓の增加であります而して此の純益金以外に二千三百六十八萬圓を資產償却及除却に充當致しましたので之を合計すれば總益金は六千六百二十三萬圓となるのであります此の內より株主配當金二千七百萬圓を差引き殘餘の三千八百五十萬圓は積立金其の他所謂社內保留金となり又會社の積立金は本期に於て法定及特別積立金を合計して一億七千五百萬圓に達するのであります。

各種事業に對する收入支出の內譯は別紙計算書記載の通でありまして今其の主要なるものを述べますと**鐵道の總益金**は七千四百二十八萬圓で前年度に比較して六百二十七萬圓の增加を示して居ります之は滿蒙の自然的發展に伴ふ農產物の增產及乘客殊に移民の增加又社內事業の擴張特に石炭の輸送數量增加に基く運賃收入が增加した爲であります。

港灣勘定に於きましては二百四十六萬圓の益金となり前年度より百四十九萬圓を增加しましたが之は大連港に於ける輸出入貨物の增加に伴ふ自然增收約五十萬圓竝經費の節約百萬圓が其の內容であります。

次に**業鑛**卽ち**炭礦經營の總益金**は一千百六十萬圓でありまして前年度に比較して百八十五萬圓の增加を示して居ります此の益金の增加は採炭量が約三十萬噸增加致しましたのと生產費低減の結果であります。

製鐵事業は鞍山製鐵所創立以來年々損失を示して居りましたが本年度に於て珍しく初めて百二十一萬圓の益金を擧ぐるを得たのでありますが其の理由は石炭原價、鐵道運賃等、內部的計算の基礎を改めました爲であるが同時に諸般施設の改良、從業員の熟達、經費の節約等に依り著く其の生產費を低下し得たのに因るものであります。

總體費は前年度に比較して三百四十九萬圓の支出增加となつたのでありますが之は殆ど全部臨時的のもので經常費の增加ではありません卽ち其の主なるものは重役及社員退職手當、臨時賞與、稅金等でありまして一般經常費は反つて僅少ながら節約したのであります。

雜損益の項目に於て前年度に比し六十八萬圓の收入減少は前年度は第五回株式十萬株を募集し此の額面超過額百七萬圓の臨時收入がありましたけれども本年度は公債賣却の差益三十八萬圓以外別に臨時の收入がなかつたのに因るのであります。

社債

本營業年度内に於て（二十八回三年六月二十日／二十九回四年三月十五日）二回に亙り七千萬圓の社債を發行致しましたが何れも期限は十箇年利率五分五厘でありまして其の内五千五百萬圓は七分利附の社債借替に充當し千五百萬圓は事業資金として預金してあります一昨年以來一億二千萬圓の社債を募集しまして高率の社債を借替致しましたが其の借替に依りて年々二百四十萬圓の利息を節約することになります。

株金拂込

本年度に於て會社は第一新株八十萬株に對し各二十五圓、第二新株六十萬株に對し各二十圓、總金額三千二百萬圓の拂込を完了しました。

財産償却及除却計算方法に付ては前年度に於て會社全體の資産に對し根本的整理を決行すると同時に新に合理的なる規定を設けて年度決算の成績如何に拘らず此の規定を嚴守することゝし本年度より實行致して居ります從て會社の資産狀態は極めて堅實にして其の評價額は概ね時價に比較して低位にありますから安全價格と確認することを得るものと信じます。

要之當會社の營業は主たる業務の鐵道、鑛業を始とし各種の事業を通じて大體順調なる發展と之に伴ふ成績を收めつゝあるのでありまして收益の漸進及資産狀態共に益々堅實を加へ年と共に彌々健全

なる發達の途にあることは諸君と共に慶賀に堪へない次第であります。

次に**會社內部の組織變更**に付御報告を致します元來滿鐵會社の組織は御承知の通鐵道、鑛山を首め各種の事業を經營すると同時に鐵道附屬地に於ける行政事務を管掌し多數の學校、病院其の他種々なる公共施設を經營して居るのであります從て之等各種機關を完全に統率し遺憾なく業務の整頓敏活を圖ることは中々容易でないのであります而して近時歐米及日本にても此の種大會社が等しく實行して居る業務分離の組織は此の如き場合に處する唯一最善の方法であると信じまして就任以來此の方針の許に著々實行致して居りましたが其の結果は未だ全く豫期の通には參りませんが大體良好でありますので更に本年度に於て東亞經濟調査局及大連醫院を財團法人組織とし奉天醫科大學及醫院を獨立會計に移し更に事業に於ては南滿住宅、大連農事、日本精蠟、日滿倉庫、南滿證券の諸株式會社及鞍山製鐵所を各獨立會社たらしむる方針で夫々手續中でありまして其の內の大部分は已に設立を了しました。

三年度支出の事業費の大要は**鐵道**に於ては複線工事、線路改良及車輛等に約千七百三十七萬圓、**港灣**に於ては甘井子石炭積出設備其の他に六百八十六萬圓、**鑛山**に於ては露天掘の設備其の他に六百八萬圓、製油工場新設費の內に四百七十八萬圓、**製鐵所**に於ては五百噸熔鑛爐新設其の他の改良に百三十三萬圓**地方施設**に於ては學校、醫院、公共施設等に四百四十七萬圓、**雜施設**としては事務所、社宅其の他に四百九萬圓を支出しまして其の**總計**は四千五百二十四萬圓になります。

以上は三年度の決算に對する大體の說明でありますが私は此の機會に於て**會社の事業計畫及其の實**

行の經過に關して御報告を申上げ且御了解を得たいと存じます。

會社の營業方針に對しては昨年の總會に於て申上げました通り既定の營業以外吾々は我が勢力の範圍內に於て出來る丈け滿蒙の資源を開發し其の原料の供給と之を加工することに依り我國家經濟に貢獻し同時に會社の利益を增進することを以て根本主義としたのであります。

顧ふに我經濟界の近狀は實に萎靡不振の極に達して居るのでありまして其の根本原因が連年約一億五千萬圓の國際貸借の缺陷に基くものであり此の缺陷を補充することが出來なければ昨今喧しく論議されてゐる金解禁問題も問題其のものゝ可否は別として根本的に其の憂を除き我經濟界の安定を期することが出來ないのを見て吾々の計畫の實行が更に大に急を要することを緊切に痛感するのでありまする我國に乏しき工業原料にして滿洲には極て豐富低廉なる資料が澤山あるのであります之を選擇利用して有利なる產業を計畫することは經濟國策遂行の第一義たるは更めて云ふまでもないことでありまする會社は此の主旨に於て第一製鐵、第二燃油、第三化學肥料製造の計畫を致したのであります滿洲には從來調査されたる所に依りましても鐵鑛及石炭各極て多量の埋藏がありまして而も其の生產費は歐米製鐵國の夫れと比較して大體に於て廉價に當るのであります現に鞍山製鐵所の成績は其の例を語るのであつて卽ち創業以來年々二千三百萬圓の損失を示して居りましたが一昨年諸般の改革を斷行しました結果二年度は損失十六萬圓に止まり三年度は一轉して百二十萬圓の利益を上ぐるに至りまして二年前の生產費に對しては銑鐵一噸に付十圓以上の低下を示し今日の原價は世界的標準以下になつたのであります。

同所に於ては現在の二十萬噸の製造力を三十萬噸に增產する計畫を立て五百噸の熔鑛爐を新設致しまして此の八月には完成する豫定であります此の鞍山擴張計畫を別とし會社は今回更に五十萬噸の銑鋼一貫工場の計畫を立て今專ら其の建設の準備に從事して居ります之が完成致しますれば彼此八九十萬噸の製鐵を爲し得る計畫でありまして我鐵國策に多大の貢獻を爲し得るのであります。

窒素肥料は製鐵業に附隨したる事業でありまして世界何れの大製鐵所に於ても其の設備を持て居るのであります當社も之に倣ひまして其の設備を致す計畫を立て最近已に獨逸の專賣權を買收致しました之に依て二十萬噸乃至三十萬噸の硫安を製造する豫定であります。

油に關しては第一期計畫として「オイルシエール」を採油する計畫を立てまして撫順に於ける設備は本年十月完成の筈であります之に依て重油五萬五千噸、「パラフイン」八千噸を製造するのでありま す第二計畫としては第一期設備の實驗に依り之を擴張すると同時に撫順炭より低温乾餾の方法に依り重油の製造を爲す筈でありまして已に大規模の試驗に著手し此の結果は有望視されて居るのでありま す。

第三計畫は近時獨逸に於て發見されたる方法に依り石炭を全部液化する計畫であります此方法は學術的に既に成功し獨逸は現に經濟的工場の新設を爲しつゝあるのであります會社は是迄數回撫順炭を試驗の爲彼地に送りましたが其の炭質は液化には最適當であることが確められて居ります此の液化事業の具體的經濟化することは今日では單に時の問題なりと識者の間に定評のあることでありまして其の成功の一日も速ならむことを切望して居るのであります日本に於ける油の需要は驚くべき勢を以て

增進して居るのでありますが之に對する國內の產出は極て微弱である爲現在約一億圓の輸入を仰いで居るのでありますから以上述べました各種の方法に依り撫順炭礦に於て其の大部分を供給することが出來ましたならば國家の爲にも會社の爲にも極て重大なる福利を齎らす次第であります尙之等各種の計畫を樹つるに當りましては充分に經濟的採算的の調査を致しまして總て製品の販賣價格は金輸出解禁後の下落一割建設物及器械の償却は十五箇年內外純益約一割を基礎條件として居りますから此の點は御安心を願ひたいのであります其の他滿洲には日本に乏しき幾多の資源がありまして之が利用に關しては十分なる調査研究を致しまして著々具體的有利なる工業と爲すことに努力して居ります。

從來會社の經營して居りました一般事業に對しては各方面に於て整理擴張共に適宜の方法に依て實行して居ります即ち撫順炭礦は二年度三年度に於て各三十萬噸の增產を爲し昭和七年度に於て一千萬噸採掘の計畫を立案中であります。

鐵道は年々約百哩の複線工事を續行し又從來の輕量「レール」を百「ポンド」に改良を爲し共に其の大部分は略完成して居ります。

鐵道營業を徹底し延いて日滿貿易を助成發達する爲には海陸を連絡する設備を要すること極て必要であるので會社は其の傍系會社たる大連汽船會社をして昨年以來貨物船八隻を購入し又鐵、石炭の爲特殊の運搬船七隻を新造し其の大部分は既に就航して多大の便益を示しつゝあります又貨物集配設備として大連及營口に於ては特殊棧橋を建設し內地にては鶴見、大阪、名古屋に於て適當なる海岸地を買收或は借入の計畫中でありまして其の設備完成のときは日本と滿蒙との輸送幹線を一貫し荷繰の迅

速、經費の節約等に於て多大の便益を期するものであります以上に於て大體會社の計畫しつゝある事業及方針現在の收益狀態等に付略御承知下さいましたことゝ存じます要するに會社は創立以後二十年を第一期とし之より第二期の根本畫策を樹て其の實行に進まむとするものでありまして內部の整理及組織の改良各種事業の進展に對し全社員を獎勵し大に努力致して居る次第でありますから此の際特に各位の御協力を切望して已まぬのであります終に臨み三年度に於ける滿洲經濟界の概況を簡單に申上げて各位の御參考に供したいと思ふのであります。

先づ滿洲經濟の根幹を成す農業は局部的には旱魃或は降雨に因り多少の損害が御座いましたが全體としては南北滿洲共に平年作で特產物の出廻も順調であり大豆の輸出數量は南滿三港及浦鹽の合計二百六十萬米噸に達し前年に比較して六十萬噸を增加致して居ります大豆の產額は奧地の開墾に伴ひ益々增加するのでありますが歐羅巴に於ける大豆の需要は旺盛でありまして現在の狀況より觀測して多々益辨ずるの感があります。

次に製造工業としては滿洲では油房工業が最大なるものでありますが唯一の市場たる日本に於ける豆粕の需要は化學肥料に押されて著く減退し最需要の盛なりし年の需要高一億五千萬噸に比べますと今日は其の半額にも達しません從て滿洲に於ける油房工業は頗る萎微して前途の運命も悲觀するの已むを得ざる狀況であります。

其の他の主たる工業としては從來經營し居れる二、三の紡績等がありますが近時大した盛衰はない樣であります。

唯爰に吾々の最も注意すべきことは今回支那の關税改正に因り滿洲の工業に今後如何なる變化があり而して如何なる影響が日本の貿易及工業に及ぼすかと言ふ點でありますが未だ之が爲に滿洲に於ては何等認むべき具體的計畫のあるを聞きません滿洲三港の貿易狀態は昭和三年度は輸出入合計六億一千萬兩で前年に比較し四千八百兩の增加で貿易の「バランス」は約八千二百萬兩の輸出超過であります。

滿洲の對外貿易に於ては日本が依然として最主要の位地に在ります卽ち日本の經濟的勢力が南方に對するに比し優勢なることを物語るものであり又輸出超過の連續して多額なるは滿洲の生產力及富の大なることを物語るもので之に伴ひ購買力增進の餘地あることを示すのであります。

昭和三年は滿洲に於て政治的に種々なる出來事があり南北妥協に因る易幟問題、張作霖事件に續いて楊宇霆、常蔭槐の銃殺事件等があり又南方に於ては盛に排日の行動がありましたが滿洲は是等の事件に累せられず依然として平和と秩序とを維持しましたことは誠に幸福とする所であります。

附録

一、調査課發行調査時報第八巻（昭和三年度）記事總目次

記事項目の下に示せるは頁數で一頁より二一四六頁を次の十二冊に分ける。

一月	一――一一四
二月	一一四――二八九
三月	二九〇――五七二
四月	五七三――六九五
五月	六九六――八四一
六月	八四二――一〇八四
七月	一〇八五――一三五一
八月	一三五二――一五三七
九月	一五三八――一七〇三
十月	一七〇四――一八五九
十一月	一八六〇――二〇一一
十二月	二〇一二――二一四六

時事

政治

經濟

交通

社會

資料

經濟統計

二、調査課刊行書目錄

目次

附　錄

雑……………………

定期刊行物及統計書類

調査時報（大正八年以降）……調査課資料係……月一回
統計年報……………………調査課統計係……年一回
統計月報……………………同……………月一回
營業一班……………………同……………年一回
滿鐵要覽……………………同……………同
南滿洲鐵道株式會社事業概況……同……………
營業報告書…………………同……………年一回
北支那貿易年報（上、下二卷）……調査課商事係……同
滿洲貿易詳細統計……………同……………同
滿洲經濟統計月報（大正十三年九月初刊）……同……………月一回
滿洲金融統計詳細表…………同……………年一回
滿洲經濟統計（昭和二年以降）……同……………同
農產物收穫高豫想（大正十二年以降）……調査課產業係……年三回

法政關係

一、舊慣調査

一般民地（上）　滿洲舊慣調査報告書前篇の内　民地の意義、紅册地、三園、準民地、參考書　大　三、一〇

二、法　制(條約及之に類するものを含む)

三、政治外交

四、文化

三　產業關係

一、一般

二、農、林、畜、水產

一、工 鑛 業

南滿洲工業事情（パンフレット第二九號）……大一五、一一
續南滿洲工業事情（パンフレット第四一號）……昭　三、二
本邦の工業と滿洲の原料（一）（パンフレット第五二號）昭　三、六
本邦の工業と滿洲の原料（二）（パンフレット第五二號）昭　三、一〇
米國の大豆と豆油（滿鐵調査資料第二九編）……大一三、二
滿洲に於ける油房業（滿鐵調査資料第二三編）……大一三、三
各國に於ける植物性油（上卷）（滿鐵調査資料第六〇編）大一五、一一
同……（下卷）（滿鐵調査資料第六五編）昭　二、六
柞蠶糸及其他印度野蠶絲並に英、佛に於ける野蠶絲工業に就て……大一二、二
滿洲に於ける柞蠶製絲業（滿鐵調査資料第一九編）……大一二、一一
滿洲に於ける紡績業（滿鐵調査資料第一八編）……大一二、一〇
最近に於ける滿洲需給綿絲布と大連港……大一二、一二
パルプ工業に關する調査（パンフレット第四號）……大一三、八
滿洲に於ける燐寸工業（滿鐵調査資料第一七編）……大一二、一〇
滿洲に於ける硝子工業（滿鐵調査資料第二〇編）……大一二、一二
滿洲に於ける機械製粉（資料彙存第一一號）……大　四、一一
滿洲に於ける製粉業（滿鐵調査資料第三二編）……大一三、四
滿洲に於ける砂糖事情（滿鐵調査資料第三八編）……大一三、五
滿洲に於ける肉類加工業（滿鐵調査資料第四一編）……大一三、八
燒鍋經營資本に關する調査（資料彙存第一一號）……大　四、一一
膠濟鐵道沿線に於ける石炭業（交渉資料第七編）……大　三、一一
撫順炭の販路（調査報告書第二四卷）……大一四、八
支那工場事情（滿鐵調査資料第八五編）……昭　三、一一

勞働關係

勞働者の待遇國家と勞働問題（滿鐵調査資料號外）……大　九、一一
「フォード」自動車會社職工待遇梗概（滿鐵調査資料第七輯）……大　八、三
支那に於ける勞働爭議調（一）（調査報告書第二〇卷）……大一三、一
全國鐵路第二次代表大會々議錄（パンフレット第一七號）……大一四、八
最近上海に於ける勞働運動風潮（滿鐵調査資料第五二編）……大一五、三
滿洲工業勞働事情（調査報告書第二二卷）……大一四、五
民國十六年の滿洲出稼者（滿鐵調査資料第七〇編）……昭　二、一二
ソウエート聯邦の失業對策（パンフレット第四二號）……昭　三、三
過去十ケ年に於ける南滿洲勞働爭議統計……昭　三、二

商事關係

一、一般

青島の商工業（交渉資料第七編）……大　三、一一
滿洲輸出入重量商品建値調（滿鐵調査資料第四〇編）……大一三、七
時局の滿洲財界に及ぼせる狀況（パンフレット第九號）大一三、一〇

滿洲貨幣相場集成（其三）（パンフレット第四四號）……昭　四、　三
滿洲に於ける通貨及金融の概要（パンフレット第五四號）……昭　三、一〇
支那に於ける無盡の慣習（パンフレット第四八號）……昭　三、一一
哈爾濱大洋票流通史（滿鐵調査資料第九〇編）……昭　三、一二

五、取引所

大連建値問題（調査報告書第一五卷）……大一一、　六
內地取引所關係法規の改正と在滿洲日本取引所（滿鐵調査資料第一〇編）……大一二、　一
滿洲日本側取引所一覽表……大一二、一〇
滿洲に於ける日本取引所（滿鐵調査資料第八六編）……昭　三、一一

六、財政及租稅

奉天省財政一班……大　二、　五
東三省現行特別兎重徵專照制度に就て（資料彙存第一二號）……大　七、　三
支那に於ける地租制度改革（問題調査資料第二輯）……大　七、　六
奉天省現行稅制（調査報告書第一卷）……大　七、一一
黑龍江省財政一班並現行稅制（調査報告書第八卷）……大　九、　五
支那の財政改革國債整理案……大一三、　四
中國內外債整理に關する聲明書……大一三、　四
中國の稅收政費及債務（パンフレット第二號）……大一三、　六
民國財政史（上、下編）……大一三、　八
支那政府の財政狀態に關する記錄（パンフレット第一四號）……大一四、　六
奉天省の財政其一歲出論 歲入論（滿鐵調査資料第七四編）……昭　三、　三
吉林省の財政（滿鐵調査資料第八二編）……昭　三、　九
滿蒙關係借款一覽（昭和元年十二月現在）……昭　三、　四

交通地理關係

一、一般經濟調査

南滿洲經濟調査資料（第一）　遼陽、騰鰲堡、海城、岫巖、蓋平、安奉線地方　大　元、一一
南滿洲經濟調査資料（第二）　運河流域、鴨綠江流域、黃海沿岸、渤海東海岸地方　明四三、一〇
南滿洲經濟調査資料（第三）　鐵嶺、北山城子、海龍城、朝陽鎭、大肚川、大疙瘩、掏鹿、開原城　明四三、　五
南滿洲經濟調査資料（第四）　新民府、奉天、法庫門、通江口、金家屯、昌圖　明四三、　四
南滿洲經濟調査資料（第五）　吉林、烏拉街、八面城、鴜鷺樹、奉化、懷德、公主嶺、伊通州、長春、張家灣　明四三、一一
南滿洲經濟調査資料（第六）　營口の貿易、交通、金融、工業　同
錦州府管內經濟調査資料　廣寧、錦州、義州、寧遠　明四二、　七
吉林東南部經濟調査資料　延吉府、敦化縣、額穆縣、琿春廳、附咸鏡北道淸津　明四〇、　六
北滿洲經濟調査資料　哈爾賓三姓間松花口沿岸、呼蘭河流域地方　明四〇、　七
續北滿洲經濟調査資料　雙城府、五常府、楡樹廳、新城府、農安縣、綏芬廳　明四四、　八

東清鐵道南部沿線地方經濟調査資料　長春哈爾賓間鐵道沿線地方、附錄東清鐵道營業統計　大六、三
本溪湖城廠間經濟調査資料　總説、交通運輸、產業、市邑、沿道狀況、附圖　大四、一二
本溪縣志（資料彙存第一號）　大四、一二
滿蒙交界地方經濟調査資料（第一）　齊々哈爾、鄭家屯、洮南府、伯都納農安地方　明四二、四
滿蒙交界地方經濟調査資料（第二）　鄭家屯、康平縣、哈爾泌屯、彰武縣哈拉套街、小庫倫、阜新縣、蒙古鎭清河門、朝陽鎭　大三、一二
滿蒙交界地方經濟調査資料（第三）　農安縣、福隆泉、郭爾羅斯前旗、新城縣、大賚縣、安廣縣、鎭東縣、洮安縣、洮南縣、開通縣、長嶺縣、懷德縣　大四、五
ペッツ著　山東省の經濟的發展（交涉資料第八編）……大四、一
間島事情（調査資料第二輯）……大七、六
吉林省（其一吉會沿線關係地方）（調査報告書第四卷）……大八、六
黑龍江省（其一龍江道）（調査報告書第五卷）……大八、七
同（其二綏蘭道）（調査報告書第六卷）……大九、七
同（其三黑河道）（調査報告書第一一卷）……大一〇、六
吉林省東北部松花江沿岸地方經濟事情（調査報告書第九卷）……大一〇、六
洮索間各地方調査報告書（パンフレット第五號）……大一三、七
露國占領前後に於ける大連及旅順……明四四、四
鐵道輸送數量上より觀たる大連港背後地の範圍……大一二、七
大連港背後地の研究（調査報告書第一九卷）……同
營口の現勢……大一四、四
遼西事情……同
東三省各縣面積人口一覽表（資料彙存第一〇號）……大四、六
支那大陸の人口及面積統計並に北京の市勢調査研究（滿鐵調査資料第一二編）……大一二、五
東寧縣事情（パンフレット第五〇號）……昭三、七

二、鐵道其他陸運

山東鐵道會社概況（英文中國股份檢査書揭載）（交涉資料第七編）……大三、一一
支那鐵道規定集其他參考資料（資料彙存第八號）……大四、三
支那鐵道紀要（資料彙存第八號）……同
一九一三年山東鐵道輸送重要貨物解説（資料彙存第八號）……同
吉長鐵道最近の收入（資料彙存第一二號）……大七、三
支那に於ける鐵道問題（調査資料第一輯）……大七、五
支那鐵道會計規程彙（調査資料第四輯）……大七、一一
海蘭鐵道に就て（調査資料第七輯）……大八、三
滿洲及山東に於ける新日本鐵道（調査資料第七輯）……大八、三
奉海鐵道と葫蘆島問題……大一五、二
朝鮮の私設鐵道（調査報告書第二五卷）……大一四、一二
新聞に傳へられる滿蒙の豫定鐵道（パンフレット第四九號）……昭三、六
東支鐵道の輸送並に營業成績（パンフレット第五五號）昭三、一二
東支鐵道の滿洲經濟界に及ぼせる影響と創業二十五年間に於ける運賃政策の變遷（パンフレット第五七號）昭四、二

三、水運

四、其他

東支鐵道及露西亞關係

一、一般

二、露文飜譯滿鐵調査資料

（露亞經濟調査叢書と重複せるものあり）

三、露文飜譯勞農露國調査資料（勞農露國研究叢書と重複せるものあり）

同　第三十五編　ソウエート聯邦外國貿易の制度及組織……大一四、一二

同　第三十六編　一、ソウエート聯邦輸出採算に關して
二、新經濟政策期に於ける消費組合……大一五、四

四、勞農露國研究叢書

勞農露國研究叢書第一編　露國の統治組織及機關
露國各聯盟共和國概要……大一四、九

同　第二編　勞農露國に於ける外國人の法律的地位
露國に於ける私營事業及私有財産權
露國の工業組織
トラスト模範定款
露國工業法(上)(下)
露國に於ける勞働需給關係……大一四、一一

同　第三編　革命後の露國農村經濟狀態
露國農村經濟統計
露國の國營事業
露領極東及西比利亞の經濟事情(上)(下)
露國の自治共和國及自治州……同

同　第四編　ソウエート聯邦通商事情(上)(下)
ソウエート聯邦外國貿易の制度及組織……大一五、五

勞農露國研究叢書第五編　露國工業經濟に關する指導的意見
露國共產黨第十二回大會決議
露國の工場委員會
露西亞共和國の國民教育……大一五、六

同　第六編　勞農露國の社會保險
勞農國家と教會
勞農露國の言論機關(上)(下)
露國の地方統治組織
勞農露國の軍事……大一五、九五

五、露亞經濟調査叢書

亞細亞露西亞の國土と産業(國土編)……大一五、五
亞細亞露西亞の國土と産業(産業編)……大一五、一二
亞細亞露西亞の交通……昭二、一
露領極東の農業と植民問題……大一五、一一
露領極東の鑛産(上卷)……昭二、一
露領極東の鑛産(下卷)……同
露領極東の林業と林況……昭二、三
露領極東地誌(上卷)……昭二、六
露領極東地誌(下卷)……昭二、六
露領極東に於ける職業組合の組成……昭二、五
勞農露國の産業と電化計畫……昭二、二
勞農露國の生産と消費……昭二、三
露國農民の課税及其他負擔重度の研究……昭二、四
勞農露國土地法の研究……昭二、七
外蒙共和國(上卷)……昭二、一
外蒙共和國(下卷)……昭二、三
滿洲植物誌(第一卷)……昭二、一
滿洲植物誌(第二卷)……昭二、二
滿洲植物誌(第三卷上編)……昭二、六

滿洲植物誌（第三卷下編）……昭 二、七
露領沿海地方の自然と經濟（上卷）……昭 二、二
露領沿海地方の自然と經濟（下卷）……昭 二、三
勘察加調査書（第一編）……昭 二、二
沿海及び黑龍州產の小麥並にライ麥の穀粒研究……昭 二、七
露國沿黑龍地方の農業……昭 二、五
露領黑龍州の氣候、土壤、植物研究誌（上卷）……昭 二、九
露領黑龍州の氣候、土壤、植物研究誌（下卷）……昭 二、一〇
ソウエート聯邦總覽（第一卷）……昭 二、八
ソウエート聯邦總覽（第二卷）……同
ソウエート聯邦總覽（第三卷）……昭 二、一〇
ソウエート聯邦總覽（第四卷）……
黑龍江省（上卷）……昭 二、九
同 （下卷）……昭 二、一〇
ソウエート聯邦總覽（第五卷）……昭 二、一一
ソウエート聯邦の資源と產業（石炭業編）……同
露領黑龍州の畜產業（上卷）……昭 二、一二
露領極東の資源と產業……昭 三、一
亞細亞露西亞の住民……同
ソウエート聯邦の資源と產業（鐵滿俺編）……昭 三、三
ソウエート聯邦の資源と產業（穀類編）……同
露國に於けるボリシエヴイズム發達史（上卷）……同
露國に於けるボリシエヴイズム發達史（下卷）……昭 三、四
勘察加調査書（第四編）……昭 三、四
勘察加調査書（第五編）……昭 三、六
露領黑龍州の畜產業（下卷）……昭 三、五
國際市場に於ける露國協同組合……同
ソウエート聯邦の資源と產業（毛皮編）……昭 三、六
ソウエー農卜村の研究……昭 三、七
北滿洲と東支鐵道（上卷）……同
北滿洲と東支鐵道（下卷）……同
ソウエート聯邦の資源と產業（石油編）……同
勘察加調査書（第六編）……昭 三、八
勘察加調査書（第二編）……同
露領極東の森林利權……昭 三、九
黑龍江及其支流の航運……同
ソウエート聯邦の資源と產業（亞麻編）……同
ソウエート聯邦經濟十年史……昭 三、一一
露領極東の鑛業利權……昭 三、一一
勘察加調査書（第三編）……昭 三、一二

滿蒙全書

地圖

附錄

漢譯調査資料

雜

昭和四年七月十一日印刷
昭和四年七月十五日發行

南滿洲鐵道株式會社庶務部調査課
編輯兼發行者　佐田弘治郎

大連市大山通六十三番地
印刷者　太田信三

大連市大山通六十三番地
印刷所　小林又七支店

發行所　南滿洲鐵道株式會社